

「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」及び
 「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	旧施行令 第5条	<p>4-1 個人情報保護法制定当時において短時間で消去される個人データは、通常、個人の権利利益に重大な影響を及ぼすものは少なく、また、データベースに蓄積されても取り扱われる時間が限られることから、個人の権利利益を侵害する危険性が低いと考えられていたので、旧政令第5条が規定されていたという理解でよろしいか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	御理解のとおりです。
2	旧施行令 第5条	<p>4-2 制度改正大綱によれば、短期間で消去される個人データについても、個人の権利利益を侵害する危険性が低いとは限らず、また、既に消去されれば、請求に応じる必要もないことから、個人情報取扱事業者に請求に対応するコストを負担させることの不利益が、本人に開示等を請求する権利を認めることの利益を上回るとはいえないことから旧政令第5条削除に至ったとのことであるが、PPCの現在の理解も同様ということでよろしいか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	御理解のとおりです。
3	旧施行令 第5条	<p>4-3 個人データと保有個人データの間の最大の相違であった6ヶ月保存の有無という点が旧政令第5条削除によってなくなってしまう訳であるが、そうであれば、保有個人データ制度を撤廃して、個人データは原則として開示等請求の対象となる(但し、個人データの取扱を受託しているに過ぎない場</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>合やその存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものについてはその限りではない。)という制度にした方がシンプルでわかりやすい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
4	旧施行令第5条	<p>4-4 個人データと保有個人データの間の最大の相違であった6ヶ月保存の有無という点が旧政令第5条削除によってなくなったにもかかわらず、保有個人データ制度を撤廃して、個人データは原則として開示等請求の対象となる(但し、個人データの取扱いを受託しているに過ぎない場合やその存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものについてはその限りではない。)という制度にしなかった理由は何か回答されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
5	施 行 令 (案) 第 5条	<p>1-1-1 多くの個人情報取扱事業者においては、安全管理措置(法20条)の一環として、特定の取り扱いにおいて氏名等が不要であれば、氏名等を削除した上で取り扱っている。当該情報が個人情報であるとして、個人情報に対する規律に従った取り扱いを行うことを前提に、安全管理措置(法20条)の一環として氏名等を削除した結果、規則案18条の7の基準にたまたま該当しても、それは仮名加工情報ではなく、個人情報であると理解して良いか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>改正後の法第35条の2第1項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
6	施 行 令 (案) 第 5条	<p>1-1-2 同様に、当該情報が個人情報であるとして、個人情報に対する規律に従った取扱いを行うことを前提に、安全管理措置(法 20 条)の一環として氏名等を削除した結果、たまたま規則 19 条の基準に該当してもそれは匿名加工情報ではなく、個人情報であると理解しているが、そのような理解でよいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>なお、法第 36 条第 1 項の「作成するとき」とは、匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、匿名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、匿名加工情報の取扱いに係る義務は適用されません。</p>
7	施 行 令 (案) 第 7条	<p>意見 1 : 改正案第七条(要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合)</p> <p>「要配慮個人情報」がなぜ出来たのか立ち返って頂きたい。また、法第二十三条第一項「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」が形骸化しないか危惧する。</p> <p>改正案第七条第一項第二号の「共同して利用する者の範囲」は、「本人からみて共同して利用する者の外延が客観的に明確であることが求められる。」(園部逸夫・藤原靜雄編集 個人情報保護法制研究会著 『個人情報保護法の解説《第二次改訂版》』 ぎょうせい、平成 31 年、187-188 頁)という点を確認したい。「要配慮個人情報」とされているデータが、個人情報取扱事業者によって「誤って」評価されたデータであった場合、「共同して利用」されると、本</p>	<p>法第 23 条第 5 項は、個人データの提供者である個人情報取扱事業者と受領者との間の密接な関係に鑑み、当該個人データの受領者について、提供者と一体のものと捉えて、第三者提供の規制を課さないとしたものです。そして、現行の施行令第 7 条第 2 号は、要配慮個人情報の取得の場面においても、法第 23 条第 5 項各号に該当する場合は、提供者と受領者を一体として捉え、要配慮個人情報の取得に関する同意を課さないこととしています。</p> <p>本施行令案第 7 条第 2 号は、改正後の法第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて法第 23 条第 5 項各</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>人の権利利益に大きなダメージを与えるばかりか、なぜそのような評価をされているのか、本人には解らないという問題が出てくることを危惧する。</p> <p>【匿名】</p>	<p>号を適用する場合及び改正後の法第35条の3第2項の規定により読み替えて法第23条第5項各号を準用する場合も、上記の考え方が妥当することから、要配慮個人情報の取得に関する同意を課さないこととなるよう、現行の条文を変更するものです。</p> <p>なお、改正後の法第35条の2第6項の規定により読み替えて法第23条第5項第3号を適用する場合及び改正後の法第35条の3第2項の規定により読み替えて法第23条第5項第3号を準用する場合における同号の「共同して利用する者の範囲」は、その外延が客観的に明確である必要があります。</p>
8	施 行 令 (案) 第 7 条第 2 号	<p>提出意見 :</p> <p>施行令案7条2項について</p> <p>「要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合」を定めた同条について、今回の改正で、従来第2項において「法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。」と個人データに関する規律のみが規定されていたところ、この個人データの概念に「法第三十五条の二第六項」と「法第三十五条の三第二項」(仮名加工情報取扱事業者に関する読み替え準用規定)が含まれようとしている。</p> <p>これにより、個人情報である仮名加工情報を取得する際にそれが要配慮個人情報である場合において本人の同意なく取得「できる」場合が整理されようとしているが、これはそもそも、仮名加工情報を「作成」「提供」する事業</p>	<p>法第23条第5項は、個人データの提供者である個人情報取扱事業者と受領者との間の密接な関係に鑑み、当該個人データの受領者について、提供者と一体のものと捉えて、第三者提供の規制を課さないこととしたものです。そして、現行の施行令第7条第2号は、要配慮個人情報の取得の場面においても、法第23条第5項各号に該当する場合は、提供者と受領者を一体として捉え、要配慮個人情報の取得に関する同意を課さないこととしています。</p> <p>本施行令案第7条第2号は、改正後の法第35条の2第6項の規定により読み替えて法第23条第5項各</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>者は当該本人を知っている（同意を取ろうと思えばとれる状態にある）が、それを「取得」する事業者は、同意をとろうと思ってもとりようがないという意味において、「できる規定」というより「みなし規定」（本人の同意なく取得することになる、又は、するものとする）として認識すべきか。</p> <p>【匿名】</p>	<p>号を適用する場合及び改正後の法第35条の3第2項の規定により読み替えて法第23条第5項各号を準用する場合も、上記の考え方が妥当することから、要配慮個人情報の取得に関する同意を課さないこととなるよう、現行の条文を変更するものです。</p>
9	施 行 令 (案) 第 7条の2	<p>【該当箇所】 政令第7条の2</p> <p>以下の事例において、A社がB社に対して顧客管理番号を連絡することは、個人情報保護法26条の2の規制対象とならないことを確認したい。</p> <p>A社は提携するB社から、B社が個人データとして管理している顧客管理番号を顧客からの問い合わせ業務の委託に伴って提供を受けている。具体的には、A社は、A社のコールセンターに問い合わせがあった場合に、B社に対して当該顧客管理番号を連絡し、B社において個人情報データベースの顧客管理番号と照合して、A社コールセンターに問い合わせをした人物が、B社サービスを利用している顧客と同一かどうかを確認し、B社から顧客に対して連絡を行うために当該顧客管理番号を使用する。なお、A社においては当該顧客管理番号は個人データに該当しない。このような事案は、個人データの取扱いの委託に関する規定である個人情報保護法23条5項1号の規律の問題であり、A社がB社に対して顧客管理番号を連絡することは、個人情報保護法26条の2の規制対象とではないことを確認したい。</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事案についてはお答えしかねますが、一般的に委託（法第23条第5項第1号）に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正後の法第26条の2の規律は適用されないと考えられます。なお、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法26条の2の規律が適用されると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【(株)ローソン銀行】	
10	施 行 令 (案) 第 7条の2	<p>政令第7条の2</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>改正法第26条の2により、「個人関連情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。」とされている。さらに法第2条第1項第1号により個人情報とは、氏名や生年月日などにより個人が識別できるものであり、個人識別符号を含まないものであるとされている。また仮名加工情報は、個人データ内の氏名等特定の個人を識別できる情報を削除し又は他の情報に置き換えたものとされている。さらに匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報とされている。</p> <p>本号では「個人関連情報データベース等」について、個人関連情報を容易に検索可能とするように体系化されたものであって、目次や索引等を有するものとされている。しかし、上記に照らせば個人関連情報により構成され、検索可能となるデータベースが想定できないのだが、具体例としてどのようなデータベースが作成されると想定されているのかを教えていただきたい。</p>	<p>「個人関連情報データベース等」の具体的な内容はガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、例えば、個人の氏名等を含まない形で、ユーザーの情報をID等によって整理しているデータベース（IDと個人情報が容易に照合できることもない場合）が挙げられます。</p>
11	施 行 令 (案) 第 7条の2	2-1-1 個人情報データベース等については、「個人情報としてのそれぞれの属性に着目して検索できるように、構成されている必要があり、文字列検索でたまたま検索できるというだけでは、『個人情報データベース等』に該当	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>するものではなく、特定の個人に関する情報を個人名等をキーにして抽出可能であってはじめて個人情報データベース等に該当すると PPC が現在解釈しているということによいか、確認されたい(園部逸夫＝藤原靜雄編『個人情報保護法の解説(第二次改訂版)』79 頁参照)。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>なお、「個人情報データベース等」(法第 2 条第 4 項) の該当性は、当該データベースが、個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの、又は②特定の個人を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして施行令第 3 条第 2 項で定めるもの(ただし、①②のうち、施行令第 3 条第 1 項各号に該当するものを除く。) に該当するか否かにより判断されます。</p>
12	施 行 令 (案) 第 7 条の 2	<p>2-1-2 個人関連情報データベース等について政令案 7 条の 2 の「容易に検索」の意義を明らかにされたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本施行令案第 7 条の 2 の「特定の個人関連情報を容易に検索することができる」とは、個人関連情報に含まれる一定の記述等により、データベースの中から、特定の個人関連情報を容易に検索できることをいいます。</p>
13	施 行 令 (案) 第 7 条の 2	<p>2-1-3 政令案 7 条の 2 の「容易に検索」において個人情報データベース等と同様に特定の個人に関する情報を個人名等をキーにして抽出可能であることが必要だと解釈されるか、回答されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>個人関連情報データベース等を構成する個人関連情報に個人名が含まれることは通常想定されないと考えられます。</p>
14	施 行 令 (案) 第	<p>2-1-4 仮名加工をすると、まさにこれまでキーとなっていた個人名等が削除されてしまい、特定の個人に関する情報を抽出することができなくなってしま</p>	<p>個人関連情報データベース等を構成する個人関連情報に個人名が含まれることは通常想定されないと</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	7条の2	<p>しまうと思われるが、そうすると、政令案7条の2の「容易に検索」において個人情報データベース等と同様に特定の個人に関する情報を個人名等をキーにして抽出可能であることが必要だと解釈してしまうと個人関連情報データベース等は理論上存在しなくなるように思われるが、この点についてどのように考えるべきかご教示いただきたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	考えられます。
15	施行令 (案) 第 7条の2	<p>2-1-5 政令案7条の2の「容易に検索」において例えば、販売日、販売した物品名等で検索できればこの要件を満たすか回答されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本施行令案第7条の2の「特定の個人関連情報を容易に検索することができる」とは、個人関連情報に含まれる一定の記述等により、データベースの中から、特定の個人関連情報を容易に検索できることをいい、個別の事案ごとに判断されます。
16	施行令 (案) 第 7条の2	<p>2-1-6 政令5条と政令案7条の2はこれに含まれる仮名加工情報／個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報／個人関連情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとしているが、このように同じ文言である以上、同じ解釈と理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本施行令案第5条は仮名加工情報データベース等について定め、本施行令案第7条の2は個人関連情報データベース等について定めており、それぞれ異なるものを定義した規定です。
17	施行令 (案) 第 8条	<p>提出意見：</p> <p>政令 第8条</p> <p>保有個人データに関する事項の公表等について、「保有個人データの適正な取</p>	本施行令案第8条第1号の規定により、本人がより適切に閲与できるようになるとともに、事業者における取組の充実に資すると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの」の中に、「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」を加えることについては無理があり過ぎると考えます。</p> <p>そもそも、「法第 20 条の規定による安全管理措置」については、組織的対策の他に、個人情報が含まれる媒体毎に設定される人的・物理的・技術的安全対策が必要であり、また安全管理措置は、不变なものではなく、リスクの変化によって絶えず変動させていく必要があります。</p> <p>「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」を説明しようとすれば、このように個人情報が含まれる媒体毎に設定される人的・物理的・技術的安全対策について、リスクの変化によって絶えず変動している内容も含めて伝えなければ意味の無いものとなってしまいます。</p> <p>もちろん、それによって安全管理に支障と及ぼす結果についても考慮しなければなりません。</p> <p>それらを考えると、保有個人データに関する公表事項の中に「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」を加えたところで、各事業者は一律に「個人情報保護委員会ガイドライン等に示される安全管理措置を実施しています。」と 1 行書き加えるだけの無意味な結果となることが目に見えます。</p> <p>また、2017 年以前には、経済産業分野ガイドラインに入る「安全管理措置」については毎年アップデートを行っていました。</p> <p>しかしながら、委員会ガイドラインとなって以降、記載されている「安全管理措置」は陳腐化していって、ISO27001 で記載されている「テレワーク」「クラウドサービス利用」「BCP」に関する事項が全く載せられていない状態のま</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>まとなっています。</p> <p>この状態で、各事業者がHPに「個人情報保護委員会ガイドライン等に示される安全管理措置を実施しています。」と1行書き加えるナンセンスなことをさせるぐらいであれば、やらない方が日本の名誉のためには良いと思います。</p> <p>【シーピーデザインコンサルティング】</p>	
18	施行令 (案) 第 8条	<p>提出意見 :</p> <p>【該当箇所】施行令第8条</p> <p>【意見】法第27条第1項第4号の政令で定めるもの（保有個人データに関する事項の公表等）として、安全管理措置（法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置）が追加されている。この安全管理措置について、具体的にどのような内容を、どのようなレベル感で記載して公表すれば足りるのかわかりづらい。できれば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等で、本公表事項の公表内容に関する考え方や記載内容の事例等について記載していただきたい。</p> <p>【一般社団法人 全国信用金庫協会】</p>	<p>事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
19	施行令 (案) 第 8条	<p>提出意見 :</p> <p>1. 公表事項について（政令第8条）</p> <p>公表事項の充実については、本案とは別途、個人データの処理方法について、本人が予測出来る程度に利用目的を特定する（法第15条第1項関係）議論がなされていると理解しているが（第155回個人情報保護委員会資料1）、この例示で示されているような具体化に際しては、利用目的をより具体的に</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>特定するのみで、利用目的を拡大するものではない変更については再度の同意取得を必要としないと整理していただきたい。</p> <p>【株式会社メルカリ】</p>	
20	施 行 令 (案) 第 8条	<p>提出意見：</p> <p>(意見) 施行令改正案第8条第1号において本人の知り得る状態に置くことを義務付けられる「法第二十条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」について、どの程度の詳しさで公表等すればよいのか、基準や具体例を示していただきたい。また、講じた措置の概要や一部の公表等でよいこととしていただきたい。</p> <p>(理由) 一般的に安全管理措置は多岐に亘り、営業秘密に関係する場合あると考える。そのような安全管理措置のすべてを公表等することは、個人情報取扱事業者にとって過度な負担であり、事業者によっては実現困難ということも考えられる。また仮にすべてを公表等しても、本人が膨大な量の記載を読んで理解し、開示や利用停止等の請求を行う判断をすることも困難と考えられる。事業者の負担、本人の理解しやすさ、個人情報保護の面で得られる利益のバランスを図るために、安全管理措置のすべての公表等を義務付けるのではなく、概要や一部とすることが適当と考える。</p> <p>【匿名】</p>	<p>事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、法第27条第1項の規定による公表は、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合も含まれるため、その一部を本人からの照会があった場合に遅滞なく回答する方法等も可能と考えられます。</p>
21	施 行 令 (案) 第 8条	<p>条文番号：8条1号 項目：公表事項の充実 確認／意見：意見</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>具体的な内容：本号に明記があるものではないが、第 155 回個人情報保護委員会資料によれば、安全管理のために講じた措置をガイドラインにおいて例示することが考えられるとし、その具体例として「外部環境の把握（外国で個人データを取り扱っている場合の外国の個人情報保護制度等）」との記載がある。</p> <p>しかし、「外国の個人情報保護制度」の調査につき、個人情報保護委員会が取りまとめて公表する予定であるものを列挙するだけで足りるのであればまだよいが、各社で一定の（「適切かつ合理的な方法」による）調査が求められるとすれば、相応のコストと負荷がかかると考えられる。「安全管理のための措置」として、自社で調べあげた「外国の個人情報保護制度」まで公表することとなれば、他の事業者による調査結果のフリーライドの懸念もあり、結果として、各事業者による主体的な調査を阻害する結果となりかねない。また、こうした事情も踏まえると、当該記載の深度（どの程度明記しなければならないのか）も明確ではない（G D P R, C B P R 等、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国の個人情報保護制度についてまで公表させる必要性はないものと思われる）。そもそも、自社の個人データの取扱い状況を適切に把握しているかを確認させるという目的であれば、個人データを取り扱っている国名を公表させるだけでも、必要十分と思われる。</p> <p>従って、今後予定されているガイドラインにおいて、当該事項の記載を求めるべきではない。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	<p>具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
22	施 行 令 (案) 第 8条	<p>提出意見 :</p> <p>[該当箇所]</p> <p>令第8条第1号</p> <p>[意見]</p> <p>公表すべき「安全管理のために講じた措置」の中には、「個人データのやり取りにおいて、法における適用関係等について適切な検討を行ったか否か、及びその適切な検討の結果は含まれないという理解でよいか。</p> <p>[理由]</p> <p>個人データを他人に開示するにあたっては、</p> <p>(1) 当該開示が「提供」に該当するか否か、</p> <p>(2) 「提供」に該当する場合に、当該他人が「第三者」(法第23条第5項)に該当するか否かを検討することが法第20条に基づく個人情報取扱事業者の義務である(個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律第42条第1項の規定に基づく勧告等について」2(1)(令和元年度8月26日))。</p> <p>しかし、(1)及び(2)を公表することは、個人情報取扱事業者にとって過度な負担となるため、公表の対象から除くべきと考える。この点について、ガイドラインまたはQ & Aにて明記していただきたい。</p> <p>【匿名】</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
23	施 行 令 (案) 第	<p>提出意見 :</p> <p>[該当箇所]</p>	<p>同意の取得方法等については、個別の事案ごとに様々であるため、御意見にはお答えしかねます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	8条	<p>令第8条第1号</p> <p>[意見]</p> <p>安全管理措置（法第20条）についての公表内容（法第27条第2項、令第8条第1号）が事実と異なっていたり、誤認を招く内容であり、かかる公表事項を読んで本人が同意（法第18条、23条、24条等）したとしても、かかる同意の個人情報保護法上の効力には影響は与えないという理解ですか。</p> <p>[理由]</p> <p>まず、理論的には、個人情報保護法上の同意は、公法上の同意であり、民法上の「錯誤」の概念が直ちに適用または準用されるわけではない。そのため、個人情報保護法上の同意は、民法上の同意とは別に検討すべきである。</p> <p>また、本人の保護は、民法をはじめとする民事法に基づき可能である。そのため、個人情報保護法上の適用対象を拡大することによって保護すべき必要性は高くない。</p> <p>【匿名】</p>	
24	施 行 令 (案) 第 8条	<p><意見></p> <p>該当箇所：</p> <p>第八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。</p> <p>一 法第二十条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置</p>	<p>事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)</p> <p>意見内容：</p> <p>保有個人データに関する公表事項として、「安全管理措置」が追加されているが、どの程度の粒度での情報開示が求められるのかについて、ガイドラインやQ & A等で具体的な例示等を示して頂きたい。「安全管理に支障を及ぼす」場合が除外されるが、どの程度まで公表すれば法的要件を満たしながら、安全管理に支障が及ぼさないのかにつき指針をお示し頂きたい。</p> <p>理由：</p> <p>安全管理措置を詳細に開示すれば安全管理に支障を来すため、どこまで公表すればよいか判断が難しいため。また上記の点を社内管理規定と照らして、運用を図りたいため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】</p>	
25	施 行 令 (案) 第 8条	<p>施行令8条1号 安全管理措置に関する公表については、既にカッコ書きでその旨ご配慮を頂いているものの、詳細な公表を要することとなると、むしろセキュリティの視点で適切でない場合が生じうること、企業秘密・他の企業との契約等との関係で開示が困難になる場合もあることから、合理的な範囲での開示となるように、ガイダンス等を含めて整理を頂きたい。</p> <p>また、IT関連の事業者は中小規模であっても一定の説明能力を有している場</p>	<p>事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>合も多いと認識しているが、一般的な中小企業においては、説明が過度な負担になりかえって情報システムの導入をためらうといったことにならないよう、中小企業への配慮をお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	
26	施 行 令 (案) 第 8条	<p>・(「保有個人データの処理の方法」) 個人情報保護法施行令8条1号について 今般公表された政令案においては、「法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」が追加され、「保有個人データの処理の方法」については、追加が見送られたものと理解している。今後のガイドラインの改正により、利用目的をより具体的にすることが求められ、「保有個人データの処理の方法」に相当する事項が利用目的に定められることが求められるであれば、「処理」の意味するところをガイドラインにおいて明確にして頂きたい。GDPRでいう”profiling”の意味で「処理」の用語を使われているのであれば、その点を明確にして頂き、該当する事例をガイドラインに定めて頂き、外国の事業者からも内容が理解しやすくなるよう、手当て頂きたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>個人データの処理方法について、公表を義務化することとはしていませんが、本人が合理的に予測できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドライン等において、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める旨の記載を検討してまいります。</p>
27	施 行 令 (案) 第 8条	<p>(1) 「安全管理のために講じた措置」(政令案8条1号)の公表義務 安全管理措置の公表を義務づける趣旨は、本人が納得してその個人情報を託せるように、企業での安全管理措置の情報を本人に提供することにある。この点、本人にとっては、社内規程、教育、監査体制だけではなく、結局はどのような技術的な情報セキュリティ体制を構築しているかに主要な関心が</p>	<p>本施行令案第8条第1号の規定により、本人がより適切に関与できるようになるとともに、事業者における取組の充実に資すると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>あると思われ、そのような技術的な情報は公表により支障を及ぼす情報である場合が多い。そう考えると、結局、公表により支障を及ぼすおそれがある項目の公表がないと本人の納得は得られないであり、公表しても支障のない情報の提供だけでは本義務の存在価値は半減するのではないか。</p> <p>仮にガイドラインで公表により支障を及ぼす情報が具体的に明示され企業としては判断ができることになったとしても、一般人である本人から本規定に基づいて公表により支障を及ぼすおそれがある項目の公表を求められることになれば、その対応に苦慮することになる。そう考えると、「安全管理措置」についての公表義務の追加は、安全管理のための秘匿の必要性と、本人の要求を満たすという点での実効性をあわせて、もう少し慎重に検討すべきである。</p> <p>少なくとも現状の定め方では、改正の趣旨は全うできないと思われるの参考にされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	
28	施 行 令 (案) 第 8条	<p>(2) 公表すべき「保有個人データの安全管理のために講じた措置」(政令案8条1号)の内容</p> <p>① 「安全管理のために講じた措置」(政令案8条1号)を公表するにしても、それぞれのデータによっても講じる安全管理措置の内容が違うこともあります、どの程度の粒度で公表を行えばよいのかがわからない。そのため、公表する必要がある事項を政令においてさらに詳細に明記した上で、あわせて、どこまで具体的に公表する必要があるのか、公表が必要な措置項目もしくは具体例を明示されたい。</p>	<p>① 事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>② 安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>③ 安全管理のために講じた措置の公表の考え方や</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>② 公表することにより「保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれ」（政令案8条1号かつこ書）がある場合の具体例も例示されたい。</p> <p>③ プライバシーマークやISO認証を取得している場合には、公表する安全管理措置の内容について記載の簡略化を認めることなども検討されたい。</p> <p>④ 個人情報の本人が、各企業の保有する個々のデータの具体的な保管方法に関するというのは、現実的でないうえ、安全管理に支障を及ぼす情報も存在する。</p> <p>データごとの具体的な保管方法を公表するのではなく、会社としての全般的な情報セキュリティ体制など適正なプロセスを確保するための体制に関する事項を公表事項とすることが適するものと考える。</p> <p>個々のデータを提供する本人の判断要素となるのは適正なプロセスを確保するための個々の企業の体制や努力といった企業姿勢であると考えられ、そのような事項が本人から把握可能となる公表事項の具体的検討と、政令による具体化を図られたい。</p> <p>⑤ 公表すべき「安全管理のために講じた措置」（政令案8条1号）の中には、「個人データのやり取りにおいて、法における適用関係等について適切な検討を行ったか否か、およびその適切な検討の結果は含まれないという理解でよいか明確にされたい。</p> <p>個人データを他人に開示するにあたっては、(a)当該開示が「提供」に該当するか否か、(b)「提供」に該当する場合に、当該他人が「第三者」（法23条5項）に該当するか否かを検討することが個人情報保護法20条に基づく個人情報取扱事業者の義務と理解している（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律第42条第1項の規定に基づく勧告等について」〔令和元年8</p>	<p>具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、本人の適切な理解と関与を可能とする観点から、御提示いただいたような事項を自主的に公表していただくこと自体は望ましい取組と考えられます。</p> <p>④ データの具体的な保管方法等については、その内容の公表により、安全管理に支障を及ぼす場合等も考えられるため、公表事項から除外されるものと考えられます。なお、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>⑤ 御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>月26日】2(1))。</p> <p>しかし、上記(a)および(b)を公表することを、中小の事業者も含むすべての個人情報取扱事業者に課すことは過度な負担となるため、公表の対象から除くべきである。</p> <p>【経営法友会】</p>	
29	施 行 令 (案) 第 8条	<p>【該当箇所】 政令(案)第8条第1号</p> <p>【意見】 政令第8条第1号について、原則、安全管理措置の内容の公表を求める一方、公表することで安全管理措置に支障を及ぼすおそれがあるものを除くとされているが、その線引となる考え方を、具体例と共にガイドラインで明確化していただきたい</p> <p>【理由】 各個人情報取扱事業者における公表水準の統一化</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
30	施 行 令 (案) 第 8条	<p>政令案の第8条 第1項 (意見)</p> <p>公表すべき安全管理措置の具体例、公表することにより支障を及ぼすおそれがある安全管理措置の具体例をガイドライン等において示していただいた</p>	事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しするこ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>い。</p> <p>(理由) 政令の内容の明確化</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	とを検討してまいります。
31	施 行 令 (案) 第 8条	<p>政令第八条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項における「保有個人データの安全管理のために講じた措置」について事業者が公表すべき内容、ならびに「安全管理に支障を及ぼすおそれがあるもの」の内容を具体的に示すとともに、アルゴリズムを含む複雑なデータ処理については公表を求めないことを明確にすべきである。 <p>【(一社) 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>	事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。なお、個人データの処理方法について、公表を義務化することとはしておりませんが、本人が合理的に予測できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドライン等において、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める旨の記載を検討してまいります。
32	施 行 令 (案) 第 8条	<p>該当箇所</p> <p>(安全管理措置の公表) 第八条第一項</p> <p>法第二十条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）</p>	事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>意見内容 安全管理のために講じた措置として公表が求められる内容、及び安全管理に支障を及ぼすおそれがあるもの、の具体例をご提示いただきたい。</p> <p>理由 安全管理措置は非常に幅が広く、どの程度詳細な情報が求められるか明確化する必要があるため。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	
33	施 行 令 (案) 第 8条	<p>該当箇所 第八条第一項</p> <p>意見内容 「保有個人データの安全管理のために講じた措置」の内容について、十分な例示を要望する。具体的には、取扱事業者がどのような内容を盛り込むべきかを理解できるように、具体的な例示を求める。また、アルゴリズムを含む複雑なデータ処理については、個人情報保護委員会が取扱事業者に開示を求めないことをガイドラインで明確にしていただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	<p>事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。なお、個人データの処理方法について、公表を義務化することとはしておりませんが、本人が合理的に予測できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドライン等において、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める旨の記載を検討してまいります。</p>
34	施 行 令 (案) 第 8条関係	<p>(意見) 情報通信が進んでいく中で、インターネットを利用した結果、事業者の情報漏えいが発生したと個人的に判断した場合、苦情の申し出先は、最終的には、</p>	<p>個人情報の取扱いに関する本人からの苦情に対して、一次的には個人情報取扱事業者が窓口を設け、適切かつ迅速な処理を行う責任があると考えますが、</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	(その他)	<p>個人情報保護委員会相談ダイヤルの窓口で相談できるフローを構築し、国民に周知してください。</p> <p>(理由)</p> <p>個人情報保護法 第一条（目的）には、個人情報の適正かつ効果的な活用が豊な国民生活の実現に資し、個人情報の有用性に配慮し、個人の権利利益を保護するものとされています。個人情報取扱業者の苦情申し出先は、分野別に認定団体が設けられています。</p> <p>日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク制度等により、マークを取得する事業者は、個人情報保護法に適合する企業と評価されます。しかし、国民は、個人情報保護の認定団体があることを大多数は知らず、プライバシーマークを取得していない事業者に対する苦情の申し出先が分からないのが現状です。情報漏えい等で、個人の利益や利害を害している恐れがあるか、本人が判断できない、どこに相談して良いか分からない場合、個人情報保護法相談ダイヤルを広く周知してください。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）NACS 消費者提言委員会】</p>	<p>個人情報保護法相談ダイヤルにおいても、必要な助言・あっせん等を行ってまいります。また、個人情報保護法相談ダイヤルについて、多くの国民の皆様にご利用いただけるよう、引き続き積極的に周知・広報に努めてまいります。</p>
35	施行令 (案) 第 8条関係 (その他)	<p>(2) 公表すべき「保有個人データの安全管理のために講じた措置」（政令案8条1号）と同意の有効性について</p> <p>安全管理措置（法20条）についての公表内容（法27条2項、政令案8条1号）が事実と異なっていたり、誤認を招いたりする内容を本人が同意（法18条、23条、24条等）したとしても、かかる同意の個人情報保護法上の効</p>	<p>同意の取得方法等については、個別の事案ごとに様々であるため、御意見にはお答えしかねます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>力には影響は与えない旨明確にされたい。</p> <p>個人情報保護法上の同意は、公法上の同意であり、民法上の「錯誤」の概念がただちに適用または準用されるわけではない。そのため、個人情報保護法上の同意は、民法上の同意とは別に検討すべきである。そして、個人情報保護法に基づく公表内容と個人情報保護法の同意の効力を結びつけずとも、民事法令によって本人の保護はなしうるため、公表事項は同意の有効性に影響を与えないという整理をすべきである。</p> <p>【経営法友会】</p>	
36	施 行 令 (案) 第 8 条関係 (そ の 他)	<p>5 法定公表事項について</p> <p>AI、ビックデータの活用が推進され、デジタルプラットフォームの利用が拡大している状況において、個人情報の取扱いについて、消費者はより関心を持つ必要があります。現在、事業者の個人データの取扱いについて、本人がその内容を判断する材料は利用目的だけであるところ、目的の記載が具体的ではなく、眞の同意を得ているとは言えないと考えます。利用目的は、できる限り具体的に特定することを要望します。</p> <p>加えて、①個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、②保有個人データの処理の方法等、本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項として追加することに賛成します。</p> <p>検討の際に提案された具体例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部規律の整備（取得、利用、提供、廃棄といった段階ごとに、取扱方法や担当者及びその任務等について規定を策定し、定期的に見直しを実施している旨等） 	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、本人が合理的に予測できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドライン等において、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める旨の記載を検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>・組織体制の整備（責任者を設置している旨及びその役職・任務等、漏えい等を把握した場合の報告連絡体制等）</p> <p>・定期点検・監査（定期的な自己点検、他部署監査、外部主体監査の実施等）</p> <p>・従業者の教育（定期的に研修を実施している旨、秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み周知している旨等）</p> <p>・不正アクセス等の防止（外部からの不正アクセスから保護する仕組みを導入している旨等）</p> <p>・外的環境の把握（外国で個人データを取り扱っている場合の外国の個人情報保護制度等）</p> <p>などの情報提供をぜひ進めてください。</p> <p>また、保有個人データの処理方法については、例えば、「プロファイリング」といった、本人から得た情報から、本人に関する行動、関心等の情報を分析する場合、本人がそういった分析が行われていることを把握していかなければ、合理的に想定された目的の範囲を超えていているとも考えられます。</p> <p>検討の際に示された具体例のような、閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣向等に応じた広告を配信するケースにおいて、「広告配信のために利用します」ではなく、「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします」などの事項やを公表することで、消費者の理解が深まり、適切な判断が可能になると考えます。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
37	施 行 令 (案) 第 8条	<p>11-1-1 個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」では保有個人データ処理の方法等を公表事項とする予定としていなかったか。保有個人データ処理の方法等は公表不要か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>個人データの処理方法について、公表を義務化することとはしていませんが、本人が合理的に予測できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドライン等において、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める旨の記載を検討してまいります。</p>
38	施 行 令 (案) 第 8条	<p>11-1-2 なぜ安全管理措置の開示を制度改正大綱で予定しながら法改正ではなく政令改正でやるのか。法でやるべきではなかったか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに対する本人関与に必要な基本的事項については法律で規定していますが、個人情報取扱事業者における個人情報の取扱いに関する内容などの本人に参考となる情報については、施行令で規定することとしております。いずれも本人にとって重要な情報ですが、施行令で規定する場合には、法律の要請に基づき、委任される趣旨を逸脱しない範囲で規定することとしており、安全管理のために講じた措置の公表についても、施行令で規定することとしております。</p>
39	施 行 令 (案) 第 8条	<p>11-1-3 安全管理のために講じた措置とは何か。内部規律の整備(取得、利用、提供、廃棄といった段階毎に、取扱方法や担当者及びその任務等について規定を策定し、定期的に見直しを実施している旨等)や組織体制の整備(責任者を設置している旨及びその役職・任務等、漏えい等を把握した場合の報</p>	<p>保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、法第20条の規定により安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置か</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>告連絡体制等)でいいか。ほとんどの会社が個人情報取扱規定・管理規定等を持っているがその規定の内容を公表せよということか。「当社は自社のサーバ上で管理し、それに対して十分なセキュリティ上の防御策を講じております」程度でいいのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>なければならぬこととなります。なお、事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
40	施 行 令 (案) 第 8条	<p>11-1-4 当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれとはどういう意味か。個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法や個人データ管理区域の入退出管理方法などであるか。例えば、詳細なシステム構成等を説明するとハッキングされる可能性があるというのは含まれるか。何をもっておそれがあるかを判断するのか。例えば、「当社は自社のサーバ上で管理し、それに対して十分なセキュリティ上の防御策を講じております」程度であっても、クラウドではないとか紙ではない等がわかれれば、侵入者にとっては有益な情報となると思われるがそれをもって「おそれ」はあるといえるか。そのようなおそれがあるという理由で何も同号に基づく公表しないということは可能か。または、ガイドライン通則編8に準じた安全管理措置を講じていますという公表は可能か。最低限絶対に公表しておくべき事項はあるか。</p> <p>11-1-5 例えば、あえて侵入者を騙すために虚偽を公表することは個人情報保護法に反するのか。ハニーポットを設置し、アクセスを試みる者(セキュリティの実態を知りたい本人を含む)が知り得る状態に置くことは、個人情報保護法に違反するのか。</p>	<p>何をもって安全管理に支障を及ぼすおそれがあるかについては、取り扱われる個人情報の内容、個人情報の取扱いの態様等によって様々であるため、一律にはお答えしかねますが、安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法、個人データ管理区域の入退出管理方法や詳細なシステム構成については、公表することにより安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する可能性があると考えられます。</p> <p>法第27条の規定は、開示請求等により、本人が保有個人データに適切に関与することを可能とする趣旨のものであり、事実と異なる公表を行っている場合は、法第27条第1項の規定に違反することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
41	施 行 令 (案) 第 9条	<p>提出意見 :</p> <p>該当箇所 改正後施行令 9 条</p> <p>意見</p> <p>改正後施行令 9 条各号は、改正後法第 28 条第 5 項により同条第 1 項から第 3 項までの規定が準用されるべき「第三者提供記録」に該当しない場合を定めるものであるが、これら各号が挙げるものの他にも、準用されるべき「第三者提供記録」に該当しない場合として、法第 25 条第 1 項又は第 26 条第 3 項の義務によらないで作成された記録もそれに当たると考えるが、そのような解釈でよいか確認したい。</p> <p>理由</p> <p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」は、2-2 節において「解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供」の例をいくつか挙げており、その一方で、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ & A では、Q10-26 で、「個人データを提供先にデータ伝送している場合、伝送日時、伝送先などのログを記録とすることはできますか。」との設問に「ログを記録とすることは認められます」との回答があることから、システムが自動的に残すアクセスログ等の記録も「第三者提供記録」となり得ることを意味している。そのため、「解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供」について、当該</p>	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>個人データの本人から改正後第 28 条第 5 項に基づく「第三者提供記録」の開示請求があった場合に、たまたまシステムが自動的に残すアクセスログ等の記録が存在している限りはそれを開示しなければならないこととなるのかが、改正後法第 28 条第 5 項及び改正後施行令 9 条の規定からでは必ずしも明らかでない。</p> <p>この点については、改正後法第 28 条第 5 項により準用されるべき「第三者提供記録」は法第 25 条第 1 項又は第 26 条第 3 項の義務により作成されたものを指しているのであって、義務によらないで作成されているものはこれに該当せず、請求があっても不存在として開示しない旨の決定をすることができると考えるが、このような解釈でよいか確認したい。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF 企業データベース事業 WG】</p>	
42	施 行 令 (案) 第 9 条	<p>意見 2. 改正案第九条(第三者提供記録から除外されるもの)</p> <p>改正案第九条一の「おそれ」は、「…物理的、確率的な可能性ではなく、社会通念による蓋然性の有無の判断による。」(園部逸夫・藤原靜雄編集 個人情報保護法制研究会著 『個人情報保護法の解説《第二次改訂版》』ぎょうせい、平成 31 年、236 頁)であることを確認したい。また、改正案第九条四は、保有個人データの提供を要求する側が、憲法の要請を踏まえているのか気になる処である。特に、憲法第十九条、第二十一条、第三十一条、第三十五条の「正当な理由に基づいて」並びに「明示する令状がなければ」という規定に対応した運用が行われているかをチェックし、改善すべき点があれば指摘し、改善できなければならない。また、「犯罪の予防」は、「理由を探すための搜</p>	<p>本施行令案第 9 条各号の「おそれ」については、御理解のとおりです。</p> <p>また、第三者提供記録の例外の判断にあたっては、法の趣旨を踏まえて適切に対応することが求められます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>査」(宇藤崇・松田岳士・堀江慎司 『刑事訴訟法 第2版』有斐閣, 2018, 34頁)にならないか、比例原則が機能する仕組みと、適正手続きに基づく運用をしているかのチェック機能が不可欠である。</p> <p>【匿名】</p>	
43	施 行 令 (案) 第 9条	<p>(該当箇所) 施行令第9条</p> <p>(意見・質問) 施行日以前に行った第三者提供記録については、書面・電磁によらず、開示義務はない認識でよいか。</p> <p>(理由等) 施行日以前に行った第三者提供記録が残っていない懸念がある。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	平成27年改正法の施行後に第25条第1項又は法第26条第3項に基づいて作成された記録については、開示の対象となります。
44	施 行 令 (案) 第 9条	<p>【該当箇所】 政令(案)第9条</p> <p>【意見】 政令第9条は、同条各号が定める例外要件に該当する事案について、法25条第1項が定める記録作成義務の対象にはなるものの、法28条が定める当該記録の開示対象から除外されることを規定したもの、という理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【理由】 政令第9条各号は、第三者提供に該当する事案を対象としていることを明確化いただきたい（法23条第1項・第5項に該当する事案は、そもそも第三者提供に該当しないため、政令第9条の対象ではない（法25条第1項が定める記録作成義務は課されず、法28条が定める開示請求の対象とならない））。</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	
45	施 行 令 (案) 第 9条	<p>【該当箇所】 政令(案)第9条</p> <p>【意見】 政令第9条第1号ないし第4号に該当する具体例をガイドラインで明確化いただきたい。</p> <p>【理由】 明確化のため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	本施行令案第9条各号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
46	施 行 令 (案) 第 9条	<p>提出意見：</p> <p>【該当箇所】 施行令第9条</p> <p>【意見】 次の2つは、第9条4号に該当するとして第三者提供記録から除外され、本人からの開示請求の対象にはならないとの理解で良いか。</p>	本施行令案第9条第4号の具体例等については、ガイドライン等で示してまいりますが、事業者が税務署の任意の求めに応じて個人データを提供する場合は、法第23条第1項第4号に該当し、事業者が検査関係事項照会に対応して個人データを提供する場

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・国税調査等の国・地方公共団体からの各種預金調査 ・警察からの捜査関係事項照会 <p>【一般社団法人 全国信用金庫協会】</p>	<p>合は、法第 23 条第 1 項第 1 号に該当するところ、法第 23 条第 1 項各号に基づく提供の場合、第三者提供記録の作成義務はありません（法第 25 条第 1 項）。そのため、これらの過程で任意に文書が作成された場合であっても、第三者提供記録には該当せず、開示請求の対象とはなりません。</p>
47	施行令 （案）第 9条	<p>提出意見：</p> <p>第三者提供記録の本人開示請求について（公開情報は除かれるか）</p> <p>（該当箇所）</p> <p>政令案 第 9 条</p> <p>（意見）</p> <p>改正政令案第 9 条について、以下の点を確認したい。</p> <p>1. 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（以下単に「ガイドライン」という）2-2-1-3 によれば、「不特定多数の者が取得できる公開情報」の提供行為は、「確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない」旨定められている。</p> <p>改正政令案第 9 条の「第三者提供記録から除外されるもの」には明記されていないものの、公開情報に関する提供記録は、ガイドラインの上記記述に基づき、改正法第 28 条第 1 項から第 3 項が準用される「第 25 条第 1 項及び第</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 御理解のとおりです。 2. 本施行令案第 9 条は、法第 25 条第 1 項又は法第 26 条第 3 項に基づいて作成される記録のうちの一部を第三者提供記録から除外するものであり、そもそも法第 25 条第 1 項又は法第 26 条第 3 項に基づいて作成されたものでない記録が対象となっていないことは明らかであることから、一般的に現状の案でご理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>26条第3項の記録」に該当しないとして、本人による開示請求の対象から除外されると理解しているが、念のため確認したい。</p> <p>2. 上記1の理解が正しい場合、法律の適用範囲の明確化の観点から、改正政令案第9条第5号として、「当該記録が、不特定多数の者が取得できる公開情報の提供行為に関するものであり、法第25条第1項及び法第26条第3項の義務にかからないもの」等として明記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>「不特定多数の者が取得できる公開情報」については、ガイドライン2-2-1-3の上記記述に基づき、法第25条第1項に基づく提供記録の作成義務及び第26条第3項に基づく確認記録の作成義務の対象から除外されている。</p> <p>一方で、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」(以下単に「Q&A」という)の「3-2 確認義務、記録義務」Q・A10-26によれば、個人データをデータ伝送によって提供している場合、ログを第三者提供時の確認・記録義務に基づく記録とすることが認められている。</p> <p>ガイドライン及びQ&Aの上記記述を前提にすると、公開情報をデータ伝送によって第三者に提供している場合、法律上の提供記録作成義務の対象からは除外されているものの、システム上はログとして提供記録が残っている場合がありうる。</p> <p>改正法第28条第5項は、同条第1項から第3項までの準用対象として「法第25条第1項及び第26条第3項の記録」と定めていることから、ガイドラインの上記記述に基づき作成義務の無い提供記録（システム上はログが残さ</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>れているが、法律上作成義務のない提供記録)は、本人開示請求の対象からも除外されると考えるが、そのような理解で正しいか念のため確認したい。</p> <p>また、この点に関する個人情報取扱事業者の混乱を避けるため、政令上明記していただきたい。</p> <p>【株式会社ユーザベース】</p>	
48	施 行 令 (案) 第 9条	<p>政令第九条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一号、第二号に該当する具体的な事例を示すべきである。 <p>【(一社) 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>	本施行令案第9条各号の具体的例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
49	施 行 令 (案) 第 9条	<p>該当箇所 (開示義務の適用除外となる第三者提供記録)</p> <p>第九条</p> <p>第一号 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>第二号 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>意見内容 どのような場合に上記の規定が当てはまるのか具体例をご提示いただけます。</p> <p>理由</p>	本施行令案第9条各号の具体的例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>明確化のため。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	
50	施 行 令 (案) 第 9条	<p>(4) 個人情報保護法 28 条の第三者提供記録の本人開示請求について</p> <p>第三者提供するための本人同意は、原則として第三者を特定することまでは要せず、事業の性質・個人情報の取扱状況を鑑み、本人が同意する判断ができるために必要な情報を提供すれば足りることを明らかにされたい。当社が他の事業者（仮に「S 社」と呼ぶ）と、取引があること自体を秘密情報であると S 社との契約で約束していた場合、本人開示請求によって、第三者提供記録を本人に提示することは、S 社との秘密保持契約違反になってしまう場合、どちらを優先すればよいのか（本人へ開示請求権が優先するなど）、対応方法も含め明確にされたい。</p> <p>また、上記の例で、S 社との契約違反であることを理由に当社が個人情報保護法上の開示義務を免除される場合を設けることも検討されたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、個別の事案ごとの判断となりますが、他の事業者との契約上秘密情報であるとされていることのみをもって、直ちに第三者提供記録の開示の例外事由に該当するものではないと考えられます。
51	施 行 令 (案) 第 9条	<p>5-1-1 現在、第三者提供記録を紙媒体で保管し、必ずしも本人の名前で検索できない（例えば取引日時で並べているだけ）という場合には、非常に時間がかかる調査を経ない限り開示できないが、そのような保管方法が禁止されるということか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
52	施 行 令 (案) 第 9条	5-1-2 仮に禁止されない場合、調査に過度の負担がかかると思われるが、そのような負担は、法 28 条 2 項 2 号の「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当するので、結果的にはこれが同条 5 項で準用されることで、開示不要ということでいいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
53	施 行 令 (案) 第 9条	5-2-1 政令案 9 条は政令 4 条と同じ文言であるが、解釈も同一で良いか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本施行令案第 9 条は第三者提供記録からの除外を定めたものになりますが、現行の施行令第 4 条の解釈も参考にして解釈されると考えられます。
54	施 行 令 (案) 第 9条	5-2-2-1 政令案 9 条 1 号の「存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある」とは具体的にどのようなものか。 5-2-2-2 政令案 9 条 1 号の「存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある」につき、例えば、どの第三者へ提供したかが明らかになり、ひいては取引先という営業秘密が明らかになるので、個人情報取扱事業者自身の財産(営業利益)にマイナスの影響があるというのは該当するか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本施行令案第 9 条第 1 号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
55	施 行 令 (案) 第 9条	5-2-3-1 政令案 9 条 2 号の「存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」とは何か。	本施行令案第 9 条第 2 号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>5-2-3-2 政令案9条2号の「存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」につき、提供先の第三者への不適切な態様の連絡(いわゆる電凸等)の可能性がある場合は該当するか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
56	施 行 令 (案) 第 9条	<p>5-2-4-1 政令案9条3号の「存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの」とは何か。</p> <p>5-2-4-2 政令案9条3号の「存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの」として、外国政府の調査・捜査等に協力して提供した場合は該当するか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本施行令案第9条第3号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
57	施 行 令 (案) 第 9条	<p>5-2-5-1 政令案9条4号の「存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがある」とは何か。</p> <p>5-2-5-2 政令案9条4号の「存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがある」として、政府機関、捜査機関の調査・捜査等に協力して提供した場合は該当するか。</p>	本施行令案第9条第4号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p> <p>58 施行令（案）第9条 5-3-1 第三者提供記録がきちんと作成、保存されていない場合には、開示を請求できないという理解でいいか（参議院内閣委員会2020年6月4日答弁参照）。</p> <p>5-3-2 例えば、請求時点で第三者提供記録がきちんと作成、保存されていないものの、過去の提供に関する資料（メール等）を調査すれば記録を作成・保存できる場合、その段階で調査して記録を作成して開示する義務を負うではないのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、第三者提供記録の開示請求は、当該記録が存在することを前提とする請求になりますが、第三者提供記録を作成する義務があるにもかかわらず、これが適法に作成されていない場合には、個人情報取扱事業者は当該違法状態を是正する必要があります。</p>
59	施行令（案）第21条	<p>提出意見：</p> <p>施行令案</p> <p>21条</p> <p>（地方公共団体の長等が処理する事務）等</p> <p>法44条1項による「緊急かつ重点的」に個人情報等の適正な取扱いを確保する事情があり、「効果的」に命令等を行う必要がある場合に事業所管大臣に委任できる個人情報保護委員会の「権限」は、現行の施行令13条により（1）法40条1項による報告徴収及び立入検査に限られていたが、施行令案13条によると、（2）法第22条の2による漏えい等の報告受付、（3）法第58条の3による送達（通常送達等の準用）、（4）法第58条の4による公示送達及び（5）法第58条の5（電子情報処理組織の使用）も対象と</p>	<p>本施行令案第21条第1項の規定により検査等事務を地方公共団体の長等が処理することとされた場合であっても、事業所管大臣等が自ら当該事務を行うことは妨げられていません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>する趣旨が伺える。</p> <p>また、現行の施行令21条は、これらの権限が事業所管大臣に委任されている場合であって、その権限に属する「事務」が他法令により地方公共団体の長等が行うと規定されているときは、当該長等が行うとされており、今回改正される施行令案21条でも、事業所管大臣に委任される(1)~(5)の「権限」と同一の「事務」を代行するとされている。</p> <p>法制上の建付けを踏まえると、本来個人情報保護委員会が行う「権限」は、「緊急かつ重点的」で「効果的」である場合に限り事業所管大臣に委任できるが、事業所管大臣の「事務」を地方公共団体の長等が処理する条件は、単に「他の法令の規定により…行うこととされている場合」にすることとされているだけである。つまり、現行の地方公共団体の「事務」代行については、効果的であるか否か、代行すべきか否か等を斟酌する余地がない中で、これまで(1)に係る事務だけが代行の対象となってきたが、今回の改正で、(2)~(5)の事務も追加されようとしている。このため、(1)~(5)を見比べてみると、「権限」の行使と「事務」の処理を分けても実務面で手続上の重複が少ないと思われるものと、そうでないものが混在していると考えられる。例えば(3)(4)の送達は、権限行使と事務処理を切り分ける効果が想定しづらい。特に(4)公示送達は、住所不明や外国送達事案の場合に執られるため、このような事業者は事業所管大臣でなければ全国的に探索できない等の理由により、必ずしも地方公共団体において効果的であると言い難い。</p> <p>そもそも、監督一元化の方針の下、権限委任や事務代行は限定的かつ効果的なものに限るべきと考えるが、施行令案14条で事業所管大臣が権限行使の結果を、同21条3項で地方公共団体の長等が事務の結果を、それぞれ個人情</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>報保護委員会に報告する規定が設けられている一方、規則案6条の3第3項では個人情報取扱事業者が行う漏えい等の報告先としては権限を有する個人情報保護委員会（同条同項1号）及び事業所管大臣（同条同項2号）のみが規定されており、地方公共団体の長等は報告先となっていない。このため、例えば（1）報告徴収の事務を代行する地方公共団体に対して、個人情報取扱事業者からは（2）に係る漏えい等の報告がなされない状況となり、権限と事務の分散によって一元的な監督が担保されないおそれがある。</p> <p>よって、施行令13条（事業所管大臣への権限の委任）と施行令21条（地方公共団体の長等が処理する事務）で掲げる個人情報保護委員会の権限及び事務は、単に同一にせず、地方が行うとされている建設業法や宅地建物取引業法などの19法令（最新は令和2年4月1日時点。以下参考）について精査の上、地方の実務に照らして判断されたい。</p> <p>【参考】個人情報保護法に基づく地方公共団体の長等が処理する事務について https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2004_chikoutai_shorisurujimu.pdf</p> <p>【東京都 生活文化局広報広聴部情報公開課】</p>	
60	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6	<p>7-1-1 （個人データではない）個人情報が漏洩した場合は、法22条の2第1項の義務は課せられないということでいいか。</p> <p>7-1-2 例えば、1万人分の病歴が漏洩したが、（例えば、ワードファイルの病歴データが個人別ではなく、受領した時間順で並べられており）データベース化されていない散在情報であって、個人データではないと判断された場合は法22条の2第1項の義務は課せられないということでいいか。</p>	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	条の5 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
61 規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5		<p>7-2-1 規則案6条の2第1号の「高度な暗号化」とは何か。</p> <p>7-2-2 規則案6条の2第1号の「高度な暗号化」については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A12-10と同様に、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合のうち、「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」に該当するためには、当該漏えい等事案が生じた時点の技術水準に照らして、漏えい等事案に係る情報について、これを第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置が講じられるとともに、そのような暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されていることが必要と解されます。第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置としては、適切な評価機関等により安全性が確認されている電子政府推奨暗号リストやISO/IEC 18033等に掲載されている暗号技術が用いられ、それが適切に実装されていることが考えられます。また、暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されているといえるためには、1 暗号化した情報と復号鍵を分離するとともに復号鍵自体の漏えいを防止する適切な措置を講じていること、2 遠隔操作により暗号化された情報若しくは復号鍵を削除する機能を備えていること、又は3 第三者が復号鍵を行使できないように設計されていることのいずれかの要件を満たすことが必要と解されます。」と理解していくか。</p>	<p>本規則案第6条の2第1号の「高度な暗号化」の具体的な内容は、Q&A12-10の内容を踏まえてガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
62	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-2-3 規則案 6 条の 2 第 1 号は、なぜ「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」の「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」ではなく「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた」ものとしたのか。</p> <p>7-2-3 規則案 6 条の 2 第 1 号の「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた」ものと「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」の「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」の間に相違はあるか。</p> <p>7-2-4 規則案 6 条の 2 第 1 号の「その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」について、「その他の」という文言に照らせば「個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」の例示として「高度な暗号化」が挙げられていると考えていいか。</p>	本規則案第 6 条の 2 第 1 号においては、「個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」の例示として「高度な暗号化」が挙げられています。	
63	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-2-5 規則案 6 条の 2 第 1 号の「その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」が例示である以上はその他の例も想定されいると思われる。その他の具体例を示していただきたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第 6 条の 2 第 1 号の「その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」についてはガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。	
64	規則（案）	7-3-1 規則案 6 条の 2 第 1 号の漏えい、滅失若しくは毀損の定義は何か。	本規則案第 6 条の 2 第 1 号の「漏えい、滅失若しく	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-3-2 規則案 6 条の 2 第 1 号の漏えい、滅失若しくは毀損の定義は「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」と同一でいいか。</p> <p>7-3-3 ランサムウェアの攻撃を受けた場合、サーバのデータがロックされることにより可用性が侵害されるが、その場合は「漏洩」に該当するか、「滅失」に該当するか、「毀損」に該当するか。</p> <p>7-3-4-1 従業者が、在宅ワークのため、会社の禁止に反し、会社の管理する個人データを持ち出したという場合は、規則案 6 条の 2 第 1 号の漏えい、滅失若しくは毀損に該当するか。</p> <p>7-3-4-2 従業者が、在宅ワークのため、会社の禁止に反し、会社の管理する個人データを持ち出したところ、配偶者がそのデータを閲覧したという場合は、規則案 6 条の 2 第 1 号の漏えい、滅失若しくは毀損に該当するか。</p> <p>7-3-4-3 従業者が、在宅ワークのため、会社の禁止に反し、会社の管理する個人データを持ち出したところ、配偶者がそのデータを印刷して自分の引き出しに保管したという場合は、規則案 6 条の 2 第 1 号の漏えい、滅失若しくは毀損に該当するか。</p> <p>7-3-4-4 従業者が、在宅ワークのため、会社の禁止に反し、会社の管理する個人データを持ち出したところ、配偶者がそのデータを印刷して SNS に書き込んだという場合は、規則案 6 条の 2 第 1 号の漏えい、滅失若しくは毀損に該当するか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	は毀損」の具体例等については、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」の内容も踏まえてガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
65	規則（案） 第 6 条の	7-4-1 意図的な（個人情報保護法違反の）第三者提供や意図的な消去は、漏洩等ではないという理解でよいか。	本規則案第 6 条の 2 の「漏えい等」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	<p>7-4-2 従業者を管理できなかつたので、その従業者が漏洩させた場合は漏洩等となるということで良いか。</p> <p>7-4-3 もし、7-4-1も7-4-2も、イエスだとすると、より「悪質性の低い」従業者を管理できなかつた過失的な場合には漏洩通知義務を負うのに、より「悪質性の高い」会社自身が意図的に第三者に個人情報保護法に反して提供する事案に漏洩通知義務がないことになるが、これは不整合ではないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>してまいりますが、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合は、「漏えい等」に該当しないと考えられます。また、従業員等による個人データの不正な持ち出しの事案は、「漏えい等」に該当します。なお、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないところ（法第20条）、改正後の法第22条の2第1項及び第2項は、実際に漏えい等があった場合に委員会への報告及び本人への通知を義務付けるものであり、安全管理措置に関わる規定になります。</p>
66	規則（案）第6条の2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	<p>7-5-1 規則案6条の2第1号の「おそれ」とは何か。</p> <p>7-5-2 可能性がゼロではない場合は規則案6条の2第1号の漏洩の「おそれ」があるか。</p> <p>7-5-2 規則案6条の2第1号の「おそれ」の判断で、具体的可能性か抽象的可能性かは影響するか。</p> <p>7-5-3 規則案6条の2第1号の「おそれ」の判断で、例えば、ランサムウェアの攻撃を受けた場合、サーバのデータがロックされ、抽象的にはそのようなロックができる以上、データが漏洩している可能性は否定できないものの、実際に何が漏洩したかわからない、という場合は「おそれ」存在すると判断されるのか。</p>	<p>本規則案第6条の2の「発生したおそれ」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「発生したおそれ」とは漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>7-5-4 規則案6条の2第1号の「おそれ」の判断で、例えば、ランサムウェアの攻撃を受けた場合、個人情報の入っていないサーバのみがロックされ、他のサーバはロックされていなくても「おそれ」は存在すると判断されるのか。</p> <p>7-5-5 クレーマーが「実は俺は凄腕のハッカーで、お宅の会社の要配慮個人情報を含む個人情報をいつでも漏洩させられるんだぞ！」と凄んでも、それだけでただちに規則案6条の2第1号の漏洩のおそれはあるものではないことを確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
67	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-6 規則案6条の2第1号でいう要配慮個人情報は、例えば「甲野太郎くんが風邪であること」といった、特にセンシティブ性がない場合でも該当するか、</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案6条の2第1号の「要配慮個人情報」は法第2条第3項と同じであり、「病歴」は要配慮個人情報に該当します。
68	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6	<p>7-7 要配慮個人情報が1件漏洩したらただちに規則案6条の2第1号の報告義務がトリガーされるのか、軽微基準はないのか、</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	要配慮個人情報が含まれる個人データについては、件数にかかわりなく委員会への報告の対象となります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	条の5		
69	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-8-3 EUから受領した情報で、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英國域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」上要配慮個人情報として扱うものについては、ここでいう「要配慮個人情報」に該当するのか。</p> <p>7-8-2 すなわち、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英國域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」では「EU又は英國域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPR及び英國GDPRそれぞれにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、個人情報取扱事業者は、当該情報について法第2条第3項における要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。」と定められている。ここで定められる「性生活、性的指向又は労働組合に関する情報」に関しても、規則案6条の2第1号の報告の対象になるのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	御理解のとおりです。
70	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-9 AIによるプロファイリングで99%の確率でその人がうつ病と推知できる場合に、当該プロファイリングにより99%の確率でその人がうつ病と推知されたという情報が含まれる場合は、規則案6条の2第1号に該当するか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案6条の2第1号の「要配慮個人情報」の定義は法第2条第3項と同様であり、病歴を推知させるにすぎない情報は要配慮個人情報に該当しないこととなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
71	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	7-10-1 規則案6条の2第2号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」とは何か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	文字どおり、個人データが「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」ことをいい、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
72	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	7-10-2 規則案6条の2第2号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」は、規則案18条の7第3号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」と同義と理解していいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御理解のとおりです。
73	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	7-10-3 規則案6条の2第2号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」にクレジットカード番号等は含まれるか。 7-10-4 規則案6条の2第2号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」につき、電話番号、メールアドレスや住所等、本人に kontaktすることが可能となる情報であれば、それが漏洩すれば、フィッシング詐欺等財産的被害が生じるおそれがあると思われるが、そのような情報が規則案6条の2第2号に該当するか。 7-10-5 規則案6条の2第2号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」につき、どのような些細な情報であっても、詐欺	本規則案第6条の2第2号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、あらゆる個人データの漏えい等を意味するものではなく、例えば、クレジットカード番号やインターネットバンキングのID・パスワード等の漏えい等が考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>師にとっては人を信頼させる材料となるのであるから、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」との要件では、報告すべき範囲を適切に限定することはできないように思われる。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
74	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-10-6 規則案6条の2第2号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」情報が1件漏洩したらただちに報告義務がトリガーされるのか、軽微基準はないのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第6条の2第2号の事態については、件数にかかわりなく委員会への報告の対象となります。
75	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-11-1 規則案6条の2第3号の「不正の目的をもって行われたおそれがある」の、主語は誰か。</p> <p>7-11-2 例えば、個人情報取扱事業者が「個人情報保護法に違反して個人データを名簿屋に売り払おう」と考え、これを実施した場合には、規則案6条の2第3号に該当するか。</p> <p>7-11-3 会社の従業者が売り払うため、こっそり会社の管理する個人データを持ち出したという場合は、規則案6条の2第3号に該当するか。</p> <p>7-11-4 第三者のハッカーがデータを盗んで売り払おうと、こっそり会社の管理する個人データを持ち出したという場合は、規則案6条の2第3号に該当するか。</p> <p>7-11-5 第三者(スクリプト・キディ)が面白半分でこっそり会社の管理する</p>	本規則案第6条の2第3号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「不正の目的をもって」の主体は、第三者に限定されることはなく、従業員等も含まれると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		個人データを持ち出したという場合は、規則案6条の2第3号に該当するか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
76	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	7-11-6-1 規則案6条の2第3号の「不正」に「違法」は含まれるか。 7-11-6-2 もし規則案6条の2第3号の「不正」に「違法」が含まれるなら「不正(違法を含む)」とすべきではないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第6条の2第3号においては、「不正の目的」であるかどうかを判断すれば足り、「違法」を別途問題にする必要は必ずしもないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
77	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	7-11-7 「不正の目的をもって行われたおそれがある」情報が1件漏洩したらただちに報告義務がトリガーされるのか、軽微基準はないのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第6条の2第3号の事態については、件数にかかわりなく委員会への報告の対象となります。
78	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6	7-11-8-1 規則案6条の2第3号の不正の目的の対象は何か。 7-11-8-2 例えば、ハッカーが、「侵入」のみを意図していたが、その過程でたまたま(意図せず)個人データを取得してしまった場合、個人データの漏洩は過失であるが、この場合は規則案6条の2第3号の「不正の目的をもって行われたおそれがある」か。 7-11-9 調査しても手がかりが分からぬいため、過失による可能性もサイバ	本規則案第6条の2第3号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「おそれ」の有無については、個別の事案ごとに判断することとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	条の5	<p>一攻撃等による可能性も疑われる場合は規則案6条の2第3号に該当するのか、明らかにしていただきたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
79	規則(案) 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-12-1 規則案6条の2第4号の1000人の数え方としては、一つの個人データ内に複数の人間が含まれる場合(例えば、家族の氏名が含まれる場合)は、どのように数えるのか明らかにしていただきたい。</p> <p>7-12-2 死んでいるかもしれない人も含めて1001人分漏洩したところ、10人がかなり昔の生まれで、もし生きていれば120歳以上という場合、生存中の者は1000人以下と判断していいか。</p> <p>7-12-3 1000「件」を超える個人データが漏洩したが、突合(名寄せ)すれば1000「人」以下になる可能性が高い場合、規則案6条の2第4号に該当するか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第6条の2第4号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、対象となる個人データに係る本人の数が1000人を超えるかどうかによって判断されることになります。</p>
80	規則(案) 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-12-4-1 グローバルなグループで1001人のデータが漏洩したが、日本居住者のデータが1000「人」以下の場合、規則案6条の2第4号に該当するか。</p> <p>7-12-4-2 グローバルなグループで1001人のデータが漏洩したが、日本国籍保有者のデータが1000「人」以下の場合、規則案6条の2第4号に該当するか。</p> <p>7-12-4-3 グローバルなグループで1001人のデータが漏洩したが、日本法人の取り扱っていたデータが1000「人」以下の場合、規則案6条の2第4号に該当するか。</p>	<p>本規則案第6条の2第4号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、漏えい等した個人データのうち、当該個人情報取扱事業者の取り扱う個人データについて、本人の数が1000人を超えるかどうかによって判断することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>7-12-4-4 グローバルなグループで 1001 人のデータが漏洩したが、日本法人 A のデータが 501 人で日本法人 B のデータが 500 人の場合、規則案 6 条の 2 第 4 号に該当するか。</p> <p>7-12-4-5 7-12-4-1～7-12-4-4までの判断は、グローバルで他社のデータを共同利用している場合は相違するか。</p> <p>7-12-4-56 法 23 条の定める正規の共同利用はしていないが、事実上グループ内の他社のデータにアクセスできるという場合はどうか</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
81	規則（案）第 6 条の 2、第 6 条の 3、第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-13-1 法 22 条の 2 の報告書は第三者に開示されないということでいいか。</p> <p>7-13-2 それとも、法 22 条の 2 の報告書は情報公開法等に基づき開示される可能性があることを前提に個人情報取扱事業者は報告内容を考える必要があるのか。</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
82	規則（案）第 6 条の 2、第 6 条の 3、第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-14-1 法 22 条の 2 の義務は法的義務であり、42 条の権限が行使される（最悪、勧告違反で刑事罰が課される）と理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	改正後の法第 22 条の 2 の義務については、勧告の対象となり得るものですが、勧告権限の行使については、当委員会が個別の事案ごとに判断することになります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
83	規則(案) 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-14-2 法22条の2の報告義務については、正確に報告することまで法的義務であり、42条の権限が行使される(最悪、勧告違反で刑事罰が課される)と理解していいか。</p> <p>7-14-3 個人情報取扱事業者として合理的な努力を尽くして調査をして報告したが、結果として誤りがあった場合でも、法22条の2違反として42条の権限が行使される(最悪、勧告違反で刑事罰が課される)ということか。</p> <p>7-14-4 法22条の2違反は合理的な調査等の対応をすることのみが義務付けられており、結果的に正確であることまでは法的義務ではないと考えていいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第22条の2第1項の委員会への報告については、個人情報取扱事業者が同条の趣旨を踏まえた合理的な努力を尽くした上で、報告の時点で把握している内容を報告した場合には、その後報告内容が客観的に誤っていることが判明したとしても、報告義務違反に該当しないと考えられます。</p>
84	規則(案) 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-15-1 2023/1/1に報告する場合に2023/1/1時点に把握している情報をリアルタイムで提供する事は不可能であり、2022/12/25の情報でも、営業日を考えれば提供するのが現実的ではないかもしかないが、個人情報取扱事業者側で合理的基準日を定めて基準日時点の状況を法22条の2に基づき報告する事は可能か。</p> <p>7-15-2 例えば個人情報取扱事業者側で、「前営業日」を基準日として基準日時点の状況を法22条の2に基づき報告する事は可能か。</p> <p>7-15-3 例えば個人情報取扱事業者側で、「報告日の1週間前」を基準日として基準日時点の状況を法22条の2に基づき報告する事は可能か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第22条の2第1項の委員会への報告については、個人情報取扱事業者が報告の時点で把握している内容を報告する必要があります。</p>
85	規則(案)	7-16-1 規則案6条の3第1項柱書の「把握」とは何か。	本規則案第6条の3第1項の「知った」及び「把

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	7-16-2 規則案 6 条の 3 第 1 項柱書の「把握」とは誰を基準とするか、担当者レベルか。 7-16-2 規則案 6 条の 3 第 1 項柱書の「把握」とは誰を基準とするか、代表取締役か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	「把握」については、個別の事案ごとに判断されますが、個人情報取扱事業者が法人である場合は、当該法人内のいずれかの部署が把握していれば、代表者や担当部署が把握していない場合であっても、これに該当すると考えられます。
86	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	7-16-3 規則案 6 条の 3 第 1 項柱書の「把握」につき、例えば、担当者が悪意を持って漏洩したという場合、当該担当者は、漏洩時点で「把握」しているところ、この時点で報告義務がトリガーされるか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	委員会への報告については、本規則案第 6 条の 2 各号の事態を知った時点で義務が発生するところ、「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されますが、従業員等の不正な持ち出しの事案においては、持ち出した従業員等を除いた上で、当該法人内のいずれかの部署が知った時点を基準とすることが考えられます。
87	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	7-16-4 規則案 6 条の 3 第 1 項柱書の「把握」につき、例えば、不正アクセスによる漏洩事例で、500 人漏洩確定、1000 人漏洩可能性濃厚、10 万人分のデータが入っているサーバについてもアクセスを試みた形跡があるが、今のところ漏洩した証拠はない、という場合、何を「把握」していると判断るべきか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第 6 条の 3 の「把握」については、個別の事案ごとに判断されます。なお、報告義務がある場合の報告事項は、把握しているものに限られますが、本規則案第 6 条の 2 各号の事態が生じていない場合には、報告義務自体生じないこととなります。
88	規則（案） 第 6 条の	7-16-5 7-16-4 につき、「発生し」た個人データに係る本人の数と「おそれ」がある個人データに係る本人の数はどのように区別されるか。	漏えい等が発生したとは、現に漏えい等が生じたことをいい、漏えい等が発生した「おそれ」について

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	は、漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります。
89	規則(案)第6条の2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	7-17 例えば、999人の個人データが漏洩し、そこには1件要配慮個人情報が含まれていたという場合、「前条各号に定める事態」とは「要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態」であるから、ここでいう報告対象は1人分であって、残り998人分は報告対象ではないということを確認されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	「報告対象」が何を指すか不明ですが、本規則案第6条の2第1号の事態が生じた場合、報告事項の1つとして、当該事態の概要を報告する必要があります。
90	規則(案)第6条の2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	7-18-1 「その時点で把握しているもの」(規則案6条の3第1項柱書柱書)とは何か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第6条の3第1項に「その時点で把握しているもの」という文言は含まれていませんが、同項は、報告事項につき、個人情報取扱事業者が報告をする時点において把握しているものに限定をしています。
91	規則(案)第6条の	7-18-2 把握していなければ、「その時点で把握しているもの」(規則案6条の3第1項柱書柱書)は「ない」ないし「不明」と書いて報告してもいいの	本規則案第6条の3第1項に「その時点で把握しているもの」という文言は含まれていませんが、個人

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	情報取扱事業者が報告をする時点において把握していない事項については、その旨を記載することが考えられます。
92	規則（案）第6条の2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	7-19-1 規則案6条の3第1項1号の概要とは何か 7-19-2 規則案6条の3第1項1号の概要として、「漏洩等が発生した。」で良いか。 7-19-3 規則案6条の3第1項1号の概要として、記載必須の内容はあるか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第6条の3第1項第1号の「概要」とは、当該事態の概要をいい、本規則案別記様式第一「3. 報告事項」「(1) 事態の概要」に沿って報告することとなります。
93	規則（案）第6条の2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	7-20-1 規則案6条の3第1項2号の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目というのは何か。 7-20-2 規則案6条の3第1項2号の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目につき、どのような粒度で「項目」を判断するか。 7-20-3 規則案6条の3第1項2号の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目につき、例えば、「購買情報」でもかまわぬか。 7-20-5 規則案6条の3第1項2号の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目につき、「ユーザーが当社のオンラインモールで購入した商品の名称、数量、価格、決済方法、送付先」のような詳細な記載まで必須なのか。	本規則案第6条の3第1項第2号の「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」は、個別の事案ごとに判断されますが、本規則案別記様式第一「3. 報告事項」「(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」に沿って報告することとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p> <p>94 規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5 7-21-1 規則案 6 条の 3 第 1 項 3 号の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数とは何か。 7-21-2 規則案 6 条の 3 第 1 項 3 号の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数につき本人の数をどこまで正確に突合する必要があるか。 7-21-3 規則案 6 条の 3 第 1 項 3 号の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数につき例えば、SNS アカウントで「木村拓哉」を称するアカウントが 100 アカウントある場合、100 名とすべきか、突合（名寄せ）して 1 名とすべきか、それとも、そもそも有名人の名称を騙るものであって特定の個人を識別できないとして、ゼロとしていいか。</p>	本規則案第 6 条の 3 第 1 項第 3 号の「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」については、現に漏えい等が生じた個人データ又は漏えい等が疑われるものの確認がない個人データに係る本人の数をいい、報告をする時点で把握している内容に基づいて報告することとなります。
95 規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5		<p>7-22-1 規則案 6 条の 3 第 1 項 4 号の原因とは何か。</p> <p>7-22-2 規則案 6 条の 3 第 1 項 4 号の原因につき、例えば、「なぜなぜ分析（なぜを 5 回）」等といわれるよう、原因を深掘りするとどこまでも深く掘ることができるが、どの程度を要求しているのか。</p> <p>7-22-3 規則案 6 条の 3 第 1 項 4 号の原因につき、例えば、従業員が ID を自分のメールアドレスとし、パスワードを 123456 (Worst Password List 掲載の最悪のパスワード)としたために辞書攻撃で侵入され、漏洩された、という場合において、その原因を追求すると、①推知されやすいパスワードを利用したこと、②①の原因は推知されやすいパスワードの利用を許容するセキュ</p>	本規則案第 6 条の 3 第 1 項第 4 号の「原因」は、当該事態が発生した原因をいい、本規則案別記様式第一「3. 報告事項」「(4) 発生原因」に沿って報告することとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>リティポリシーしたことであったこと、③②の原因是、そのようなセキュリティポリシーはネットに落ちていた雑形をコピーペーストしただけで自社内で内容を吟味していなかったこと、④③の原因是そもそも自社内にセキュリティポリシーを吟味できる人材がいなかったこと、⑤④の原因是自社の給与水準が低くセキュリティ人材を募集しても応募してもらえない点にあったこと、⑥⑤の原因是、自社の収益が悪く、長年赤字かトントンであったこと、⑦⑥の原因是経営者の経営能力が低かったことであった、という場合に、①～⑦のどこまでを記載する必要があるか。流石に⑦まで記載する必要はなく、③か④の程度で良いように思われるが、PPCの見解はどうか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
96	規則(案) 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-23-1 規則案6条の3第1項5号の二次被害又はそのおそれの有無及びその内容とは何か。</p> <p>7-23-2 規則案6条の3第1項5号の二次被害とは何か。</p> <p>7-23-3 規則案6条の3第1項5号の二次被害につき、漏洩を知った事によって本人が精神的にダメージを受け、精神病になることは二次被害か。</p> <p>7-23-4 規則案6条の3第1項5号の二次被害につき、例えば三次被害、四次被害は二次被害ではないということでいいか。</p> <p>7-23-5 規則案6条の3第1項5号の二次被害につき、三次被害(以降)を含めるなら、「二次被害(三次被害以降も含む。)」等と明記すべきではないか。おそれとは何か。</p> <p>7-23-6 規則案6条の3第1項5号の二次被害につき、「最近なんとなくDMが多いように思われる」という被害者が一人でもいれば、二次被害のおそれ</p>	<p>本規則案第6条の3第1項第5号の「二次被害」とは、当該事態に起因して発生する被害をいい、個別の事案ごとに判断されます。</p> <p>また、委員会への報告事項については、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」に基づく報告においても、「二次被害」としていることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>はあるのか。</p> <p>7-23-7 規則案 6 条の 3 第 1 項 5 号の二次被害につき、被害者代理人弁護士が「賠償の請求のために必要だ」といって着手金 10 万円を取ったが、裁判では 3000 円の賠償しか認容されないという場合、これは二次被害に含まれるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
97	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-24-1 規則案 6 条の 3 第 1 項 6 号の本人への対応の実施状況とは何か。</p> <p>7-24-5 規則案 6 条の 3 第 1 項 6 号の本人への対応の実施状況につき実施状況とは何か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第 6 条の 3 第 1 項第 5 号の「本人への対応の実施状況」とは、当該事態を知った後、本人に対して行った措置の実施状況をいい、本規則案別記様式第一「3. 報告事項」「(6) 本人への対応の実施状況」に沿って報告することとなります。
98	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-24-2 規則案 6 条の 3 第 1 項 6 号の本人への対応の実施状況につき、本人の代理人弁護士や親権者への対応は「本人への対応」か。</p> <p>7-24-3 規則案 6 条の 3 第 1 項 6 号の本人への対応の実施状況につき、本人の代理人弁護士や親権者への対応が「本人への対応」であれば「本人(任意代理人や法定代理人を含む)」とすべきではないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第 6 条の 3 第 1 項第 6 号の「本人の対応」には、代理人への対応も含まれると考えられますが、例えば、改正後の法第 30 条第 7 項において、単に「本人に対し…通知」と規定していることからしても、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
99	規則（案） 第 6 条の	7-24-4 規則案 6 条の 3 第 1 項 6 号の本人への対応の実施状況につき漏洩を公表すると、自分の個人データが漏洩されているのではないか、と思って代	本規則案第 6 条の 3 第 1 項第 6 号の「本人」とは、漏えい等が発生し、又は発生した「おそれ」がある個

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	2、第6条の3、第6条の4、第6条の5	<p>表番号や(設置していれば)コールセンターに連絡する人がいるが、結果として漏洩した個人データに係る本人ではないということは多いところ、このような連絡をしてきたが、本人ではなかった人は規則案6条の3第1項6号の本人ではないということでいいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>人データに係る本人をいい、これに該当しないことが判明した個人は、同号の「本人」に該当しないと考えられます。</p>
100	規則(案) 第6条の 2、第6条の 3、第6条の 4、第6条の 5	<p>7-24-6 規則案6条の3第1項6号の本人への対応の実施状況につき、コールセンターの受付件数を書けばいいのか。</p> <p>7-24-7 規則案6条の3第1項6号の本人への対応の実施状況につき、具体的に本人からどのような質問・要求があり、どのような回答をしているかも記載するのか。</p> <p>7-24-8 規則案6条の3第1項6号の本人への対応の実施状況につき、損害賠償をしていることがわかると、損害賠償請求の多発を招くが、損害賠償の状況を記載する必要があるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第6条の3第1項第5号の「本人への対応の実施状況」とは、当該事態を知った後、本人に対して行った措置の実施状況をいい、例えば、本人への通知の実施や、本人のための問合せ窓口の設置が含まれると考えられます。</p>
101	規則(案) 第6条の 2、第6条の 3、第6条の 4、第6条の 5	<p>7-25-1 規則案6条の3第1項7号の公表の実施状況とは何か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第6条の3第1項第7号の「公表の実施状況」とは、当該事態に関する公表の実施状況をいいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
102	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-25-2 改正法 22 条の 2 による漏洩等の報告等が求められる事態が生じても、必ずしも公表は義務付けられていないと理解しているがそれでいいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>御理解のとおりです。なお、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて公表を行うことが望ましいと考えられます。</p>
103	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-25-3 規則案 6 条の 3 第 1 項 7 号の公表の実施状況につき、公表とは何か。</p> <p>7-25-4 ガイドライン通則編 2-11 は、「「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるよう発表すること）をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。」と「公表」を定義するが、規則案 6 条の 3 第 1 項 7 号の公表の実施状況についても同じ定義でいいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
104	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-25-5 規則案 6 条の 3 第 1 項 7 号の公表の実施状況につき、例えば、ウェブサイトにアップロードするが、自社のホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できない場所への掲示は「公表」か。</p> <p>7-25-6 規則案 6 条の 3 第 1 項 7 号の公表の実施状況につき、例えば、SNS の公式アカウントで表示することは公表か。</p> <p>7-25-7 規則案 6 条の 3 第 1 項 7 号の公表の実施状況につき、アプリ上で表示することは公表か。</p>	<p>本規則案第 6 条の 3 第 1 項第 7 号の「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるよう発表すること）をいい、個別の事案ごとに判断されます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>7-25-8 規則案 6 条の 3 第 1 項 7 号の公表の実施状況につき、会員制サイト上で表示することは公表か。</p> <p>7-25-9 最近は、検索避け等のため、プレスリリースの文字情報を表示せず、画像情報のみをアップロードすることがあるが、それは規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の公表の要件を満たすか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
105	規則（案）第 6 条の 2 、第 6 条の 3 、第 6 条の 4 、第 6 条の 5	<p>7-26-1 規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の再発防止のための措置とは何か。</p> <p>7-26-2 規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の再発防止のための措置につき、再発の可能性を絶対的にゼロにするには、究極的には、廃業するか個人情報の取り扱いをゼロとするしかないと思われるが、PPC はそこまで求めるのか。</p> <p>7-26-3 規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の再発防止のための措置につき、例えば、第三者委員会の設置は必要か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の「再発防止のための措置」とは、漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置をいい、個別の事案ごとに異なります。
106	規則（案）第 6 条の 2 、第 6 条の 3 、第 6 条の 4 、第 6 条の 5	<p>7-26-4 規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の再発防止のための措置につき、教育研修はよく再発防止のための措置といわれるがどのような粒度で書けばいいか。</p> <p>7-26-5 規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の再発防止のための措置につき、「教育研修」をしたら、「教育研修」をしたとだけ書けばいいのか。</p> <p>7-26-6 それとも規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の再発防止のための措置につき、「2022 年 12 月 1 日に XXXX 弁護士を講師に迎え、情報セキュリティ研修を実施するとともに、e-learning で全従業員に受講を義務付けた。 10 問の選</p>	本規則案 6 条の 3 第 1 項 8 号の「再発防止のための措置」とは、漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置をいい、本規則案別記様式第一「3. 報告事項」「(8) 再発防止のための措置」に沿って報告することとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>択式問題を課し、9問以上正解できない場合には再受講を命じた。」等とまで詳しく書く必要はあるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
107	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-27-1 規則案6条の3第1項9号のその他参考となる事項とは何か。</p> <p>7-27-2 規則案6条の3第1項9号のその他参考となる事項につき例えれば、外国のデータ保護機関に報告した事実は参考となる事項か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第6条の3第1項第1号ないし第8号の報告事項を補完するためのものですが、個別の事案ごとに異なります。
108	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-27-3 規則案6条の3第1項9号のその他参考となる事項とは個人情報取扱事業者が参考となると考えた事項を書けばいいということでいいか。</p> <p>7-27-4 規則案6条の3第1項9号のその他参考となる事項について、客観的に参考となる事項を書かないと個人情報取扱事業者の義務違反となるということか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	「その他参考となる事項」は、報告をする時点で把握している内容に基づいて個人情報取扱事業者において判断して記載することとなります。
109	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の	<p>7-27-5 もし7-27-4の回答がYESであれば、個人情報取扱事業者は義務違反となることをおそれてなんでもかんでも書くということになりかねないが、それがPPCの意図なのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第6条の3第1項第1号ないし第8号の報告事項を補完するためのものですが、あるゆる事項の記載を求めるものではありません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	4、第6条の5		ません。
110	規則（案） 第6条の 2、第6条の 3、 第6条の 4、第6条の 5	7-28-1 規則案6条の3第1項は「速やかに」とし、同条2項は30日/60日を定めるが、「速やかに」は削除すべきではないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	漏えい等が発生した際の委員会への報告については、速やかに行う必要があることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
111	規則（案） 第6条の 2、第6条の 3、 第6条の 4、第6条の 5	7-28-2「速やかに」は、訓示的な意味をもつにすぎないことが多いとされているが、30日/60日の期限が法的意味がない訓示的な意味だと理解しているか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	速報（本規則案第6条の3第1項）及び確報（本規則案第6条の3第2項）は、いずれも訓示的なものではなく、それぞれ報告期限内に行う必要があります。
112	規則（案） 第6条の 2、第6条の 3、 第6条の 4、第6条の 5	7-29-1 規則案6条の3第2項は、規則案6条の2の各号のどれかで30日以内の報告と60日以内の報告にわけているが、それはどのような理由によるものか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	確報（本規則案第6条の3第2項）の報告期限は、事実関係の把握に通常要する時間を考慮し、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は60日以内）としています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
113	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-29-2 規則案 6 条の 3 第 2 項は、規則案 6 条の 2 の各号のどれかで一律に決めるのではなく、具体的な実情を踏まえて判断すべきではないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて類型的に報告期限を定めており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
114	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-29-3 例えば、不正の目的をもって行われたおそれがある漏洩により 1000 人分のデータが漏洩したら、規則案 6 条の 2 第 3 号と第 4 号に該当すると思われるが、この場合は、60 日でいいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 3 号及び第 4 号のいずれにも該当する事態が生じた場合、確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）の報告期限は、当該事態を知った日から 60 日以内となります。</p>
115	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	<p>7-29-4 規則案 6 条の 3 第 2 項につき会社として、不正の目的をもって行われたおそれがあるとして 60 日の報告を想定して調査等の準備していたが、専門業者の調査の結果が 59 日目に出され、過失であって、不正の目的をではないと判定された、という場合、期限徒過となるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>速報（本規則案第 6 条の 3 第 1 項）の時点で規則案第 6 条の 2 第 3 号に該当すると判断された事態について、その後個人情報取扱事業者が改正後の法第 22 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くしてもなお同号に該当する事態であると判断されていた場合において、事態を知った日から 30 日を経過した後に、規則案第 6 条の 2 第 3 号に該当しないと判断されたときは、事態を知った日から 60 日以内に確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）を行えば足りると考</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			えられます。
116	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	7-30-1 規則案 6 条の 3 第 2 項につき規則案 6 条の 2 第 3 号の「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」という場合に 60 日と報告期間が長い理由は、そのような場合には複雑化し、調査が難航しやすいからということでいいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）の報告期限については、事実関係の把握に通常要する時間を考慮し、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて定められたものです。
117	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	7-30-2 しかし、実際には、具体的な状況（例えば不正の目的をもって流出がされたが、規模が小さくすぐに犯人も被害の全容も明らかになった等）によっては、30 日等で報告できる案件もあるように思われるが、そのような場合も含め、規模や具体的内容を問わず、一律に 30 日なのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）の報告期限については、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて類型的に報告期限を定めています。なお、同項は、報告期限を定めるものであり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましいと考えられます。
118	規則（案） 第 6 条の 2、第 6 条の 3、 第 6 条の 4、第 6 条の 5	7-31-1 規則案 6 条の 2 第 3 号以外の場合に、30 日と報告期間が長い理由は、そのような場合には単純で調査も可能だからということでいいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）の報告期限については、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて類型的に報告期限を定めています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
119	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-31-2 実際には、具体的な状況（例えば1億件やそれ以上の大量の個人データが漏洩したが、不正の目的をもって流出がされたりそのおそれはなかった）によつては、30日では報告できない案件もあるように思われるが、そのような場合も含め、規模や具体的な内容を問わず、一律に30日なのか。</p> <p>7-31-3 例えば、延長を柔軟に認める余地はないのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>確報（本規則案第6条の3第2項）の報告期限については、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて類型的に報告期限を定めており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
120	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-32-1 いわゆる「速報」「第一報」と、その後の正式報告のような制度を検討しないのか。</p> <p>7-32-2 例えば、「漏洩等を検知してから72時間以内に①検知したこと、②検知した内容、③その他その時点で判明している事項、④今後の調査方針を報告する」、その後30日/60日後に正式報告をするといった制度を採用するつもりはないのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>漏えい等が発生した際の委員会への報告については、速やかに行う必要がある一方で、把握に時間を要する内容も報告に含める必要があることから、速報と確報の二段階としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
121	規則（案） 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 4、第6 条の5	<p>7-33-1 規則案6条の3第2項の当該事態を知った日とはいつか。</p> <p>7-33-2 例えば、①コールセンターに「最近DMが多い気がする、漏洩していないか」というクレームがあった日、②当該クレームを受けて調査を開始した日、③調査の結果、ファイヤーウォールへの不可解なアクセスが判明したが、侵入は確認されなかった日、④その後の詳細な調査により、当該不可解なアクセスはログを消したことによることが判明し、実際には個人データが保管されたサーバへのアクセスがあったことが確認された日、⑤単にサーバレベルのアクセスの存在が判明したにとどまらず、現に特定の個人データの</p>	<p>本規則案第6条の3第2項の「知った日」は、個人情報取扱事業者が本規則案第6条の2各号の事態を認識した日をいいますが、漏えい等の「おそれ」が問題になる事案については、個別の事案ごとに判断することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>項目がアクセスされ、漏洩したことまで確認された日のうちのどの日を起算点とするのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
122	規則（案） 第6条の2、第6条の3、第6条の4	<p>1. 漏えい等報告・本人通知等（規則案第6条の2～6条の4）</p> <p>AWS Jは、規則が委員会への報告や本人通知といった義務が生じる漏えい等について「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」との要件に関し、実質的な被害が生じる場合とはいかなる場合かにつき、明確化を図ろうとしていることを支持いたします。また規則案第6条の3第2項において、個人情報取扱事業者の報告義務について、第一項で「速やかに」把握している同項列挙事項を報告するものとし、更に「当該事態を知った日から30日以内」（前条第3号に定めるものである場合には60日以内）に当該事態に関する各事項を報告するという、二段階の義務としたことにも合理性があるものと考えます。</p> <p>ただし、現在の規則案の文言では、クラウド事業者がこうした報告通知等の義務を負わないものであることについて定かではなく、この点明確化の必要があると考えます。一般的に、AWS Jとしては、漏えい等における報告通知義務を負うのは、当該データを管理している者（データコントローラー）であり、漏えい等に関する義務においてはこのことを明確化する必要があると考えます。もっとも、我が国の個人情報保護法は、いわゆる「データコントローラー」と「データプロセッサー」を峻別する定め方をしておりません。よって、我が国個人情報保護法のもとでは、個人情報を取り扱い管理している事業者に、漏えい等に関する報告等の義務が生じる、すなわち実質的に「デ</p>	<p>賛同の御意見として承ります。なお、クラウドサービスを提供する事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合には、クラウドサービスを利用する事業者において、改正後の法第22条の2第1項の報告義務を負います。この場合、クラウドサービス提供事業者は、改正後の法第22条の2第1項の報告義務を負いませんが、クラウドサービスを利用する事業者が安全管理措置義務及び報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うことが求められます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「データコントローラー」といえる者に義務が課されるものであることを確認させていただきたいと考えます。日本政府は、政府情報システムにおける「クラウド・バイ・デフォルト」原則を推進しており、民間においてもクラウドを利用した効率化とビジネスの発展を期待していると考えられます。クラウド推進の観点からも、クラウド利用を前提としたうえで、各種法律上の義務の範囲の明確化を図ることが重要と考えられます。</p> <p>もっとも、上記のようにクラウド事業者ないしデータプロセッサーが規則案における義務の対象外としても、そうした事業者がデータコントローラーに対し、合理的なタイミングで、特定の状況において、漏えい等の通知をする合意にもとづく義務を負うこともあると考えられます。こうした義務は、コントローラーとプロセッサーの間の契約により設定されると考えられます。ただ、そのような場合においても、データコントローラーが、委員会への報告や影響を受けた本人への通知義務などを最終的に負うものとすべきと解されます。なぜなら、クラウド事業者すなわちデータプロセッサーと呼ばれる事業者は、セキュリティ上のインシデントと意図的なデータの動きの区別をすることはできず、まして個人情報を含むデータ漏えいがあったことを認識することができないからです。更に、データプロセッサーは、データ主体との直接の関係を持たず、したがって、個人情報の漏えいがあったとしても、効果的で意味のあるコミュニケーションをとることができません。AWS Jは、個人情報保護委員会に対し、今後、ガイドラインやQ&Aによって、クラウド上の個人情報の取扱いについて更なる明確化をはかるよう提案したいと考えます（※1）。</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(※1) AWS Jは、ここで示されている議論は、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A』（個人情報保護委員会、平成29年2月16日、令和2年9月1日更新）と合致すると考えます。同Q&AのQ5-33等は、個人情報取扱事業者がクラウドサービスを利用する場合において、当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないこととなっている場合、すなわち契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等は、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにならないとしています。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社】</p>	
123	規則(案) 第6条の 2、第6 条の3、 第6条の 5	<p>1 漏えい等報告・本人通知について</p> <p>漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人通知を義務化することについて賛成します。</p> <p>テクノロジーの急速な進化に伴い、今後も大規模な漏えいの発生の可能性は否定できません。そのような場合に、一刻も早く本人への通知をしていただきたいと思います。漏えい等報告・本人通知の対象となるものとして、要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれがある場合、故意によるもの、1000人を超える漏えい、漏えいのおそれのあるものとされていますが、個人情報の漏えいは、個人の権利利益を害するおそれだけでなく、メールアドレスを利用した架空請求メールの送信や、トラブルに巻き込まれるなど、個人の平穀な生活を脅かすおそれもあります。そのような場合に、できるだけ早く本</p>	<p>漏えい等報告・本人通知の対象となる事態について、平穀な生活を送る利益も含め、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態については対象となっていることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>また、本人への通知に関し、本規則案第6条の5で定められていない事項についても、事案に応じて通知することが望ましいと考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>人に通知することで、本人が自衛策をとることが可能となります。</p> <p>対象となるものとして、個人の平穏な生活を脅かすおそれのあるものを加えていただくよう要望します。</p> <p>また、本人への通知は、リスクを避けるために早急に措置をとる必要があることを記載しなければ、個人の行動に繋がりません。漏えいの事態とともに、本人がとるべき措置を具体的にわかりやすく記載することを、ガイドライン等で定めていただくことを要望します。</p> <p>加えて、事業者は、漏えいにより損害を被った場合の補償についても説明をする必要があると考えます。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>	
124	規則(案) 第6条の 2、第6 条の3	<p>該当箇所 第六条の二、第六条の三</p> <p>意見内容 漏洩報告対象に個人情報漏洩の“おそれのある場合”が含まれているが、不明確であるため、削除すべきである。漏洩の対象がガイドラインで規定されていた改正前とは異なり、漏洩報告の対象が法定事項となっている。そのため、予測可能性の担保が必要である。</p> <p>仮に個人情報漏洩のおそれのある場合が削除されない場合でも、予測可能性担保の観点から、おそれのある場合の具体的な解釈及び具体例の提示を行い、可能な限り予測可能性をあげるようにしていただきたい。</p>	<p>漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから、「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。「おそれ」の具体的等はガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>特に第六条の二各号に定められた各類型における「おそれ」はそれぞれ対象が異なる以上は意味も異なるはずであり、命令等の手段により義務履行を確保する以上は少なくとも広汎に過ぎることのないよう、どのような兆候が認められることを以て「おそれ」ありとするのかをお示しいただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	
125	規則(案) 第6条の 2、第6 条の5	<p>規則(案)の第六条の二、六条の三、六条の五 (ご意見)</p> <p>[漏えい等報告・本人通知]</p> <p>BSAは、漏えい等に関し、貴委員会が我々の前回意見書を考慮に入れて頂き、暗号化されたデータを適用除外とし、損害を生じさせる重大なリスクがある場合のみに報告・通知要件を限定したことを歓迎します。また、速報の提出に特定の期限を設けず、確報の提出に合理的な時間を設けたことも支持します。このようなアプローチにより、影響を受けた事業者がセキュリティ・リスクの範囲を特定するリスク評価を実施し、対応策に着手し、インシデントの再発防止策を策定することが可能となります。また、貴委員会への報告と同タイミングで関連する本人への通知を要件としない提案も支持します。</p> <p>なお、規則案の中で、貴委員会に提出された速報に第六条の三第一項第一号から第九号までのすべての情報が含まれている場合には、これも第六条の三第二項で要求される確定報告となり、追加の確定報告は不要であることを明確にして頂くことを奨めます。</p>	<p>速報(本規則案第6条の3第1項)の段階で、同項各号の情報が全て含まれている場合には、確報(本規則案第6条の3第2項)も兼ねるものとして、追加で報告する必要はありません。</p> <p>漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから、「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>本人への通知の趣旨が、通知を受けた本人が漏えい等の事態を認識することで、その権利利益を保護するための措置を講じられるようにすることにあることから、二次被害のおそれを含めて本人に通知する必要があり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>また、規則案に含まれる「発生したおそれがある」といった、個人データ漏えいの「可能性がある」事態を報告・通知要件に含むことについては、引き続き懸念を抱いております。漏えい等が確認された後、可能な限り速やかに対策を講じなければならないことには同意しますが、このような報告・通知は、漏えい等が発生し、暗号化されていない個人データや再加工されていない個人データが実際に不正取得され、なりすまし犯罪や金融詐欺など、本人にとって重大なリスクが生じる場合に限定すべきです。このようなアプローチにより、セキュリティ・インシデントを分析し、それが漏えい等として分類されるべきかどうかを判断することが可能となり、このようなインシデントから生じる結果的な被害に対処するための、産業界と責委員会の限られたリソースが賢明に活用されることを確実にします。実際には発生していないかもしれない「可能性のある漏えい等」の報告・通知を要求することは、組織に負担をかけるだけでなく（インシデント対応は時間とリソースがかかるため）、責委員会への報告が殺到し、また、当該本人にとっては、取るに足らないデータ・セキュリティ・インシデント（例えば、暗号化されたデータへの不正アクセスなど）と、重大な被害をもたらす可能性があり、適切な是正措置を取るべき漏えい等との区別がつかない情報が氾濫することとなります。したがって、我々は、「可能性がある」データ・インシデントを報告するという要件の提案は、個人データ漏えい等に対する個人の保護を実質的に強化するものではないため、規則案から削除することを求めます。</p> <p>また、規則案第六条の三第一項第五号の「二次被害又はそのおそれの有無及</p>	<p>事業者が本人の連絡先情報を有していない場合は、「本人への通知が困難な場合」として代替措置による対処も可能となります（改正後の法第22条の2第2項ただし書）、具体例等はガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>びその内容」の報告義務についても懸念しております。特に他の事業者に代わってデータ処理を行う事業者は、二次被害があったかどうかを測ることができないことが多く、又、二次被害が発生する可能性のある不測の事態や未知の事態もあり得るため、二次被害が発生していないかもしくないと推測し、そのように報告することも適切ではありません。</p> <p>加えて、二次被害が発生する可能性がある場合でも、二次被害が発生する確率が低い可能性があります。本人にも同じ情報を提供する必要があることから、本人に不必要的不安を与え、有意義な通知から目をそらしてしまい、結果的にどちらの場合にも対応を取らなくなる可能性を生じさせてしまいます。このような懸念に対応する上でも、第六条の三第一項第五号を改正し、「二次被害が発生した場合又は二次被害の合理的な危険性がある場合及びその内容」の報告に限定した要件とすることを求めます。</p> <p>また、例えば、事業者が漏えい等の影響を受けた個人の連絡先情報を有していない等、関係する個人への通知が困難である場合について、貴委員会で通知の代替手段を検討していただくことを引き続き求めます。ある状況においては、事業者が漏えい等の影響を受けた本人に直接連絡を行うよりも貴委員会に報告する方が適している場合があります。</p> <p>【B S A ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
126	規則（案） 第6条の 2、第6	<p>（該当箇所） 規則（案）の第6条の2及び第6条の5</p>	<p>漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	条の5	<p>(意見)</p> <p>グローバル・プライバシー・アライアンス（以下「GPA」といいます。）を代理して、今回、改正個人情報保護法（以下「改正法」といいます。）に関する貴委員会の規則案について、意見を提出いたします。</p> <p>GPAは、航空宇宙、通信、コンピュータ及びコンピュータソフトウェア、消費者製品、電子取引、金融サービス、物流、製薬、専門サービス、並びに旅行/観光セクターといった様々なグローバル企業で構成されています。GPAは、消費者の信頼向上と情報の自由な流れの確保に向けた、責任あるグローバルプライバシー慣行の推進に取り組んでいます。GPA会員は、自らのプライバシーに関する義務を極めて真摯に受け止めています。本書に記載される意見は、GPA会員の意見を総じて代表するものです。本書で示す全体的な姿勢は全会員が支持するものですが、個別の論点の中には全会員には該当しないものがある場合があります。</p> <p>概要</p> <p>改正法第22条の2第1項及び規則案第6条の2により、個人情報取扱事業者は、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして定められる、以下の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合には、貴委員会への報告が義務付けられます（ただし、高度な暗号化等の措置を講じたものを除きます）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等 ・不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ 	<p>最小限にする必要があることから、「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>の漏えい等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等 ・個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等。 <p>以下で詳述するとおり、漏えい等が発生したおそれがある場合にまで貴委員会に報告を求めることは、改正法で定める漏えい等の報告要件をはるかに超えるものです。特筆すべきは、実際、80 を超える世界各国の漏えい等報告に関する国内法のいずれも、漏えい等の疑いや可能性を行政当局に報告することを義務付けてはいないという点です。GPAとしては、行政当局への報告義務は、漏えい等が実際に発生した場合に絞るべきであると考えますが、それは漏えい等が発生したおそれがある場合にまで報告を義務付けることで過度な報告が行われることになり、事業者や貴委員会の貴重なリソースが奪われ、個人の権利利益を害するおそれが大きい実際のデータ漏えい等に対応する取り組みが十分に行えなくなるためです。また、漏えい等が発生したおそれがあることを個人に通知すれば、実際のリスクには関係のない数々の通知で個人を圧倒するという逆効果を招いてしまいます。結果として、不必要的恐怖と混乱を招くだけでなく、人々を鈍感にさせ、重大なリスク発生時に害から自らを守るために必要な対策を示した通知そのものが無視される事態にもなりかねません。したがって、GPAとしては、当該報告要件を、漏えい等が実際に発生した場合、又はその発生が確認できた場合に限定することを、貴委員会に強く要請します。漏えい等が発生したおそれがある場合にまで、貴委員会への報告や個人への通知を義務付けるべきではありません。</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>サイバーセキュリティ攻撃の規模</p> <p>企業ネットワークは日常的に、フィッシングメール、マルウェア、ボット、ランサムウェア等、さまざまな悪質なセキュリティの脅威と攻撃の対象になっています。例えば、2018 年のマルウェア攻撃は 8 億 1267 万件にも上り、2019 年にはモバイルをターゲットとした新たなランサムウェアのトロイの木馬が 6 万 8000 件も検出されました (Purplesec レポートをご参照ください (https://purplesec.us/resources/cyber-security-statistics/ransomware/))。</p> <p>以下の統計データを見れば、漏えい等が発生したおそれがある場合にまで報告を義務付けた場合に、貴委員会がどれほど膨大な量の報告を受領することになるか、感覚がつかめるはずです。国際的な銀行 275 行のセキュリティ担当幹部に対する 2017 年の調査</p> <p>(https://www.computerweekly.com/news/450417135/Banks-suffer-average-of-85-attempted-serious-cyber-attacks-a-year-and-one-third-are-successful) によると、過去 12 カ月間にこれらの銀行は平均で 85 件の重大なサイバー対策に対する攻撃を受けており、このうち 36%は何らかのデータを盗むことに成功しています。貴委員会の規則案に従って算出した場合、貴委員会と本人は、金融セクターからだけでも 2 万 3000 件を超える報告や通知を受領していたことになり、そのうち約 1 万 5000 件は、データの盗取に至らなかったと最終的に判断された事案です。</p> <p>報告の概算数を金融セクター以外にも広げ、別の調査</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(https://www.accenture.com/_acnmedia/PDF-96/Accenture-2019-Cost-of-Cybercrime-Study-Final.pdf) にも目を向けてみましょう。11カ国（オーストラリア、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、シンガポール、スペイン、英国、米国）の様々なセクターの企業355社を対象に実施されたこの調査では、幅広い業種を代表する組織が、2018年に、それぞれ平均で145件の漏えい等を経験していたことが明らかになりました。個人の権利利益を害するおそれが大きい実際の漏えい等が発生した場合又は発生したおそれがある場合はこれらのうちの半分か三分の一程度にすぎないと仮定したとしても、組織毎に義務付けられる報告件数を対象組織の数で乗じた数字は膨大です。</p> <p>GPAの意見</p> <p>貴委員会の規則案は、改正法で定める報告基準を超えて報告要件を大幅に拡大するものだと考えます。改正法第22条の2第1項は、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、特に貴委員会への報告を義務付けています。セキュリティインシデントの可能性が実際のデータ漏えい等と確認されるまでは、影響を受ける本人の範囲を特定し、これらの者に対するリスクの潜在的度合いを正確に評価することは不可能です。漏えい等が発生したおそれがある場合にまで事業者に報告を義務付けることは、企業によって対応方法が大幅に異なる可能性が高い理論上の取り組みとなり、有益ではないと考えられます。</p> <p>漏えい等が発生した場合に、本人に通知を求める主たる目的は、漏え</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>い等発生時のなりすましや不正行為のリスクを個人が低減できるようにすることです。一方、行政当局へ報告を求めるこの主な目的は、当該当局が監督機能を発揮できるようにすることにあります。例えば、持続的な又はシステム上のセキュリティの問題を特定する、問題へ対処するため必要な措置を講じる、漏えい等により被害を被る可能性がある個人を支援するといったことがこれに当たります。こうした目的をふまえると、漏えい等が発生したおそれはあるが、まだその発生が確認できていない段階で、行政当局や個人に報告や通知を求めるることは、理にかないません。サイバーセキュリティ攻撃の規模に鑑みると、漏えい等の発生のおそれに関する報告が貴委員会に殺到し、それにより事業者や貴委員会の貴重なリソースが奪われ、個人の権利利益を害するおそれが大きい実際のデータ漏えい等に対する取り組みがおろそかになる可能性があります。同様に、漏えい等が発生したおそれがある場合にまで個人に通知をすれば、実際のリスクには関係のない数々の通知で個人を圧倒するという逆効果を招くことは必至です。結果として、不必要的恐怖と混乱を招くだけでなく、人々を鈍感にさせ、重大リスクの発生時に被害から自らを守るために必要な対策を示した通知そのものが無視される事態にもなりかねません。さらに、「発生したおそれ」の基準が不明確であるため、多くの企業は慎重を期すあまり過剰に報告を行う可能性があります。こうした過剰な報告により、実際の持続的な又はシステム上のセキュリティの問題の所在が希薄化されたり、特定が困難になったりすることも考えられます。</p> <p>【Global Privacy Alliance (GPA)】</p>	
127	規則（案）	(該当箇所)	個人データに係る本人の数が1000人を超える漏え

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 2、第 6 条の 5	<p>規則案の第 6 条の 2 第 4 号、第 6 条の 5 (御意見)</p> <p>規則第 6 条の 5 において、「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」の解釈について。</p> <p>法第 22 条の 2 第 2 項に基づき、規則第 6 条の 2 第 4 号は、形式的な数値基準を満たす漏えいが発生した場合(本人の数が 1000 人を超える個人データが流出した場合)の事業者としての本人の通知義務を定めているが、当該通知義務は「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲」(規則第 6 条の 5)に限定されると解釈するが、それで正しいか?</p> <p>(理由)</p> <p>例えば、事業者間のメール誤送信の事案にて、直ちにメールが削除され、転送されていないことが確認された場合などは、データの件数が 1000 人分超でも 2 次被害は見込まれないものと考えられますが、このような場合でも、事業者は本人全員への通知義務はあるようにも解釈できるため、確認させて頂きたいと思います。</p> <p>このように当該漏えいによって本人の権利利益が害される恐れが実質的に少ないと事業者が客観的・合理的に判断できる場合には通知義務はないと解して良いと思われ、「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」という文言はこのような場合に妥当すると理解しますが、いかがでしょうか。</p>	い等が現に発生した場合には、原則として本人への通知を行う必要があると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【BNPパリバ証券株式会社】	
128	規則（案） 第6条の 2	1. 規則第6条の2に関わらず、銀行・証券で漏洩等が発生した場合は、権限の委任を受けた所管大臣並びに認定個人情報保護団体が定めるガイドライン等に基づき、所管大臣並びに保護団体に漏洩等の報告を提出することよろしいでしょうか。 【個人】	事業所管大臣に漏えい等報告受理の権限が委任されている分野の個人情報取扱事業者は当該事業所管大臣に対する報告を行うこととなります。なお、認定個人情報保護団体は法律上義務付けられた漏えい等報告の報告先とはなっていません。
129	規則（案） 第6条の 2	提出意見： 委員会規則 第6条の2 「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」として委員会規則で定めるものとして、「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し・・・」というものが挙げられていますが、この中の「漏えい等」の定義について委員会ガイドラインで詳細に示してもらいたいと考えます。 ドコモ口座事案のように、「既に別のサイトでリバースブルートフォース攻撃を使って取得した可能性のある、使用されている本人認証情報」が使われて被害が発生するケースがあります。 この場合に、最初に「リバースブルートフォース攻撃を受けた事業者」を、「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し・・・」というものに該当するとして、漏えい等の対象を広義にとらえておかなければ、同様な事案に対する防御が難しくなってしまいます。 「事業者が秘密に管理している情報が第三者に取得されてしまった場合」に限らず、「事業者が秘密に管理している情報を第三者に当てられてしまった場	本規則案第6条の2の「漏えい等」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、漏えい等に該当するかどうかは、サイバー攻撃の手法ではなく、個人データに着目して判断されることとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>合」も「漏えい等」に該当する旨を委員会ガイドラインで示していただけた いと思います。</p> <p>【シーピーデザインコンサルティング】</p>	
130	規則（案） 第 6 条の 2	<p>(該当箇所) 改正規則（案）第 6 条の 2</p> <p>(意見等) 改正規則（案）第 6 条の 2 を新設することに賛成する。 ただし、同条に該当しない事態（例えば、本人の数が千人を超えない漏洩等）であっても、当該事態の報告の努力義務は残すべきである。</p> <p>(理由) 規則（案）第 6 条の 2 各号で定められた事態に該当しなくとも、本人の権利利益への影響が大きいと思われる個人データが流出することは容易に考えられる（例えば、本人の数が千人以内であっても、特定の思想団体が行う行事への参加者が記録されている個人データや、介護事業者が利用している本人の介護に関する個人データ、親族等に関する個人データなど）。 このような場合に報告の努力義務が課せられていないと、個人情報保護委員会に漏えい等の情報が入って来ず、当該事業者の安全管理措置に問題があつても本来行われるべき必要な勧告などが行われにくいくことが考えられる。また、今後の法改正、施行規則改正等の際にも、当該漏えい等が、情報として反映されにくくいうことにも繋がるものである。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。なお、本規則案第 6 条の 2 各号に該当しない事態であっても、個人情報取扱事業者は、委員会に任意に報告することができるよう検討しています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>したがって、改正規則（案）において報告義務の対象とならない場合についても、現行どおり、告示等で報告を求める努力義務を残すべきであると考える。</p> <p>【日本司法書士会連合会】</p>	
131	規則（案） 第 6 条の 2	<p>提出意見：</p> <p>規則案 6 条の 2 「発生し、又は発生したおそれ」とは、アクシデント（事態が起きたこと、又は起きているかもしれないこと）を指し、インシデント（事態が起きかねなかったこと）を含まない趣旨か。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 の「発生し、又は発生したおそれ」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「発生したおそれ」とは漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります。</p>
132	規則（案） 第 6 条の 2	<p>条文番号：6 条の 2</p> <p>項目：漏えい等報告・本人通知</p> <p>確認／意見：確認・意見</p> <p>具体的な内容：「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く」とあるが、「個人の権利利益を保護するために必要な措置」とは、平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号の 3（2）1 にて「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」として例示されているものは全て該当するという理解で良いか。当該「必要な措置」の内容が不明確のため、ガイドライン等で明確化していただきたい。仮にそのような理解が難しいとしても、上記告示で「報告を要しない場合」（3（2））とされているものについては、引き続き、（例外的に）</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 1 号の「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>報告が不要となるようガイドライン等で明確化していただきたい。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	
133	規則（案） 第6条の 2	<p>No. 1</p> <p>【該当箇所】</p> <p>規則（案） 第六条の二 第一号から第四号</p> <p>【意見】</p> <p>以下について、ガイドライン等で更に解説されるという理解で良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) “高度な暗号化”については特に具体的に示す必要がある。 (2) “千人を超える”の考え方 (3) “発生したおそれ”の考え方 <p>【理由】</p> <p>中小企業等も遵守しなくてはならず、分かりやすい解説が必要であると考えるため。</p> <p>特に(1)については、不正アクセス等があった場合、該当すると判断したファイルに高度な暗号化が施されている場合、報告を要しないと事業者が判断する可能性がある。同様の被害が起きているにもかかわらず、報告がなされず、情報の蓄積が個人情報保護委員会に入らない可能性や、当該不正アクセスによって事業者が認識できずに個人データが漏えいしている可能性があることを見逃がしてしまう恐れがある。本来報告をするべきと考えられるが除かれるのであれば、安易な判断にならないよう丁寧に解説をお願いしたい。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>本規則案第6条の2各号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
134	規則（案） 第 6 条の 2	<p>No. 2</p> <p>【該当箇所】</p> <p>規則（案） 第六条の二</p> <p>【意見】</p> <p>本条の漏えいの判断基準を示して頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>漏えいについては、アクセスを確認した時点で漏えいと解釈するのか、それとも他で漏えいしたデータが確認された事をもって漏えいとするのか等事業者実務に照らして合理的な考え方を解説して欲しいため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 各号の「漏えい等」の具体的な内容は、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
135	規則（案） 第 6 条の 2	<p><意見 1></p> <p>該当箇所：</p> <p>第 6 条の 2 以下、漏えい等に関する報告通知義務全般</p> <p>意見内容：</p> <p>クラウド事業者がクラウド内の個人情報を取り扱わない場合には、当該クラウド事業者は個人情報を管理しておらず、漏えい等についての報告通知義務の対象外であることをガイドライン等で明確化して頂きたい。</p> <p>理由：</p> <p>日本政府はクラウド利用を官民両分野で推進しており、クラウド事業者が個人情報を取り扱わない場合はクラウド利用が個人情報のクラウド事業者への</p>	<p>クラウドサービスにおける漏えい等報告の考え方は、ガイドライン等においてお示しすることを検討してまいりますが、クラウドサービスを提供する事業者が、個人データを取り扱わないとになっている場合には、クラウドサービスを利用する事業者において、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項の報告義務を負います。この場合、クラウドサービス提供事業者は、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項の報告義務を負いませんが、クラウドサービスを利用する事業者が安全管理措置義務及び報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行う</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>提供（委託）に当たらないという解釈を引き続き明確化すべきであるため。更に、クラウドを利用した場合、漏えい等における報告通知義務について、当該クラウド利用者が個人情報取扱事業者として各種義務を負うものであることを明確化し、クラウド利用における規律に疑義が出ないようにすべきであるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>ことが求められます。</p>
136	規則（案） 第 6 条の 2	<p><意見 2></p> <p>該当箇所：</p> <p>第 6 条の 2</p> <p>意見内容：</p> <p>漏洩報告対象に個人情報漏洩の「おそれのある場合」が含まれているが、Q&A 等において、おそれのある場合の具体例を提示して頂きたい。</p> <p>理由：</p> <p>第 6 条の 2 各号に定められた各類型における「おそれ」は、それぞれ対象が異なることから、意味も異なってくると考えられるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 の「発生したおそれ」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
137	規則（案） 第 6 条の 2	<p>(意見①)</p> <p>「個人の権利利益を害するおそれが大きいものにおいて漏えい等が発生した場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する」とあります。国民に新たな政令・規則誕生を十分周知していくことをお願いします。</p> <p>(理由①)</p> <p>米国カリフォルニア州はデータ侵害通知法で個人への通知を義務化にし、欧州の一般データ保護規則（GDPR）は 72 時間以内の報告を求めるなど、欧米は不正アクセスによる情報漏えいへの対応は厳しいと聞きます。今回の義務化でグローバルスタンダードに近づくことを評価し、実現に期待したいところです。が、本当に実施することができるのか疑問であり、新たな被害者が出るのではないかと不安もあります。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	法改正により、漏えい等が発生した場合に、委員会への報告及び本人通知が義務化されたことを含め、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。
138	規則（案） 第 6 条の 2	<p>(意見②)</p> <p>「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」とありますが、判断基準があいまいです。ガイドライン等で考え方をお示しいただきたい。</p> <p>(理由②)</p> <p>報告が義務化された背景や消費者にとって想定されるプライバシーインパクト等を正しく理解した上で、適切な運用が図られるため。</p>	本規則案第 6 条の 2 各号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】	
139	規則(案) 第6条の 2	<p>(意見①)</p> <p>漏洩が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きいものの報告が義務とされており、報告対象が示されました。実際に本当に報告がなされるか疑問です。報告の実施が担保されるよう、個人情報保護委員会が積極的に周知を行うと共に、事業者へのヒアリングを実施する等して適切な対応が図られるよう対応していただきたい。</p> <p>(理由①)</p> <p>事業者が本人に通知し、本人が通知を確かに受け取ったことは、事業者に確認する義務があると考えますが、すべての事業者が責任を持って行えるのか疑問が残ります。</p> <p>一般の消費者にとって、自分の情報が漏れたことを適切なタイミングで知る事は安心感にもつながる一方、知った時にどう行動すればよいのか直ちに判断するのは難しいこともあります。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	<p>法改正により、漏えい等が発生した場合に、委員会への報告及び本人通知が義務化されたことを含め、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者等への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
140	規則(案) 第6条の 2	<p>(1) 報告対象（規則案6条の2）</p> <p>ア 規則案6条の2全般</p> <p>① まず、「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」（個人情報保護法22条の2第1項）には個人デ</p>	<p>① 漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから、</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ータの漏えい等の「発生したおそれがある事態」は含めず、現に「発生」した場合のみ含まれるという制度設計を検討されたい。</p> <p>また、もし仮に、漏えい等の「発生」に限らず、「発生したおそれがある事態」も「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」(法 22 条の 2 第 1 項) に該当するという制度設計をする場合であっても、漏えい等をしたことが相当程度の蓋然性をもって確認できた場合にのみ個人情報保護委員会への報告および本人への通知の義務が発生するという制度設計にされたい。</p> <p>すなわち、事業者においてはいかなる事案でも漏えい等が「発生したおそれ」を否定することは難しいため、「おそれ」があるのみで報告・通知義務が発生するならば事業者の負担が大きく増大してしまうためである。</p> <p>② 次に、報告・通知義務が発生する場合の判断を事業者が行うのに資するべく、報告・通知義務の有無を判断する際の指標となるような例を公表されたい。</p> <p>とりわけ、規則案第 6 条の 2 各号のように「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」(法 22 条の 2 第 1 項) に「発生したおそれ」も含めるのであれば、現行の「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号) 3(2) に「報告を要しない場合」として報告不要の例示を記載しているように、文言の形式的な解釈上では報告義務が発生するに見えるものの、義務が生じない事例を具体化して、判断の際の基準となるような例示を明らかにするべきと考える。</p> <p>③ 上記告示 3(2) に記載のある「報告を要しない場合」に該当する場合に</p>	<p>「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>また、本規則案第 6 条の 2 の「おそれ」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります。</p> <p>② 委員会への報告・本人への通知の対象となる本規則案第 6 条の 2 各号に該当する事態の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>③ 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)」「3.」「(2) 報告を要しない場合」には、様々な事例が含まれていることから、その内容も踏まえ、ガイドライン等における「漏えい等」の記載を検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>は、改正法施行後においても報告を要しない旨を明記されたい。告示に記載のような事例は多くの事業者で少なからず発生するものであり、これらをすべて個人情報保護委員会が把握することは、報告制度の趣旨からすると必要性が低く、かつ、中小事業者も含む事業者側にも過度の負担を強いるものと考える。</p> <p>【経営法友会】</p>	
141	規則（案） 第 6 条の 2	<p>イ 「漏えい等」の意義（法 22 条の 2、規則案 6 条の 2）</p> <p>従前は努力義務であった漏えい等報告が法律上の義務となったことを踏まえ、とりわけ以下の点に留意しつつ、「漏えい等」の意義を明確にされたい。</p> <p>① 「毀損」には、事業者が合理的な理由をもってデータを物理削除することは含まれないこと</p> <p>② 「滅失若しくは毀損」したが、「漏えい」は発生していないことが確実である場合には、報告義務が発生しないこと</p> <p>上記②につき補足すると、たとえば、要配慮個人情報を含む個人データが記録されているエクセルファイルを不注意で削除してしまった場合、規則案の文言どおりでは「滅失若しくは毀損」に該当することになる。しかしこの場合、「漏えい」しているわけでもなく、「委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じることができるようにする」（個人情報保護委員会「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（漏えい等報告及び本人通知）」〔令和 2 年 10 月 30 日〕2 頁）という報告制度の趣旨からしても個人情報保護委員会に報告する必要性が乏しい。</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 各号の「漏えい等」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【経営法友会】		
142	規則（案） 第 6 条の 2	<p>規則案の第 6 条の 2 第 1 項 (意見)</p> <p>「個人の権利利益を害するおそれ」において各号で定められている事態について、ガイドライン等において具体的な事例を示すこと、および、個別事象に応じた判断を認めていただきたい。</p> <p>(理由) 漏えい等の事案には様々な様様があり、個別事案毎に対応が異なることから、画一的な判断は困難なため。</p>	本規則案第 6 条の 2 各号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、対象となる事態に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断することとなります。	
		【一般社団法人日本クレジット協会】		
143	規則（案） 第 6 条の 2	<p>規則案の第 6 条の 2 第 1 項 (意見)</p> <p>「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)」3. (2)「報告を要しない場合」と同様の取り扱いは継続されると考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合 ・ FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合 <p>(理由) 報告負荷軽減のため</p>	「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)」「3.」「(2) 報告を要しない場合」には、様々な事例が含まれていることから、その内容も踏まえ、ガイドライン等における「漏えい等」の記載を検討してまいります。	
		【一般社団法人日本クレジット協会】		
144	規則（案）	規則案の第 6 条の 2 第 1 項	本規則案第 6 条の 2 の「高度な暗号化その他の個	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 2	<p>(意見)</p> <p>個人データ（高度な暗号化その他個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く）について、委員会が示す「高度な暗号化」とは委員会告示第1号に示されているものと同様と考えてよいか。</p> <p>(理由) 適切な業務運営を確保するため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合は、これに該当すると考えられます。</p>
145	規則（案）第 6 条の 2	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第 6 条の 2</p> <p>(意見)</p> <p>報告要件に該当しないものの、平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号において報告対象事案となっている漏えい事案について、今後の方針を示されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号に示されている報告対象事案について、本改正に伴い報告対象ではなくなるのか、告示としては有効なまま報告対象とされるのかを確認したいため。</p> <p>(参考)</p> <p>○個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）（抄）</p> <p>1. 対象とする事業</p> <p>本告示は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する事案（以下「漏え</p>	<p>「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」の存廃については、検討してまいりますが、本規則案第 6 条の 2 各号に該当しない事態であっても、個人情報取扱事業者は、委員会に任意に報告することができるよう検討しています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>い等事案」という。)を対象とする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者が保有する個人データ（特定個人情報に係るものと除く。）の漏えい、滅失又は毀損</p> <p>(2) 個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）第 20 条第 1 号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものと除く。）の漏えい</p> <p>(3) 上記 (1) 又は (2) のおそれ</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	
146	規則（案） 第 6 条の 2	<p>規則案第六条の二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告等の対象を各号に記載の「おそれがある事態」とすると、軽微な事案までもが対象となり、報告を受領する執行機関におけるコスト上昇や、通知を受ける本人の混乱を引き起こすことが懸念される。したがって、報告等の対象については、本人への権利利益を侵害する「おそれが高い」場合とすべきである。そのうえで、各号に該当する事例を具体的に示すとともに、例えばクレジットカード番号の一部（下四桁等）のみの漏えい等、他の容易に知り得る情報との照合を行っても個人の権利利益を害するおそれが小さい情報の漏えいは、報告等の対象とすべきでない。 ・漏えい等の報告等について、サーバー内の個人情報を取り扱わないクラウドサービス提供事業者、ならびに利用者の責任の範囲を今後ガイドライン等で明確にすべきである。 	<p>漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから、「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>クラウドサービスにおける漏えい等報告の考え方には、ガイドライン等で示してまいりますが、クラウドサービスを提供する事業者が、個人データを取り扱わぬこととなっている場合には、クラウドサービスを利用する事業者において、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項の報告義務を負います。この場合、クラウドサービス提供事業者は、改正後の法第 22 条の 2 第</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【(一社) 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】	1項の報告義務を負いませんが、クラウドサービスを利用する事業者が安全管理措置義務及び報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うことが求められます。
147	規則(案) 第6条の 2	<p>該当箇所</p> <p>第六条の二以下漏えい等に関する報告通知義務全般</p> <p>意見内容</p> <p>クラウド事業者がクラウド内の個人情報を取り扱わない場合には、当該クラウド事業者は個人情報を管理しておらず、漏えい等についての報告通知義務の対象外であることを明確化していただきたい。</p> <p>理由</p> <p>日本政府はクラウド利用を官民両分野で推進しており、クラウド利用が個人情報をクラウド事業者に提供するものではないという解釈を引き続き明確化すべきである。さらに、クラウドを利用した場合、漏えい等における報告通知義務について、当該クラウド利用者が個人情報取扱事業者として各種義務を負うものであることを明確化し、クラウド利用に疑義が出ないようにすべきである。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	クラウドサービスにおける漏えい等報告の考え方には、ガイドライン等で示してまいりますが、クラウドサービスを提供する事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合には、クラウドサービスを利用する事業者において、改正後の法第22条の2第1項の報告義務を負います。この場合、クラウドサービス提供事業者は、改正後の法第22条の2第1項の報告義務を負いませんが、クラウドサービスを利用する事業者が安全管理措置義務及び報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うことが求められます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
148	規則（案） 第 6 条の 2	<p>該当箇所 第六条の二</p> <p>意見内容 「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」とされている場合の例を、ガイドラインにおいてより十分に示していただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	本規則案第 6 条の 2 各号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
149	規則（案） 第 6 条の 2	<p>該当箇所 第六条の二</p> <p>報告・届出義務の対象となる状況は 4 つあり、そのうち 1 つだけについて閾値が定められている。4 つの状況はすべて、たとえ可能性が低いとしても「おそれがある」場合に報告対象となる。「通知疲労」を避けるためにも、「おそれが高い」場合に限り、報告義務するべきではないか。個人情報保護委員会の考え方を伺いたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから、「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
150	規則（案） 第 6 条の 2	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等報告（規則案第六条の二） <p>規則案第六条の二をはじめ事象が発生したことだけでなく、その「おそれがある」ことを要件とする定めがあるが、「おそれがある」ことまで範囲に含めると対象が極めて広くなる。「おそれがある」は要件から削除するか、「おそれがある」の該当性の判断基準を示していただくことを求める。</p>	漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから、「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	いただけるものと考えます。また、本規則案第6条の2の「おそれ」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります。
151	規則(案) 第6条の 2	<p>第6条の2</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)」「3.」「(2) 報告を要しない場合」には、様々な事例が含まれていることから、その内容も踏まえ、ガイドライン等における「漏えい等」の記載を検討してまいります。また、利用停止等に関する御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、本規則案第6条の2各号の事態が生じた際には、本人の権利利益が害される「おそれ」があることから、利用停止等の請求の対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等事案に係る個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合 ・漏えい等事案に係る個人データによって特定の個人を識別することができ漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合（ただし、漏えい等事案に係る個人データのみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。） ・個人データの滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人 	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>データを閲覧することが合理的に予測できない場合</p> <p>【日本証券業協会】</p>	
152	規則（案） 第 6 条の 2	<p>第 6 条の 2</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>改正法第 22 条の 2 はあくまで「個人情報」ではなく「個人データ」に係る規律であることから、同条から規則委任を受ける規則案第 6 条の 2 においても、（個人データに該当しない）「個人情報」ではなくあくまで「個人データ」に係る漏えい等が対象になることを明確にするため、「要配慮個人情報が含まれる個人データ」ではなく、「個人データである要配慮個人情報」（個人情報保護法施行令第 7 条第 2 号）とすべきであると考える。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 1 号においては、本規則案第 6 条の 2 第 2 号及び第 3 号との平仄を考慮して「個人データ…の漏えい、滅失若しくは毀損」としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
153	規則（案） 第 6 条の 2 第 1 号	<p>提出意見：</p> <p>規則案 6 条の 2 第 1 号</p> <p>「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」を定めた同条について、漏えい等が「発生し、又は発生したおそれ」がある「要配慮個人情報が含まれる個人データ」から「高度な暗号化その他の個人権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」を除く規定となっているが、この規定の仕方は、ある（ロー）データに暗号化処理を行ったものを通信するイメージで書かれているが、データには暗号化せずに通信を暗号化したものは、措置を講じたものとして対象外という趣旨か。</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 1 号の「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【匿名】	
154	規則（案） 第 6 条の 2 第 1 号	<p>条文番号：6条の2第1号</p> <p>項目：漏えい等報告・本人通知</p> <p>確認／意見：確認・意見</p> <p>具体的な内容：改正法により「要配慮個人情報の漏えい等」が「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」の一つに類型化され、報告期限が定められたが、金融分野における個人情報保護に関するQ & A（問4-11）にある郵便局員の誤配や本人の権利利益の侵害が極めて小さいと思われる事象（※）まで一律に直ちに報告を求められるものではないことを確認させていただきたい。金融分野においてはすべての個人データの漏えい等が原則として報告義務の対象となっていることも踏まえ、報告の必要性や報告の方法については、同Q & A（問4-11）では、漏えい等した情報の内容・量、二次被害や類似案件の発生の可能性等を考慮し、例えば四半期に一度一括して報告するといった方法も許容されているため、引き続きこのような一括報告も許容していただきたい。</p> <p>（※）例えば、保険会社がご契約者様に対し、保険契約に基づく保険金等支払事由に該当しないかどうか確認いただき、該当する場合には請求を勧奨するような場面において、社内規程等に反して、本人の家族に入院・通院したという事実のみを営業担当者が口外してしまった場合</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	<p>要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等については、本人の権利利益に対する影響が大きいことから、報告の対象とされています。また、本規則案第6条の2各号に該当する事態については、当該事態を知った後、速やかに報告する必要があり、四半期に一度一括して報告するといった方法は認められません。</p>
155	規則（案）	規則案第6条の2第1号「高度な暗号化」については、現行の告示との関係	本規則案第6条の2第1号の「高度な暗号化その

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 2 第 1 号	<p>でも十分な説明がされていないように思われるところ、一義的にはどのようなものを指すか明確ではないので、ガイダンス等において明確化をお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	<p>他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
156	規則（案） 第 6 条の 2 第 1 号	<p>提出意見 :</p> <p>規則案 6 条の 2 第 1 号 (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>今回の法改正により、法 22 条の 2 第 1 項に基づく漏えい等の報告対象である「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」として、規則案 6 条の 2 第 1 号では「要配慮個人情報が含まれる個人データ」を個人情報取扱事業者が漏えい等をした場合、個人情報保護委員会に報告することが必要とされている（ただし、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものは除かれている）。</p> <p>今後、三法統一により、地方公共団体において自団体が保有する要配慮個人情報については、条例で定め、かつ個人情報保護委員会に届け出ることで、当該地方公共団体の内部規律として独自に追加することが可能となるが、この場合、当該地方公共団体において独自に要配慮個人情報であるとされた情報の提供を受けた個人情報取扱事業者においては、(一般の) 個人情報として</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 1 号の「要配慮個人情報」の定義は、法第 2 条第 3 項と同様であり明確であると考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>取り扱うこととなるため、この情報が当該個人情報取扱事業者において漏えいした場合、法22条の2第1項の趣旨からすれば、報告対象外であると考えられる。</p> <p>しかし、規則案では、卒然と要配慮個人情報が定義されているため、即時対応が求められる漏えい等の報告において実務的な混乱が生じると考えられる。</p> <p>もっとも、同法施行規則における要配慮個人情報は、当然に条例で追加されるものは対象外であるという整理も考えられるが、これまで個人情報取扱事業者の規律を定めた同法施行規則においては誤読の余地がなかったところ、法の一元化により、同法に基づき届け出られた要配慮個人情報についても同時に同法体系において観念することになるため、法制的な混乱も生じるものと考える。</p> <p>今後、地方公共団体と個人情報取扱事業者が、当該地方公共団体独自の要配慮個人情報を（委託・第三者提供等を問わず）共有することができると想定されるため、当該情報の事故がおきた場合の対応（特に報告関係）について、自治体と事業者との不整合がおきないような配慮が必要と思われる。</p> <p>よって、規則案6条の2第1号における記載を含め、その趣旨を明確化しないと、速報が求められる事態対応時に混乱を来たす可能性があるため、その趣旨を明確化されたい。</p> <p>【東京都 生活文化局広報広聴部情報公開課】</p>	
157	規則（案） 第6条の	<p>(意見②)</p> <p>「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」が示されていますが、</p>	本規則案第6条の2第2号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいり

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	2第1号	<p>「財産的な被害が発生するおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」の判断基準や内容について、ガイドラインなどで解説していただきたいです。</p> <p>また、高度に暗号化されて、個人の権利利益を保護する措置が取られた個人データの漏洩は対象外となっていますが、高度に暗号化されたものでも個人が特定されるおそれは本当にはないのでしょうか。</p> <p>(理由②) 具体的に分りにくい 暗号を解読されてしまい、秘匿が守られない可能性があるとすれば、漏洩の「おそれ」がある事態となるのではないですか。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	<p>ます。</p> <p>また、個人データに高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものについては、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下していることから、委員会への報告・本人への通知の対象外とするものです。</p>
158	規則(案) 第6条の 2第1号	<p>ウ 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」(規則案6条の2第1号)</p> <p>① 「高度な暗号化そのほかの個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じ」ている場合には規則案6条の2第1号のみならず、2号ないし4号のいずれの漏えい等でも、報告義務の対象から除かれる(規則案6条の2第1号の「以下この条……において同じ。」)ことが一読して判別できるような条文の構造にされたい。</p> <p>② 会社貸与のスマートフォンやPCを外出が多い業務の部員が紛失した際には、取引先の業務上のメール・アドレス帳等で何人の情報が紛失時に保</p>	<p>本規則案第6条の2第1号において「以下この条及び次条第1項において同じ。」とされており、本規則案第6条の2第2号ないし第4号においても、同様の個人データの定義がされていることは明確であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>本規則案第6条の2の「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、ガイドライン等でお示しすること</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>存されていたかが確認できないこともある。そのような場合であっても、つど個人情報保護委員会に報告するという扱いでは、事業者の負担が大きいのみならず、個人情報保護委員会にとっても、国として事態を把握する必要性が高くなき事態の報告が殺到することが予想される。そこで、会社貸与のスマートフォンやPCの紛失事例について、十分なセキュリティ上の措置がされている場合には、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」に該当し、報告・通知義務を負わない制度設計にされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>を検討してまいりますが、同条においては、個人データに一定の措置を講じたものを対象としています。</p>
159	規則（案）第6条の2第1号	<p>エ 要配慮個人情報の漏えい等（規則案6条の2第1号）</p> <p>漏えい等をした「おそれ」がある個人データに1件でも要配慮個人情報が含まれている「おそれ」があれば、規則案6条の2第1号に該当するのだとすれば、要配慮個人情報が含まれているおそれがないことが確実でない限り、漏えい等のおそれがあれば、ただちに同号の適用があるものと事業者としては判断することにもなりかねない。しかし、それでは、1000人という閾値を定めた同条4号の趣旨が滅却される。そこで、同条1号が適用されるのは、相当数の要配慮個人情報が漏えい等した場合に限られるべきである。少なくとも、事業者としては、要配慮個人情報が含まれることを確認していない段階においては、同号は適用されず、2号から4号に従って報告の要否を判断すれば足りることを明記されたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>本規則案第6条の2第2号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、要配慮個人情報の漏えい等の「おそれ」については、個別の事案ごとに判断することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
160	規則（案） 第 6 条の 2 第 1 号	<p>【該当箇所】 規則（案）第 6 条の 2 第 1 号</p> <p>【意見】 「要配慮個人情報が含まれる個人データ」の漏洩等が発生した場合は、個人情報保護委員会および本人への通知が必要と定められているが、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」は、本人への通知対象から除外することが望ましい</p> <p>【理由】 「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」は、政令第 4 条で公益その他利益のために、保有個人データから除外しているものであるが、本人への通知をすることにより、その存否が明らかになってしまうと考えられるため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等については、本人の権利利益に対する影響が大きいことから、委員会への報告の対象及び本人への通知の対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
161	規則（案） 第 6 条の 2 第 1 号	<p>（該当箇所） 規則（案）の第 6 条の 2 第 1 号</p> <p>（意見） 要配慮個人情報の漏えい等の報告義務対象から除外される「高度な暗号化」「その他個人の権利利益を保護するために必要な措置」の具体的な内容をご教示いただきたい。</p> <p>（理由）</p>	本規則案第 6 条の 2 の「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合は、これに該当すると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		漏えい等報告義務の適用範囲を明確にするため。 【一般社団法人新経済連盟】	
162	規則（案） 第 6 条の 2 第 2 号	意見：第六条の二（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） 第六条の二 二「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」とあるが、「不正に利用されることにより」生じる被害は、「財産的被害」だけではない。「個人情報の保護に関する法律」（以降、法と表記する）の第二条「この法律において「個人情報」とは生存する個人に関する情報であって…」の「個人に関する情報」とは「極めて幅広い概念であって、個人の内心、外観、活動等の状況のみならず個人の属性に関する情報のすべてをいう。すなわち、個人の氏名、年齢、性別、住所、家族関係、職業、活動等の事実に関する情報のみならず、個人に関する判断・評価、個人が創作した表現・ノウハウ等人格権的又は財産権的に価値のある情報、その他個人と関係づけられるすべての情報を意味する。」（園部逸夫・藤原靜雄編集個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説《第二次改訂版》』ぎょうせい、平成 31 年、58 頁）であり、「不正に利用されることにより」生じる被害は、「財産的被害」だけでなく、「人格権的被害」や個人のプライバシー（個人や家庭内の私事、私生活）の侵害にも及ぶことが想定される。法第一条の「個人の権利利益の保護」が示す意味を考えれば、「人格権的被害」も条文に明記して頂きたい。 【匿名】	漏えい等報告・本人通知の対象となる事態については、人格的な権利利益を含め、個人の権利利益を害する「おそれ」が大きい事態については対象となっていることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
163	規則（案）	提出意見：	本規則案第 6 条の 2 第 2 号の具体例等については、

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 2 第 2 号	<p>【該当箇所】施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>【意見】</p> <p>改正後の施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に、漏えいした場合の「財産的被害」が生じるおそれがある個人データとは、具体的にはどのようなものを指すのかを明確にしていただきたい（どのような個人データでも漏えいした場合には「財産的被害」を起こす可能性はゼロではないことから、もう少し詳細な考え方を示さないと、本規定は実質的にすべての漏えい等の事案を報告することと同義になるのではないか）。</p> <p>【一般社団法人 全国信用金庫協会】</p>	<p>ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、あらゆる個人データの漏えい等を意味するものではなく、例えば、クレジットカード番号やインターネットバンキングの ID・パスワード等の漏えい等が考えられます。</p>
164	規則（案） 第 6 条の 2 第 2 号	<p>提出意見：</p> <p>規則案 6 条の 2 第 2 号</p> <p>「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」とされ、「財産的被害」だけが掲げられているが、例えば人の生命又は身体に関する被害は、第 1 号の要配慮個人情報で読み込むという趣旨か。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 2 号は、当委員会における漏えい等事案に関する報告の受付状況等を踏まえ、漏えい等が発生した場合に、単純な漏えい等にとどまらず、漏えい等した情報が不正に利用され、財産的被害が発生する事案が見られることから、報告の要する事態と定めたものです。</p>
165	規則（案） 第 6 条の 2 第 2 号	<p>2. 個人の権利利益を害するおそれが大きいものについて（規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号）</p> <p>財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等については、漏洩した情報と他の通常知り得ない情報を組み合わせれば被害が生じうるといった潜在的な可能性を広く対象とするものではなく、財産的被害が発生する蓋然</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 2 号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、あらゆる個人データの漏えい等を意味するものではなく、当該個人データの性質・内容や財産的被害が発生する蓋然性等を考慮して判断することと</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>性が認められるものという理解でよいか。クレジットカードの番号や有効期限の一部など、それ単独では財産的被害を生じない情報の漏えいを一律に「財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」とすべきではなく、例えば、漏えいした情報と他の容易に知り得る情報とを照合すると被害が生じる場合や、漏えいした情報のみを不正利用されることにより財産的被害を生じさせる場合は対象とするなど、漏えいした情報の具体的な内容・性質に即して、財産被害が発生する蓋然性があるかを判断すべきと考える。</p> <p>【株式会社メルカリ】</p>	<p>なります。</p> <p>なお、クレジットカード番号の漏えい等は、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当すると考えられます。</p>
166	規則（案） 第 6 条の 2 第 2 号	<p>条文番号：6 条の 2 第 2 号</p> <p>項目：漏えい等報告・本人通知</p> <p>確認／意見：意見</p> <p>具体的な内容：「財産的被害が生じるおそれがある個人データ」とは、どのようなものを想定しているのかをガイドライン等で明確化していただきたい。例えば、保険料振替口座を指定する依頼書に記載された口座番号等はこれによって直ちに不正な引出し等にはつながらないことから、これに該当しないよう解釈を明確化いただきたい。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 2 号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
167	規則（案） 第 6 条の 2 第 2 号	<p>(1) 改正法第 22 条の 2、規則案第 6 条の 2 第 2 号関連</p> <p>意見：「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」（規則案第 6 条の 2 第 2 号）の対象となる個人データの具体例について、ガイドライン等でできるだけ具体的・明確にされたい。</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 2 号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>理由：クレジットカード番号は同号の対象となる個人データに含まれると考えられるが、例えば、インターネット小売業者等が、顧客のクレジットカード情報のうち部分的な情報（例：クレジットカード番号の下4桁）のみを保有している（クレジットカード番号の全体は外部の決済事業者のみが保有している）場合に、当該小売業者から当該部分的な情報のみの漏えいが発生したときなど、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するか否かが不明確な場合が想定されるため。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所 データプロテクションチーム有志一同】</p>	
168	規則（案）第6条の2第2号	<p>規則案第6条の2第2号 委員会の会議資料において、財産的被害が生じる場合として、クレジットカードやインターネットバンキングのパスワードが指摘されており、これらについては確かにそのような性質があることは確かであると考えるが、これら以外も含めて指定される範囲については、万が一漏洩が発生した際の対応が明確に行えるよう、外縁を明確にして頂きたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>	<p>本規則案第6条の2第2号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
169	規則（案）第6条の2第2号	<p>オ 財産的被害が発生するおそれがある場合（規則案6条の2第2号）どのような個人情報の漏えいであっても、その使い方によっては、財産的被害につながる「おそれ」はありうるため、規則案6条の2第1号、3号、4号のいずれに該当せずとも2号には常に該当することになりかねない。これでは、1号、3号、4号をあえて設けた趣旨が滅却される。そのため、2号の外延を以下の点に留意しつつ明確にされたい。</p>	<p>① 本規則案第6条の2第2号の「財産的被害が生じるおそれ」については、当該個人データの性質・内容や財産的被害が発生する蓋然性等を考慮して判断することになり、同号があらゆる個人データの漏えい等を対象としていないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるもの</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>① 規則案では、6条の2第1号に該当すれば2号にも該当し、1号と2号との違いが不明確に思われる。たとえば、要配慮個人情報の1つである、「病歴」(法2条3項)は、仮に、本人が就職活動をしている場合に事業者が内定を与えるかどうか判断する過程で「不正に利用」すれば、本人は就職できず給与や福利厚生を受けられないという「財産的被害が生じるおそれ」があるし、就職できても「病歴」を理由に昇進できないという差別的待遇を受けることにより、昇給を受けられないという「財産的被害が生じるおそれ」がある。また、同じく「病歴」を例に挙げれば、保険会社が「不正に利用」することで本人が生命保険に不当に加入できない、加入できても不当に保険料が高くなる、住宅ローンが不当に借りられず住宅を購入できなくなるといった「財産的被害が生じるおそれ」があることは否定しきれないと思われる。そこで、たとえば、「不正に利用されることにより財産的被害(預金の引き出し又は代金の決済等による金銭の損失をいう。)」というように、2号の適用範囲・意義を明確にされたい。</p> <p>② 「財産的被害が生じるおそれがある個人データ」の内容が不明確である。規則案6条の2第2号の条文上に「クレジットカード番号」といった具体例を含ませることで明確にされたい。なお、クレジットカード番号が「漏えい等」したものの、「0000-1111-3333-4444」といった番号のみが流出し、その番号がクレジットカード番号であるという事実自体は「漏えい等」していない場合も、規則案6条の2第2号に該当するのか明確にされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>と考えます。</p> <p>② 「財産的被害が生じるおそれがある個人データ」につき「不正に利用されることにより」という限定が付されていることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、漏えいした番号がクレジットカード番号であることを直接に示す情報が漏えいしていない場合であっても、他に漏えい等した情報や漏えいの状況から、漏えい等した情報がクレジットカード番号であると合理的に判断できる場合には、本規則案第6条の2第2号の事態に該当します。</p>
170	規則(案)	【該当箇所】	本規則案第6条の2第2号の具体例等については、

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 2 第 2 号	<p>規則（案）第 6 条の 2 第 2 号</p> <p>【意見】 「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」とあるが、「財産的被害」の具体的な事例や、報告の要否に関する判断基準等を明確化いただきたい。</p> <p>【理由】 情報の漏えい等が発生すれば、何らかの悪用や財産的被害が生じる可能性が否定できないとも考えられ、報告対象が無限定に広がる可能性があるため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	<p>ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「財産的被害が生じるおそれがある個人データ」につき「不正に利用されることにより」という要件は、あらゆる個人データの漏えい等を意味するものではなく、当該個人データの性質・内容や財産的被害が発生する蓋然性等を考慮することを前提としており、この観点から対象となる事態の範囲が限定されることとなります。</p>
171	規則（案） 第 6 条の 2 第 2 号	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第 6 条の 2 第 2 号</p> <p>(意見) 「財産被害が生じるおそれがある個人データ」の具体的な内容をご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 例えば、クレジットカード情報などがこの典型例であると推察するが、住所・電話番号・メールアドレス等連絡先に関する基本情報であっても、当該連絡先情報にアクセスした詐欺事案が発生するおそれは考えられ、考え方次第ではこの範囲が広く解されることもある。そのため、漏えい等報告義務の適用</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 2 号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、あらゆる個人データの漏えい等を意味するものではなく、当該個人データの性質・内容や財産的被害が発生する蓋然性等を考慮することを前提としており、この観点から対象となる事態の範囲が限定されることとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>範囲を明確にする必要がある。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	
172	規則（案） 第6条の 2第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等報告（規則案第六条の二の二） <p>「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ」とあるが、これは対象が極めて広く、金銭的なものだけではなく不動産、物品、権利等も含まれると解される。しかし、例えばゲームや購入コンテンツを利用するためのIDやPWの漏えい（なりすましが想定される）等も含まれることになると事業者の負担は極めて大きくなる。IDやPWの漏えいは事業者の責に依らないリスト攻撃等により日常的に起こっているが、ゲームやコンテンツにおける被害の程度は一般に軽微である。このような場合も報告が必要となると事業者の負担は非常に大きく現実的ではない。「財産的被害が生じるおそれがある個人データ」という要件ではなく支払手段として用いられる情報（クレジットカード情報等）に限定するか、財産的被害について、どのような場合が該当するのか、一定の条件を示すことを求める。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p> 	<p>本規則案第6条の2第2号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「財産的被害が生じるおそれがある個人データ」につき「不正に利用されることにより」という要件は、あらゆる個人データの漏えい等を意味するものではなく、当該個人データの性質・内容や財産的被害が発生する蓋然性等を考慮することを前提としており、この観点から対象となる事態の範囲が限定されることとなります。</p>
173	規則（案） 第6条の 2第2号	<p>第6条の2第2号</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある個人データ」が示されているが、例えば証券会社等の金融関連事業者と「取引があること」のみがわかる文書等（取引や残高の記載はないもの　例：口座番号な</p>	<p>本規則案第6条の2第2号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ど) が漏えい等した場合でも本号の規定に該当するのか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	
174	規則（案） 第6条の 2第3号	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案）の第六条の二 （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）</p> <p>三</p> <p>不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>意見：不正アクセスによる報告は、個人情報漏えいの事実を把握した時とすることを希望します。具体的には「発生したおそれがある事態」を報告対象からはずす、または、ガイドラインで報告しなくて良い場合の明記を希望します。</p> <p>理由：</p> <p>近年、不正アクセス行為は増加しています。お客様の権利利益を守ることは事業者の当然の責務ですが、当該規則のセキュリティ上の脅威・おそれの時点での報告義務は、個人データの安全管理の範囲を超えると考えるためです。</p> <p>内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）『サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック Ver1.0』によれば、サイバーセキュリティは「情報の安全管理のみならず、情報システム及び情報通信ネットワークの安全性・信</p>	<p>漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから、「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。「おそれ」の具体例等についてはガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>頼性も明示的に定義に含んでいる点で、個別法に基づく個人データの安全管理措置義務とは異なる」とされています。</p> <p>セキュリティと個人情報の安全管理は密接に関係するものですが、報告義務をセキュリティにまで広げることは、事業者にとって負担が大きく、また不正アクセスの監視を熱心に取り組んでいる企業は検知可能で報告義務が課される一方、セキュリティ上のリスクを認知しない（できていない）企業は報告しなくてよいという矛盾が発生する可能性があります。</p> <p>また、個人情報保護委員会にとっても、事務負担が激増する一方、実質的な個人情報保護につながりにくいのではないかと思料します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	
175	規則（案） 第6条の 2第3号	<p>力 不正アクセス等故意によるもの（規則案6条の2第3号）</p> <p>① 企業として、漏えい等したことは明らかであるが、それが不正の目的によるものなのかどうかはただちにわからない場合が多い。そうであるにもかかわらず、不正な目的をもって行われた「おそれ」がある漏えい等が発生した「おそれ」があるだけで報告義務があるとするのであれば、漏えい等の懸念がある限り、すべての事態を個人情報保護委員会に対して報告する義務があることになってしまうことから、規則案6条の2第3号については、「不正の目的をもって行われたおそれ」のある漏えい等ではなく、現に「不正の目的をもって行われた」漏えい等が発生した場合にのみ、報告義務を課すすべきである。</p> <p>② 規則案6条の2第3号の「不正の目的をもって」の主体は、第三者に限るべきである。個人情報取扱事業者およびその役職員を除くためである。</p>	<p>① 行為の目的が確定できない段階においても、事業者が漏えい等につき「不正の目的をもって行われたおそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから、「不正の目的をもって行われたおそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>② 本規則案第6条の2第3号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「不正の目的をもって」の主体は、第三者に限定されることはなく、従業員等も</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>すなわち、第三者によるサイバー攻撃により漏えい等が発生したおそれがある場合であれば、仮に1000人以下の個人に関する情報が発生したおそれがある場合についても、個人情報保護委員会がそれを把握することは、セキュリティ事案に関する注意喚起を国が行うために役立つと考える。それに対して、ある事業者の一退職者による個人データの持ち出し事案（1000人分以下）が1件起きたというだけであれば、法律上の義務をあえて課してまで個人情報保護委員会が把握する必要性は必ずしも高くないものと考えるからである。</p> <p>【経営法友会】</p>	含まれると考えられます。
176	規則（案） 第6条の 2第3号	<p>【該当箇所】 規則（案）第6条の2第3号</p> <p>【意見】 報告対象となる漏えい等につき、漏えい主体（外部者のみならず内部者（従業員等）も含まれるのか）、不正の目的の考え方（例：正当な目的で持ち出した個人データを過失により紛失した場合等の報告要否）等、報告の要否に関する判断基準等を明確化いただきたい。</p> <p>【理由】 漏えい等に関する報告基準の明確化のため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	本規則案第6条の2第3号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「不正の目的をもって」の主体は、第三者に限定されることはなく、従業員等も含まれると考えられます。
177	規則（案）	・漏えい等報告（規則案第六条の二の三）	本規則案第6条の2第3号が対象とする事案とし

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 2 第 3 号	<p>「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏洩等」とあるが、漏洩等が生じた場合に広く当該文言に該当してしまうおそれがある。「令和 2 年改正個人情報保護法政令・規則案の概要」にある「不正アクセス等故意によるもの」を報告対象とするための文言だとすると、「不正の目的」「おそれ」という要件ではなく、不正競争防止法を参考に不正アクセス行為等管理侵害行為による漏洩等を要件とするなど、より趣旨に沿った要件とすることを求める。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>ては、不正アクセスの事案に限らず、従業員等の不正な持ち出しの事案も含む必要があることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
178	規則（案） 第 6 条の 2 第 4 号	<p>提出意見：</p> <p>委員会規則第 6 条の 2</p> <p>「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」について委員会規則で定めるものとして、「個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し・・・」というものが挙げられていますが、この中にある「千人」の数に根拠が乏しいと考えます。</p> <p>「本人に対する通知を 72 時間（3 日）以内に行う事が出来ない数を超える漏えい等」とすることではいかがでしょうか。</p> <p>それにより、「事業者に対して本人への通知を急がせるインセンティブ」ともなります。</p> <p>個人情報保護法の起草時に、個人情報取扱事業者として、5,000 の数を超えて取り扱う事業者を対象とした事には一定の根拠がありました。</p> <p>それは、国内の事業者数をおよそ 400 万事業者と想定し、そのうちの 1 割となる上位 40 万事業者の線引きとして算出（5,000 の数を超えて取り扱う事業</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 第 4 号においては、過去の漏えい等事案の件数の分布と、件数別の事案の傾向を踏まえて、個人データに係る本人の数が 1000 人を超える漏えい等としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>者) したものであるからです。</p> <p>漏えいした件数を委員会への報告義務の閾値とするのであれば、5,000 の数を用いることも根拠が示せると考えますが、1,000 の数には根拠がありません。</p> <p>本人通知を直ちに行えるか否かというのは、事業者の組織体制によって違ってきます。そこで、一定の数を定めるのではなく、「本人に対する通知を 72 時間（3 日）以内に行う事が出来ない数を超える漏えい等」とする事をご提案申し上げます。</p> <p>====</p> <p>既に提出している受付番号「24000006700000005」について追記します。</p> <p>意見では、「「千人」の数に根拠が乏しい」と書いておりますが、千人の根拠については、改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について (漏えい等報告及び本人通知) 令和2年10月30日 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201030_roueitouhoukoku.pdf 8~10 頁にて説明があることは承知しています。</p> <p>論点は「「個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等」が、「大規模」に該当するか否かです。</p> <p>委員会資料にも「過去に漏えい等が発生した事業者 464 社において、漏えい等したデータに係る本人の数が最多であった事案における本人の数を集計したところ、1,000 人未満が 84%」とありますので、1,000 人を閾値とした場合には「16%が大規模漏えい」ということになり、日本は非常に恐ろしい国ということになってしまいます。</p> <p>「大規模漏えい」というものは、一般の事業者が過剰反応を起こさないよう、</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>中小企業では保有している可能性が少ない 5,000 人を閾値とすべきだと考えます。</p> <p>【シーピーデザインコンサルティング】</p>	
179	規則（案） 第 6 条の 2 第 4 号	<p>3. 個人の権利利益を害するおそれが大きいものについて（規則第 6 条の 2 第 1 項第 4 号）</p> <p>要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれ、故意のいずれにも該当しないとも、一定数以上の大規模な漏えい等については、安全管理措置の観点から特に問題がある（第 156 回個人情報保護委員会資料 1）という趣旨から、少なくとも 1000 人を超える漏えいを対象とすべきであり、基準をこれ以上引き下げるべきではないと考える。</p> <p>【株式会社メルカリ】</p>	賛同の御意見として承ります。
180	規則（案） 第 6 条の 2 第 4 号	<p>キ 1000 人を超える漏えい等（規則案 6 条の 2 第 4 号）</p> <p>規則案 6 条の 3 第 1 項柱書における「前条各号に定める事態を知った後、速やかに」および「（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）」という文言からすれば、対象者が 1000 人を超えた時点ではじめて個人情報保護委員会に対する報告義務および本人に対する通知義務が生じるよう解釈しうるが、必ずしも明らかではない。一定規模の漏えいの目安として 1000 人以上という数値が明記されることが検討されているが（個人情報保護委員会「改正法に関する政令・規則等の整備に向けた論点について（漏えい等報告及び本人通知）」〔令和 2 年 10 月 30 日〕8 頁）、事業者が漏えいの事実を把握したが、その対象者として把握している数がその時点では 1000 人に</p>	本規則案第 6 条の 2 第 4 号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、対象となる個人データに係る本人の数が当初 1000 人に満たず、その後 1000 人を超えた場合には、1000 人を超えた時点で本規則案第 6 条の 2 第 4 号に該当するものと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>満たず、時を追って 1000 人を超えた場合、あくまで 1000 人を超えたことを確認できた時点ではじめて規則案 6 条の 2 第 4 号に該当し、報告・通知対象となることを明示すべきである。</p> <p>【経営法友会】</p>	
181	規則（案） 第 6 条の 2 関係 (その 他)	<p>提出意見 :</p> <p>[意見]</p> <p>規則第 6 条の 2 の「漏えい等」と「提供」(法第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条) の関係をガイドラインまたは Q & A にて明記していただきたい。</p> <p>[理由]</p> <p>2019 年のリクナビ事件において、当該事業者は同意なく個人データを第三者に提供していたが、これが「漏えい等」に該当するのか否かなど、「漏えい等」の外縁は不明確である。漏えい等報告を義務化するにあたっては、その外縁を明確化することが必要と考える。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 の「漏えい等」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、法第 23 条第 1 項の「提供」との関係について、個人情報取扱事業者が売却等により自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合は、「漏えい等」に該当しないと考えられます。</p>
182	規則（案） 第 6 条の 3、第 6 条の 5	<p>(3) 改正法第 22 条の 2、規則案第 6 条の 3、第 6 条の 5 関連</p> <p>意見 : 個人情報取扱事業者において、漏えい等のおそれありとの判断に基づいて、速報として個人情報保護委員会に報告したものの、その後の当該個人情報取扱事業者における調査で実際の漏えい等がなかったことが判明した場合には、確報としてその旨を個人情報保護委員会に対して報告する必要はある</p>	<p>本規則案第 6 条の 5 の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、当初本規則案第 6 条の 2 各号の事態が発生したと判断したものの、その後実際には当該事態が発生していないかったことが判明した場合は、本人への通</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>るものと理解しているが、そのような場合には、加えて本人への通知は不要であることを明らかにされたい。</p> <p>理由：改正法第22条の2第2項及び規則案第6条の5の文言上は、本人への通知も必要なようにも読めるが、そのような場合に本人への通知を行う必要性はなく、むしろ事業者のコストを増やすだけであることから、本人への通知は必要ない旨を明らかにされたい。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所 データプロテクションチーム有志一同】</p>	<p>知は不要と考えられます。なお、本人への通知については、事態の状況に応じて速やかに行う必要があるところ、実際には当該事態が発生していなかったことが判明する以前の段階で本人への通知を行う必要がある場合もあります。</p>
183	規則（案） 第6条の3、第6条の5	<p>ア 報告・通知の起算点（規則案6条の3、6条の5）</p> <p>規則案6条の3「事態を知った」および規則案6条の5「事態を知った」における、「知った」主体は、（個人情報取扱事業者が自社における漏えい等報告の実務フローを整備し、個人データの適切な管理についての責任者を任命・指定している限り、）当該責任者であることを明記されたい。</p> <p>なぜなら、たとえば、営業部員が会社貸与のスマートフォンを紛失した場合、当該営業部員自身は、個人情報保護委員会への報告の要否を判断できる知見や権限を有さず、しかも、個人情報保護委員会に報告する業務を担うわけでもなく、現実は、会社の中で個人データの適切な管理についての責任者が紛失を知ってはじめて、報告義務の有無の検討および報告に向けた対応が開始されるのが実務的なフローであるからである。</p> <p>他方、そのような責任者の任命・指定や実務的なフローが整備されていない個人情報取扱事業者においては、「知った」主体について、上記の解釈とは異なる理解をすることについて反対するものではない。</p>	<p>本規則案第6条の3第1項の「事態を知った」については、個別の事案ごとに判断されますが、個人情報取扱事業者が法人である場合は、当該法人内のいずれかの部署が把握していれば、代表者や担当部署が把握していない場合であっても、これに該当すると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【経営法友会】		
184	規則（案） 第 6 条の 3	<p>ウ 速報と確報、新規と続報（規則案 6 条の 3 第 2 項、別記様式第一）</p> <p>① 速報は法的義務とし、確報は運用上要求するという扱いに戻すことを検討されたい。</p> <p>もともと、個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し制度改正大綱」（令和元年 12 月 13 日）15 頁の第 3 章第 2 節 1. (3) の 2 つ目の○では「運用上、速報とは別に、一定の期限までに確報として報告を求める」と書いてあり、確報は法律上の義務とならない前提で法案が国会を通過したとの理解である。</p> <p>また、他の法分野においても、速報のみを法的義務とし、確報は運用上要求するという事例は現に存在する。</p> <p>たとえば、保険業法 127 条 1 項 8 号では、</p> <p>保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>ハ その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。</p> <p>と定めており、保険業法施行規則 85 条 1 項 17 号において、</p> <p>法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>十七 保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあっては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合」</p> <p>とし、同じく保険業法施行規則 85 条 6 項においては、</p>	<p>① 改正後の法第 22 条の 2 第 1 項において、報告の時期及び内容については、個人情報保護委員会規則に委任されています。そして、漏えい等が発生した際の委員会への報告については、速やかに行う必要がある一方で、把握に時間を要する内容も報告に含める必要があることから、速報と確報の二段階としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>② 本規則案第 6 条の 4 においては、委託元と委託先の関係が様々であることを踏まえ、委託先が委託元に速やかに通知をした時点で、委託先の報告義務自体は免除することとしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、委託先は、実態把握を行うとともに、委託元の漏えい等報告にも協力する必要があると考えられます。</p> <p>③ 確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）の報告期限は、事実関係の把握に通常要する時間を考慮し、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて 30 日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は 60 日以内）としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>第一項第十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>と定めている。保険業法に基づく実務では、速報を30日以内に提出し、調査や処分等が完了した後に最終報を提出しているため、速報のみを法的義務とすることが法体系全体の整合性という観点では望ましいと考える。</p> <p>② 個人情報の取扱いを委託している委託先の漏えい等事案において、委託先は速報ベースの事項を委託元に通知すれば個人情報保護委員会への報告義務はないとされており（法22条の2第1項ただし書）、確報ベースの事項を委託元に通知することまでは求められてはいないように見える。他方、規則案によると、委託元は速報も確報も個人情報保護委員会にしなければならないようである。委託元がかかる義務を容易に履行できるようにすべく、（仮に個人情報取扱事業者に確報を法的義務として課す場合は、）委託先が個人情報保護委員会への報告義務を免除されるためには速報ベースの通知のみならず、確報ベースの通知も委託元に行う義務を委託先に課すべきである（法22条の2第1項、規則案6条の4）。</p> <p>③ 仮に、確報を法的義務として課す場合であっても、漏えい等報告（確報）は、当該事態の状況等に応じて「遅滞なく」行えばよいとすべきである。</p> <p>漏えい事案の調査は、特にITリテラシーが相対的に低いと思われる業界や企業では、事態発生後、再発防止策までも含めて、30日以内で確報をすることは困難であり、現実的ではない。原因調査をするだけでも、たとえば、調査会社から見積りをとり、各社のサービスおよび料金を含めて条件を相互比較した上で選定して、正式に依頼をし、情報をやり取りするとか、プレスリリース等の準備、実施等、さまざまな作業が必要であり、専門部署があるの</p>	<p>④ 改正後の法第22条の2第1項の委員会への報告については、個人情報取扱事業者が同条の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、報告の時点で把握している内容を報告した場合には、その後報告内容が客観的に誤っていることが判明したとしても、報告義務違反に該当しないと考えられます。</p> <p>⑤ 本規則案第6条の3の報告を行う時点については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>⑥ 速報（本規則案第6条の3第1項）の報告の段階で、同項各号の情報が全て含まれている場合には、確報（本規則案第6条の3第2項）も兼ねるものとして、追加で報告する必要はありません。</p> <p>⑦ 本規則案第6条の3第1項は速報としての報告を定め、本規則案第6条の3第2項は確報としての報告を定めています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>であればまだしも、そうでない企業には、原則 30 日（例外 60 日）は遵守しきれない。</p> <p>また、規則案 6 条の 3 第 1 項柱書かっこ書に「報告をしようとする時点において把握しているものに限る」とあるが、「30 日（または 60 日）以内」に確報をしなければならないという時間的・人的負担から、原因や再発防止等が網羅された完全な情報を短期間で報告しなければならない、という過度に迅速なインシデント対応を事業者に強いることになりかねない。</p> <p>さらに、たとえば IT のシステム開発では委託・再委託・再々委託によって 1 つのシステムに複数企業が関与するため、漏えい等の原因調査を実施することには相当の時間を有する。実務としては、委託元は委託先に対して、「30 日（または 60 日）以内」という確報の期限に間に合うように、その期限から逆算して過度に短期間の確報の保証を契約で求めることが一般的になることが懸念される（さらには、当該保証が契約の重大な内容と設定されることが予想される）。このような構造により、委託先やさらにその先の委託先が過度な負担（実質的に不可能に近い負担）を強いられることになりかねない。</p> <p>そもそも、平成 27 年個人情報保護法改正によって、いわゆる 5000 件要件が撤廃され、個人情報保護法は、中小企業を含むすべての個人情報取扱事業者に適用されることになったことを踏まえると、すべての事業者が遵守することが確実な期限を設定するべきと考える。そして、事業者の知見・規模等に応じて遵守をすることが確実な期限を一概に設定することは困難であることからして、漏えい等報告（確報）は、当該事態の状況等に応じて「遅滞なく」行えばよいとするにとどめるべきである。ただし、国民および個人情報取扱事業者からの要望がある場合に、ガイドラインにて、より具体的な報告</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>期限の目安を定めることを一概に否定するものではない。</p> <p>④ 漏えい発生直後では、規則案6条の2で定める報告対象かどうかの判断が難しい場合もあり、速報をすべきタイミングおよび仮に速報で報告した情報に誤りがあったとしても、意図的に誤った情報を事業者が報告したのでなければ個人情報保護法22条の2違反にならない旨を明確にされたい。</p> <p>⑤ 規則案別記様式第一の「続報」について、「新規」の報告を「速報」で行った後、どのような場合やどのような頻度で「続報」を行うかについては、基本的に事業者側の判断に委ねられる旨を明確にされたい。</p> <p>速報、続報、確報の手順が硬直的に定められると、事業者側としては負担となることから、柔軟に合理性のある選択肢を事業者がとれるように検討されたい。</p> <p>⑥ 事案の性質によっては、規則案別記様式第一の「速報」と「確報」を同時に用いることも認められるのか明確にされたい。すなわち、1度の報告で個人情報保護委員会への報告が済む場合、あえて「速報」と「確報」の2回の報告を行う必要はないと考えるのが合理的だが、その旨が規則案上明確ではないので、明確にされたい。</p> <p>⑦ 規則案6条の3第1項が速報の義務を定め、2項が確報の義務を定めているものとは理解している。しかし、他方で、2項の冒頭が「前項の場合において」と記載されているため、1項と2項の双方が速報を定めた条文とも読みないでもない。もし仮に確報を法令上の義務とするのであれば、いずれの条文に基づきかかる義務が発生するのかを明確にされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
185	規則（案） 第 6 条の 3	<p>提出意見：</p> <p>委員会規則第 6 条の 3</p> <p>個人情報保護委員会に対する漏えい等の報告について、「個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の傘下にある場合」には、当該認定個人情報保護団体から委員会に報告する事が可能である旨を委員会ガイドラインに記載いただきたいと考えます。</p> <p>それによって、一定の業種・業態において同様な漏えい事案が、同時期に発生した場合に、当該認定個人情報保護団体が早期に感知することが出来、他の傘下の事業者に注意喚起を行うことにより未然の対策を広めることができます。</p> <p>委員会への報告を、認定個人情報保護団体から行った場合においても、速報と確報を正しく行う事が出来れば、特に委員会の法執行を阻害することは無いと思います。</p> <p>また、事案の内容によっては、消費者苦情（消費者の不安・不審について）に対して業界全体で対応していかなければならない可能性もあるため、認定個人情報保護団体での取りまとめは必須であると考えます。</p> <p>【シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>認定個人情報保護団体については、法律上義務付けられた漏えい等報告の報告先としておらず、漏えい等した個人情報取扱事業者が委員会（又は権限委任を受けた事業所管大臣）に直接報告することとなっていますが、漏えい等事案における認定個人情報保護段団体の関与のあり方は、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
186	規則（案） 第6条の 3	<p>提出意見：</p> <p>【該当箇所】施行規則第6条の3</p> <p>【意見】施行規則第6条の3における「個人情報の漏えい等が発生しましたは発生したおそれがある場合」の報告については、金融機関の場合には、引き続き(1)金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、(2)金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針に基づき対応すればよいか。また、その報告の具体的報告方法については、上記(1)(2)および(3)金融機関における個人情報保護に関するQ&Aで今後示されるとの理解で良いか。</p> <p>【一般社団法人 全国信用金庫協会】</p>	特定分野ガイドラインについても改正法を踏まえた改正を予定しており、特定分野ガイドラインの適用も受ける個人情報取扱事業者においては、改正後の特定分野ガイドラインに従う必要があります。
187	規則（案） 第6条の 3	<p>No.3</p> <p>【該当箇所】</p> <p>規則（案） 第六条の三</p> <p>【意見】</p> <p>事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合の報告の方法について解説が必要ではないか。</p> <p>【理由】</p> <p>事業者の事故対応が煩雑にならぬようになると同時に、認定個人情報保護団体は対象事業者や、消費者への注意喚起を行う役目もあるため、迅速な情報共有が必要だと考えるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	対象事業者の漏えい等事案における認定個人情報保護団体の関与の在り方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
188	規則（案） 第 6 条の 3	<p>規則案第 6 条の 3 全体及び第 2 項 再発防止策まで含めて 30 日（発生原因によっては 60 日）に再発防止策を作成ということは難しい場合があると思われる。また事案によっては原因究明が途上にある場合も考えられる。このような場合には、事実関係を報告し、対処の大まかな方向性を策定するだけでも漏洩報告として認められるということになるか。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	<p>確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）において、個人情報取扱事業者が改正後の法第 22 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完することが考えられます。</p>
189	規則（案） 第 6 条の 3	<p>【該当箇所】 第 6 条の 3</p> <p>規則第 6 条の 3 第 3 項によって、法第 44 条第 1 項の規定により、事業所管大臣が法第 22 条の 2 第 1 項の規定による権限の委任を受けた場合、法第 22 条の 2 第 1 項本文の規定による報告は、事業所管大臣に一元化される認識である。事業所管大臣に報告を行う場合も、個人情報保護委員会へ報告する場合と同様に、規則第 6 条の 2 各号に定める事態を知った後、速やかに報告すること（規則第 6 条の 3）及び当該事態を知った日から 30 日以内（規則第 6 条の 2 第 3 号の場合は 60 日以内）に報告することとなるのか。</p> <p>【(株)ローソン銀行】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
190	規則（案） 第 6 条の 3	<p>【該当箇所】 規則第 6 条の 3</p> <p>【意見】</p>	<p>確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）においては、最終的に本規則案第 6 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を全て報告する必要があることから、本規則案第 6 条の 3 第 1 項の括弧書きの規定は適用されません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>規則第6条の3第1項においては、「報告すべき事項について、「当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）」とされているが、規則第6条の3第2項の場合にもかっこ書きの規定が適用されるという解釈で良いのか、明確にして頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>個人データの漏えい等が発生した場合に、個人の権利利益を害するおそれがあることから、事業者として速やかに対応する必要があることは認識しているが、不正の目的をもって行われた場合などにおいては、手口が複雑になるようなケースも想定され、原因の解明や正確な件数の確定、再発防止のための措置の検討に時間を要することも考えられる。そのような事情がある場合、例えば期日までに把握しているところまでを報告し、把握できていない事情やその後の対応予定状況などを併せて報告することも許容されるよう、明確にして頂きたい。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>なお、確報（本規則案第6条の3第2項）において、個人情報取扱事業者が改正後の法第22条の2第1項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完することが考えられます。</p>
191	規則（案） 第6条の3	<p>規則案第六条の三</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項第九号における「その他参考となる事項」の具体的な事例を示すとともに、報告に要する時間を勘案したうえで速報・確報についての妥当な目安・期限を示すべきである。その際、「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等」（第六条の二第三号）の場合だけでなく、事実関係の把握等に時間を要することがやむを得ない場合についても、期限の設定 	<p>委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第6条の3第1項第1号ないし第8号の報告事項を補完するためのものですが、個別の事案ごとに異なります。また、確報（本規則案第6条の3第2項）の報告期限は、事実関</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>を柔軟にすべきである。</p> <p>【(一社) 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>	<p>係の把握に要する時間は個別の事案ごとに異なり得るものである一方で、明確な時間制限を設けない場合、事業者によって対応が分かれることから、当委員会において一律に早期の事実関係の把握ができるよう、事実関係の把握に通常要する時間を考慮し、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて 30 日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は 60 日以内）としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
192	規則（案） 第 6 条の 3	<p>該当箇所 第六条の三 意見内容 速報については、違反を知った後に「速やかに」通知することが提案されているが、最終報告については、調査に時間がかかるため、合理的な期限を設けていただきたい。報告事項とされている「その他参考となる事項」について、十分な例示をお願いしたい。さらに、通知が免除されるべき場合（通知すると調査に支障をきたす等）があるのではないかと考えるが、個人情報保護委員会の見解を示していただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	<p>確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）の報告期限は、事実関係の把握に要する時間は個別の事案ごとに異なり得るものである一方で、明確な時間制限を設けない場合、事業者によって対応が分かれることから、当委員会において一律に早期の事実関係の把握ができるよう、事実関係の把握に通常要する時間を考慮し、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて 30 日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は 60 日以内）としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第 6 条の 3 第 1 項第</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			1号ないし第8号の報告事項を補完するためのものですが、個別の事案ごとに異なります。改正後の法第22条の2第2項ただし書の本人への通知の例外については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
193	規則(案) 第6条の 3	<p>規則案第6条の3第1項 速報としての漏洩報告については、確報の場合よりも把握できている情報は限定的であることから、報告できる内容が限定的なものとなることや、期間に対する配慮はガイドラインについて十分に配慮頂きたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>	速報(本規則案第6条の3第1項)の時間的制限の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
194	規則(案) 第6条の 3	<p>【該当箇所】 規則(案) 第6条の3第1項</p> <p>【意見】 「…前条各号に定める事態を知った後、速やかに、…を報告しなければならない。」とあるが、「速やかに」とは、事態を知った後、何日以内のことか具体的に示していただきたい。</p> <p>【理由】 漏えい等に関する報告時限の明確化のため</p>	速報(本規則案第6条の3第1項)の時間的制限の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【一般社団法人 全国銀行協会】		
195	規則（案） 第 6 条の 3	<p>イ 規則案 6 条の 3 第 1 項</p> <p>① 規則案 6 条の 3 第 1 項に基づき、個人情報保護委員会に対して報告した場合、個人情報保護委員会は必ず返答を行うのか、それとも、返答を行わない場合もあるのかといった個人情報保護委員会側の対応の有無について明確にされたい。</p> <p>とりわけ、従前認定個人情報保護団体に報告していた事業者の中には、個人情報保護委員会への報告がどのような結果をもたらすのかわからず不安をいたいでいる場合があるためである。</p> <p>② 現状ある認定個人情報保護団体への報告義務は、法律上の義務も努力義務のいずれもなくなる旨を明確にされたい（この点、佐脇紀代志編著『一問一答 令和 2 年改正個人情報保護法』（商事法務、2020 年）40 頁にその旨の記載がある点は把握している）。</p> <p>③ 「その他参考となる事項」（規則案 6 条の 3 第 1 項 9 号）がない場合は、「なし」として報告すればよいか明確にされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>③ 漏えい等報告の趣旨は、当委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じることができるようになります。当委員会が漏えい等報告を受けた場合には、法の趣旨に基づき適切な処理を行うこととなります。</p> <p>④ 認定個人情報保護団体については、法律上義務付けられた漏えい等報告の報告先としていませんが、漏えい等事案における認定個人情報保護段階の関与のあり方は、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>⑤ 委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第 6 条の 3 第 1 項第 1 号ないし第 8 号の報告事項を補完するためのものですが、個別の事案ごとに異なります。</p>	
196	規則（案） 第 6 条の 3	<p>規則案の第 6 条の 3 第 1 項 (意見)</p> <p>「次条において同じ。」と規定しているため、第六条の三の 2 項及び同 3 項に關しても「報告をしようとする時点において把握しているものに限る。」となる事を確認したい。また、ガイドライン等で平易な解説をお願いしたい。</p>	<p>他の個人情報取扱事業者への通知（本規則案第 6 条の 4）については、本規則案第 6 条の 3 第 1 項の括弧書きの規定が適用されますが、確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）においては、最終的に本規則案第 6 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を全て報告する必要</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由) 法令等を遵守するため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>があることから、本規則案第6条の3第1項の括弧書きの規定は適用されません。なお、確報(本規則案第6条の3第2項)において、個人情報取扱事業者が改正後の法第22条の2第1項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完することが考えられます。</p>
197	規則(案) 第6条の 3	<p>規則案の第6条の3 第1項 (意見)</p> <p>「その他参考となる事項」の具体例をガイドライン等にて示していただきたい。また当該事項が特段無い場合には、「無し」として報告することで足りるかを確認したい。</p> <p>(理由) 規則の内容の明確化</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第6条の3第1項第1号ないし第8号の報告事項を補完するためのものですが、個別の事案ごとに異なります。</p>
198	規則(案) 第6条の 3	<p>(該当箇所)</p> <p>規則(案)の第6条の3第1項 (意見)</p> <p>「速やかに」の想定される期間の判断基準をガイドラインで示されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>事案に応じて報告に要する時間も異なるところ、速報の提出時期についても</p>	<p>速報(本規則案第6条の3第1項)の時間的制限の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>事案に応じた解釈がされることが望ましいと考えている。どのような基準で適切と判断されるのかを確認したい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	
199	規則（案） 第6条の 3	<p>第6条の3第1項</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>社内外（従業員や顧客等）から漏えい等の発生の可能性が有る旨の一報を受けたあと、社内の責任部署自ら又はその指示の下で初動調査に着手し、この初動調査の結果、規則案第6条の2各号に定める事態が発生したと合理的な程度に確信をもつに至るようなケースにおいては、個人情報取扱事業者が「前条各号に定める事態を知った」と評価される時点は、一報を受けた段階ではなく、初動調査後、規則案第6条の2各号に定める事態が発生したと合理的な程度に確信をもつに至った時点を指すものとの理解で相違ないか。</p> <p>「Guidelines on Personal data breach notification under Regulation」 II. A. 2 When does a controller become “aware” ? 参照。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>本規則案第6条の2の「発生し、又は発生したおそれ」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、「発生したおそれ」とは漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります。</p>
200	規則（案） 第6条の 3第1項 第2号	<p>意見：第六条の三 二「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」</p> <p>「別記様式第一（第六条の三第三項関係）」の「3. 報告事項(2)漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」の項目が「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「電話番号」「メールアドレス」「クレジットカード情報」</p>	<p>本規則案別記様式第一の「3. 報告事項」「(2)漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」の各項目は、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえたものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「パスワード」「その他()」になっているが、これら9項目に紐付いている個人に関する情報(購買履歴、支払い状況、合否や点数、検査結果など本人への評価)の漏えいこそが、「個人の権利利益」(法第一条)によりかかわってくる情報ではないだろうか。よって「その他()」を、具体的かつ明確に記述して頂きたい。</p> <p>【匿名】</p>	
201	規則(案) 第6条の 3第1項 第7号	<p>【該当箇所】 規則(案) 第6条の3第1項第7号</p> <p>【意見】 「公表の実施状況」について、報告を求める以上、公表の要否／方法の基準・目線について明確化していただきたい。</p> <p>【理由】 各個人情報取扱事業者における公表水準の統一化</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	本規則案第6条の2各号の事態が生じた場合において、公表を行うこと自体は個人情報保護法上義務付けられておりませんが、その考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
202	規則(案) 第6条の 3第1項 第9号	<p>該当箇所 (個人情報保護委員会への報告) 第六条の三第一項 第九号 その他参考となる事項</p> <p>意見内容</p>	委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第6条の3第1項第1号ないし第8号の報告事項を補完するためのものですが、個別の事案ごとに異なります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「その他参考となる事項」の具体的な内容についてご教示いただくか、または法律の施行までに具体例を公表していただきたい。</p> <p>理由 明確化のため。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	
203	規則(案) 第6条の 3第1項 第9号	<p>第6条の3第1項第9号</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>「その他参考となる事項」として具体的に想定されているものはあるか。今後、ガイドラインやQ & Aで示されるのか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第6条の3第1項第1号ないし第8号の報告事項を補完するためのものですが、個別の事案ごとに異なります。</p>
204	規則(案) 第6条の 3第2項、 第3項	<p>第6条の3第2項、第3項第1号</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>別記様式第1では、速報と確報の別の記載があるが、第2項で規定されている期限内にそれぞれ報告を行う必要あるということになるのか。また、報告しようとしていた漏えい等の事案について、新しい事実（例えば、漏えい等対象者の増加等）が判明した場合、報告期限の考え方は当該新しい事実を知った日を起算日とすることによいか。</p>	<p>速報（本規則案第6条の3第1項）は、速やかに、確報（本規則案第6条の3第2項）は、30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は60日以内）に報告する必要があります。</p> <p>また、同一の漏えい等事案については、本規則案第6条の2各号の事態を知った日が起算日となり、新たな事実が判明した場合に変更されるものではありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【日本証券業協会】		
205	規則（案） 第 6 条の 3 第 2 項	<p>提出意見 :</p> <p>規則案 6 条の 3 第 2 項について</p> <p>同項の案は、「確報」に関し、30 日以内に当該事態に関する同項各号の事項を報告しなければならない（規 6 条の 3 第 2 項）が、不正アクセス等故意によるもの（規 6 条の 3 第 1 項 3 号）である場合には、例外的に 60 日以内とされている（規 6 条の 3 第 2 項括弧書）。</p> <p>しかし、かかる期間を一律に固定することは相当でなく、個情委において期間延長が相当と認める理由がある場合には、その期間を延長しうる旨の「ただし書」等を付けることによって、個情委の裁量による延長を認めるべきである。</p> <p>その理由は、原因等の究明に要する期間は、当該事業者の規模、性格、事案の内容等によって大きな差が生じうこと、当該期間中に今回のコロナ渦による緊急事態宣言（事業者の本社機能は首都圏等の大都市に事実上集中している）や、大規模自然災害発生（データセンターは地方に所在していることが少なくない）のような、やむを得ない事態が発生する場合もあること、連休や年末年始が挟まる場合があるので「働き方改革」の趣旨に反するような場合にまで一律の期間とすることは相当でないこと等の点である。</p> <p>【個人】</p>	<p>確報（本規則案第 6 条の 3 第 2 項）の報告期限は、事実関係の把握に通常要する時間を考慮し、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえて 30 日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は 60 日以内）としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者が改正後の法第 22 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえた合理的な努力を尽くした上で、確報において、報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完することが考えられます。</p>	
206	規則（案） 第 6 条の 3 第 2 項	<p>(5) 改正法第 22 条の 2、規則案第 6 条の 3 第 2 項関連</p> <p>意見：確報については、所定の期限（原則 30 日）までに報告事項のうち一部が判明しない場合には、その時点で判明している限度で個人情報保護委員会</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者が改正後の法第 22 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえた合理的な努力を尽くした上</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>に対して報告すれば報告義務を果たしたことになる（所定の期限までに全貌を把握して報告しないと報告義務違反になるという結果責任を負うものではない）と理解しているがそれでよいか。</p> <p>理由：確報の所定の期限においてなお事実関係が判明していない場合において、事実関係が当該期限に判明していないことをもって改正法第22条の2及び規則案第6条の3第2項の報告義務への違反になるわけでは、すなわち個人情報取扱事業者に対して結果責任を負わせるという過大な義務を課す条項ではないことを明らかにされたい。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所 データプロテクションチーム有志一同】</p>	<p>で、確報の報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完することが考えられます。</p>
207	規則（案） 第6条の 3第2項	<p>条文番号：6条の3第2項 項目：漏えい等報告・本人通知 確認／意見：確認</p> <p>具体的な内容：個人情報取扱事業者は、当該事案を知った日から速やかに報告を求められる「速報」とともに、30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態は60日以内）に、「確報」を求められることになる。</p> <p>お客様の事情等で30日もしくは60日以内に原因究明・お客様への対応・再発防止策策定等が完了していない場合の取り扱いについて、1. 30日もしくは60日以内に判明・確定していない報告事項についてはその時点で判明している内容を記載して報告することで良いか、2. 30日もしくは60日以内に判明・確定していなかった事項については、期限に関わらず、追加的に報告を行うという対応で良いか、確認させていただきたい。</p>	<p>1. については、御理解のとおりです。</p> <p>2. については、個人情報取扱事業者が改正後の法第22条の2第1項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、確報の報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、判明次第、報告を追完することが考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人 生命保険協会】	
208	規則（案） 第6条の 3第2項	<p>No. 4</p> <p>【該当箇所】</p> <p>規則（案） 第六条の三第二項</p> <p>【意見】</p> <p>期限について事業者に対する期間延長等、適宜、事案や事業者の事情を考慮した対応がなされることが望ましい。</p> <p>【理由】</p> <p>期限を設けて確報を求めるにあたり、中小企業等ではその原因究明などの担当者が他の業務と兼務していたり、専門知識が不足し時間を要する事も考えられるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>確報（本規則案第6条の3第2項）の報告期限については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、個人情報取扱事業者が改正後の法第22条の2第1項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、確報の報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、判明次第、報告を追完することが考えられます。</p>
209	規則（案） 第6条の 3第2項	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案） 第6条の3第2項</p> <p>【意見】</p> <p>報告をする事案全てについて、「速報」と「確報」の2回の報告が必要になるため、報告項目や報告書式等の簡素化について検討いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>2回の報告を、迅速かつ適正に行うため</p>	<p>本規則案第6条の3各号の事項及び本規則案別記様式第一の「3. 報告事項」「(2)漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」の各項目は、これまでの漏えい等報告の実績も踏まえたものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人 全国銀行協会】	
210	規則（案） 第 6 条の 3 第 2 項	<p>第 6 条の 3 第 2 項</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>実際に発生した漏えい等に係る事案が、第 6 条の 2 第 3 号に加えて、同号以外の同条各号にも該当する場合、第 6 条の 3 第 2 項括弧書「当該事態が前条第 3 号に定めるものである場合」に該当するという理解で相違ないか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりです。
211	規則（案） 第 6 条の 3 第 3 項	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案）第 6 条の 3 第 3 項</p> <p>【意見】</p> <p>漏えい等に関する報告先について、銀行の場合は、第 6 条の 3 第 3 項 2 号に基づき、金融庁宛ての報告が必要であり、個人情報保護委員会宛ての報告（同項 1 号の報告）については不要であることを、ガイドライン等で明確化していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>漏えい等に関する報告先の明確化のため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	事業所管大臣に漏えい等報告受理の権限が委任されている分野の個人情報取扱事業者は当該事業所管大臣に対する報告を行うこととなります。なお、漏えい等報告受理の権限の委任については、今後各事業所管大臣と協議して決定されるものになります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
212	規則（案） 第 6 条の 3 第 3 項 第 1 号	<p>第 6 条の 3 第 3 項第 1 号</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>別記様式第 1 では、速報と確報の別の記載があるが、それぞれの定義は今後公表されるガイドライン又は Q & A により明らかになるのか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>「速報」とは本規則案第 6 条の 3 第 1 項に基づく報告であり、速やかに行う必要があるものであり、「確報」とは、本規則案第 6 条の 3 第 2 項に基づく報告であり、30 日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は 60 日以内）に行う必要があるものになります。</p>
213	規則（案） 第 6 条の 3 第 3 項 第 2 号	<p>規則案第 6 条の 3 第 3 項第 2 号 報告書の提出という記載が存するが、昨今の行政手続きの電子化を踏まえ、電磁的記録での提出が認められることは明確化して頂きたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	<p>本規則案第 6 条の 3 第 3 項第 2 号は、権限委任を受けた事業所管大臣に報告する場合の報告方法を定めるところ、漏えい等報告の権限委任を受けた場合には、当該行政機関において情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）にしたがって適切に対応することとなります。</p>
214	規則（案） 第 6 条の 3 第 3 項 第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等報告（規則案第六条の三の 3 の二） <p>報告の方法について、事業所管大臣が別に定める方法を許容するのは、事業者へ無駄な負担を求めるもので、迅速な報告を行う上でも障害となることから、方法や書式は統一することを求める。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>改正後の法第 44 条第 1 項において漏えい等報告の受理権限を事業所管大臣に委任できるようにした趣旨に鑑み、事業所管大臣が報告の方法について別に定めることができるとしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
215	規則（案） 第 6 条の 3 第 3 項	<p>第 6 条の 3 第 3 項第 2 号</p> <p>ご意見・ご質問</p>	<p>漏えい等報告受理の権限の委任については、今後各事業所管大臣と協議して決定されるものになります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第2号	<p>権限の委任先が事業所管大臣とされているが、金融庁管轄の事業者については、①報告先の委任は行われるのか、②その場合の報告先は内閣総理大臣となるのか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	
216	規則（案） 第6条の 4	<p>(4) 改正法第22条の2第1項ただし書、規則案第6条の4関連</p> <p>意見：委託元と委託先がいずれも個人データを取り扱っている場合であって、委託元から漏えい等した場合には、委託元のみが個人情報保護委員会への報告義務を負い、委託先は報告義務を負わないことを明らかにされたい。</p> <p>理由：条文上必ずしも明らかではないようにも思われるため、このような場合には委託先は個人情報保護委員会への報告義務を負わないことについて明らかにされたい。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所 データプロテクションチーム有志一同】</p>	<p>改正後の法第22条の2第1項は「その取り扱う個人データ」の漏えい等を対象としていることから、委託元が委託先に取扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、漏えい等が発生した場合であっても、委託先が同項に基づく報告義務を負うこととはないと考えられます。</p>
217	規則（案） 第6条の 4第2項	<p>提出意見：</p> <p>【該当箇所】</p> <p>規則案第6条の4第2項</p> <p>【意見】</p> <p>規則案第6条の4第2項は削除すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>改正大綱p15では「一方で、原因や再発防止策等の報告を求める必要も</p>	<p>改正後の法第22条の2第1項において、報告の時期及び内容については、個人情報保護委員会規則に委任されています。そして、漏えい等が発生した際の委員会への報告については、速やかに行う必要がある一方で、把握に時間を要する内容も報告に含める必要があることから、速報と確報の二段階としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>あることから、運用上、上記の速報とは別に、一定の期限までに確報として報告を求ることとする。」とされており、あくまで確報は法的義務ではないと委員会は説明してきた。そして、それを踏まえて、国会にて改正法案が通過した。とすれば、確報を法的義務として課すという規則案を委員会が通することは、民主主義的正統性を欠くものであり、唯一の立法機関である国会をないがしろとするものというほかない。</p> <p>【匿名】</p>	
218	規則（案） 第 6 条の 4	<p>7-34-1 なお、規則案 6 条の 4 の通知がされた場合には、通知受領日でいいか。</p> <p>7-34-2 規則案 6 条の 4 の各事項を明記した通知書は 2023/1/31 に受領したが、2022/12/31 に口頭で、「漏洩したようであるが調査が必要なので規則案 6 条の 4 の各事項を明記した通知書完成まで 30 日程度かかる」と言われていた場合はいつを起算日とすべきか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第 6 条の 3 第 2 項の「知った日」は、個人情報取扱事業者が本規則案第 6 条の 2 各号の事態を認識した日をいい、本規則案第 6 条の 4 の通知を受けた場合には、通知を受けた日になると考えられますが、通知以前に当該事態を認識していた場合には、通知以前のその日と考えられます。
219	規則（案） 第 6 条の 4	<p>7-35-1 規則案 6 条の 4 の「速やかに」とは何か。</p> <p>7-35-2 規則案 6 条の 3 第 1 項各号に定める事項を調査して通知するために、同条第 2 項が 30/60 日必要というのだから、30/60 日以内に通知すればいいと理解してよいか。</p> <p>7-41-1 規則案 6 条の 4 の「速やかに」とはどの程度の期間か。</p> <p>7-41-2 規則案 6 条の 4 の「速やかに」とは 30 日か、60 日か、もっと余裕があるのか。</p>	本規則案第 6 条の 4 の「速やかに」については、委員会への報告における速報（本規則案第 6 条の 3 第 1 項）と基本的に同じと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
220	規則（案） 第6条の 4	7-37-1 一度委託者に報告をしたら、その後は（委託者との契約はともかく個人情報保護法上は）受託者はなんらの義務も負わないということでいいか。 7-37-2 それとも、個人情報保護法上も引き続き協力等の義務を負うのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第6条の4においては、委託先が委託元に速やかに通知をした時点で、委託先の報告義務自体は免除することとしていますが、委託先は、実態把握を行うとともに、委託元の漏えい等報告にも協力する必要があると考えられます。
221	規則（案） 第6条の 4	7-37-3 委託者が報告するから、受託者が報告義務を負わないという理解でいいか。受託者が2022/1/1に1号該当事由を通知したが、2022/2/1になつても委託者が報告しないことを受託者が知った場合、受託者は個人情報保護委員会に通知する義務を負わないのか。委託者が報告するから、受託者が報告義務を負わないという理解なら、委託者が報告しない場合に、受託者に報告義務か少なくとも通知義務を負わせないと平仄があわないのでないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第6条の4においては、委託元と委託先の関係が様々であることを踏まえ、委託先が委託元に速やかに通知をした時点で、委託先の報告義務自体は免除することとしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
222	規則（案） 第6条の 4	7-36 「前条第一項各号に定める事項」の詳細さの程度は、規則案6条の3に基づくPPCへの報告において必要な程度の詳細さが必要なのか、それとも簡易なものでいいのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第6条の4の通知については、その時点で把握している内容を通知すれば足りるものと考えられます。
223	規則（案） 第6条の	(2) 改正法第22条の2、規則案第6条の5関連 意見：本人への通知義務の範囲は、個人情報保護委員会への報告義務の範囲	本規則案第6条の5の「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」の具体例等につ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
5		<p>と基本的に同じであることが既に改正法第 22 条の 2 で規定されているものの、二次被害のおそれがない事案や、類似事案の発生防止等の観点から本人への通知の必要性が基礎付けられないような事案については、例えば、規則案第 6 条の 5 の「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」という文言を柔軟に解釈することで本人への通知は不要と解釈する余地を認めることなど、個人情報取扱事業者に過度の負担を課さないような制度上又は運用上の工夫が必要ではないか。また、これに関連して、漏えい等報告の努力義務を定める告示（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）は廃止されるのかも明らかにされたい。</p> <p>理由：告示（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）の内容と比較して、個人情報保護委員会への報告義務の範囲は、改正法第 22 条の 2 第 1 項において法律上の義務とされることで限定されることになったが、他方で、本人への通知義務の範囲については、同告示よりも範囲が広くなっているようにも思われる。すなわち、同告示においては、「漏えい等事案の内容等に応じて」「二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から」必要な場合に限られており、かつ、通知の方法についても、本人への連絡のみならず、「本人が容易に知り得る状態に置く」こともまた許されていたが、それと比べると、改正法第 22 条の 2 第 2 項上は、本人への通知義務の範囲について同告示のような限定がなく告示上の努力義務よりも範囲が拡張されており、また、本人への通知の方法についても、本人への通知が困難な場合を除いて本人への通知に代わるべき措置が許されておらず厳格化されているように思われる。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所 データプロテクションチーム有志一同】</p>	<p>いては、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、本規則案第 6 条の 2 各号に該当しない事態であっても、個人情報取扱事業者は、委員会に任意に報告することができるよう検討しています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
224	規則（案） 第 6 条の 5	<p>(6) 改正法第 22 条の 2 第 2 項ただし書、規則案第 6 条の 5 関連</p> <p>意見：いかなる場合に、本人への通知義務の例外規定（「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき」）に依拠できるのかをガイドライン等において明らかにされたい。</p> <p>理由：本人への通知義務については、電子メールで全員に通知できる場合はともかく、実務的には取得してから相応の時間が経過しており連絡先が不明になっている場合や、メールを送信したものの宛先不明で送信できなかつた場合、郵便等で通知することによって家族や同居人にサービスの提供を受けていることが知られてしまうおそれがある場合など、全員に個別通知することが難しい又は適切ではない様々な事情が考えられる。かかる場合に、いかなる要件を満たしたときに通知義務違反を負わないことになるかが必ずしも改正法第 22 条の 2 第 2 項ただし書及び規則案第 6 条の 5 規則案においては明らかではなく、例えば、上記のように、連絡先が不明な場合、本人のプライバシーに配慮する必要性がある場合などは「本人への通知が困難な場合」に該当しうることを明確化されたい。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所 データプロテクションチーム有志一同】</p>	<p>「本人への通知が困難な場合」（改正後の法第 22 条の 2 第 2 項ただし書）の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、事業者が本人の連絡先情報を有していない場合は、これに該当すると考えられます。</p>
225	規則（案） 第 6 条の 5	<p>項目：漏えい等報告・本人通知</p> <p>確認／意見：確認・意見</p> <p>具体的な内容：1. 本条では、本人への通知の時期につき、「当該事態の状況に応じて速やかに」とあるが、これは、6 条の 3 第 1 項に定める委員会への速報と同じタイミングで行うことまで求めるものではないと認識している</p>	<p>本規則案第 6 条の 5 の「当該事態の状況に応じて速やかに」の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられるようするという本人への通知の趣旨を踏まえて個別の事</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>が、事案によっては、同条第2項に定める委員会への確報より前に通知することも、必ずしも求めているわけではないという理解で良いか。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	案ごとに判断することとなります。
226	規則（案） 第6条の 5	<p>2. 本人への通知の時期について、「当該事態の状況に応じて速やかに」とあるが、同条に定める通知事項（6条の3第1項1号：概要、2号：漏えい等が発生した（懸念のある）個人データの項目、4号：原因、5号：二次被害のおそれ等、9号：その他参考となる事項）のすべてが判明した後速やかに通知することで足りるという理解で良いか。（6条の3第1項（個人情報保護委員会への報告）においては、「当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）」と明記されているが、本条では、その旨の記載がなかったため確認させていたるものである。）</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	本規則案第6条の5の「当該事態の状況に応じて速やかに」の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、同条の定める通知事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではありません。
227	規則（案） 第6条の 5	<p>3. 本人への通知事項について、9号：その他参考となる事項、とはどのような事項を想定しているのか明確化いただきたい。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	本人への通知における「その他参考となる事項」としては、例えば、本人がその権利利益を保護するために講じるべき措置等が考えられますが、具体例等をガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
228	規則（案）	4. 本人への通知の方法について、本条は特段限定していないが、口頭で対	本人への通知の方法の具体例等については、ガイ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 5	<p>応する等柔軟な対応も認められるという理解で良いか。なお、生命保険会社では、現在も漏えい等が発生した場合、本人への通知を行っているところ、本人への通知方法については、個人データの性質や漏えい等の態様等に応じ、口頭で対応する等柔軟な対応をしている。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	ドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、口頭で知らせる方法もこれに該当すると考えられます。
229	規則（案） 第 6 条の 5	<p>5. 本人への通知義務の対象について、法 22 条 2 項より、本人の権利利益を害するおそれが大きいものが想定されている。一方、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等に基づく報告においては、原則としてすべての個人データの漏えい等事案は当局への報告義務及び本人への通知義務が課されているところ、金融分野における個人情報保護に関する Q & A（問 4-17）（答）なお書き（※）にあるように、影響が小さい事案については本人への通知を省略する場合もあり得ることをガイドライン等で明確化していただきたい。</p> <p>（※）「例えば、漏えい事案が発生した場合において、高度な暗号化処理等が施されている場合や即時に回収できた場合等、本人の権利利益が侵害されてしまう、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さい場合等には、本人への通知を省略しうるケースもあるものと思われます」</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	本規則案第 6 条の 2 各号に定める事態が生じた場合は、原則として本人への通知を行う必要があります。なお、個人データに「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、本人への通知の対象外とされています。
230	規則（案） 第 6 条の 5	規則案第 6 条の 5 個人情報取扱事業者と言っても、本人に直ちに連絡を行うためのメールアドレス、住所、電話等の情報を博していない場合もあります。このような場合については、把握できる限りにおいては通知の義務を負	「本人への通知が困難な場合」（改正後の法第 22 条の 2 第 2 項ただし書）の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>うとしても、連絡手段を把握しておらず、かつ合理的努力によっても把握出来ない場合には、通知義務を課さないように整理して頂くべきではないか。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	が、事業者が本人の連絡先情報を有していない場合は、これに該当すると考えられます。
231	規則（案） 第 6 条の 5	<p>(該当箇所) 施行規則第 6 条の 5</p> <p>(意見・質問) 法第二十二条の二第二項ただし書きの規定について、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を施行規則にて以下のとおり明示いただきたい。 法第二十二条の二第二項ただし書きに定める本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置とは、第六条の三第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を公表することによる。</p> <p>(理由等) 情報漏洩事案が万が一発生した場合に、本人への通知が行えない（通知先が不明である場合や通知が完了しない場合等）場合が想定されることから、通知が困難である 場合の態勢整備を行う必要があるため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」(改正後の法第 22 条の 2 第 2 項ただし書) の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、事案の概要を公表することはこれに含まれると考えられます。
232	規則（案）	(意見③)	本人への通知について、様式の定めはありません

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第6条の5	<p>どのような方法や手順で本人通知をされるのか事業者からの報告様式のように明確にすべきと考えます。本人通知の義務化に便乗した新手の詐欺に使われないか心配です。</p> <p>(理由③)</p> <p>今でもメール等で金融機関(主に銀行系カード会社)や通販業者から「いつも弊社カードをご利用いただきありがとうございます。昨今の第三者不正利用の急増に伴い、弊社では「不正利用監視システム」を導入し、24時間365日体制でカードのご利用に対するモニタリングを行っております。このたび、ご本人様のご利用かどうかを確認させていただきたいお取引がありましたので、誠に勝手ながら、カードのご利用を一部制限させていただき、ご連絡させていただきました。つきましては、以下へアクセスの上、カードのご利用確認にご協力をお願い致します。ご回答をいただけない場合、カードのご利用制限が継続されることもございますので、予めご了承下さい。」とアクセス先が記載されています。実際には当該カードは利用していないケースも散見されるが、利用顧客の場合、あわててアクセスした結果、新たに自身の個人情報を提供してしまう事態が起きており、類似の被害が想定されるため。</p> <p>【(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) NACS消費者提言委員会】</p>	<p>が、本規則案第6条の5において本人に通知すべき事項及び本人への通知方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
233	規則(案) 第6条の5	<p>(意見①)</p> <p>第六条三の九には、「その他参考となる事項」とあります。事業者には、本人が事態を理解し、必要な措置を取れるように情報提供していただきたい。</p>	<p>本人への通知における「その他参考となる事項」としては、例えば、本人がその権利利益を保護するため講じるべき措置等が考えられますが、具体例等を</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由①)</p> <p>漏洩が起きた場合に、消費者に対するそのような支援も事業者の役目と考えます。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
234	規則（案） 第6条の 5	<p>【該当箇所】</p> <p>規則第6条の5</p> <p>【意見】</p> <p>規則第6条の3第1項に基づく個人情報保護委員会への報告と、規則第6条の5に基づく本人への通知のタイミングの前後関係は、個別の事案の事情を踏まえて、事業者が判断して良いか、明確にして頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>個人データの漏えい等が発生した場合に、個人の権利利益を害するおそれがあることから、事業者として速やかに対応する必要があることは認識しているが、二次被害のおそれが少ない場合などにおいては、正確な情報を本人へ通知する方が適切なケースもあると考えられ、その場合は本人の通知が後になることも考えられるし、逆に二次被害のおそれがある場合においては、本人へ通知するのを優先することも考えられるため、事業者が事案によって機動的に判断できるよう、明確にして頂きたい。</p>	本人への通知については、「当該事態の状況に応じて速やかに」(本規則案第6条の5) 行う必要がありますが、通知を行うべき時期については、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられるようするという本人への通知の趣旨を踏まえて個別の事案ごとに判断することとなります。そして、当該判断はまずは個人情報取扱事業者において行うことになりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【株式会社 NTT ドコモ】	
235	規則（案） 第 6 条の 5	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案）の第六条の五 (本人に対する通知)</p> <p>意見：本人への通知を「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲」とすることに賛成します。</p> <p>理由：</p> <p>「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（漏えい等報告及び本人通知）」P.16 にあるように、本人への通知は「本人が必要とする内容を、本人にとって必要なタイミングで通知することが重要であり、委員会への報告と区別して検討すべき」という考え方賛成します。今後、よりわかりやすくガイドラインで明記いただくことを希望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。
236	規則（案） 第 6 条の 5	<p>(3) 本人に対する通知（規則案 6 条の 5）</p> <p>① 規則案 6 条の 5 における本人に対する通知方法について、事業者によつては確実に本人に通知しうる手段を持たない可能性もあるため(たとえば、住所変更、電話番号変更)、合理的にみて本人に通知したといえる状態であれば「通知」（個人情報保護法 22 条の 2 第 2 項）に該当することを明確にされたい。</p>	<p>① 本人への通知の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、本人に直接知らしめる方法である必要があります。</p> <p>② 本人への通知の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまい</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>② 本人への通知（個人情報保護法 22 条の 2 第 2 項本文）の方法については、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、ショートメール、ウェブサイトのマイページ画面などいかなる方法でもよい旨を明確にされたい。</p> <p>③ 個人情報保護法 22 条の 2 第 2 項ただし書の「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」の内容をなるべく多く例示されたい。</p> <p>確かに、佐脇紀代志編著『一問一答 令和 2 年改正個人情報保護法』（商事法務、2020 年）45 頁に、「事案の概要を公表することや、問い合わせ窓口を用意して本人自身が対象となっているか確認できるようにすること等が考えられ」と記載していることは把握しているが、さらに例を充実させることによって、適切な運用が期待される。</p> <p>④ 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」（規則案 6 条の 2 第 1 号かっこ書）が漏えい等した場合の取扱いについて明確にされたい。すなわち、この場合、個人情報保護委員会への報告および本人に対する通知のいずれも不要であり、かつ、委託元への通知も不要という結論と理解しているが、その旨が条文上は必ずしも明らかではないという意見もあるため、その旨を明確にされたい（規則案 6 条の 4、6 条の 5）。</p> <p>⑤ 個人情報取扱事業者について、規則案 6 条の 2 各号のいずれかの事態が生じた場合でも、「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」（規則案 6 条の 5）のみ、本人通知を行う義務を負うとされている。かかる「必要な範囲」については、基本的には個人情報取扱事業者の判断によつて決めることができる旨を明確にされたい。</p>	<p>りますが、例えば、書面による方法、口頭で知らせる方法等もこれに含まれます。</p> <p>③ 「本人への通知が困難な場合」（改正後の法第 22 条の 2 第 2 項ただし書）の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>④ 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた」個人データが漏えい等した場合、委員会への報告及び本人への通知の義務はありません。また、この場合、そもそも委員会への報告義務がないことから、委託先がこれを免除するために委託元に通知を行う必要も個人情報保護法上ありません。</p> <p>⑤ 本規則案第 6 条の 5 の「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、個別の事案ごとに判断することとなります。なお、当該判断はまずは個人情報取扱事業者において行うことになりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>事業の性質や取り扱っている個人データの種類などによって事案は多様であるため、事業者が柔軟かつ合理的な対応をとれるような制度設計とするためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	
237	規則（案） 第6条の 5	<p>規則案の第6条の5 第1項 (意見)</p> <p>「本人の権利・利益を保護するために必要な範囲」については、ガイドライン等において具体的な事例を示していただきたい。その上で、個別事象に応じて事業者が判断できるようにしていただきたい。</p> <p>(理由)「本人の権利・利益を保護するために必要な範囲」については、一律的な判断は困難なため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>本規則案第6条の5の「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、個別の事案ごとに判断することとなります。なお、当該判断はまずは個人情報取扱事業者において行うこととなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。</p>
238	規則（案） 第6条の 5	<p>規則案の第6条の5 第1項 (意見)</p> <p>「当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」に関し、必ずしも通知のタイミングは報告のタイミングとイコールであることを求めるものではないと理解してよいか。</p> <p>(理由) 適切な業務運営を確保するため</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御理解のとおりです。
239	規則（案）	(該当箇所)	本規則案第6条の5の「当該本人の権利利益を保

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第6条の5	<p>規則（案）の第6条の5第1項 (意見) 「本人の権利利益を保護するために必要な範囲」の具体的な内容をご教示いただきたい。 (理由) 本人への通知義務の適用範囲を明確にするため。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>護るために必要な範囲において」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、例えば、事案によっては、漏えい等の原因を詳細に通知することまでは必要でないと考えられます。</p>
240	規則（案）第6条の5	<p>・漏えい等報告（規則案第六条の五） 本人への通知に必要な項目が決められているが、迅速に通知することを優先すべきと考えると、すべての項目が揃わなくても通知した方が良いと考えられる。本規則の表現ではすべての項目が揃うまで通知しなくても良いと誤解される可能性があるため、その前であっても速報が行え、全ての項目がそろった場合には必ず通知することがわかるように表現するべきである。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>本規則案第6条の5においては、通知の時点について「当該事態の状況に応じて速やかに」と定め、同条の定める通知事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないという定めはおいていないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
241	規則（案）第6条の5	<p>第6条の5 ご意見・ご質問 本人への通知については、同条に定める事項を記載していれば、通知の方法やフォーマットは事業者に委ねられるという理解でよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>本人への通知について、様式の定めはありません。 本人への通知の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、本人に直接知らしめる方法である必要があります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
242	規則（案） 第 6 条の 5	<p>7-42-1 規則案 6 条の 4 の当該事態の状況に応じてとはどういうことか。</p> <p>7-44-2 規則案 6 条の 4 の当該事態の状況に応じてとは、速やかにかかるべきか、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲にかかるべきか、両方か。</p> <p>7-44-3 規則案 6 条の 4 の当該事態の状況に応じてとは通知までの猶予期間が延びる可能性があることを示唆していると理解していいか。</p> <p>7-44-4 規則案 6 条の 4 の当該事態の状況に応じてとはということは案件によつては 1 年とか 10 年等ずっと報告しなくていいということか。</p> <p>7-44-5 規則案 6 条の 4 の当該事態の状況に応じてとは通知までの猶予期間が短縮される能性があることを示唆していると理解していいか。</p> <p>7-44-6 規則案 6 条の 4 の当該事態の状況に応じてとはということは案件によつては当日や数時間以内の通知義務も生じ得ると理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第 6 条の 5 の「当該事態の状況に応じて速やかに」の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられるようするという本人への通知の趣旨を踏まえて個別の事案ごとに判断することとなります。</p>
243	規則（案） 第 6 条の 5	<p>7-38 法 22 条の 2 第 2 項によれば、個人情報保護委員会に報告すべき場合には、必ず通知かこれに代わる措置が必要ということか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第 6 条の 2 各号の事態に該当する場合には、原則として本人への通知を行う必要がありますが、通知が困難な場合には、代替措置によって対処することも許容されます。</p>
244	規則（案） 第 6 条の 5	<p>7-39-1 法 22 条の 2 第 2 項の「前項」に規定する場合は正確には法 22 条の 2 第 1 項「本文」に規定する場合の意味であることを確認されたい。</p> <p>7-39-2 すなわち、法 22 条の 2 第 1 項には但書があり委託の場合には委託者が対応することとされているが、その場合にも法 22 条の 2 第 2 項の「前</p>	<p>本人への通知義務を負う主体から、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項ただし書の通知をした者は除外されており（改正後の法第 22 条の 2 第 2 項括弧書き）、委託者と受託者の双方が通知義務を負うことにはな</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		項」に規定する場合として受託者が通知義務を負うとすると、委託者と受託者の双方が通知義務を負うことになり、混乱が生じる(窓口が一本化できなくなる)からである。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	ないと考えられます。
245	規則（案） 第6条の 5	7-40-1 法22条の2第2項但書の「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき」とは何か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第22条の2第2項ただし書の具体例等については、ガイドライン等において示してまいります。
246	規則（案） 第6条の 5	7-40-2 困難とは何か。不可能とは違うのか。 7-40-3 一度住所情報を削除したので社内にはないが、頑張って市販の電話帳と照らし合わせると復元できる場合は困難な場合といつていいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	「本人への通知が困難な場合」（改正後の法第22条の2第2項ただし書）の具体例等については、ガイドライン等において示してまいりますが、事業者が本人の連絡先情報を有していない場合は、これに該当すると考えられます。
247	規則（案） 第6条の 5	7-40-4 「これに代わるべき措置」とは何か。 7-40-5 例えば、公表はこれに代わるべき措置か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」（改正後の法第22条の2第2項ただし書）の具体例等については、ガイドライン等において示してまいりますが、事案の概要を公表することはこれに含まれると考えられます。
248	規則（案）	7-50-6 公表以外に何か考えられるか。個人情報保護委員会への報告は「こ	「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 6 条の 5	<p>れに代わるべき措置」か。</p> <p>7-40-7 例えば、「これに代わるべき措置」として、何か措置を講じなければならないのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>わるべき措置」(改正後の法第 22 条の 2 第 2 項ただし書)の具体例等については、ガイドライン等において示してまいりますが、委員会への報告は、「これに代わるべき措置」に該当せず、別の措置を講じる必要があると考えられます。</p>
249	規則(案) 第 6 条の 5	<p>7-40-8 例えば、確かに 1001 人のデータは漏洩したが、それは名前のみでそれ以外なんの情報も漏洩していないところ、住所情報等を個人情報取扱事業者として把握していないので「本人への通知が困難な場合」には、何も措置を講じなくとも特に支障はないように思われるが、それでも何か措置を講じなければならないのか。その場合何がこれに代わるべき措置なのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>「本人への通知が困難な場合」(改正後の法第 22 条の 2 第 2 項ただし書)の具体例等については、ガイドライン等において示してまいりますが、事業者が本人の連絡先情報を有していない場合は、これに該当すると考えられます。</p>
250	規則(案) 第 6 条の 5	<p>7-45-1 規則案 6 条の 5 の当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲とはどういう意味か。</p> <p>7-45-2 規則案 6 条の 5 の当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲は客観的必要性か、個人情報取扱事業者の判断か、本人の判断か。</p> <p>7-45-3 規則案 6 条の 5 の当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲は例えば、1 度の不正アクセスで、メールマガジン購読者データ(メールアドレスのみ)とクレジットカードデータ(番号、有効期限、セキュリティコード)が盗まれたという場合には、クレジットカードデータの被害者には 5 号の二次被害のおそれについて通知する必要があるが、メールマガジン購読者データの被害者には、5 号の二次被害のおそれについて通知する必要がない、と</p>	<p>本規則案第 6 条の 5 の「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、個別の事案ごとに判断することになります。なお、当該判断はまずは個人情報取扱事業者において行うこととなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
251	規則（案） 第6条の 5	<p>7-45-4 規則案6条の5で1号、2号、4号、5号、9号が選ばれたのはなぜか。</p> <p>7-45-4 規則案6条の5に関し、例えば規則案6条の3第1項6号や7号は本人にとって重要なのではないか（それによってどういう対応がされどこでどう公表されているかがわかる）。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第6条の5の本人への通知事項は、本人側でも必要な措置を講じるにあたって必要と考えられる事項を列挙しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
252	規則（案） 第6条の 5	<p>7-45-5 規則案6条の3第1項1号、2号、4号、5号、9号についても、PPCへの報告書の記載と同一内容の通知が要求されるわけではないということですか。</p> <p>7-45-6 例えば、4号について、PPCには詳細な原因を説明するが、これを100万人の被害者に通知すると、それによって自社のセキュリティ対策の状況の詳細が明らかになり、むしろ不適切なので、通知するのは原因の要点だけという扱いは可能か。</p>	本規則案第6条の5の「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、本人への通知事項と委員会への報告事項は必ずしも同じ内容である必要はないと考えられます。
253	規則（案） 第6条の 5	<p>7-45-7 もし規則案6条の5に関し、例えば規則案6条の3第1項6号や7号を追加しないなら、9号の参考情報として個人情報取扱事業者が任意に対応状況や公表状況を通知することは望ましいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第6条の5第9号の情報として本人通知すべき内容は、個別の事案ごとに異なりますが、例えば、本人がその権利利益を保護するために講じるべき措置等が考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
254	規則（案） 第 6 条の 5	<p>7-46-1 改正法において漏えい等報告の対象とならない事案の取扱いについて改正法における報告対象事案以外は、委員会として報告を求める対象ではない一方で、漏えい等のおそれの判断が困難な場合等に、事業者側から任意の報告を可能とし、これをもって「おそれ」の不明確性に対応するというのが個人情報保護委員会の見解と理解していいか。</p> <p>7-46-2 999 人の漏洩の場合にどうすべきか等「おそれ」以外の関係で漏洩報告の対象とならない事項について個人情報保護委員会がどのように考えているのか。</p> <p style="text-align: center;">【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第 6 条の 2 各号に該当しない事態であっても、個人情報取扱事業者は、委員会に任意に報告することができるよう検討しています。
255	規則（案） 第 6 条の 5	<p>7-47-1 認定個人情報保護団体の関与について、認定個人情報保護団体は、改正法における漏えい等報告の報告先となっていないが、認定個人情報保護団体の制度趣旨や、これまで対象事象者の漏えい等事案の対応・再発防止に関与してきたことを踏まえ、なんらかの関与をさせるべきではないか。</p> <p>7-47-2 この点を含め、認定個人情報保護団体の活動について、団体にとっても参考となるよう、望ましい取組の方向性等を委員会として示していくことが必要ではないか。</p> <p style="text-align: center;">【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、対象事業者の漏えい等事案における認定個人情報保護団体の関与の在り方を含め、望ましい取組の方向性等について、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
256	規則（案） 第 6 条の 5	<p>7-48 漏えい等事案に関する国際的な情報共有への貢献について、改正法において、漏えい等報告を義務化した理由の 1 つとして、国際的な制度調和が挙げられることや、諸外国のデータ保護機関間で漏えい等事案の傾向が情報共有され、執行に活用されていることを踏まえ、我が国もこうした取組によ</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>り積極的に貢献すべきではないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
257	規則（案） 第7条	<p>3-1 法16条の2違反の場合等、問題があり、オプトアウトでの提供をさせるべきではないと思われる違反類型は他にも多数あるように思われるが、その中であえて17条違反とオプトアウトで取得したものの2類型のみを禁止することその合理性を説明されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
258	規則（案） 第7条	<p>3-2 法23条3項の「遅滞なく」の意味は、通常は、合理的な理由なく遅延してはならないということと理解されるが、PPCの扱いとして、何日を超えたたら理由を確認する、何日を超えたたら理由の如何を問わず違反と判断するといった基準を明らかにされたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
259	規則（案） 第7条	<p>3-3-1 規則案7条4項1号「第三者に提供される個人データの更新の方 法」とは何かを説明されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	法第23条第2項によって第三者に提供される個人データの更新の方法をいいます。
260	規則（案） 第7条	3-3-2 オプトアウトによる第三者提供をする個人情報取扱事業者は、提供「後」も、継続してデータを更新する法的義務を負うということか。	オプトアウト届出事業者を含め、個人情報取扱事業者は、個人データを正確かつ最新の内容に保つ努力義務があります（法第19条）。なお、本規則案第7条第4項第1項の「第三者に提供される個人デー

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>3-3-3 規則案7条4項1号「第三者に提供される個人データの更新の方法」は、提供対象のデータを常に更新することが望ましいという法19条の努力義務を確認したものに過ぎないことを確認されたい。</p> <p>3-3-4 なお、規則案7条4項1号「第三者に提供される個人データの更新の方法」の記載として「更新しない」との記載が適法かを明らかにされたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>タの更新の方法」には、実際に行っている方法を記載することとなります。</p>
261	規則（案）第11条、第11条の2	<p>12-1 米国を第二十四条第一項の規定による外国として定めることかは、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるとおもわれるが、米国の指定は予定していないのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の法第24条第1項における「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」の指定については、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、指定を行うことにより得られる実質的な便益等も踏まえて、今後、継続的に検討してまいります。</p>
262	規則（案）第11条、第11条の2	<p>12-2 中国を第二十四条第一項の規定による外国として定めることは、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるともおもわれるが、中国の指定は予定していないのか。</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の法第24条第1項における「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」の指定につ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	いては、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、指定を行うことにより得られる実質的な便益等も踏まえて、今後、継続的に検討してまいります。
263	規則（案） 第11条、 第11条の 2	<p>12-3 その他、EU・英国以外を第二十四条第一項の規定による外国として定める予定があるないしは交渉中の国があればどの国か示されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の法第24条第1項における「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」の指定については、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、指定を行うことにより得られる実質的な便益等も踏まえて、今後、継続的に検討してまいります。
264	規則（案） 第11条の 3、第11 条の4	<p>提出意見：</p> <p>「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」 （外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）</p> <p>第十一条の三および四</p> <p>＜コメント＞</p> <p>個人情報を外国の第三者へ提供する際の様々な状況に配慮された、非常に現実運用に沿った条文になっており、大変感謝しております。</p>	<p>御意見を踏まえて、ガイドライン等の記載を検討してまいります。</p> <p>なお、今般の改正法における個人データの越境移転に係る同意取得時の情報提供義務の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点がありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>事業者の注意力や調査・確認能力によって、本人への分かりやすい説明に大きな差が生じ、本人の不利益につながらないよう、本人に提供すべき情報の内、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における個人情報の保護に関する制度と分かりやすい説明 ・諸外国における個人情報の保護に関する制度と日本の制度との差（外国の第三者による相当措置の実施で気を付ける必要がある事項の提示） ・相当措置の実施に支障を生じる諸外国の制度の有無及び内容 ・諸外国の個人情報の保護に関する法令の改正 <p>に関する情報を、個人情報保護委員会がまとめた上で公表していただけると期待します。</p> <p>併せて、ガバメントアクセスに対してどのような措置を講じればよいか、ガイドライン等で提示いただけますと助かります。</p> <p>【個人】</p>	<p>についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p>
265	規則（案） 第11条の 3、第11 条の4	<p>5. 越境移転について（規則第11条の3～第11条の4）</p> <p>法第24条第2項・規則第11条の3に基づく同意取得と第24条第3項・規則第11条の4に基づく相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置については、第三者に提供する個人データの量や性質、第三者との契約や実務運営の態様などにより、いずれが実務上より合理的か異なることが想定される。</p> <p>例えば、相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を確認しうるが、提供する個人データが僅少であるためむしろ法第2項・規則第11条の3に基づく同意を得た方が実務負担が少ないといった場合には同意によるこ</p>	<p>外国にある第三者に個人データを提供するための根拠として、本人の同意、又は提供先の第三者における基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）の整備のいずれを用いるかは、事業者において任意に選択可能です。</p> <p>ただし、本人の同意を取得しようとする際には、改</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>とを妨げないなど、法第2項・規則第11条の3と第3項・規則第11条の4のいずれを根拠とするかは事業者において柔軟に運用してよいと解してよいか。また、相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置の、適切かつ合理的な方法による定期的な確認については、第三者との関係性と本人の権利利益の保護のバランスを考慮した上で、事業者にとって過度の負担とならないことにも留意してガイドラインなどの具体化を進めていただきたい。</p> <p>【株式会社メルカリ】</p>	<p>正後の法第24条第2項に基づく情報提供が必要であり、基準適合体制の整備を根拠に提供した場合は、改正後の法第24条第3項に基づく対応が必要になります。</p> <p>いただいた御意見も踏まえつつ、本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的」な確認の方法及び頻度の具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
266	規則（案） 第11条の 3、第11 条の4	<p>＜意見6＞</p> <p>該当箇所：</p> <p>（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）及び（外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等）</p> <p>第11条の3、第11条の4</p> <p>意見内容：</p> <p>新たに示されている本人同意の取得時の情報提供や外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置については、海外クラウド事業者を利用する場合に常に適用されるわけではないことをガイドライン等で明確化して頂きたい。</p> <p>理由：</p> <p>日本のクラウド利用者が海外クラウド事業者を利用する場合、クラウド事業</p>	<p>外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第24条）に該当しません（Q & A 5-33、9-5、9-6 参照）。</p> <p>この点は、改正後の法第24条第1項においても同様です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>者がクラウド内の個人情報を取り扱わなければ、そもそも外国への越境移転ではない（提供に当たらない）というのが従来からの解釈であるが、その点の理解がまだ十分に進んでいないと考えられるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】</p>	
267	規則（案） 第11条の 3、第11 条の4	<p>2. 越境移転について（規則案第11条の3～11条の4）</p> <p>AWS Jは、日本政府及び個人情報保護委員会によるデータ外交における努力及び信頼に基づくデータの自由流通のプリンシップ（DFFT, Data Free Flow with Trust）の推進に敬意を払っており、CPTPPやRCEPといった貿易交渉における日本のリーダーシップの発揮に感謝しております。AWS Jは、日本がデータローカリゼーションの動きに反対し、APEC CBPR等のアカウンタビリティに基づくアプローチをサポートしていることは、グローバルでの信頼に基づくセキュアなデータ流通を実現するにあたり、欠くことのできないものであると考えます。日本は、ヨーロッパとの「相互の」十分性認定を実現し、自由貿易交渉を通じてデータの国際流通を推進しており、プライバシー保護の分野におけるユニークな地位を確立しています。AWS Jは、日本が、更にデータ保護とデータの自由な流通の実現に向けた強いリーダーシップを発揮できるものと信じており、クラウドにおけるグローバルな経験や知識の共有などを通じて、今後もサポートを続けさせていただきたいと考えています。</p> <p>こうした前提にもとづき、規則における同意取得時の海外の個人情報保護制度に関する情報提供等や、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等に関する解釈については、データ利活用にも</p>	<p>改正後の法第24条第2項に基づく情報提供は、自己の個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を高めるためのものです。かかる趣旨を踏まえ、本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、改正後の法第24条第3項及び本規則案第11条の4第3項は、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるような情報提供を求めるのですが、提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わないこととなって</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>とづくイノベーションや、データの国際流通を滞らせないよう配慮する必要があると考えます。こうした観点からは、海外個人情報保護制度の情報提供や相当措置の定期的確認は、各国の個別の法制度についての詳細な説明や確認である必要はなく、リージョンのレベルでの確認でも良いと解する方向性が示されるべきと考えます。例えば「当該国は、APEC CBPRの参加国である」といったレベルでの説明や確認でも十分な保護が図られていることの説明や確認として足りると解すべきと考えられます。更に、事業者が法令を遵守していると確信をもって越境移転を行えるようにするために、個人情報保護委員会において、ガイドラインやQ&Aにおいて、更なる具体的指針を示していくことが望ましいと考えます。</p> <p>あらためて、AWSJは、今回の規則案において、越境移転の条件の明確化を図ることをサポートし、事業者が規則等に定めるステップを踏んだ上で、海外においても個人情報の適切な保護が図られるべきであると考えます。しかしながら、最後に指摘させていただきたいことは、規則案では、クラウド事業者が越境移転のための各種義務の対象ではないことが明らかではないよう見受けられます。AWSJは、あらためてデータコントローラーが、越境移転に伴う各種義務の対象となることを明確化すべきことを提案させていただきます。なお、AWSJは、個人情報保護委員会が、クラウド利用において、カスタマー側が個人情報の管理をしている限り、越境移転の規制にはあてはまらない等、これまで明確化のための努力を継続されていることを十分認識しております（※2）。こうした個人情報保護委員の努力に敬意を払いつつ、今後もガイドラインやQ&Aにおいて、より明確な例示と共に、実務に役立つような解釈指針を示していかれることを希望します。もちろん、A</p>	<p>いる場合には、外国にある第三者への提供（法第24条）に該当しません（Q&A 5-33、9-5、9-6参照）。</p> <p>この点は、改正後の法第24条第1項においても同様です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>WSJは、そうした方向での個人情報保護委員会のガイドライン等の策定に協力できることがあれば、喜んで引き続きサポートしてまいりたいと考えております。</p> <p>(※2) 前記脚注1にあるとおり、個人情報保護委員会のQ & Aにおいて、特定の条件を満たしたクラウドサービスの利用は、個人データの提供にあたらないことが説明されています。また、「一問一答 令和2年改正 個人情報保護法」(2020年商事法務)においても、「クラウドサービス等のサーバの運営事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（第24条）には該当しません」等と、Q & Aを引用した説明が記載されています（同書58頁）。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社】</p>	
268	規則（案） 第11条の 3、第11 条の4	<p>4 越境移転について</p> <p>同意の取得時に、移転先の第三者における個人データの取扱い等について、本人への情報提供の充実を求めること、移転元の事業者に対して、移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求めるに賛成します。</p> <p>消費者は、日本の事業者を信用して個人情報を提供することに同意しますが、「法に基づき個人データの取扱いについて日本の個人情報取扱事業者に求められる措置と同等の措置を継続的に講ずるために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合」以外の、外国の第三者へ個人情報が越境移転されることなど想定していません。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>改正後の法第24条第2項に基づく情報提供は、自己の個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を高めるためのものです。かかる趣旨を踏まえ、本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>越境移転の同意の取得には、消費者の理解を深めるために相当の情報提供をした上で、明示的な同意取得が必要です。移転先がどこの国であるか、移転先の外国における個人情報の保護に関する制度や、移転先の第三者による個人情報の取扱い等の状況の多様性、その結果の個人データのリスクについて、本人が容易に推測できるだけの情報提供をする必要があります。しかし、消費者は制度を詳しく説明されてもそのレベルを把握できません。個人の権利利益を保護する上で、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度と比較してどの程度のレベルかどうかなど、情報提供の仕方については、ガイドライン等で具体的に示してください。</p> <p>検討の際提案された、a 個人情報の保護に関する制度の有無、b 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての一定の指標の存在、c OECD プライバシー・ガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在、d その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在などの考慮要素に賛成します。</p> <p>また、同意取得時に、移転先の外国が特定できない場合や、第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が困難な場合は、その旨及びその理由について情報提供を求めること、移転先の外国が特定できないとしても、移転先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報（移転先の外国の範囲など）の情報提供ができる場合には、当該情報の提供を求めるについて、賛成します。</p> <p>また、本人が移転先の第三者における自己の個人データの取扱状況について把握できるようにすることで、必要な場合に、本人が自己の権利利益を保護するための措置を講じられるようにするために、移転元の事業者に対して、本</p>	<p>また、改正後の法第 24 条第 3 項に基づいて、本人が本規則案第 11 条の 4 第 3 項各号に定める情報の提供を求めることができる旨については、当委員会としても積極的に周知・広報に取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>人の求めに応じて、「必要な措置に関する情報」の提供を求めるなどを可能とすることに賛成します。</p> <p>検討の際に示された、移転先との委託契約や、委託契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、個人データの第三者提供の禁止等を定めていること、移転先が所在する外国の名称などの提案に賛成します。</p> <p>そして、重要なこととして、本人から情報を求めることができることをわかりやすい場所、方法で明示することを要望します。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>	
269	規則（案） 第11条の 3、第11 条の4	<p>該当箇所</p> <p>（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）及び（外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等）</p> <p>第十一条の三から四まで（全般）</p> <p>意見内容</p> <p>新たに示されている本人同意の取得時の情報提供や外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置については、海外クラウドベンダーを利用する場合に常に適用されるわけではないことを明確化していただきたい。</p> <p>理由</p>	<p>外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第24条）に該当しません（Q & A 5-33、9-5、9-6参照）。</p> <p>この点は、改正後の法第24条第1項においても同様です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>日本のクラウド利用者がクラウド内の個人情報の管理権を持っていれば、海外から提供されるクラウドサービスを利用したとしても、そもそも外国への越境移転ではないというのが従来からの解釈であるが、その点の啓発がまだ十分に進んでいないと考えられるため。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	
270	規則(案) 第11条の 3、第11 条の4	<p>第11条の3第2項、第11条の4第3項</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>貴委員会が令和2年11月4日付で公表している「改正法に関する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等）」8頁の記載のとおり、「外国の制度」について貴委員会がとりまとめて調査・公表することは、事業者の負担軽減のみならず、受け手である本人にとっても均一かつ正確な情報に接することができる利点があります。加えて、移転先の第三者が外国当局（行政機関、司法機関など）の場合、当該第三者が講ずる措置は、当該「外国の制度」と密接に関連するものであるため、これらの情報についても、貴委員会にてとりまとめて調査・公表していただくことが望ましいものと考える。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。
271	規則(案) 第11条の 3	<p>【該当箇所】</p> <p>規則(案) 第11条の3</p>	当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【意見】 各国の提供情報は個人情報保護委員会にてとりまとめを行っていただきたい。</p> <p>【理由】 各国の状況は一民間企業の調査能力では不足すること、企業によってばらつきがであることから、貴委員会でのとりまとめが適するため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	
272	規則(案) 第11条の 3	<p>【該当箇所】 規則(案)第11条の3</p> <p>【意見】 外国にある第三者への情報提供に係る同意取得時には、当該外国の名称等を提供する必要があるが、第三者が複数存在する場合は、その全て名称の情報を提供する必要があるか明確化いただきたい。</p> <p>【理由】 契約締結時では想定されない諸外国への越境移転が発生する場合の対応について確認したい</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	<p>外国にある第三者への個人データの提供を行う場合において、当該第三者が複数存在し、それぞれが所在する外国が異なる場合には、当該外国全ての名称を情報提供する必要があります。</p> <p>なお、本人の同意を得ようとする時点において、提供先の外国が特定できない場合には、外国の名称に代えて、特定できない旨及びその理由、並びに外国の名称に代わる本人に参考になるべき情報が存在する場合には当該情報を提供する必要があります。</p>
273	規則(案)	・海外への第三者提供：同意取得の際の通知（規則案第十一條の三）	本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国の」

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 11 条の 3	<p>可能な限り具体的で分かりやすく通知すべきとの前提ではあるが、相手国によって状況が異なるものもあり内容や項目を統一できるものではないと考えられるため、事業者が参照できる具体的な方法を例示していただくことを要望する。</p> <p>また、第 2 項第 2 号で「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」を提供することとされているが、クラウドサービス等の利用に伴い外国にある第三者への提供は頻繁にあり得るところ、この調査を各事業者が一から行うことは事業者の過重な負担となるおそれがある。国において、当該情報提供義務の履行に足り得る程度に各国における個人情報の保護制度の概要について取りまとめて、公表いただきたい。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p>
274	規則（案） 第 11 条の 3	<p>提出意見：</p> <p>越境移転の参考情報の提供方法について（ホームページでの公表等で足りるか）</p> <p>（該当箇所）</p> <p>規則案 第 11 条の 3 第 1 項</p> <p>（意見）</p> <p>改正規則案第 11 条の 3 第 1 項は、改正法第 24 条第 2 項又は第 26 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、本人に対して情報提供すべき場合の方法について、「電磁</p>	<p>個別の判断となります BUT、ホームページに必要な情報を掲載し、本人に閲覧させることで情報提供をする方法は、本規則案第 11 条の 3 第 1 項における「適切な方法」に該当すると考えられます。ただし、例えば、外国にある第三者への個人データの提供に関する同意を行うに際して、本人が通常確認しないと考えられるページに情報を掲載したに過ぎない場合は、本人に対する有効な情報提供とは認められないと考えられますので、留意が必要です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>的記録の提供による方法」又は「その他の適切な方法」も含まれる旨定めているが、事業者のホームページ等で公表することで、あらかじめ本人が当該情報を知りうる状態に置いていれば足りるか確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>「本人に参考となるべき情報」が、ホームページ上で閲覧可能な状態となつていれば、本人が自己の個人データの越境移転に伴うリスクを認識した上で、同意を与えるか否かを判断することが可能であり、本人の権利利益も十分に保護できると考える。</p> <p>したがって、ホームページ上での公表により、本人が当該情報を知りうる状態に置く方法も「電磁的記録の提供による方法」又は「その他の適切な方法」に含まれ、法第24条第2項及び第26条の2第1項2号に定める義務を充たすことを確認したい。</p> <p>【株式会社ユーザベース】</p>	
275	規則(案) 11条の3	<p>該当箇所 第六条の三</p> <p>意見内容 個人情報取扱事業者は、外国の法律に関する情報を提供する立場にななく、そのような情報を提供し、常に最新の情報に保つことは、事業者にとってコストがかかる。「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」が何を示すのかについて、十分な追加説明を要望する。</p>	<p>今般の改正法における個人データの越境移転に係る同意取得時の情報提供義務の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点がありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度や当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていた</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	<p>だくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p> <p>また、本規則案第11条の3第2項第3号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定していますが、具体例等について、お示しすることを検討してまいります。</p>
276	規則(案) 第11条の 3	<p>条文番号：11条の3第1項2号 項目：越境移転 確認／意見：意見・確認 具体的な内容：「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について、移転先との関係性等により、移転先の第三者に照会することが容易ではない場合もありうる。また、外国の行政機関等の公表情報についても、当該国の母国語が理解できないと把握不能である場合も想定されうる。加えて、当該公表情情の更新の時期や頻度も不明であるため、例えば、仮に情報更新が年に1回で良いとしても、各国情報の確認は、外国法に通じた弁護士事務所等に外注する等して相当なコストと手間がかかるものと見込まれる。</p>	<p>当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定ですが、事業者が当該情報を参照することは、本規則案第11条の3第2項第2号の「適切かつ合理的な方法」による確認にあたると考えられます。</p> <p>また、改正後の法第24条第2項に基づく情報提供は、本規則案第11条の3第2項ないし第4項により本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行っていただく必要がありますが、例えば、本規則案第11条の3第2</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>それゆえ、同号で求められる「適切かつ合理的な方法」により一般的な注意力をもって調査・確認を行って得た情報を提供すれば足りるという方向での検討のもと、我が国の行政機関等が、日本語で公表している情報、具体的には、第157回個人情報保護委員会資料によれば「外国の個人情報の保護に関する制度を調査した上で、事業者の参考になる一定の情報を取りまとめて公表することを予定している」とあるので、当該個人情報保護委員会の公表情報を参照することで足りることをガイドライン等で明確にしていただきたい。また、事業者の負担が過度なものにならないよう、個人情報保護委員会による公表情報が改正法施行後に順次整備される前提において、(国ごとに参照先を提示するのではなく) まとめて参照先を提示するような方法も許容されることを確認させていただきたい。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	<p>項第2号により提供すべき「外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」を国ごとに分かりやすく整理して記載したウェブページが存在する場合において、「外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」の代わりに、当該ウェブページのURLを本人に提供することは可能であると考えられます。</p>
277	規則(案) 第11条の 3	<p>(該当箇所) 施行規則第11条の3 (意見・質問) 外国にある第三者への提供に係る同意取得時」に①当該外国の名称、②当該国における個人情報保護制度、③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置情報の提供を行うこととされている。 ①～③の提供タイミングを確認したい。 例えば、現時点において、従業員から外国にある第三者への提供にかかる同意を取得しており、かかる同意書面において①は明示しているが、実際に提</p>	<p>改正後の法第24条第2項に基づく情報提供は、改正法の施行日以後に改正後の法第24条第1項に基づく本人の同意を得る場合に必要となります(改正法附則第4条第1項)。 したがって、改正法の施行日前に外国にある第三者への個人データの提供に関する同意を取得済みである場合に、改正後の法第24条第2項に基づく情報提供を行った上で再度本人の同意を取得する必要はありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>供するタイミングにおいて、①～③の情報提供を行うことで、再度の同意取得までは求められないと理解で良いか。また、①～③の情報が更新された際は社員に更新された情報を提供するのみで足りるか。</p> <p>それとも、再度①～③の情報を提供のうえ、個人情報の利用等に関する同意を取得する必要があるか。</p> <p>(理由等)</p> <p>①当該外国の名称、②当該国における個人情報保護制度、③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置情報の提供タイミングを明確にしたい。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	
278	規則（案） 第11条の 3	<p>(意見)</p> <p>同意取得時に本人に提供すべき情報として、移転先の国名、当該国の個人情報保護制度、移転先が講ずる措置について情報提供されることは、越境移転に伴うリスクを本人が適切に認識できリスク認識が促進される情報であると考えます。ガイドラインで情報の取得から廃棄までの流れが理解できるよう出来るだけわかり易く、イラストや図などを使用し、文字の羅列によらない情報提供を希望します。</p> <p>(理由)</p> <p>自分宛てに外国から、みず知らずの相手からの郵便物が送られてくると、とても不安になります。個人の情報が知らない間に越境移転しないよう、できるだけわかり易い情報の提供が必要と考えます。</p>	<p>改正後の法第24条第2項に基づく情報提供は、自己の個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を高めるためのものです。かかる趣旨を踏まえ、本人にとって分かりやすい情報が提供されることとなるよう、ガイドライン等の記載について検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】	
279	規則(案) 第11条の 3	<p>4 越境移転</p> <p>イノベーションの促進やデータ分析技術の向上のために、外国法人と共同で個人情報等のデータを取り扱うにあたって、今回の改正は、当該データの取扱いを大きく阻害する要因になりかねない。たとえば、IT企業において安価で質の高いソフトウェアを開発するためにもはや前提となってきているオフショアの活用についても、本改正による規制がボトルネックとなりかねないことに危機感を抱いているところである。</p> <p>また、個人情報の利活用と個人の権利利益保護という立法趣旨に照らしても、本改正による越境移転規制が、個人の権利利益保護に偏りすぎている傾向がある。</p> <p>したがって、越境移転による個人情報の利活用ができる限り阻害しないための方策の提案や情報提供を遂行されたい。なお、従前から公表されている個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年11月〔令和3年1月一部改正〕）においては「外国にある第三者」と十把一絡げにするのではなく、同一企業グループにある外国法人とグループ外にある外国法人とで区別して基準が提示されており、実務上大変有用であった。そのようなデータ利活用の実態にできるだけ即した基準の提示がなされることを強く求めたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>今般の越境移転規制の改正は、海外への業務委託の一般化やビジネスモデルの複雑化が進む中、個人データの越境移転に伴うリスクが変化しつつあることから、これに対応するためのものですが、制度趣旨を超えて事業者に過度の負担を課すことがないよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
280	規則（案） 第 11 条の 3	<p>(1) 外国にある第三者への提供に係る同意取得時に本人に提供すべき情報（規則案 11 条の 3）</p> <p>ア 当該外国の名称（規則案 11 条の 3 第 2 項 1 号）について</p> <p>① 外国にある第三者に対して、個人情報の取扱業務の委託を行う場合、個人情報保護法 23 条 5 項 1 号のような例外がないため、本人同意または体制整備を根拠に、当該第三者に個人データの提供を行うことになると思われる。しかし、世界に散在するベンダー企業に対してタイムリーに個人データを提供するために、規則案 11 条の 3 第 2 項の情報を開示して、本人同意を取得することは現実的に難しい。「当該外国の名称」（同項 1 号）の情報提供については、同条 3 項に例外事由が記載されているが、あらゆる場面において例外事由を適用して、具体的な国名を開示せずに同意を取得することが可能か否かが不明であり、当該例外事由の具体例を明確にされたい。</p> <p>② 規則案 11 条の 3 第 3 項柱書の「特定できない」は、「特定が容易でない」とるべきである。「特定できない」という表現は、特定するための努力をどの程度行う必要があるのかが明らかでなく、事業者とクラウドベンダーとの間での交渉が長引くおそれがある。</p> <p>③ 規則案 11 条の 3 第 3 項で「本人の同意を得ようとする時点において」と本人に提供する情報の時点は明確にされているところではあるが、本人の同意を取得する時点での情報に限定されること（翻って、同意取得後の情報まで提供する義務はないこと）を明確にされたい。</p> <p>④ 規則案 11 条の 3 第 3 項 2 号の「本人に参考となるべき情報」としては、日本語以外の情報も含まれるのか明確にされたい。いわゆる IT ベンダーの相当数が米国系企業であり、必ずしも日本語にて情報を提供していないこ</p>	<p>① 例えば、医薬品等の研究開発において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合等が考えられますが、本規則案第 11 条の 3 第 3 項柱書の「前項第 1 号に定める事項が特定できない場合」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>② 改正後の法第 24 条第 2 項に基づく情報提供は、自己の個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を高めるためのものです。かかる趣旨を踏まえ、移転先の外国の名称については、できる限り特定した上で、本人に情報提供をしていただくのが原則であると考えます。もっとも、同意取得時に移転先の外国を特定することが実務上困難な場合があることを踏まえ、例外的な取扱いとして、本規則案第 11 条の 3 第 3 項を設けたものです。</p> <p>③ 本人の同意を得ようとする時点において、移転先の外国が特定できない場合には、移転先の外国の名称及び当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報に代えて、本規則案第 11 条の 3</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>とがあり、本人にとって参考になる限りでは英語での情報提供も許容するこ とが、現実的な個人情報保護への対応であると考える。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>第3項各号に定める情報の提供を行うことが可 能です。</p> <p>ただし、本人のリスク認識の観点からは、事後的 に移転先の外国が特定できた場合には、本人の求 めに応じて情報提供を行うことが望ましいと考 えます。</p> <p>④ 改正後の法第24条第2項に基づく情報提供の趣 旨は、自己の個人データの越境移転に伴うリスク について本人の予測可能性を高める点にありま す。かかる趣旨に鑑み、本人に対する情報提供は、 日本語又は本人が合理的に理解できると考えら れる言語で行う必要があります。</p>
281	規則（案） 第11条の 3	<p>規則（案）の第十一条の三 （ご意見）</p> <p>〔越境データ移転〕</p> <p>上記に関し、事業者は、本人同意を得る必要がある場合には、以下の情報を 本人に提供しなければならないと理解しています：（1）移転先の外国名称、 （2）移転先国における個人情報保護に関する制度、（3）提供先の第三者が 講ずる個人情報の保護のための措置。</p> <p>このような要件は、前回意見書で強調したように、自身の個人情報の取り扱 いに関して本人の理解を深める、という貴委員会の目標を達成できない可能</p>	<p>当委員会としても、改正法の趣旨・内容について、 事業者・個人双方に対する積極的な周知・広報に取り 組んでまいります。</p> <p>なお、本規則案第11条の3第2項第1号の「当該 外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個 人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、 提供先の第三者が所在する外国をいいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>性があります。データセキュリティと個人情報保護の有効性は、データが物理的に保管または処理される場所とはあまり関係がなく、代わりに、個人情報を取り扱う事業者、およびデータを受け取る第三者が、強固なセキュリティ対策を提供することを含めて実施するテクノロジー、システム、および手順の質に依存しています。事業者は、国内外を問わず、移転されるすべての個人データについて説明責任を負うべきです。例えば、個人情報の提供先の第三者がEU域外の国に本社を置いている場合でも、その事業者は、データがどこから来たか、データがどこで保管・処理されているかに関わらず、その事業者が処理するすべてのデータに（日本が十分性認定をした）EUのデータ保護法を適用する選択をすることもあります。このように、個人情報がどこで保管・処理されているか、あるいは第三者の処理者がどこに本社を置いているかは、データ処理の方針や手順よりも重要ではありません。そのようなことから、海外事業者を含む企業が個人情報をどのように保護しているかについて理解することの重要性を、貴委員会から個人に向けて指導していただき、国内での個人情報の取扱いと比較して、外国にある第三者の提供先の方がセキュリティ・リスクが高いという誤解が生じないようにして頂くことを求めます。</p> <p>そして、貴委員会が越境データ移転に本要件を課すことを決定したことを踏まえ、第十二条の三における「外国」の定義を、データの提供先である第三者が本社を置く国を指すものとすることを明確にして頂きたいと思います。貴委員会からのこれまでの説明に基づき、規則案における「外国」とは、データの移転先である第三者が本社を置く国であって、データを物理的に保管</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>または処理するために使用されるデータセンターが所在する国ではないと理解しています。したがって、混乱を避けるためにも、規則案では、上記のように「外国」を明確に定義することを推奨します。</p> <p>【B S A ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
282	規則（案）第11条の3	<p>規則（案）第11条の3 （御意見） [越境データ移転] 上記に関し、事業者は、本人同意を得る必要がある場合には、以下の情報を本人に提供しなければならないと理解しています：（1）移転先の外国名称、（2）移転先国における個人情報保護に関する制度、（3）提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置。</p> <p>このような要件は、自身の個人情報の取り扱いに関して本人の理解を深める、という貴委員会の目標を達成できない可能性があります。データセキュリティと個人情報保護の有効性は、データが物理的に保管または処理される場所とはあまり関係がなく、代わりに、個人情報を取り扱う事業者、およびデータを受け取る第三者が、強固なセキュリティ対策を提供することを含めて実施するテクノロジー、システム、および手順の質に依存しています。事業者は、国内外を問わず、移転されるすべての個人データについて説明責任を負うべきです。</p> <p>例えば、個人情報の提供先の第三者がEU域外の国に本社を置いている場合で</p>	<p>当委員会としても、改正法の趣旨・内容について、事業者・個人双方に対する積極的な周知・広報に取り組んでまいります。</p> <p>なお、本規則案第11条の3第2項第1号の「当該外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>も、その事業者は、データがどこから来たか、データがどこで保管・処理されているかに関わらず、その事業者が処理するすべてのデータに（日本が十分性認定をした）EUのデータ保護法を適用する選択をすることもあります。このように、個人情報がどこで保管・処理されているか、あるいは第三者の処理者がどこに本社を置いているかは、データ処理の方針や手順よりも重要ではありません。そのようなことから、海外事業者を含む企業が個人情報をどのように保護しているかについて理解することの重要性を、貴委員会から個人に向けて指導していただき、国内での個人情報の取扱いと比較して、外国にある第三者の提供先の方がセキュリティ・リスクが高いという誤解が生じないようにして頂くことを求めます。</p> <p>そして、貴委員会が越境データ移転に本要件を課すことを決定したことを踏まえ、第十二条の三における「外国」の定義を、データの提供先である第三者が本社を置く国を指すものとすることを明確にして頂きたいと思います。貴委員会からのこれまでの説明に基づき、規則案における「外国」とは、データの移転先である第三者が本社を置く国であって、データを物理的に保管または処理するために使用されるデータセンターが所在する国ではないと理解しています。したがって、混乱を避けるためにも、規則案では、上記のように「外国」を明確に定義することを推奨します。</p> <p>【グローバル・データ・アライアンス (Global Data Alliance)】</p>	
283	規則（案） 第11条の	規則案第十二条の三 ・「改正法に関する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に	・ 当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
3		<p>係る情報提供の充実等)」(第 157 回個人情報保護委員会資料 2) を踏まえ、外国にある第三者に関する情報のうち、各国の個人情報保護制度に係る情報について、情報の質を担保するとともに事業者への過度の負担を避ける観点から、個人情報保護委員会が提供すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の内容を具体的に示すべきである。 ・「外国にある第三者」がサーバー内の個人情報を取り扱わないクラウドサービス提供事業者である場合の該当性を今後ガイドライン等で明確にすべきである。 ・相当措置を継続的に講じる体制を整備している第三者に対し事業者が個人データを提供する場合の根拠として、法第二十四条第 2 項および本条に基づく情報提供を経た本人同意の取得と、法第二十四条第 3 項および規則第十二条の四に基づく措置のいずれを選択することも可能であるということを明確にすべき。 <p>【(一社) 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>	<p>報を取りまとめて公表する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定していますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。 ・外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わざこととなっている場合には、外国にある第三者への提供(法第 24 条)に該当しません(Q & A 5-33、9-5、9-6 参照)。 <p>この点は、改正後の法第 24 条第 1 項においても同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国にある第三者に個人データを提供するための根拠として、本人の同意、又は提供先の第三者における基準適合体制(法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>で定める基準に適合する体制)の整備のいずれを用いるかは、事業者において任意に選択可能です。</p> <p>ただし、本人の同意を取得しようとする際には、改正後の法第 24 条第 2 項に基づく情報提供が必要であり、基準適合体制の整備を根拠に提供した場合は、改正後の法第 24 条第 3 項に基づく対応が必要になります。</p>
284	規則(案) 第 11 条の 3	<p>第 11 条の 3 第 1 項 ご意見・ご質問 例えば、各社のウェブサイトに掲載し、提供する方法も考えられることから、第 11 条の 3 第 1 項に規定する方法に、「インターネットの利用」を追加していただきたい。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>個別の判断となります。ホームページに必要な情報を掲載し、本人に閲覧させることで情報提供をする方法は、本規則案第 11 条の 3 第 1 項における「適切な方法」に該当すると考えられます。ただし、例えば、外国にある第三者への個人データの提供に関する同意を行うに際して、本人が通常確認しないと考えられるページに情報を掲載したに過ぎない場合では、本人に対する有効な情報提供とは認められないと考えられますので、留意が必要です。</p>
285	規則(案) 第 11 条の 3	<p>第 11 条の 3 第 1 項 ご意見・ご質問 顧客への情報提供方法が、「その他の適切な方法」とされているが、第 18 条の 6 の規定では「その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」とされてい</p>	<p>保有個人データの開示請求の場面においては、改正後の法第 28 条第 2 項により、本人が開示方法を選択できることから、本規則案第 18 条の 6 では「その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」としています。これに対し、個人データの越境移転に係る同意</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>る。この2つの条文を書き分けている理由は何か。また、「その他の適切な方法」には「その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」が含まれると解してよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>取得時の情報提供の場面においては、情報提供の方法について、事業者に裁量があることから、「その他の適切な方法」として、適切な方法による情報提供を求めています。</p>
286	規則（案） 第11条の 3第2項	<p>提出意見：</p> <p>委員会規則 第11条の3 2項</p> <p>「外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供」について、委員会規則に定められる「提供する情報の内容」において、3点が挙げられていますが、このうちの3号にある「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置」というのは、「個人データに対する安全管理措置」の間違えかと思います。</p> <p>「個人情報の保護」という大きなテーマについては、2号において「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」で本人に情報提供できており、当該第三者が講ずる具体的な措置については、その対象は「個人情報」ではなく「個人データ」であるはずです。</p> <p>もし、ここで「個人データに対する安全管理措置」ではなく、当該第三者が講ずる「個人情報の保護」という大きなテーマを対象とするのであれば、法律において「個人情報」「個人データ」の用語の定義と並べて、「個人情報の保護」についても定義しなければならないものと考えます。</p> <p>【シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>本規則案第11条の3第2項第3号により提供すべき情報は、必ずしも外国にある第三者が講ずる安全管理措置に限られないことから、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」としています。</p>
287	規則（案）	提出意見：	本規則案第11条の3第2項第1号における「外国」

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第11条の 3 第2項 第1号	<p>規則案11条の3第2項第1号</p> <p>「外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供」として、第1号に「外国の名称」が掲げられているが、これは国名及び国号（アメリカ／合衆国）という理解で良いか（EU及び英国を指定した「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成31年個人情報保護委員会告示第1号及び第5号）を確認したが、外国を名称と呼ぶ類似の規定は確認できなかった）</p> <p>なお、台湾における個人資料保護法（民国104年）やカリフォルニア州のCalifornia Consumer Privacy Act of 2018を踏まえると、上述した委員会告示と同様、「外国等の名称」の方が無難ではないか（上述した委員会告示における外国等の「等」は委員会規則に定める基準に適合する体制を整備している個人情報取扱事業者及びあらかじめ提供について本人同意がある外国にある第三者を指すため、語義は異なる）</p> <p>【匿名】</p>	<p>は、改正後の法第24条第1項における「外国」と同義であり、本邦の域外にある国又は地域をいいます。</p> <p>本規則案第11条の3第2項第1号における「当該外国の名称」は、必ずしも正式名称を求めるものではないですが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる名称である必要があります。</p>
288	規則（案） 第11条の 3 第2項 第1号	<p>提出意見：</p> <p>[該当箇所]</p> <p>規則第11条の3</p> <p>[意見]</p> <p>2条第1号の「当該外国」は「当該外国又は地域」とすべきと考える。</p> <p>[理由]</p>	<p>本規則案第11条の3第2項第1号における「外国」は、改正後の法第24条第1項における「外国」と同義であり、本邦の域外にある国又は地域をいいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>同じ中華人民共和国であっても、いわゆる本土、香港、マカオ、台湾では個人情報保護に関する法制度が異なっている。また、連邦制国家、たとえば米国でも、州ごとに法制度が異なっている。</p> <p>そして、本人にとっては、いずれの地域に所在する法人に提供されるのかは重大な差がある。たとえば、カリフォルニア州とヴァージニア州では制度が違う以上、保護の程度が異なるし、中華人民共和国本土と台湾でも保護の程度が異なる。</p> <p>そこで、「当該外国又は地域」とすべきと考える。</p> <p>【匿名】</p>	
289	規則（案） 第11条の 3 第2項 第1号	<p><意見3></p> <p>該当箇所：</p> <p>第11条の3 第2項第一号</p> <p>意見内容：</p> <p>「当該外国の名称」については、「当該外国または地域」との記載の方が適切ではないか。</p> <p>理由：</p> <p>EEA のように地域統一の保護制度を有している場合、該当地域においては一定レベルの保護制度に準拠していると見なせるため。また中国のように国内に法域が異なる地域を抱える国があるため。</p>	<p>本規則案第11条の3 第2項第1号における「外国」は、改正後の法第24条第1項における「外国」と同義であり、本邦の域外にある国又は地域をいいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】	
290	規則（案） 第11条の 3 第2項 第1号	<p><意見4></p> <p>該当箇所： 同上</p> <p>意見内容：</p> <p>「当該外国の名称」の定義として、移転先事業者の法人が所在する国、または移転先事業者が移転した個人情報を実質的に取り扱う国のいずれが該当するのかを明確にして頂きたい。</p> <p>理由：</p> <p>移転先事業者の法人が所在する国と、移転先事業者が移転した個人情報を取り扱う国が必ずしも一致しないため、統一的な基準として明確に定める必要があるため。</p>	本規則案第11条の3第2項第1号の「当該外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいいます。
291	規則（案） 第11条の 3 第2項 第2号、 第18条の 2第1項、 第2項	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案）第11条の3第2項2号、第18条の2第1・2項</p> <p>【意見】</p> <p>「適切かつ合理的な方法」「その他の適切な方法」の具体的な内容について、ガイドライン等で明確化いただきたい。</p>	本規則案第11条の3第2項第2号の「適切かつ合理的な方法」は、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられます。また、本規則案第11条の3第1項における「その他の適切な方法」としては、例えば、電話等による口頭での説明等が考えられます。いずれにしても、具

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【理由】 明確化のため 【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	<p>体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
292	<p>規則（案） 第 11 条の 3 第 2 項 第 2 号、 第 3 号</p>	<p>提出意見： 越境移転の参考情報の提供内容（同意を根拠とする場合に、あらかじめ提供すべき内容） (該当箇所) 規則案 第 11 条の 3 第 2 項 (意見) 改正規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 3 号に関して、以下のとおり意見を述べる。 1. 同項第 2 号は、本人に提供すべき情報の一部として、「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」を定めているが、「適切かつ合理的な方法」の解釈によっては、本人の権利利益の保護に必要な範囲を超えて、事業者に過度な負担を課すものとなりうる。 委員会が調査した上で取りまとめて公表する情報を参考する形で足りる等、本人の権利利益を保護しつつ、事業者の過度な負担とならない解釈・運用をしていただきたい。 2. 同項第 3 号は、本人に提供すべき情報の一部として「当該第三者が講ず</p>	<p>1. 当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定ですが、事業者が当該情報を参照することは、本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「適切かつ合理的な方法」による確認にあたると考えられます。</p> <p>2. 本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定していますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>る個人情報の保護のための措置に関する情報」を定めているが、その解釈によつては、本人の権利利益の保護に必要な範囲を超えて、事業者に過度な負担を課すものとなりうる。</p> <p>外国にある第三者に遵守義務を負わせる利用契約等のうち、提供する個人データの保護・取扱いに関する条項の内容等を提供することで足りる等、本人の権利利益を保護しつつ、事業者の過度な負担とならない解釈・運用をしていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>貴委員会が公表した「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等）」（以下「論点資料」という）には、改正規則案第11条の3第2項2号にいう「適かつ合理的な方法」の例として、「移転先の第三者に照会することや、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照すること等」と記載されている。</p> <p>しかし、「移転先の第三者への照会」や「外国の行政機関等の公表情報の参照」によって得られる情報は、当該第三者や外国によって様々であり、（日本語はもちろん）英語の公式情報の入手が難しい場合もありうる。</p> <p>また、多言語での海外法令の照会・調査等は、調査対象国と日本の法制度の違いの程度や調査対象言語に対応できる専門家の数等によって、調査レベルに大きな差が出る可能性が高く、その結果「提供を受けられる情報の精度ないし粒度がまちまち」になることが避けられない場合もある。</p> <p>したがって、本人に提供される参考情報の精度ないし粒度に偏りが生じないよう、貴委員会が取りまとめて公表する情報を提供できていれば、情報提</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>供義務の履行として足りることとしていただきたい。</p> <p>さらに、提供先である第三者が各々独自に講じている個人情報保護のための措置は、当該第三者が所在する国や地域、規模、属性（グローバル企業か否か等）等によっても様々であり、全ての提供先が講ずる措置を個別具体的に確認して提供することは、情報が複雑かつ膨大となり、本人にとってかえってわかりにくくなるおそれがある。</p> <p>したがって、第三者が講ずる措置として本人に提供すべき情報は、当該第三者に遵守させている契約のうち、個人データの保護・取扱いに関する規定の内容等、ある程度定型化したもので足りることにしていただきたい。</p> <p>【株式会社ユーザベース】</p>	
293	規則（案） 第11条の 3 第2項 第2号、 第3号	<p>該当箇所</p> <p>外国第三者への提供の本人同意を得る際に提供すべき情報) 第十一条の三第二項</p> <p>第二号 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</p> <p>第三号 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>意見内容</p> <p>それぞれの条項にて提供が求められている情報の具体的な内容についてご教示いただか、または法律の施行までに具体例を公表いただきたい。</p> <p>また、各事業者が個別に各国の制度の概要を作成することは非効率的であることから、主要な国の制度の概要について、個人情報保護委員会で公表して</p>	<p>本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」については、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、本規則案第11条の3第2項第3号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定していますが、具体例等について、ガイドライン等</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>いただきたい。</p> <p>理由 明確化・準備効率化のため</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	<p>でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p>
294	規則(案) 第11条の 3 第2項 第2号	<p>意見3 越境移転に係る情報提供の充実等（本人同意を根拠）について （該当箇所）</p> <p>規則(案) 第11条の3 第2項第2号 (意見)</p> <p>同意取得時における情報提供の対象となる「外国における個人情報の保護に関する制度」については事業者の負担等も考慮し、適切な範囲となるようガイドライン等の策定に当たり、ご配慮いただきたいと考えます。 (理由)</p> <p>「外国における個人情報の保護に関する制度」は、包括的な個人情報保護法制から個別分野の法制度、州法のようなものまで多岐に渡ります。そのような外国における個人情報保護制度を網羅的・即時的（当該制度の施行日から）に情報提供することは、本規制が幅広い事業者を対象とし、その事業規模や情報収集能力も様々であることに鑑みますと、一般的な事業者の調査能力や負担を考慮された上で、ガイドライン等で情報提供の範囲を明確化していくのが適当と考えます。</p> <p>【LINE 株式会社】</p>	<p>本規則案第11条の3 第2項第2号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」については、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
295	規則（案） 第11条の 3 第2項 第2号	<p>4. 越境移転について（規則第11条の3第2項第2号）</p> <p>外国の個人情報保護制度については、各事業者が各自の個人データの提供態様に応じて情報収集・情報提供すべきものではあるが、各国の個人情報保護制度の枠組みや一般的な義務や罰則については幅広い提供事業者に共通して必要となる事項であり、個人情報保護委員会において積極的に、本項の趣旨に沿った個人情報の主体者・取扱者から見てもわかりやすい情報提供や情報発信をいただきたい。</p> <p>【株式会社メルカリ】</p>	<p>当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p>
296	規則（案） 第11条の 3 第2項 第2号	<p>(1) 改正法第24条第2項、規則案第11条の3第2項第2号関連意見：本人の同意に基づいて外国にある第三者へ個人データを提供しようとする場合に、外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報の提供が求められることについて、個人情報保護委員会が外国の制度について調査を行うなどして、HPを通じて積極的に情報発信し、個人情報取扱事業者としては、当該情報に依拠する（例えば、当該HPへのリンクを提供する）ことで足りるという仕組みにすべきである。</p> <p>また、これに関して、規則案第11条の3第2項第2号の「個人情報保護に関する制度に関する情報」には本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在として、(1)外国におけるデータ・ローカライゼーションに係る規制や(2)ガバメントアクセスに関する制度の存在が含まれうることが想定されていると理解しているが、(1)について、データ・ローカライゼーションに係る規制はある外国の国において収集されたデータについての当該国における国内保存義務と解されるところ、移転先で当該規制があるとしてもど</p>	<p>当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p> <p>本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」については、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、本規則案第11条の3第2項第2号の「適切かつ合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、具体例等については、ガイドライン</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>のように日本からの越境移転の対象となる個人データの本人（典型的には日本に所在する者）の権利利益に重大な影響を及ぼしうると理解すれば良いのか、また、(2)に関して、外国における個人情報保護法に相当する法律に限らず、複雑な法制度についての把握が必要になり得るため個人情報取扱事業者がそれぞれ独自に調査を行うことは必ずしも現実的でないと思われるところ、個人情報取扱事業者がガバメントアクセスに関する制度の存在について情報提供しなければならないとする場合にはどのように「適切かつ合理的な方法により」必要な情報収集を行うことが可能か、をそれぞれ明らかにされたい。</p> <p>理由：本人の同意に基づいて外国にある第三者へ個人データを提供しようとする場合に、外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報の提供が求められることについては、「適切かつ合理的な方法により得られた」と定められたことにより一定の事業者への配慮がなされているものの、それでもなお個々の個人情報取扱事業者が独自に調査を行い情報提供しなければならないという仕組みになってしまふと、事業者の負担が過大になり、結果として、日本企業の競争力を大きく削ぐことにもなりかねない。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所 データプロテクションチーム有志一同】</p>	<p>等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、データ・ローカライゼーションに係る規制による本人の権利利益への影響については、例えば、当該規制との関係から、本人による個人データに関する開示・消去等の請求に外国事業者が対応することができないおそれが想定されます。</p>
297	規則（案） 第 11 条の 3 第 2 項 第 2 号	<p><意見 5></p> <p>該当箇所：</p> <p>第 11 条の 3 第 2 項第二号</p> <p>意見内容：</p>	<p>本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「適切かつ合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、「適切かつ合理的な方法」の具体例等につ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について、仮に内容に誤りがあった場合でも、合理的な努力をして調査をしていれば個人情報取扱事業者の責任は問われないということをガイドラインで明確にして頂きたい。また、「合理的な努力」には、外部弁護士の意見を聴取することまでは求められず、個人情報保護委員会や外国政府によるウェブサイト上の情報提供等、一般的に信頼に足ると思われる情報源を参考すれば足りる、ということを明確にして頂きたい。</p> <p>理由：</p> <p>外国の制度について都度コストをかけて正確な調査しなければならないとなると実務に著しい支障を来すため、個人情報取扱事業者の果たすべき合理的な責任の程度を明確にして頂きたい。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>いては、ガイドライン等で示してまいります。</p> <p>なお、提供する情報の内容については、一般的な注意力を持って確認すれば足りるものと考えられます。</p>
298	規則（案） 第11条の 3 第2項 第2号	<p>規則案第11条の3第2項第2号 イ 1号において、当該外国の名称があるが、連邦制国家においては、州法において異なる規律が設けられている場合があるが、このような場合には当該州までの明示を要するか</p> <p>□ 2号での「適切かつ合理的な方法」については、自社等においてその時点で調査したものなくとも、政府機関、調査機関、弁護士事務所等が公表するレポートでの記述を要約する方法なども含まれるか。また「制度に関する情報」としてどの程度の内容の開示が求められるのか。事業者の規模によらず現地法令の詳細な調査、説明は困難が伴う場合もあり、必要な情報提供の範囲を明示して頂きたい。</p>	<p>イ 本規則案第11条の3第2項第1号の「当該外国の名称」においては、州の明示までは求められません。もっとも、本人のリスク認識の観点からは、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人のリスク認識に資する場合には、本人に対して、提供先の第三者が所在する州を示した上で、州レベルでの法制度についても情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>□ 本規則案第11条の3第2項第2号の「適切かつ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ハ 個人情報保護委員会でも、海外における制度の情報について、GDPR 等に限らず、調査結果を公表して頂き、その内容を利用できるように対応をお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	<p>「合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>ハ 当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p>
299	規則（案） 第 11 条の 3 第 2 項 第 2 号	<p>(該当箇所) 施行規則第 11 条の 3 (意見・質問)</p> <p>「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の提供が求められているが、「適切かつ合理的な方法」とは具体的にはどういった方法となるか。</p>	<p>本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「適切かつ合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、「適切かつ合理的な方法」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由等)</p> <p>本件対応が必要と思料されるため、当該基準について確認を行ないたい。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	
300	規則（案） 第11条の 3 第2項 第2号	<p>イ 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（規則案11条の3第2項2号）について</p> <p>① 外国にある第三者への提供に係る同意取得時に本人に提供すべき情報については、移転先の所在国名が特定できる場合、「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の提供が必要とされているが（規則案11条の3第2項2号）、同意取得時点の海外の制度に関する情報を隨時調査することは事実上不可能であり、ある過去の時点での制度の情報を提供することは「合理的な方法により得られた……情報」として許容されるべきであるが、そのような不完全な可能性のある情報の提供が個人の権利保護に資するか疑問である。むしろ、移転先の国で日本と同等の保護を受けられない可能性があるというリスクの説明で足りるとすべきである。</p> <p>または、諸外国の法制度については、事業者に抽象的な調査義務を課すのではなく、個人情報保護委員会等日本の公的な機関が各国と日本との法制度の差異を調査・公表し、その結果を本人に情報提供すればよいとして、事業者の情報提供義務の方法・程度について明確かつ具体的にルール化する方が、事業者の越境移転への委縮効果や情報の正確性や社会全体の効率性の観点からしてもよいのではないか。</p> <p>なお、調査義務の実効性を高めるためにも、事業者の規模によって、また</p>	<p>① 本規則案第11条の3第2項2号の「適切かつ合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、「適切かつ合理的な方法」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。また、提供する情報の内容については、一般的な注意力を持って確認すれば足りるものと考えられます。</p> <p>なお、今般の改正法における個人データの越境移転に係る同意取得時の情報提供義務の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点がありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度や当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ケースによっては事業者規模にかかわらず人的・金銭的コストも過大な負担となることにも十分配慮した対応を求める。</p> <p>また、仮に事業者側で調査するとしても、提供すべき外国における個人情報保護に関する制度に関する情報の具体例、モデル条項等を明確にされたい。</p> <p>② 規則案11条の3第2項2号の「当該外国における個人情報の保護に関する制度」には、個人情報の保護を直接の目的とする制度のみを指し、広く消費者保護を目的とする制度は含まれない旨を明確にされたい。たとえば、米国のFTC法は、「不公正又は欺瞞的な行為又は慣行」を禁じているが、これは個人情報の取扱いに限らずかなり広い範囲で適用されている。消費者保護法制は各国に存在することが予想されるものの、それについても個人情報取扱事業者が情報提供しなければならないとすると、過度な負担となるためである。</p> <p>③ 規則案11条の3第2項1号・2号の「当該外国」とは、国単位で情報提供するので法的には十分であり、それ以上細かい単位（たとえば、連邦制国家における州）で情報提供する必要はない旨を明確にされたい。なお、一国でも法制度が異なるケースがあることは承知しており、国単位の情報単位では不十分であるということであれば、どういう記載をすればよいのかを具体的に明示されたい。この場合、事業者にとって過度な負担となるような記載とするべきではない（たとえば、米国であれば、米国の州法の記載または連邦法のいずれかのみで足りるなど）。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p> <p>② 本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>本規則案第11条の3第2項第1号における「外国」は、改正後の法第24条第1項における「外国」と同義であり、本邦の域外にある国又は地域をいいます。なお、本規則案第11条の3第2項第1号の「当該外国の名称」においては、州の明示までは求められません。もっとも、本人のリスク認識の観点からは、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人のリスク認識に資する場合には、本人に対して、提供先の第三者が所在する州を示した上で、州レベルでの法制度についても情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p>
301	規則（案）	規則案の第11条の3 第2項	本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国の

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第11条の 3 第2項 第2号	<p>(意見) 諸外国における個人情報の保護制度に関する情報(2号)、第三者が講じる個人情報保護措置に関する情報についての提供の具体例をガイドライン等で示していただきたい。</p> <p>(理由) 規則の内容の明確化</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>個人情報の保護に関する制度に関する情報」については、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、本規則案第11条の3第2項第3号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定しておりますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
302	規則(案) 第11条の 3 第2項 第2号	<p>規則案の第11条の3 第2項 (意見) 第2項第2号については、個人情報保護委員会で認識した情報を公表して、各事業者が確認する方法としていただきたい。</p> <p>(理由) 一般的に事業者が、常に正確かつ最新の諸外国の個人情報保護制度の情報を把握することは困難であるため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定ですが、事業者が当該情報を参照することは、本規則案第11条の3第2項第2号の「適切かつ合理的な方法」による確認にあたると考えられます。</p>
303	規則(案) 第11条の	第11条の3第2項第2号	当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3 第 2 項 第 2 号	<p>ご意見・ご質問</p> <p>「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の「適切かつ合理的な方法」とは、例えば、貴委員会にて公表される予定の情報を参考することなどの方法も許容されると考えられるか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>を取りまとめて公表する予定ですが、事業者が当該情報を参照することは、本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「適切かつ合理的な方法」による確認にあたると考えられます。</p>
304	規則（案） 第 11 条の 3 第 2 項 第 3 号	<p>ウ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（規則案 11 条の 3 第 2 項第 3 号）について</p> <p>① 移転元で国外の移転先事業者の講すべき措置について確認することは現実的に難しく、事業者の越境移転への萎縮効果等に鑑み、当該情報の提供義務は削除すべきである。</p> <p>② 仮に削除できないとしても（下記③④も同じ）、移転先事業者の個々の情報保護措置については、移転先事業者から開示を受けた範囲に限定すべきである。</p> <p>③ 規則案 11 条の 3 第 4 項に例外事由が記載されているが、あらゆる場面において例外事由を適用して、移転先が講ずる具体的な措置を開示せずに同意を取得することが可能か否か不明であり、当該例外事由の具体例を明確にされたい。</p> <p>④ 規則案 11 条の 3 第 4 項で「本人の同意を得ようとする時点において」と、本人に提供する情報の時点は明確にされているところではあるが、本人の同意を取得する時点での情報に限定されること（翻って、同意取得後の情報まで提供する義務はないこと）を明確にされたい。</p>	<p>① 改正後の法第 24 条第 2 項に基づく情報提供の趣旨は、自己の個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を高める点にあるところ、提供先の外国にある第三者が個人情報の保護のためにどのような措置を講じているかは、本人の予測可能性との関係で重要であると考えております。</p> <p>② 自己の個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を高めるという制度趣旨を踏まえ、本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、個人データの扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定していますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【経営法友会】</p>	<p>検討してまいります。</p> <p>③ 例えば、医薬品等の研究開発において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、被験者の個人データを移転する第三者を特定できない場合等が考えられますが、本規則案第11条の3第4項の「第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>④ 本人の同意を得ようとする時点において、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の提供ができない場合には、当該情報に代えて、当該情報が提供できない旨及びその理由についての情報提供を行うことが可能です。ただし、本人のリスク認識の観点からは、事後的に「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の提供が可能になった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p>
305	規則（案） 第11条の	規則案第11条の3第2項3号当該第三者が講ずる措置に関する情報については、どの程度の情報を記述する必要があるか等、事業者として対応が必要	本規則案第11条の3第2項第3号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3 第 2 項 第 3 号	になる範囲が明確になるよう、ガイドライン等を整備して頂きたい。 【一般社団法人 Fintech 協会】	報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定していますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
306	規則（案） 第 11 条の 3 第 2 項 第 3 号	規則案の第 11 条の 3 第 2 項 (意見) 第 2 項第 3 号については、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、具体的に何をどのように確認するのが適当か、ガイドライン等において整理いただきたい。 (理由) 適切な業務運営を確保し、一定の基準（目安）をもって確認する必要があるため 【一般社団法人日本クレジット協会】	本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の確認の方法としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法等が考えられます。
307	規則（案） 第 11 条の 3 第 2 項 第 3 号	(該当箇所) 規則（案）の第 11 条の 3 第 2 項第 3 号 (意見) 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の具体的な内容をご教示いただきたい。 (理由) 法第 24 条第 3 項の体制整備で提供する場合は、同条第 1 項に基づいて個人情報保護委員会規則においてその基準が示され、それに基づき契約等で提供先	本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定していますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>の情報管理を縛る等の措置を講じている一方、法第 24 条第 2 項の同意で提供する場合は、提供先における情報管理を契約等で縛る法的義務はなく、提供先での情報管理体制を常に把握しているわけではない。そのような中で、提供先が講ずる保護措置に関する情報を提供するとなると、制限された情報の提供しかできないため、本号で意図している対象情報の具体的な内容を明らかにしていただきたい。</p> <p>(参考)</p> <p>○個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)</p> <p>(個人情報取扱事業者が講すべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)</p> <p>第 11 条の 2 法第 24 条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。 二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。 <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	
308	規則（案）	提出意見：	例えば、医薬品等の研究開発において、被験者への

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第11条の3第3項	<p>規則案11条の3第3項</p> <p>個人情報取扱事業者は、法二十四条第一項の規定（外国にある第三者への提供の同意）により「本人の同意を得ようとする時点」において、前項第一号に定める事項（外国の名称等）が特定できない場合の代替措置として、その事項が特定できない理由と参考情報を情報提供しなければならないとされているが、どこの外国に提供されるかが不明な場合とは具体的にどのようなケースを想定しているのか、また、特定できない理由を示すだけで足りるという読み方をされてしまわないように、当該外国等を特定できない「合理的な」理由などとするのは如何。</p> <p>【匿名】</p>	<p>説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合等が考えられますが、本規則案第11条の3第3項柱書の「前項第1号に定める事項が特定できない場合」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
309	規則（案）第11条の3第3項	<p>規則案の第11条の3 第3項 (意見)</p> <p>第3項第2号は、「第2項第1号に代わる参考となるべき情報」とは、どのような情報を指すのか、ガイドライン等において整理いただきたい。また、参考となるべき情報がない場合は、その旨を記載する必要があるか。</p> <p>(理由) 適切な業務運営を確保するため</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>例えば、本人の同意を得ようとする時点において、個人データの移転先の国が特定できない場合であっても、移転先の国の範囲が特定できる場合には、当該範囲は、本規則案第11条の3第3項第2号の「本人に参考となるべき情報」に該当すると考えられます。</p> <p>なお、本規則案第11条の3第3項第2号の「本人に参考となるべき情報」がない場合に、本人に対してその旨を情報提供する必要はありません。</p>
310	規則（案）第11条の3第3項	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第11条の3第3項 (意見)</p>	<p>例えば、医薬品等の研究開発において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、被</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>同条3項本文の「特定できない場合」について、どういった場面を想定しているか例示されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「特定できない場合」に該当する事案が一定程度想定される一方で、「特定できない場合」の範囲を必要以上に広げるべきでもないと考えている。そのために具体的な想定場面を例示いただきたく、例えば同意取得時点では契約していない外国の委託先への委託や、セキュリティの観点から公開していない情報、あるいは「提携先企業」といった包括的な第三者提供先の記載に留まる場合に同意取得時点において提供先が未確定である、といった場面には適用されるか示されたい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>験者の個人データを移転する外国を特定できない場合等が考えられますが、本規則案第11条の3第3項柱書の「前項第1号に定める事項が特定できない場合」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
311	規則(案) 第11条の 3第3項 第2号	<p>第11条の3第3項第2号</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>「本人に参考となるべき情報」とはどのようなものをイメージされているか。例えば、第三者提供する者が所在する外国の範囲が一定程度イメージされる場合にはそれらを提供するという理解でよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>御理解のとおりです。例えば、本人の同意を得ようとする時点において、個人データの移転先の国が特定できない場合であっても、移転先の国の範囲が特定できる場合には、当該範囲は、本規則案第11条の3第3項第2号の「本人に参考となるべき情報」に該当すると考えられます。</p>
312	規則(案) 第11条の 3第4項	<p>第11条の3第4項</p> <p>ご意見・ご質問</p>	<p>同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が特定できることにより、「当該外国の名称」が特定できない場合には、本規則案第11条の3第4項</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>当該外国の名称が特定できない場合には、第4項の「第2項第3号に定める事項について提供できない場合」にも該当するという理解でよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	の「第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合」にも該当すると考えられます。
313	規則（案） 第11条の 4 第1項 第1号、 第3項第 5号	<p>意見4 越境移転に係る情報提供の充実等（適合体制の整備を根拠）について (該当箇所)</p> <p>規則（案）第11条の4第1項第1号、第11条の4第3項第5号 (意見)</p> <p>「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」の具体例につき、ガイドライン等で明確にしていただく必要があると考えます。 (理由)</p> <p>規則（案）の記載内容のみでは、事業者が講じるべき「相当措置」の内容や本人へ「情報提供」すべき事項が明らかではないため。</p> <p>【LINE 株式会社】</p>	本規則案第11条の4第1項に基づき講ずべき措置の具体例等、及び本規則案第11条の4第3項に基づき提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
314	規則（案） 第11条の 4	2. 規則第11条の4の外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するための措置とは、同一グループ内であれば、当該グループのプライバシーポリシー等において、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が担保されていることを定期的に確認するとともに、この措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度を定期的に確認するということでしょうか。	基本的に御理解のとおりです。ご記載いただいた措置に加え、外国にある第三者による相当措置に支障が生じた場合は、必要かつ適切な措置を講じていただくとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該第三者への個人データの提供を停止していただく必要がございます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【個人】		
315	規則（案） 第11条の 4	<p>(意見)</p> <p>「移転元事業者は移転先による個人データの適正な取り扱いの継続的な実施を確保するために必要な措置を講じる責務がある。移転先国の制度の有無の定期的確認、問題が生じた場合の個人データ提供の停止等必要な対応を行う。」とありますが、事業者の力量の差によって実行できない、取組まない事業者が得をすることがないようにしてください。</p> <p>「必要な措置」の内容を本人の求めに応じてだけでなく、定期的に情報提供することも、必要な措置を行うインセンティブにつながるので、定期的に情報提供することをガイドラインに記載することを希望します。</p> <p>(理由)</p> <p>移転元が必要な措置を講じる場合、事業者によって対応に差があつてはならないと考えます。事業者が積極的に取り組めるようなガイドラインにすることで、移転元、および本人のリスク認識が促進され、対策に取り組んでいる事業者の社会的価値が向上すると考えます。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	<p>本規則案第11条の4第1項に基づき講ずべき措置の具体例等、及び本規則案第11条の4第3項に基づき提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、改正後の法第24条第3項は、外国にある第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備している場合には、個人データの越境移転に伴うリスクが相対的に低いと考えられること等を考慮し、同項に定める「必要な措置」に関する情報の提供は、本人の求めに応じて行えば足りることとしています。</p>	
316	規則（案） 第11条の 4	<p>【該当箇所】 規則第11条の4</p> <p>【意見】</p>	<p>本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的」な確認の頻度及び方法は、例えば、年に1回程度、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイド</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>移転元が講ずべき必要な措置として、「定期的な確認」が定められているが、確認頻度や確認方法について、明確にして頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>移転元が講ずべき必要な措置として、「定期的な確認」が定められているが、どの程度の頻度での確認が必要なのか、また、その確認方法はどのようにすべきかが不明瞭であるため、明確にして頂きたい。なお、明確化して頂くに際しては、事業者の過度な負担とならないよう、ご留意頂きたい。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	イン等でお示しすることを検討してまいります。
317	規則（案） 第11条の 4	<p>(2) 移転元が講ずべき「必要な措置」（規則案11条の4）</p> <p>① 規則案11条の4第1項1号は削除するべきである。クラウドサービス等の場合は個別に調査シート等の対応を受けてもらえることはなく、実質的にサービス約款等の記載を確認する以上ることはできないのが現状であり、また、法務人員や外部リソースにある程度ゆとりのある一部の大企業でなければ実施することが難しく、ベンチャー企業によるAI開発等を阻害する可能性が高いと思われるためである。</p> <p>② 仮に削除できないとしても（下記③～⑦も同じ）、個人情報保護委員会等でこれらの情報を調査し、情報入手できる仕組みを提供するか、記載例等を示されたい。あまりにも漠然とした表現のため、どの程度の記述が求められるのか判断が難しく、事業者ごとに差が大きくなりすぎるおそれがあるためである。</p> <p>③ 「定期的に確認」（規則案11条の4第1項1号）の頻度は、たとえば、</p>	<p>① 改正後の法第24条第3項は、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として、事前の本人の同意なく、個人データの越境移転を行った場合には、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者に、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。</p> <p>そして、提供先の第三者による個人データの適正</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>4年に1回などを目安とされたい。あわせて、定期的な確認の義務について、当該事業者に情報を提供する期間が経過した後は、当該義務が課されないと明確にされたい。</p> <p>今回の改正で参照された GDPRにおいては、十分性認定の見直しのサイクルを4年としている(GDPR45条3項)。これは、外国の法制度の確認を行う頻度としては4年程度を目安とすることが世界的に見ても1つの合理的な制度設計であると考えられる。</p> <p>④ 規則案11条の4第1項2号の「支障が生じたとき」と「当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき」のそれぞれについて、具体例を挙げるなどして明確にされたい。</p> <p>⑤ 規則案11条の4第3項柱書の「当該個人情報取扱事業者の業務の適正」は、「当該個人情報取扱事業者又は当該第三者の業務の適正」とするべきである。理由としては、第三者の安全管理措置について不必要的開示をするとなると、当該第三者のセキュリティに関する情報が漏えいしてしまい、かえって個人情報保護法20条に定める安全管理措置の趣旨を損なう結果となりうるためである。</p> <p>⑥ 規則案11条の4第3項柱書の「求めを受けたとき」に、本人からの手数料の徴収を行うことはできない旨を明確にされたい。個人情報保護法33条が同法24条3項には適用されないので、念のため確認したい。</p> <p>⑦ 規則案11条の4第4項の「全部又は一部について提供しない旨の決定」を個人情報取扱事業者はどういう場合に行うことができるのかを明確にされたい。</p>	<p>な取扱いを継続的に確保するためには、提供元の事業者において、提供先の第三者による相当措置の実施状況を適切に把握することが重要です。また、提供先の第三者による個人データの取扱いは、提供先の第三者が所在する外国の制度の影響を受ける可能性があります。これらを踏まえ、本規則案第11条の4第1項第1号は、提供元の事業者に対し、提供先の第三者における相当措置の実施状況、並びにそれに影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、「定期的」に確認することを求めるものです。</p> <p>なお、外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わないことになっている場合には、外国にある第三者への提供(法第24条)に該当しません(Q & A 5-33、9-5、9-6参照)。</p> <p>この点は、改正後の法第24条第1項においても同様です。</p> <p>② 本規則案第11条の4第1項に基づき講ずべき措置の具体例等、及び本規則案第11条の4第3項に基づき提供すべき情報の具体例等については、</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【経営法友会】	<p>ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>③ 本規則案第11条の4第1項第1号の「定期的な確認の頻度は、年1回程度を想定していますが、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>④ 本規則案第11条の4第1項第2号の「支障が生じたとき」とは、個別具体的な事案に応じて判断する必要がありますが、例えば、提供元の事業者と提供先の第三者との間で契約を締結することにより、当該第三者の基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を担保している場合において、当該第三者が当該契約の一部に違反して個人データを取り扱っているような場合等が考えられます。</p> <p>また、同号の「相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき」についても、個別具体的な事案に応じて判断する必要がありますが、例えば、上記の場合において、当該第三者に是正を求めたにもかかわらず、当該第三者がこれに従わない等</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の継続的な実施の確保が困難となった場合等が考えられます。</p> <p>いずれにしても、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>⑤ 改正後の法第24条第3項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるようになります。そのため、個人データの提供先の外国にある第三者が講ずるセキュリティ対策の具体的な技術手法のように、本人への情報提供により当該第三者における個人データの安全管理に著しい支障を及ぼすおそれのある情報の提供までを求めるものではありません。</p> <p>⑥ 御理解のとおりです。</p> <p>⑦ 「情報提供することにより、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(本規則案第11条の4第3項ただし書)には、本規則案11条の4第4項の「全部又は一部について提供しない旨の決定」を行うことができます。</p>
318	規則（案）	規則（案）の第十一条の四	賛同の御意見として承ります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第11条の4	<p>(ご意見) [越境データ移転] 改正個人情報保護法第二十四条第三項に基づき、規則案第十一条の四は、委員会規則で定める基準に適合した体制整備を根拠とした個人データの越境移転について、事業者は、海外の第三者が国内の事業者と同等の措置を継続的に講じていること、及び「外国」のデータ保護体制が当該データ保護措置の実施を不当に阻害していないことを定期的に確認する必要があると規定しています。これにより、移転された個人情報は、海外の第三者による同等の措置により保護され続けることになります。</p> <p>貴委員会からの説明では、この要件は一年に一回満たす必要があると理解しております。我々は貴委員会がこのような合理的な対応を考慮に入れたことを支持するとともに、今後の改正個人情報保護法に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）において、この要求事項を遵守するために、どのような報告が適切であると考えられるかを明確にすることを奨めます。</p> <p>【B S A ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	本規則案第11条の4第1項に基づき講ずべき措置の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
319	規則（案）第11条の4	<p>規則（案）の第十一条の四 (ご意見) [越境データ移転] 改正個人情報保護法第二十四条第三項に基づき、規則案第十一条の四は、委員会規則で定める基準に適合した体制整備を根拠とした個人データの越境移</p>	賛同の御意見として承ります。 本規則案第11条の4第1項に基づき講ずべき措置の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>転について、事業者は、海外の第三者が国内の事業者と同等の措置を継続的に講じていること、及び「外国」のデータ保護体制が当該データ保護措置の実施を不当に阻害していないことを定期的に確認する必要があると規定しています。これにより、移転された個人情報は、海外の第三者による同等の措置により保護され続けることになります。</p> <p>貴委員会からの説明では、この要件は一年に一回満たす必要があると理解しております。我々は貴委員会がこのような合理的な対応を考慮に入れたことを支持するとともに、今後の改正個人情報保護法に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）において、この要求事項を遵守するために、どのような報告が適切であると考えられるかを明確にすることを奨めます。</p> <p>【グローバル・データ・アライアンス（Global Data Alliance）】</p>	
320	規則（案）第11条の4	<p>規則案第11条の4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1項一号における「適かつ合理的な方法による定期的な確認」は、事業者への過度の負担にならないものとしたうえで、内容を具体的に示すべきである。 ・ 第1項・第3項について、相当措置の内容が妥当なものか事業者や本人が判断できるよう、第11条の二各号における相当性の基準をより具体的に示すべきである。 ・ 第2項・第3項について、「個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」を明確にするとともに、書面による開示を行う場合に書面の量が膨大となる場合が該当することとすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的な確認の頻度及び方法は、例えば、年に1回程度、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。 ・ 本規則案第11条の4第1項における「相当措置」とは、個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいいま

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>・第3項各号における提供すべき情報の範囲をより具体的に示すべきである。</p> <p>【(一社)日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>	<p>す(改正後の法第24条第1項)。改正後の法における規則第11条の2第1号の「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の考え方等については、ガイドライン等において検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(本規則案第11条の4第3項ただし書)とは、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる場合等が考えられます、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。 ・本規則案第11条の4第3項に基づき提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
321	規則(案) 第11条の 4	<p>該当箇所 第十一条の四 意見内容 「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」に關</p>	<p>本規則案第11条の4第3項に基づき提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		連し、提供すべき情報の範囲・内容をさらに明確にしていただきたい。 【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	
322	規則(案) 第11条の 4	該当箇所 第十一条の四 意見内容 データ主体が書面で開示を求めた場合であっても、個人情報取扱事業者が、印刷された紙の量が膨大になることを合理的かつ誠実に説明した場合には、「個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(法第二十六条第二項第二号)に該当することを、ガイドラインにおいて明確にしていただきたい。 【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(本規則案第11条の4第3項ただし書)とは、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる場合等が考えられますが、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
323	規則(案) 第11条の 4	・海外への第三者提供：措置の継続的実施の確保（規則案第十一条の四） 適切な方法、定期的等あいまいな表現であるが、相手により様々な方法が考えられるため、事業者が参照できる具体的な方法を例示していただきたい。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的」な確認の頻度及び方法は、例えば、年に1回程度、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
324	規則(案) 第11条の 4 第1項 第1号	提出意見： 越境移転における必要な措置及び情報提供の内容（相当措置を根拠とする場合に、提供元が採るべき実施確保措置及び本人の求めに応じて提供すべき情報）	1. 改正後の法第24条第3項は、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ず

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(該当箇所) 規則案 第11条の4第1項第1号</p> <p>(意見) 改正規則案第11条の4第1項第1号に関して、以下のとおり意見を述べる。</p> <p>1. 同項第1号は、提供先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、「当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること」を定めている。</p> <p>しかし、現行法第24条及び現行規則第11条の2第1号に基づく相当措置の実施確保は、提供元事業者及び提供先事業者間の契約、確認書、覚書等によって行えば足りるとされていたにもかかわらず（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」4-1）、委員会規則の改正により、改正法第24条第3項の法文にも定めのない「外国の制度」の確認義務を課すことは、法律の解釈・適用に関する予測可能性を害するものであり、削除していただきたい。</p> <p>2. また、仮に同条項の定めが削除されない場合であっても、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれ」、「適切かつ合理的な方法」及び「定期的」の具体的な解釈については、必要な本人の権利利益の保護を図りつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう配慮していただきたい。</p> <p>(理由)</p>	<p>るために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として、事前の本人の同意なく、個人データの越境移転を行った場合には、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者に、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。</p> <p>そして、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保するためには、提供元の事業者において、提供先の第三者による相当措置の実施状況を適切に把握することが重要です。また、提供先の第三者による個人データの取扱いは、提供先の第三者が所在する外国の制度の影響を受ける可能性があります。これらを踏まえ、本規則案第11条の4第1項第1号は、提供元の事業者に対し、提供先の第三者における相当措置の実施状況、並びにそれに影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、「定期的」に確認することを求めるものです。</p> <p>2. 本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>現行法において、相当措置は、提供元事業者と提供先事業者との間の契約、確認書、覚書等によって実施を確保することとされており、提供先事業者が所在する国の法制度の確認までは想定されていなかった（規則第11条の2第1号、ガイドライン外国第三者提供編4-1）。</p> <p>また、改正法第24条第3項にも「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」の確認に関する定めは無い。にもかかわらず、規則の改正によって新たに当該確認義務を課すことは、法律の解釈・適用に関する予測可能性を害し、事業者のグローバル展開に大きな悪影響を与えるものである。</p> <p>加えて、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容」を「適切かつ合理的な方法により、定期的に確認する」には、多言語での海外法制の照会・調査が定期的に必要となるが、このような照会・調査については、調査対象国と日本の法制度の違いの程度や、調査対象言語に対応できる専門家の数等によって、調査レベルに大きな差が出る可能性が高く、その結果「提供を受けられる情報の精度ないし粒度がまちまち」になることが避けられない場合もある。</p> <p>したがって、本人に提供される参考情報の精度ないし粒度に偏りが生じないよう、責委員会が取りまとめて公表する情報等を提供できていれば、情報提供義務の履行として足りることとしていただきたい。</p> <p>【株式会社ユーザベース】</p>	<p>期的」な確認は、事業者にとって制度趣旨を超えた過度の負担を課すものではないと考えておりますが、ガイドライン等の記載については引き続き検討してまいります。</p>
325	規則（案）	<意見7>	本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第11条の 4 第1項 第1号	<p>該当箇所 :</p> <p>第11条の4 第1項第一号</p> <p>意見内容 :</p> <p>「当該第三者による相当措置の実施状況等を適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること」の記載内容において、具体的かつ合理的な確認方法をガイドライン等で示して頂きたい。</p> <p>特に、ISO27017、ISO27701等のように個人データの安全管理やプライバシー保護に関する第三者認証制度への適合も確認方法の一つとして、認めて頂くよう、ご検討をお願いしたい。</p> <p>理由 :</p> <p>個人情報の提供（委託）を受ける海外事業者の中には、第三者認証の取得により安全管理やプライバシー保護レベルを定期的に測定し、これを公表している事業者も多く、また信頼のおける第三者認証の活用を認めることで個人情報取扱事業者の負担を軽減できるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>的」な確認の方法は、例えば、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
326	規則（案） 第11条の 4 第1項 第1号	<p>（該当箇所） 施行規則第11条の4</p> <p>（意見・質問） 「適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。」と規定されているが、「定期的」とは具体的にどの程度の期間となるか。</p>	<p>本規則案第11条の4 第1項第1号の「定期的」な確認の頻度は、年1回程度を想定していますが、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由等)</p> <p>本件対応が必要と思料されるため、当該基準について確認を行ないたい。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	
327	規則（案） 第11条の 4第1項 第1号	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案）第11条の4第1項第1号</p> <p>【意見】</p> <p>移転元が講ずべき「必要な措置」について、移転先の所在国の制度の有無およびその内容に関する「定期的な確認」が必要になるが、「定期的な確認」の内容や頻度等について、ガイドライン等で明確化・簡素化を検討いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>「定期的な確認」に関する明確化・簡素化のため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	<p>本規則案第11条の4第1項に基づき講ずべき措置の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。なお、本規則案第11条の4第1項第1号の「定期的」な確認の頻度は、年1回程度を想定していますが、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
328	規則（案） 第11条の 4第1項 第1号	<p>（該当箇所）</p> <p>規則（案）の第11条の4第1項第1号</p> <p>（意見）</p> <p>相当措置の実施に影響を及ぼし得る「外国の制度の有無及びその内容」が確認義務の対象となっているが、当該外国にある第三者から、この有無及び内</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>容を報告してもらう方法は、特段の事情の無い限り、同号がいう「適切かつ合理的な方法」に該当するとの理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>世界各国の外国の法制度を逐次アップデートすることは実務的に容易ではなく、また、外国の法制度については、当該外国に所在する第三者が最も熟知しているものと考えられるため、誤った報告を受けていることが明白であるなどの特段の事情の無い限りは、「適切かつ合理的な方法」であると考えたい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	
329	規則（案） 第11条の 4 第1項 第1号	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第11条の4第1項第1号</p> <p>(意見)</p> <p>「適切かつ合理的な方法」による確認が求められているが、例えば、質問票に回答してもらう方法、定期的に書面やメールで報告してもらう方法は、この方法として妥当か。その他、「適切かつ合理的な方法」として考えられるものを、ご教示いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>確認義務の適切な履行方法を明らかにするため。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的」な確認の方法は、例えば、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
330	規則（案） 第11条の 4 第1項	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第11条の4第1項第1号</p> <p>(意見)</p>	<p>本規則案第11条の4第1項第1号の「定期的」な確認の頻度は、年1回程度を想定していますが、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第1号	<p>「定期的に確認」とは、例えば、年1回確認するということで十分との趣旨か。その他、この頻度に関する考え方について、ご教示いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>確認義務を履行するためには各提供先とのコミュニケーションが必要となり、現実的に実施可能な基準を設定していただきたい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	す。
331	規則(案) 第11条の 4 第1項 第1号	<p>該当箇所</p> <p>(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等) 第十一条の四 第一項第一号</p> <p>当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること</p> <p>意見内容</p> <p>「定期的」の具体例を示していただきたい。</p> <p>理由</p> <p>明確化のため。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	本規則案第11条の4第1項第1号の「定期的」な確認の頻度は、年1回程度を想定していますが、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
332	規則(案) 第11条の	<p>提出意見 :</p> <p>越境移転の参考情報の提供方法について（ホームページでの公表等で足りる</p>	本人の求めに応じて、本規則案第11の4第3項各号に定める情報を掲載したホームページのURLを本

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	4 第 2 項	<p>か)</p> <p>(該当箇所)</p> <p>規則案 第 11 条の 4 第 2 項</p> <p>(意見)</p> <p>改正規則案第 11 条の 4 第 2 項は、改正法第 24 条第 3 項に基づき、本人に対して情報提供すべき場合の方法について、「電磁的記録の提供による方法」又は「その他の適切な方法」も含まれる旨定めているが、事業者のホームページ等で公表することで、あらかじめ本人が当該情報を知りうる状態に置いていれば足りるか確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>改正法第 24 条第 3 項に基づく情報提供義務は、「本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供」するというものであるが、「本人の求め」がなくとも、ホームページ上で当該情報が閲覧可能な状態となつていれば、より本人の権利保護に資するとともに、事業者の負担軽減にも繋がる（ホームページで当該情報を公表するとともに、本人の求めに応じて、本人に対し当該ホームページの URL を案内する方法等も考えられる）。</p> <p>したがって、ホームページ上の公表により、本人が当該情報を知りうる状態に置く方法（又は、本人の求めに応じて、当該ホームページの URL を本人に案内する方法等）も「電磁的記録の提供による方法」又は「その他の適切な方法」に含まれ、改正法第 24 条第 3 項に定める義務を充たすことを確認</p>	<p>人に対して提供することは、本規則案第 11 条の 4 第 2 項の「適切な方法」に該当すると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>したい。</p> <p>【株式会社ユーザベース】</p>	
333	規則（案） 第11条の 4第2項	<p>第11条の4第2項</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>例えば、各社のウェブサイトに掲載し、提供する方法も考えられることから、第11条の4第2項に規定する方法に、「インターネットの利用」を追加していただきたい。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	本人の求めに応じて、本規則案第11の4第3項各号に定める情報を掲載したホームページのURLを本人に対して提供することは、本規則案第11条の4第2項の「適切な方法」に該当すると考えられます。
334	規則（案） 第11条の 4第3項	<p>規則案の第11条の4 第3項 (意見)</p> <p>個人情報保護委員会にて、影響を及ぼすおそれのある諸外国の制度や概要を公表するなど、提供元に過大な負担が生じることないよう整備していただきたい。</p> <p>(理由) 相当措置の実施に影響を及ぼすおそれがある当該外国の制度(5号)、相当措置の実施に関する支障の有無・概要(6号)を提供元である個人情報取扱事業者が調査し、把握するには限界があり、また事業者に過度な負担を課すこととなるため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。
335	規則（案）	<意見8>	「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第11条の 4第3項	<p>該当箇所：</p> <p>第11条の4第3項但書</p> <p>意見内容：</p> <p>「ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」はどのような場合か、ガイドラインで具体的に例示して頂きたい。</p> <p>理由：</p> <p>外国の制度の調査に多額のコストを要する場合も含まれるのか等を明らかにして頂きたいため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(本規則案第11条の4第3項ただし書)とは、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる場合等が考えられますが、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
336	規則(案) 第11条の 4第3項	<p>該当箇所</p> <p>(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)</p> <p>第十一条の四 第三項</p> <p>個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部または一部を提供しないことができる。</p>	<p>「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(本規則案第11条の4第3項ただし書)とは、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる場合等が考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>意見内容 「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」の具体例を示していただきたい。</p> <p>理由 明確化のため。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	
337	規則(案) 第11条の 4第3項	<p>第11条の4第3項 ご意見・ご質問 「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障」は、「当該個人情報取扱事業者又は当該第三者の業務の適正な実施に著しい支障」(下線部追加)とすべきでないか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>改正後の法第24条第3項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるようにすることにあります。そのため、個人データの提供先の外国にある第三者が講ずるセキュリティ対策の具体的な技術手法のように、本人への情報提供により当該第三者における個人データの安全管理に著しい支障を及ぼすおそれのある情報の提供までを求めるものではありません。</p>
338	規則(案) 第11条の 4第3項	<p>第11条の4第3項 ご意見・ご質問 既に本人に対して規則案第11条の4第3項各号に掲げる事項について同条第2項に規定する方法により情報提供している場合は、再度、同一事項の情</p>	<p>「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(本規則案第11条の4第3項ただし書)とは、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>報提供を求められても、応える必要が無い旨を同項ただし書に明記していただきたい。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる場合等が考えられますが、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
339	規則（案） 第 11 条の 4 第 3 項 第 5 号	<p>提出意見 :</p> <p>越境移転における必要な措置及び情報提要の内容（相当措置を根拠とする場合に、提供元が採るべき実施確保措置及び本人の求めに応じて提供すべき情報）</p> <p>（該当箇所）</p> <p>規則案 第 11 条の 4 第 3 項第 5 号</p> <p>（意見）</p> <p>改正規則案第 11 条の 4 第 3 項第 5 号に関して、以下の通り意見を述べる。</p> <p>1. 同項第 5 号は、本人の求めに応じて提供すべき情報の一部として、「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」を定めている。</p> <p>しかし、現行法第 24 条及び現行規則第 11 条の 2 第 1 号に基づく相当措置の実施確保は、提供元事業者及び提供先事業者間の契約、確認書、覚書等によって行えば足りるとされていたにもかかわらず（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」4-1）、委員会規則の改正により、改正法第 24 条第 3 項の法文にも定めの無い「外国の制度」</p>	<p>1. 改正後の法第 24 条第 3 項は、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として、事前の本人の同意なく、個人データの越境移転を行った場合には、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者に、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。</p> <p>そして、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保するためには、提供元の事業者において、提供先の第三者による相当措置の実施状況を適切に把握することが重要です。また、提供先の第三者による個人データの取扱いは、提供先の第三者が所在する外国の制</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>の確認を前提とする情報提供義務を課すことは、法律の解釈・適用に関する予測可能性を害するものであり、削除していただきたい。</p> <p>2. また、仮に同条項の定めが削除されない場合であっても、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」として情報提供すべき具体的な内容については、必要な本人の権利利益の保護を図りつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう配慮していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>現行法において、相当措置は、提供元事業者と提供先事業者との間の契約、確認書、覚書等によって実施を確保することとされており、提供先事業者が所在する国の法制度の確認までは想定されていなかった（規則第11条の2第1号、ガイドライン外国第三者提供編4-1）。</p> <p>また、改正法第24条第3項にも「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」の確認に関する定めはない。にもかかわらず、規則の改正によって新たに当該制度の確認を前提とする情報提供義務を課すことは、法律の解釈・適用に関する事業者の予測可能性を害し、事業者のグローバル展開に大きな悪影響を与えるものである。</p> <p>貴委員会が公表した「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等）」19頁の具体例には、「A国」1か国の制度概要が記載されている。しかし、オンライン事業者は、複数カ国に同時にサービスを提供すること（複数カ国に所在するユーザーがアクセス可能な状態とすること）も想定されており、そのサービスの中で個人データ</p>	<p>度の影響を受ける可能性があります。これらを踏まえ、本規則案第11条の4第1項第1号は、提供元の事業者に対し、提供先の第三者における相当措置の実施状況、並びにそれに影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、「定期的」に確認することを求めるものです。</p> <p>その上で、改正後の法第24条第3項は、本人の求めに応じて、提供元の事業者が講ずる「必要な措置」に関する情報の提供を求めていることから、本規則案第11条の4第3項第5号は、提供元の事業者において確認した「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」についての情報提供を求めています。</p> <p>2. 本規則案第11条の4第3項に基づく情報提供は、事業者にとって制度趣旨を超えた過度の負担を課すものではないと考えておりますが、ガイドライン等の記載については引き続き検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>を提供することもあり得る。これにより、多い場合には数十か国又は百以上の国分の外国の制度を調査・確認し、本人に情報提供する必要がある。</p> <p>しかし、上記情報提供の前提となる多言語での海外法制の照会・調査は、調査対象国と日本の法制度の違いの程度や、調査対象言語に対応できる専門家の数等によって、調査レベルに大きな差が出る可能性が高く、その結果「情報提供の内容が事業者によってまちまち」となり、本人の権利利益保護に資することにならない。</p> <p>【株式会社ユーザベース】</p>	
340	規則（案） 第 11 条の 3、第 11 条の 4	<p>提出意見：</p> <p>法第 24 条が想定している外国にある第三者への提供の制限については、外国におけるオフショアのデータ処理を想定しており、銀行等が海外送金のためにコルレス契約先に海外送金の処理に必要な範囲内において、外国の銀行等に個人情報を提供することは対象外と考えておいてよいでしょうか</p> <p>海外送金の実務において、中継銀行等を通じて送金処理を行っているが、AML/CFT の観点から当該銀行への情報提供が求められますが、中継銀行が第三国の場合もあり、この内閣府令の軸通りの対応が実務上難しいと思われます。</p> <p>【匿名】</p>	個別具体的なケースについてはお答えしかねますが、「外国にある第三者」に対して個人データを提供する場合には、改正後の法第 24 条に基づく規律の対象となります。
341	規則（案） 第 11 条の	<ul style="list-style-type: none"> ・（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供） <p>個人情報保護法施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号について</p>	今般の改正法における個人データの越境移転に係る同意取得時の情報提供義務の趣旨には、個人データ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3 第 2 項 第 2 号	<p>「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」が個人情報保護法施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号に情報提供の対象として新たに加えられたが、(i)一度限りの移転であっても、外国の個人情報保護法制度の調査を要求するものであり、事業者にとって過度な負担になること、及び(ii)事業者が同内容のサービス提供を複数の個人に提供することに伴い、各個人から個人データの外国への移転に関する同意を取得する場合、各個人からの同意取得のそれぞれの時点における各国の最新の個人情報保護制度を把握する必要があると考えられることから、事業者に多大な費用と手間を課し、不合理な負担を強いるものと考える。この点については、個人情報保護委員会によって外国の個人情報の保護に関する制度を調査していただき、取りまとめて公表していただくことで足りるとすべきと考える。</p> <p>また、仮に事業者が一定の情報提供を行うとしても、その範囲を明確かつ限定的にしていただきたく、第 157 回個人情報保護委員会の議論において「適切かつ合理的な」「一般的な注意力をもって調査・確認を行って得た情報で足りる」との議論もあったが、その例として具体的かつ事業者にとって容易な方法で行うことができるようガイドライン等の制定を求めたい（なお、例として移転先の第三者への照会及び我が国又は行政機関等が公表している情報を参照すること等が挙げられているが、これらの例によっても上記(i)(ii)の弊害を取り除くことはできないと考える。）。</p>	<p>タの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点がありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度や当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p> <p>本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「適切かつ合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、「適切かつ合理的な方法」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人】	
342	規則（案） 第11条の 4 第1項 第1号	<p>・（外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等）</p> <p>個人情報保護法施行規則第11条の4第1項第1号について</p> <p>「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適かつ合理的な方法により、定期的に確認すること」とされているが、(i)何をもって相当措置の実施に影響を及ぼすおそれがあると考えられるのか、事業者毎に解釈が異なる可能性がある上、(ii)事業者に外国の制度の継続的な調査を強いるものであり、過度な負担となるものであること、(iii)さらに事業者毎に外国の制度の理解や解釈に差異が生じ、結果として本人の求めに応じて本人に提供される情報の内容に差異が生じる可能性があつて、必ずしも本人の利益になるとは限らないと考えられる。外国の制度の調査やその情報の提供は、個人情報保護委員会が一元的に責任をもって対応するべきものと考える。仮に事業者の義務とするのであれば、何をもって相当措置の実施に影響を及ぼすおそれがあると考えらるのかや、求められる外国の制度の調査の頻度や深度について（特にグループ企業内での移転について、年次といった頻度の高さが求められるのかどうか）、事業者にとって過度な負担にならず、かつ、事業者毎に差異が生じないよう、ガイドラインにおいて明確にして頂きたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>本規則案第11条の4第1項に基づき講ずべき措置の具体例等、及び本規則案第11条の4第3項に基づき提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的」な確認の頻度及び方法は、例えば、年1回程度、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
343	規則（案） 第11条の 3	<p>該当箇所 規則案（全般）</p> <p>意見内容</p> <p>越境移転についての同意取得時に、適切かつ合理的な方法で確認された個人情報保護制度に関する情報提供を本人に対し行うことが求められている。法律の専門家ではない事業者に対し、変化する法制度に関する情報提供義務を課することは過度な負担となるだけでなく、各社から様々な法制度情報が異なる表現・内容・精度で提供されればユーザにとっても混乱を招くこととなる。</p> <p>したがって、本人に提供する第三国個人情報保護法制度の情報は、個人情報保護委員会または匹敵する公的機関ないし業界団体他から提供されるものを参照することで足りる旨を明確にしていただきたい。また、個人情報保護委員会にも主要国の法制度の調査及び開示をお願いしたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	<p>本規則案第11条の3第2項第2号の「適切かつ合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、「適切かつ合理的な方法」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。</p>
344	規則（案） 第11条の 3	<p>9-1 規則案11条の3の情報提供に関する義務は、情報を提供することで尽くされ、それが結果的に真実ではないとしてもこれに違反しないと解しているか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第11条の3第2項第2号により提供する情報の内容については、一般的な注意力を持って確認すれば足りるものと考えられます。</p>
345	規則（案）	9-2-1 規則案11条の3第1項の「法第二十四条第二項又は法第二十六条の	改正後の法第24条第2項に基づく情報提供は、本

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第11条の3	<p>二第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。」でいう電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法は例示列挙であり、適切であれば、どのような方法でもいいことを明らかにされたい。適切とは何か明らかにされたい。主観的に個人情報取扱事業者が適切と判断すれば良いのか。具体的に、電磁的記録の提供による方法と書面の交付による方法以外に適切な可能性がある方法を明らかにされたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>規則案第11条の3第2項ないし第4項により本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行っていただく必要があります。本規則案第11条の3第1項における「その他の適切な方法」としては、例えば、電話等による口頭での説明等が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
346	規則(案)第11条の3	<p>9-2-2 規則案11条の3第2項1号の「当該外国の名称」は、正式名称か、略称か、自国名か、日本名かを明らかにされたい。例えば、イラクの自国における正式名称は「アル=ジュムフーリーヤ・アル=イラーキーヤ」であるがイラクと呼んだ方が日本人にとって理解しやすいと思われるが、イラクでいいか。台湾は「外国」か。「外国(地域を含む)」という表現にすることは検討しないのか。いずれにせよ台湾にある第三者に提供する場合は中華民国と書けばいいのか、台湾と書けばいいのか、いずれでもいいのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第11条の3第2項第1号における「外国」は、改正後の法第24条第1項における「外国」と同義であり、本邦の域外にある国又は地域をいいます。本規則案第11条の3第2項第1号における「当該外国の名称」は、必ずしも正式名称を求めるものではないですが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる名称である必要があります。</p>
347	規則(案)第11条の3	<p>9-2-3 規則案11条の3第2項2号の「適かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」とは何か。適切とは何か、合理的とは何か、それは客観的に判断されるのか、個人情報取扱事業者の主觀で判断されるのか。適かつ合理的な方法により得られたとは何か。ネットで調べたということでは「適かつ合理的な方法により得</p>	<p>本規則案第11条の3第2項第2号の「適かつ合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、当委員会を含む我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、「適かつ合理的な方法」</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>られた」という要求を満たさないのか。弁護士に依頼して調べれば適切かつ合理的な方法により得られたという要求を通常は満たすと考えてよいか。EUについては、GDPRに関して PPC が情報提供しているが、PPC のサイトで調べることは適切かつ合理的な方法により得られたという要求を通常は満たすと考えてよいか。米国については州と連邦の 2 つの規制がある(州の典型としてはデータブリーチの場合の通知義務)ところ、「当該外国」として国単位で考えているので、連邦の規制ということでいいか。それとも州を含むのか。もし、州も含めるのであれば、「当該外国(当該第三者の所在する法域において、当該外国の個人情報の保護に関する以外の個人情報の保護に関する制度が存在すれば、当該制度を含む)」とするべきではないか。個人情報ではなく個人データ(personal data)を保護対象とする場合は個人データでいいのか。プライバシー(privacy)はどうか。例えば EU の電子通信プライバシー規則はどうか。個人情報保護法と対比するなら、行政法における保護制度だけでいいか。憲法における保護、刑法における保護、民事法における保護制度は不要か。概要ではないのか、概要にしないとむしろ長過ぎて本人は読まないのでないか。概要でいいなら概要と記載すべきである。現行法について情報提供すれば足りるか。改正法未施行の場合はどうか。最低限何が必要か、例えば OECD8 原則を採用しているかを説明することは望ましいか。日本の個人情報保護法と対比して、制度の有無を説明することは望ましいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 1 号の「当該外国の名称」においては、州の明示までは求められず、また、本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」については、州法に関する情報の提供までは求められません。もっとも、本人のリスク認識の観点からは、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人のリスク認識に資する場合には、本人に対して、提供先の第三者が所在する州を示した上で、州レベルでの法制度についても情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p>
348	規則(案) 第 11 条の	9-2-4 規則案 11 条の 3 第 2 項 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、提供先のプライバシーポリシーを	本規則案第 11 条の 3 第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3	<p>和訳するということでいいのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定しておりますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
349	規則（案）第11条の3	<p>9-2-5 規則案11条の3第3項1号の「前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由」では、「当社はビジネス上有益であれば利用目的の範囲内でどの国的企业かにかかわらず個人データを第三者提供するので、特定できない」と記載すればいいのか。既に特定の国が念頭に置かれているが、それ以外にも多種多様な国の場合には、規則案11条の3第3項1号の「特定できない」でいいか。具体的に提供した時点で再度開示する必要はあるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>例えば、医薬品等の研究開発において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合等が考えられますが、本規則案第11条の3第3項柱書の「前項第1号に定める事項が特定できない場合」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、本人のリスク認識の観点からは、事後的に移転先の外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p>
350	規則（案）第11条の3	<p>9-2-6 規則案11条の3第3の「前項第1号に定める事項が特定できない場合」については、提供先の第三者が特定されているのに外国の名称が特定できない場合ということになると思われるが、具体的にどのような場面を想定しているのか明らかにしていただきたい。」規則案11条の3第3項2号の「前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、</p>	<p>例えば、本人の同意を得ようとする時点において、個人データの移転先の国が特定できない場合であっても、移転先の国の範囲が特定できる場合には、当該範囲は、本規則案第11条の3第3項第2号の「本人に参考となるべき情報」に該当すると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>当該情報」として何が想定されるか、例えば過去提供したことがある国の一覧は該当するか。その場合、当該国に関する規則案11条の3第2項2号に関する情報は必須か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>なお、本規則案第11条の3第3項に基づき情報提供を行う場合は、本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の提供までは求められません。</p>
351	規則（案）第11条の3	<p>9-2-7 規則案11条の3第4項の「第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない」とはどういう場合を想定しているか。例えばアメリカの事業者に第三者提供するが、同意取得時点ではどの事業者となるか決まっていないから、という説明でいいか。その場合、具体的に提供した時点で、再度開示する必要はあるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>例えば、医薬品等の研究開発において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、被験者の個人データを移転する第三者を特定できない場合等が考えられますが、本規則案第11条の3第4項の「第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、本人のリスク認識の観点からは、事後的に「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の提供が可能になった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p>
352	規則（案）第11条の4	<p>9-3-1 規則案11条の4第1項第1号「当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。とは何か。適かつ合理的な方法とは何か、第三者からの報告でもいいのか、</p>	<p>本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的」な確認の頻度及び方法は、例えば、年に1回程度、提供先の第三者にから書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイド</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>弁護士に調査させることは適切か、往査まで必要か。定期的とは四半期ごとは定期的か。1年に1度は定期的か。10年に1度は定期的か。例えば、その国における法令改正があったら速やかに第三者に通知させ、法令改正があるまでは3年に1度、法令が改正されたらそのタイミングで調査するという方法は定期的確認か。当該第三者による相当措置の実施状況とは何か。安全管理の内容でいいか。何件のデータを処理したかや漏洩の有無等は確認対象に含まれるか。当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度とは何か。その国の個人情報保護法例の改正でいいか。例えば、国家機密漏洩の防止に関する法律が改正されたため、「相当措置の実施状況」自体に影響はないが相当措置の実施状況に関する情報を外国(日本を含む)に提供することが禁止ないし制限され、そのため「確認」に影響があるというのは、当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度か、もしそれを含めるなら、「当該相当措置の実施及び確認の実施」に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度とすべきではないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>ライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>本規則案第11条の4第1項に基づき講ずべき措置の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
353	規則(案) 第11条の 4	<p>9-3-2 規則案11条の4第1項第2号「当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止することはどういうことか。相当措置の実施に支障が生じたときと影響が及ぼされたときは違うのか。必要かつ適切な措置とは何か。個人データ(第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合にあつ</p>	<p>本規則案第11条の4第1項第2号の「相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき」とは、個別具体的な事案に応じて判断する必要がありますが、例えば、提供元の事業者と提供先の第三者との間で契約を締結することにより、当該第三者の基準適合体制(法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止するというのは、既に提供済みのデータを戻させるということか、戻す権利も契約内容に書かないといけないのか、それとも、それ以降は新たに提供できないというだけか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制)を担保している場合において、当該第三者が当該契約の一部に違反して個人データを取り扱っており、当該第三者に是正を求めたにもかかわらず、当該第三者がこれに従わない等により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の継続的な実施の確保が困難となった場合等が考えられます。</p> <p>また、本規則案第11条の4第1項第2号の個人データの「当該第三者への提供を停止する」とは、「相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき」以降は、実質的に、当該第三者は、基準適合体制を整備しているとはいえないと考えられることから、それ以降、基準適合体制の整備を根拠とする当該第三者への新たな個人データの提供を停止すること求めるものです。</p>
354	規則(案) 第11条の 4	<p>9-3-3 規則案11条の4第2項の解釈は、規則案11条の3第1項と同一でいいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第24条第3項に基づく情報提供は、本規則案第11条の4第3項により本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行っていただく必要があり、本規則案第11条の4第2項の「適切な方法」に当たるか否かは、かかる観点から判断されます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
355	規則（案）第11条の4	<p>9-4-1 規則案11条の4第3項の「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。」は「当該個人情報取扱事業者又は第三者」ではないか、つまり、詳細すぎる情報を開示するとハッカーに狙われるということなら、まさに一義的には第三者に支障が生じるのではないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第24条第3項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるようにすることにあります。そのため、個人データの提供先の外国にある第三者が講ずるセキュリティ対策の具体的な技術手法のように、本人への情報提供により当該第三者における個人データの安全管理に著しい支障を及ぼすおそれのある情報の提供までを求めるものではありません。</p>
356	規則（案）第11条の4	<p>9-4-2 規則案11条の4第3項1号の体制整備は、規則11条の2のどちらかに応じ「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。」又は「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」のいずれなのかを情報提供するということでいいか。それ以上に、例えば、「グループポリシーがある」「契約をしている」等まで必要なのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案11条の4第3項第1号により提供すべき提供先の外国にある第三者による体制整備の方法の具体例としては、例えば、「提供先との間の契約」といったものを想定していますが、ガイドライン等における記載を検討してまいります。</p>
357	規則（案）第11条の	9-4-3 規則案11条の4第3項2号は規則案11条の4第1項第1号と類似するが、確認した情報を原則としてすべて提供すべきなのではなく概要に過	改正後の法第24条第3項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	4	<p>ぎないということいいいか。概要といふのはどの程度の粒度か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>利益の保護のための措置を講じられるようにする点にあります。そのため、必ずしも第三者が実施する相当措置の全ての内容についての詳細な情報提供を求めるものではありません。本規則案第11条の4第3項第2号により提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
358	規則(案) 第11条の 4	<p>9-4-4 規則案11条の4第3項3号は規則案11条の4第1項第1号の義務の履行として行っていることの詳細を原則として全て情報提供すべきなのか(それを前提に柱書で提供しないことができるという趣旨か。)</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第24条第3項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるようにする点にあります。本規則案第11条の4第3項第3号は、本規則案第11条の4第1項第1号に基づき行っている「定期的」な確認の方法及び頻度について、本人に対する情報提供を求めるものです。</p>
359	規則(案) 第11条の 4	<p>9-4-5 規則案11条の4第3項4号は、規則案11条の3第2項1号と同じ解釈か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第11条の4第3項第4号における「外国」は、改正後の法第24条第1項における「外国」と同義であり、本邦の域外にある国又は地域をいいます。また、本規則案第11条の4第3項第4号における「当該外国の名称」は、必ずしも正式名称を求めるものではないですが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる名称である必</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			要があります。
360	規則（案） 第11条の 4	9-4-6 規則案11条の4第3項5号は規則案11条の4第1項第1号と類似するが、確認した情報を原則としてすべて提供すべきなのか。（それを前提に柱書で提供しないことができるという趣旨か。） 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第24条第3項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるようにする点にあるため、必ずしも本規則案第11条の4第1項第1号により確認した結果全てについての詳細な情報提供を求めるものではありません。本規則案第11条の4第3項第5号により提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
361	規則（案） 第11条の 4	9-4-7 規則案11条の4第3項6号は規則案11条の4第1項第2号と類似するが、確認した情報を原則としてすべて提供すべきなのではなく概要に過ぎないということですか。概要というのはどの程度の粒度か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第24条第3項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるようにする点にあるため、必ずしも当該第三者における相当措置の実施状況を確認した結果全てについての詳細な情報提供を求めるものではありません。本規則案第11条の4第3項第6号により提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
362	規則（案）	9-4-8 規則案11条の4第3項7号は規則案11条の4第1項第2号と類似	改正後の法第24条第3項における情報提供の趣旨

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第11条の4	<p>するが、講じた措置した情報を原則としてすべて提供すべきではなく、概要に過ぎないということでいいか。概要というのはどの程度の粒度か。)</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるようにする点にあるため、必ずしも当該第三者に対して講じた措置の全てについての詳細な情報提供を求めるものではありません。本規則案第11条の4第3項第7号により提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
363	規則(案) 第11条の4	<p>9-4-9 規則案11条の4第4項は恣意的に提供しないことができるのではなく、あくまでも、規則案11条の4第3項柱書但書の場合に限定されると理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	御理解のとおりです。
364	規則(案) 第11条の4	<p>9-4-10 規則案11条の4第5項では、ロジカルに考える限り、「支障があるから」という回答になると思われるがそれでいいのか、それ以上に何か回答すべきことがあればご教示いただきたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第11条の4第5項に基づく説明においては、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しなかった理由を、本人の理解が得られるよう、できるだけ明解に示していただくことが望ましいと考えます。</p>
365	規則(案) 第11条の4	<p>9-5 法42条3項(緊急措置)では、「法24条1項若しくは法24条3項」に違反した場合が適用対象とされ、法24条2項違反は適用対象とされていない。これは、情報提供を怠ったとしても、緊急措置の対象とはしないという整理に基づくものと思われる。しかし、法24条3項は、①必要な措置を講ずる義</p>	<p>個人情報取扱事業者が改正後の法第24条第3項の規定に違反した場合に、改正後の法第42条第3項の緊急命令を発するか否かは、個別具体的な事案に応じ、当委員会において判断いたします。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>務と、②情報提供義務の 2 つを、事業者に対して課している。そうすると、法 24 条 3 項の上記②情報提供義務に違反した場合(情報提供を行わなかった場合)は、解釈上、法 24 条 2 項の場合と同様に、緊急措置の対象とはならないものと思われるが、このような理解で問題ないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
366	規則(案) 第 13 条	<p>(3) 代表者の記載方法</p> <p>規則案 13 条 1 号口の「代表者」とは、代表権のある者を 1 名記載すればよい旨明確にされたい。また、当該 1 名は、個人情報取扱事業者の裁量で適任者を選任すれば足りるという理解でよいか。</p> <p>大企業の場合、代表権のある者が複数名いることもあります、記載の順序の検討および株主総会ごとの更新などが煩雑である。他方、代表権のある者 1 人の氏名さえわかれば本人保護の観点では十分であるからである。</p> <p>【経営法友会】</p>	本規則案第 13 条第 1 項第 1 号口の「代表者」は、代表権を有する者の他、確認の対象となる第三者提供を業務として執行する権限を有している者も含まれます。また、当該代表者については、複数名である必要はありません。
367	規則(案) 第 13 条第 1 項	<p>(該当箇所)</p> <p>規則(案)の(第三者提供に係る記録事項)第十三条第一項</p> <p>(意見)</p> <p>「法人にあっては、その代表者<中略>の氏名」とあります。代表者の定義を明確にしていただきたく。</p> <p>(理由)</p>	本規則案第 13 条第 1 項第 1 号口の「代表者」は、代表権を有する者の他、確認の対象となる第三者提供を業務として執行する権限を有している者も含まれます。また、当該代表者については、複数名である必要はありません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>代表者とは株式会社においては代表取締役のことを指すのでしょうか？</p> <p>弊社は海外に親会社があり、親会社に弊社の個人データを提供し共同利用しております。</p> <p>その外国の会社法には代表取締役の概念はありません。</p> <p>取締役は複数人おりますので、全員の氏名を「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く必要があるのでしょうか？</p> <p>もしくは、取締役の中でも個人データ取り扱いに関する責任者のみの氏名を「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置けばよいのでしょうか？</p> <p>【匿名】</p>	
368	規則（案） 第13条	<p>13-1 規則案13条1項1号口の「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第十八条の四第一項第三号において同じ。)の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)」であるが、これは、名簿や対策のトレーサビリティーのための規定ということでいいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第13条第1項第1号口は、第三者提供記録によって提供先の第三者を特定するものになります。</p>
369	規則（案） 第13条	<p>13-2 規則案13条1項1号口によると、法人でない団体で代表者又は管理人の定めがなければ、その代表者又は管理人について第三者提供に係る記録の作成等の対象とならないということでよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
370	規則（案） 第 13 条	13-2 規則案 13 条 1 項 1 号口に基づき、法人でない団体で代表者又は管理人の定めがなければ、その代表者又は管理人について第三者提供に係る記録の作成等の対象とならないということでは、適当な団体名を使うことで、その裏にある実際の受領者を隠すことができることになるが、それでは名簿や対策のトレーサビリティの趣旨が達成できない以上、そもそも法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものへの提供は禁止すべきであり、個人に対する提供としてその氏名を明記させるべきではないか。	記録事項の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、本規則案第 13 条第 1 項第 1 号口については、個人データの第三者提供を実際に受ける者を記録する必要があります。	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
371	規則（案） 第 18 条の 2、第 18 条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5	(該当箇所) 施行規則第 18 条の 2 施行規則第 18 条の 3 施行規則第 18 条の 4 施行規則第 18 条の 5 (意見・質問) 現状、オプトアウトの方式で当社サイト来訪者の Cookie を付与している。当該 Cookie 情報を用いて、ターゲティング広告や成果計測を行うことを目的として、業務委託先の広告事業者に提供している。 このとき、当社では Cookie 情報と個人情報との結び付けは不可能であり、委託先の広告事業者においても個人情報との紐づけは行っていないと認識している。	① 本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事案についてはお答えしかねますが、個人関連情報に該当するかどうかは「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」(改正後の法第 26 条の 2) という定義に照らして判断されます。 ② 提供先における個人関連情報の取扱いを確認し、提供先において個人データとして取得することが想定されない場合、提供先から書面等を受領することは個人情報保護法上の義務ではありません。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>①上記のCookie情報は、紐づけが困難であるため、個人関連情報に該当しないとの認識で良いか。</p> <p>②仮に個人関連情報に該当する場合、提供先での個人情報との紐づけは行っていない認識であるため「個人データとして取得することが想定されるとき」に該当せず、個人関連情報の第三者提供の制限等を受けないと認識している。この場合、委託先がこれらの取扱いをしていないことを書面等（表明保証してもらう、または契約に規定する等）で受領しておく必要はあるか。</p> <p>（理由等）</p> <p>認識の確認</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	
372	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>（該当箇所）</p> <p>施行規則第18条の2</p> <p>施行規則第18条の3</p> <p>施行規則第18条の4</p> <p>施行規則第18条の5</p> <p>（意見・質問）</p> <p>We b広告の成果計測を目的に、ユーザが広告サイトから当社のWe bページへ遷移する際、URLパラメータ（We bブラウザなどがWe bサーバに送信するデータを、送信先を指定するURLの末尾に特定の形式で表記したもの）を用いて、流入元の広告種別を識別している（かかる識別情報を「流入情報」</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事案についてはお答えしかねますが、個人関連情報に該当するかどうかは「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第26条の2）という定義に照らして判断されます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>という。)。</p> <p>かかる流入情報は、複数のWebサイトで同一のパラメータを使用しており、流入元の広告サイト群の特定は可能であるが、個別の広告サイトの特定は不可能であり、閲覧履歴等の情報も取得していない。</p> <p>そのため、URLパラメータ単体では、個人を特定するに至らず、個人情報および個人関連情報に該当しないとの認識で良いか。</p> <p>(理由等) 認識の確認</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	
373	規則(案) 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>3 個人関連情報について</p> <p>提供先において、個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付けることに賛成します。消費者は、個人関連情報がどのように利用されるか、どのような不利益が想定されるか、具体的にイメージできていません。</p> <p>本人からの同意取得の際には、利用目的を具体的にイメージできるように説明するとともに、個人関連情報を取得して氏名等に紐づけて個人データとして利用することや、個人関連情報の項目や提供元がどこであるか等について情報提供し、理解を促進した上で、明示的に同意取得するようにしてください。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、改正後の法第26条の2において個人関連情報の第三者提供規制が設けられたことを含め、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
374	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>該当箇所 第十八条の二、第十八条の三、第十八条の四及び第十八条の五</p> <p>意見内容 個人関連情報の第三者提供に関する規定について、この点は、2020年改正によるユニークな規制であることから、譲渡人がいつ、どのように遵守すべきかについて、ガイドライン等の中で明確な説明を行っていただきたい。また、どのような点について明確化が必要かについては経済界から論点を聴取し、それを踏まえるなど、法の順守がスムーズに行われるよう経済界とコミュニケーションをより一層図る必要がある。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	<p>個人関連情報の第三者提供規制の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討しています。また、個人関連情報の第三者提供規制を含め、これまでも改正法について、有識者、産業界、消費者団体等、様々な主体との意見交換等を実施してきましたが、今後も関係者との意見交換等を実施してまいります。</p>
375	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>2-2-1 法制局説明資料に基づき、法26条の2第1項柱書の「想定」とは、本人が現に一定の状況を想定している場合だけではなく、客観的事情に照らし一般的に一定の状況を想定することができる場合も含むと理解していいか。</p> <p>2-2-2 法26条の2第1項柱書は、個人関連情報取扱事業者が現に提供先において個人データとして取得する状況を想定している場合だけではなく、客観的事情に照らし一般的に提供先において個人データとして取得する状況を想定することができる場合も含むという理解でいいか。</p> <p>2-2-3 具体的に、法26条の2第1項柱書の「提供先において個人データとして取得することが想定される」場合とはどのような場合か。</p>	<p>改正後の法第26条の2第1項の「想定される」については、提供元の認識と一般人の認識の双方を基準にして判断することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
376	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>2-3-1 制度改正大綱では提供先において個人データとして取得することが「明らか」とされていたのが、法律では個人データとして取得することが「想定される」場合と、文言上は変化しているところ、参議院内閣委員会2020年6月4日答弁によれば趣旨を変更するものではないとのことである。PPCの現在の理解もそのとおりであるか。</p> <p>2-3-2 すなわち、法26条の2第1項柱書の「提供先において個人データとして取得することが想定される」場合とは、提供先において個人データとして取得することが「明らか」な場合に限られるという理解でいいか。</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
377	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>2-4 参議院内閣委員会2020年6月4日答弁によれば、プラットフォーマーに対し個人関連情報を提供する際、提供先のプラットフォーマーが当該個人関連情報を氏名等で紐づけて利用することを想定しつつ、そのために用いる固有ID等を併せて提供する場合が「提供先において個人データとして取得することが想定される」場合とされるが、PPCも同様の見解で良いか。その他具体的に、そのような「提供先において個人データとして取得することが想定される」場合とはどのような場合か。</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、例えば、第三者となる提供先の事業者から、事前に「個人関連情報を受領した後に他の情報と照合して個人データとする」旨を告げられている場合は、「個人データとして取得することが想定されるとき」に該当すると考えられます。	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
378	規則（案） 第18条の 2、第18	<p>2-5 参議院内閣委員会2020年6月4日答弁は調査義務を課さないとしているが、PPCとしても、提供者として、提供先がどのような利用を行うか調査する義務を負わないという解釈をしているということよいか。</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
379	規則(案) 第 18 条の 2、第 18 条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5	<p>2-6-1 「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法」(規則案 18 条の 2 第 1 項)とは、どのような内容の申告を受けるのか説明されたい。</p> <p>2-6-2 「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法」(規則案 18 条の 2 第 1 項)とは、「当社は改正法 26 条の 2 を履行している」という抽象的申告でいいのか確認されたい。</p> <p>2-6-3 「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法」(規則案 18 条の 2 第 1 項)とは、具体的な提供ごとに、当該提供に関して誰が本人で、その本人にいつどのような説明をしたかまで申告が必須なのかを確認されたい。</p> <p>2-6-4 繼続的提供の場合、1 度具体的な説明書式を示して、この書式で改正法 26 条の 2 の義務を履行するため、適切に説明するという説明があれば、その後は特に疑問を生じさせる状況がなければ、追加での申告を要しないということでいいか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第 18 条の 2 第 1 項の「第三者から申告を受ける方法」については、ガイドライン等において示してまいりますが、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認する必要があります。
380	規則(案) 第 18 条の 2、第 18	2-7-1 「その他の適切な方法」(規則案 18 条の 2 第 1 項)とは具体的には何か。	本規則案第 18 条の 2 第 1 項の「その他の適切な方法」については、ガイドライン等において示してまいりますが、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>2-7-2 例えば、提供先がプライバシーポリシーにおいて「適切に改正法26条の2を履行する」旨を表明していることの確認でも、「その他の適切な方法」(規則案18条の2第1項)といえることがあるか確認されたい。</p> <p>2-7-3 例えば、契約上提供先から「既に適切に改正法26条の2を履行済みである」旨を表明・保証させれば、「その他の適切な方法」(規則案18条の2第1項)といえることを確認されたい。</p> <p>2-7-4 例えば、契約上提供先から「将来において適切に改正法26条の2を履行し続ける」旨を表明・保証させれば、「その他の適切な方法」(規則案18条の2第1項)といえることを確認されたい。</p> <p>2-7-5 提供先がウェブサイト上で確認欄へのチェックを求める方法により同意を取得する場合であって、チェックがされなければ取引を行えないような仕組みが備わっているときは、そのような仕組みの存在を提供先から確認すれば、「その他の適切な方法」(規則案18条の2第1項)により本人の同意が得られていることを確認できたと考えてよいか確認されたい。</p> <p>2-7-6 提供先において同意を取得する際の情報提供を自動配信の電子メールで行う仕組みが採用されているとき、そのような仕組みの存在を提供先から確認すれば、「その他の適切な方法」(規則案18条の2第1項)により情報の提供がされたことを確認できたと考えてよいか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	人の同意が得られていることを確認する必要があります。
381	規則(案) 第18条の 2、第18	2-8-1 規則案18条の2第1項と2項を比較すると、1項は書面での申告を要しないが、2項は書面が原則として必要だということと思われるが、なぜこの点の相違があるのか回答されたい。	主に想定される確認の方法が異なることから、本規則案第18条の2第1項と同第2項の文言も異なります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
382	規則(案) 第 18 条の 2、第 18 条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5	2-8-2 現在は、電磁的方法が一般に使われており、規則案 18 条の 2 第 2 項の「書面」の提示は不適切である。 2-8-3 規則案 18 条の 2 第 1 項と 2 項の平仄をあわせるため、規則案 18 条の 2 第 2 項は、「同号の規定による情報の提供が行われていることの申告を受ける方法」に変更されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第 18 条の 2 第 2 項においては、申告を受ける方法以外も想定されることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
383	規則(案) 第 18 条の 2、第 18 条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5	2-9-1 「同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示」(規則案 18 条の 2 第 2 項)とは何か。 2-9-2 「同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示」(規則案 18 条の 2 第 2 項)を満たすには、最初に説明書式をもらえばそれでいいのか回答されたい。 2-9-2 それとも、「同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示」(規則案 18 条の 2 第 2 項)を満たすには、個別の提供毎にその本人が誰で、その人にいつどのような説明をしているのか等についてまで書面の提示を受ける必要があるのか回答されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第 18 条の 2 第 2 項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、個人関連情報の第三者提供を行う際の確認（改正後の法第 26 条の 2 第 1 項、本規則案第 18 条の 2）については、原則として提供行為ごとに行う必要があるところ、既に確認を行った第三者に対しては、作成された記録と確認事項が同一である場合、当該事項の確認を省略することができます（本規則案第 18 条の 2 第 3 項）。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
384	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>2-10-1 「その他の適切な方法」（規則案18条の2第2項）とは具体的には何か回答されたい。</p> <p>2-10-2 例えば、提供先がプライバシーポリシーにおいて「適切に改正法26条の2を履行する」旨を表明していることの確認では「その他の適切な方法」（規則案18条の2第2項）として不足するか確認されたい。</p> <p>2-10-3 また、書面ではなく電磁的方法で同号の規定による情報の提供が行われていることの申告を受けることでは「その他の適切な方法」（規則案18条の2第2項）として不足するか確認されたい。</p> <p>2-10-4 書面ではなく口頭で同号の規定による情報の提供が行われていることの申告を受けることでは「その他の適切な方法」（規則案18条の2第2項）として不足するか確認されたい。</p> <p>2-10-5 上記の口頭で同号の規定による情報の提供が行われていることの申告を受ける際にその申告を録音することでは「その他の適切な方法」（規則案18条の2第2項）として不足するか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本規則案第18条の2第2項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、必要な情報提供がされていることを確認する必要があります。
385	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>2-11 「その他の適切な方法」（規則案18条の2第2項）として、提供元で「当社は、XXに対して取得した情報を提供します。XXは突合等によりお客様がどなたかを特定した上で、これを個人情報（個人データ）として、YYの利用目的で利用します。このことに同意いただけるのであれば、同意ボタンをクリックしてください。」と明記して同意させることは該当するか回答されたい。</p>	改正後の法第26条の2第1項第1号の本人の同意の取得方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
386	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>2-12-2 参議院内閣委員会 2020年6月4日答弁によれば、改正法26条の2について提供先から申告を受ける場合には特段の事情がない限り申告内容の真正性や正確性まで独自に調査する必要はない」とされているが、PPCもその理解でいいか確認されたい。</p> <p>2-12-3 参議院内閣委員会 2020年6月4日答弁で、提供元の調査義務が発生するとされる「特段の事情」とは何か。</p> <p>2-12-4 具体的にどのような場合に提供元の調査義務が生じるか回答されたい。</p>	提供元である個人関連情報取扱事業者が本人の同意等を確認するにあたって、提供先から申告を受ける場合、提供先の申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りると考えられます。	
【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】				
387	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の 4、第18 条の5	<p>2-13-1 規則案18条の2に基づき提供先としてどのように同意を取るべきか回答されたい。</p> <p>2-13-2 規則案18条の2に基づき提供先が同意をとる場合、例えば、提供元がどこかや提供先で個人データになること等をはっきり本人に示す必要はないか回答されたい。</p>	改正後の法第26条の2第1項第1号の本人の同意の取得方法の具体例等については、本人に対して必要な情報提供を行った上で、同意を取得する必要があります。	
【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】				
388	規則（案） 第18条の 2、第18 条の3、 第18条の	2-14-1 参議院内閣委員会 2020年6月4日答弁によると規則案18条の2に基づく同意取得のためには、提供先としてプライバシーポリシー等に同意するとみなすと記載されただけでは足りず、サイト上のボタンをクリックする等のアクションが必要ということだがPPCもその理解でいいか。	改正後の法第26条の2第1項第1号の本人の同意の取得方法としては、例えば、ウェブサイト上で必要な説明を行った上で、本人に当該ウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法が考えられます。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	4、第 18 条の 5	<p>2-14-2 規則案 18 条の 2 に基づく同意取得のため、提供先が本人に「プライバシーポリシーへの同意」を求め、当該同意されたプライバシーポリシーにおいて、個人関連情報の提供を受けることが記載されていれば、これで同意を取ったとみなされるということはいいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
389	規則（案）第 18 条の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 4、第 18 条の 5	<p>2-14-3 法制局説明資料によれば、一般的な状況下において、個人関連情報の委託、承継及び共同利用による提供は原則として自由であり、改正法 26 条の 2 の規制がかからないと理解されるが、PPC もそのような理解だと考えてよろしいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>「一般的な状況下」の内容が不明ですが、提供先において「個人データとして取得することが想定」されない場合には、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の適用はないと考えられます。</p>
390	規則（案）第 18 条の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 4、第 18 条の 5	<p>2-15 規則案 18 条の 3 第 1 項でマイクロフィルムを入れながら、規則案 18 条の 6 で開示方法にマイクロフィルムが入っていないのは平仄があわないのでないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第 18 条の 3 第 1 項は、個人データの第三者提供の確認記録義務に関する規則第 12 条第 1 項及び第 16 条第 1 項を踏まえたものであることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
391	規則（案）第 18 条の 2、第 18	2-16 法 26 条の 2 第 3 項の記録義務(及びその前提となる法 26 条の 2 第 2 項に基づく確認義務)について、法 25 条に関し、ガイドライン(第三者提供	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項が適用される場合、個人関連情報取扱事業者は記録を行う必要があると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5	時の確認・記録義務編)のように、解釈で適用されない場合の存在は想定されているのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
392	規則(案) 第 18 条の 2、第 18 条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5	2-17-1 個情規則 18 条の 5 第 3 号の「三年」の起算点はいつか、条文上明らかにすべきと考える。 2-17-2 個情規則 18 条の 5 第 1 号及び 2 号では、提供を行った日からとされており、第 3 号の「三年」も同様の規定にすべきではないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第 18 条の 5 第 3 号は、個人データの第三者提供の確認記録義務に関する規則第 14 条第 3 号及び第 18 条第 3 号を踏まえたものであることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
393	規則(案) 第 18 条の 2、第 18 条の 3、 第 18 条の 4、第 18 条の 5、 第 18 条の 6	(該当箇所) 施行規則第 18 条の 2 施行規則第 18 条の 3 施行規則第 18 条の 4 施行規則第 18 条の 5 施行規則第 18 条の 6 (意見・質問) 個人関連情報の第三者提供における確認、記録、および開示については、いずれも施行日以前は義務を負わないという理解で問題ないか。 (理由等)	改正後の法第 26 の 2 は、改正法の施行日前の提供行為には適用されません。なお、個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者が作成する記録については、第三者提供記録（改正後の法第 28 条第 5 項参照）に該当せず、開示請求の対象とされていません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>認識の確認</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	
394	規則（案） 第18条の 2	<p>6. 個人関連情報について（規則第18条の2～第18条の5）</p> <p>個人関連情報の第三者提供を行う際の本人同意については、政令・規則とは別途ガイドラインで「明示の同意」を得ることを原則とするとの検討がなされていると理解しているが（第158回個人情報保護委員会資料1）、約款等で包括的に同意を得る際に、必要な情報提供を行い、チェックボックスなどで意思表示を受けるといった本人の申告の負担感が少ない方法で「明示の同意」を得ることを許容するよう考え方を整理していただきたい。</p> <p>【株式会社メルカリ】</p>	<p>改正後の法第26条第1項第1号の本人の同意については、明示の同意を得ることが原則と考えられますが、同意の取得の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
395	規則（案） 第18条の 2	<p>条文番号：18条の2</p> <p>項目：個人関連情報</p> <p>確認／意見：確認</p> <p>具体的な内容：個人関連情報の第三者提供を行う場合には、提供先において個人データとして取り扱うことの「本人の同意」が得られていることを確認することとされている。</p> <p>1. 当該個人関連情報の提供先における同意取得について、個人データとして扱われる個人は、提供元からの個人関連情報と、提供先が持つ情報を組み合わせることで、初めて把握されるものであることから、個人関連情報が提供される前の段階においては、将来において紐付けのうえで利用する可能性があることの同意に留まる。このため、例えば、自社サイト内において特定</p>	<ol style="list-style-type: none"> について、将来における個人関連情報の取扱いについて必要な説明を行った上で本人の同意を取得することも可能と考えられます。 について、改正法の施行日以後に個人関連情報の提供を受けて自らの個人データと紐づける場合には、当該個人データの取得が改正法の施行日前であっても、改めて本人の同意を取得する必要があります。なお、改正法の施行日前に改正後の法第26条の2の同意に相当する同意を取得している場合には、改めて同意を取得することは不要です（改正法附則第5条第1項）。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>のアクションを行う際に「今後、個人関連情報との紐付けを行い、サービス提案を行うことに同意する」といった将来、紐づけを行う可能性があることの同意で足りるか、確認させていただきたい。</p> <p>2. 改正法施行後に個人関連情報の提供を受けて、改正法施行前に個人情報を取得していた既存顧客との紐づけを行う場合、法施行後に改めて個人関連情報の第三者提供について同意を得る必要があるか、念のため、確認させていただきたい。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	
396	規則（案） 第18条の 2	<p>提出意見：</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則</p> <p>第十八条の二に関して、</p> <p>-----</p> <p>（概要では4. データ利活用に関する施策の在り方）</p> <p>提供元では個人データに該当しないものの、</p> <p>提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、</p> <p>本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。</p> <p>-----</p> <p>・ 提供元から提供先に提供された仮名化した個人関連情報を、提供元に提供了した場合</p> <p>例えば、</p>	<p>提供元の認識と一般人の認識の双方を基準に、個人関連情報の提供先において、個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則本人の同意を取得することが必要となります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>1. 提供元 A は仮名化した個人関連情報 X を提供先 B に提供する。</p> <p>2. 提供先 B はその個人関連情報 X を分析・加工し、個人関連情報 X' とする。</p> <p>3. 提供先 B は個人関連情報 X' を提供元 A に提供する。</p> <p>この場合において、個人データになる可能性があるが、第三者提供にあたり、提供先 B は提供元 A に同意の確認が必要か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定外で発生する場合 (回りまわって個人データに戻せる情報が提供先にあった場合) 同意の確認が必要か？また提供先や提供元が把握していない場合、どうやって確認すればよいのか？ ・いくつかのユースケースが考えられるので、それぞれの対応を教えて頂きたい。 <p>【匿名】</p>	
397	規則（案） 第 18 条の 2	<p>(該当箇所) 施行規則第 18 条の 2</p> <p>(意見・質問)</p> <p>個人関連情報の第三者提供について、継続的に提供する場合には個人データの取り扱いの有無、および本人の同意の有無について例えば 1 年に 1 回の定期的な確認で問題ないか。</p>	<p>改正後の法第 26 条の 2 第 1 項は、個人関連情報の提供先において、個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときに適用されるものであり、適用の有無を判断するにあたっての提供先への確認については、個別の事案ごとに適切に行うこととなります。</p> <p>また、個人関連情報の第三者提供を行う際の確認（改正後の法第 26 条の 2 第 1 項、本規則案第 18 条</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由等)</p> <p>例えば、提供開始当初に個人データの取り扱いなしと提供先より回答があつた場合で、途中より個人データとして取り扱うように変更された場合、提供先への確認義務はどこまで求められるのか。</p> <p>また、個人データとして取扱い、本人の同意が得られていることを確認し、その後継続して提供する場合、どの程度の頻度で確認する必要があるか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	<p>の2)については、原則として提供行為ごとに行う必要がありますが、既に確認を行った第三者に対しては、作成された記録と確認事項が同一である場合、当該事項の確認を省略することができます（本規則案第18条の2第3項）。</p>
398	規則（案） 第18条の 2	<p>(意見)</p> <p>購買履歴 位置情報 Cookie 履歴等の個人関連情報を持つ事業者は、個人情報取扱業者ではありません。しかし、個人関連情報を保有する事業者であっても、提供先の個人情報取扱事業者との間で、本人のID番号等を共同保有している場合などには、提供先が個人情報取扱業者となることから、改正法では、個人情報の第三者提供規制が設けられました。知らないうちに本人の個人情報が侵害されない為にも、提供元の事業者による本人への同意取得が、施行規則に定められたことを評価します。その場合、本人に、提供先と提供元の関連を分かりやすく示し、関係性が理解できるようにガイドラインで示してください。</p> <p>(理由)</p> <p>サイトを閲覧した利用者本人は、サイト内に有るCookieデータ等が本人のパソコンのハードディスクに記録が残されることで、クッキー情報が、個人関連を保有する業者から、他の事業者に発信され発送先で利活用されている事</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、改正後の法第26条の2の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>を理解できていないと思います。</p> <p>「私は Cookie を受け入れる。／受け入れない。」利用者が目に付きやすい場所に、分かりやすい内容と大きさで、本人に対して情報提供を行い、同意を得る統一した書き方をガイドラインで作っていただきたいと思います。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	
399	規則(案) 第18条の 2	<p>(意見①)</p> <p>提供元では個人情報に該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、提供元、提供先共に新たな義務が課され、その中に本人関与の機会が得られたことは評価されますが、それらが確実に実行される対応をお願いしたい。</p> <p>その上で、「提供先において個人データとなることが想定されるとき」の意味や、「提供先において個人データとして取得することが想定されるとき」の語義として「提供元の認識と一般人の認識の双方を基準にして判断する」とされていますが、双方の認識には幅があると思われ、「まず対応での、ガイドラインで具体的な事例を示し内容を明確にして欲しい。</p> <p>(理由①)</p> <p>2020年の個人情報保護法改正では、提供元である個人情報取扱業者においては個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される場合には、提供先事業者に本人の同意を得ること、提供元事業者に提供先の事業者からの申告による確認・記録義務が課せられることとな</p>	<p>改正法の施行後に、個人関連情報の第三者提供規制を含め、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者等への必要な指導・監督を行ってまいります。</p> <p>また、改正後の法第26条の2の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>りましたが、消費者にとっては重要な規定であるものの、個人関連情報の概念自体が複雑で分かりにくいため。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	
400	規則（案） 第18条の 2	<p>(意見②)</p> <p>本人からの同意取得については、「本人に対して十分な情報提供をし、理解したうえで同意を得る」とのことですが、利用者が同意を見落としたり、同意を拒否しない限り同意しているものと扱うことがないよう、ガイドラインではわかりやすい例示等が必要と考えます。そのうえで、提供先の事業者が個人データとして利用する意図を隠して、本人同意をえずに個人データを利活用することができないような対策も取っていただきたい。</p> <p>(理由②)</p> <p>本人からの同意取得の態様・方法が抽象的で分かりにくいため。実効的な対応が必要と思います。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	<p>改正後の法第26の2第1項第1号の本人の同意の取得方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、改正法の施行後に、個人関連情報の第三者提供規制を含め、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者等への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
401	規則（案） 第18条の 2	<p>【該当箇所】 規則第18条の2</p> <p>【意見】</p>	<p>個人関連情報の提供先である第三者から提供元の事業者に対する申告に際し、ID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合がありますが、改正後の法第26条の2第1項の確認行為に</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>提供先から提供元に対して本人の同意の有無を伝える場合、提供先で個人データとして管理しているIDと当該IDに紐づく本人の同意の有無を伝える行為（提供先から同意取得済のIDリストを提供する場合のほか、提供元が提供先に個別にIDを伝えて同意有無を照会し、提供先が提供元に同意取得状況を回答する場合も考えられる）が発生し得るが、このような情報伝達は個人データの第三者提供にあたるのか、あたる場合は同意/不同意の意思を反映させるために必要な行為であることから默示の同意と考えられるか、または、法第23条1項2号に該当し同意不要と考えられるのかなど、本人からの同意取得の考え方を明確にして頂きたい。</p> <p>また、「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法」とあるが、「その他の適切な方法」の具体例を含め、具体的な方法を明確にして頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>2020.11.20「個人情報保護委員会『改正法に関する政令・規則等の整備に向けた論点について（個人関連情報）』」P4において、一般的なフロー（イメージ）が示され、「3. 本人の同意の有無の確認と個人関連情報の提供」の場面で「本人の同意を得ているID等をA社へ伝える」と記載がされている。提供先からID等を伝える場面において、提供先で個人データとして管理している場合は、個人データの第三者提供に該当する可能性があると思われる。個人関連情報を取得し個人データに紐づけることの同意を本人から取得済の場合には、当該同意取得時に本人から当該同意を得ている旨を提供先から提供元に対して伝えることについても合わせて同意を取得する方法も考えられ</p>	<p>おいて必要となる情報のみを伝える場合には、法令に基づく場合（法第23条第1項第1号）に該当すると考えられます。</p> <p>また、本規則案第18条の2第1項の「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>るが、不同意であった場合や同意の是非をまだ確認していない場合に、同意がない旨を提供元に伝達する必要がある場合も想定されるため、考え方を明確にして頂きたい。また、提供先での本人の同意有無を確認するために、提供元から提供先に対して、本人の同意有無を確認するために最低限必要なID等を提供することは、「個人データとして取得することが想定されるとき」に該当し、規則第18条の2に基づき確認を行う必要があるかについても、明確にして頂きたい。</p> <p>「その他の適切な方法」については、どのような方法が想定されるのか、具体的な方法を明確にして頂きたい。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	
402	規則（案） 第18条の 2	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案）の第十八条の二 (個人関連情報の第三者提供を行う際の確認)</p> <p>意見：確認の方法について、提供先・提供元が確認を行う際の例などについて、ガイドライン等で明確化いただくことを希望します。</p> <p>理由：</p> <p>第三者提供については、これまで取得元（提供元）で確認することが原則でしたが、本規則は提供先からの申告に基づくものと解されます。これまでと運用が大きく異なることから、事業者にとってどのように実務を進めればよいかイメージが沸き辛い状況です。特に、提供を受ける立場の際に、既存</p>	<p>本規則案第18条の2第1項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>のお客様にどの場面でどのような手法で確認を行うべきか、具体的な例などをわかりやすく示していただくことを希望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	
403	規則（案） 第18条の 2	<p>【該当箇所】 規則第18条の2</p> <p>【意見】 提供先において本人の同意を取得する際に、提供元の氏名又は名称を本人に明示する必要性については、法第23条第1項に基づく本人同意の場合と同様の考え方で問題ないか、明確にして頂きたい。</p> <p>【理由】 法第23条第1項に基づき本人の同意を得て個人データを第三者に提供する場合の考え方について、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」5-9では、「Q 第三者提供の同意を得るに当たり、提供先の氏名又は名称を本人に明示する必要がありますか。」「A 提供先を個別に明示することまでが求められるわけではありません。もっとも、想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられます。」と示されている。個人関連情報を取得し個人データに紐づけることの同意を本人から取得する際も同様の考え方で良いか、明確にして頂きたい。</p>	<p>改正後の法第26条の2第1項第1号の本人の同意取得時に示すべき内容の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【株式会社 NTT ドコモ】		
404	規則（案） 第 18 条の 2	<p>(1) 明確にされたい点 事業者において、事業活動にあたって予見可能性のある対応ができるよう に以下の点について明らかにされたい。</p> <p>① 提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供 について、本人同意が得られていること等の確認を義務づけるとして、その 実効性をどのように担保するのか。</p> <p>② 提供先にて個人データ化すると「想定される」（法 26 条の 2 第 1 項柱 書）のはどの程度の範囲か。</p> <p>③ 個人情報保護委員会「改正法に関する政令・規則等の整備に向けた 論点について（個人関連情報）」（令和 2 年 11 月 20 日）9 頁にもあるように、 「提供先が保有する個人データとの容易照合性が排除できない場合まで規律 を適用」するものではないことを明確にされたい。</p> <p>提供元の立場としては、提供先における容易照合性まで確認・調査するこ とは事実上困難であるからである。</p> <p>④ 本人同意（法 26 条の 2 第 1 項 1 号）は提供先で取得すると思われる が、具体的な方法を明確に示されたい。</p> <p>実際に本人から同意を得られていることを確認するのは「提供元」なので、 「提供元」が同意取得した方がスムーズな場合も多いのではないか。提供元 において第三者提供の同意を取得することを否定する趣旨ではない旨もあわ せて明確に示されたい。</p> <p>⑤ 本人の同意が得られていることを提供先から「申告を受ける方法」に より確認する場合、「本人の同意が得られていること」を確認することで足り、</p>	<p>① 改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、 個人情報取扱事業者等への必要な指導・監督を行ってまいります。</p> <p>② 改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の「想定される」 に該当するかどうかは、提供元の認識と一般人 の認識の双方を基準にして判断することとなり ます。</p> <p>③ 提供先が直接個人データに紐づけて個人関連情 報を活用しないものの、保有する個人データと の容易照合性が排除できない場合にまで同条の 規定が適用されるものではないと考えられま す。</p> <p>④ 改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同 意の取得方法の具体例等については、ガイドラ イン等でお示しすることを検討してまいりま す。</p> <p>⑤ 本規則案第 18 条の 2 の確認の方法の具体例等に ついては、ガイドライン等でお示しすることを 検討してまいりますが、個人関連情報取扱事業 者は、提供先の申告内容を一般的な注意力をも って確認すれば足りると考えられます。</p> <p>⑥ 本規則案第 18 条の 4 第 1 項第 2 号においては、</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>具体的な同意取得の時期や方法等についてまで確認する義務は負わない旨を明確にされたい。また、仮に、申告を受けた内容が虚偽であった場合であっても、提供を受けた側は責任を問われない旨を明確にされたい。</p> <p>⑥ 個人情報保護法 25 条および 26 条では、オプトアウトによる場合以外、提供年月日の記録は求められていないが、規則案 18 条の 4 第 2 号において個人関連情報の提供年月日の記録が求められている理由を明確に示されたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>同一の提供先に対する異なる時点の提供行為を区別できるようにするために、個人関連情報を提供した年月日を記録の対象としています。</p>
405	規則（案） 第 18 条の 2	<p>(2) 解釈を確認したい事項</p> <p>① 提供先において個人データと紐づく可能性のある個人関連情報であっても、提供先が当該個人関連情報を DMP (Data Management Platform) 等のクリーンルームに置いて、個人データと紐づけないで利用するのは、「提供先において容易照合性がない=個人データとして取得していない」という理解でよいか。</p> <p>② 媒体社がソーシャルプラグイン等第三者のタグを設置してクッキー等を当該第三者に送信する場合、第三者側での直接取得となり、個人関連情報の第三者提供にあたらないという理解でよいか。</p> <p>③ 提供先において、提供元から受領するクッキー情報を個人データに紐づける意図がなく、実際に個人データとの紐づけを行わなかったが、技術的には紐づけが可能であって、結果として容易照合性があった場合、個人情報保護法 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人からの同意を取得していなくても、提供元では同項違反とはならず、提供先においても規則案 17 条 1 項 3 号（確認</p>	<p>① 個別の事案ごとに判断することとなります。提供先が直接個人データに紐づけて個人関連情報を活用しないものの、保有する個人データとの容易照合性が排除できない場合にまで同条の規定が適用されるものではないと考えられます。</p> <p>② 個別の事案ごとに判断することとなります。第三者のタグを設置した事業者が当該タグにより収集される情報を取り扱っていないのであれば、個人関連情報の第三者提供にあたらないと考えられます。</p> <p>③ 個人関連情報の提供時の事情に基づいて個別の事案ごとに判断することとなります。</p> <p>④ 個人関連情報に該当するかどうかは「生存する</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>記録義務) や、個人情報保護法 17 条 1 項(適正取得)の違反とならないとの理解でよいか。</p> <p>④ 意図をもって個人関連情報として扱わないと個人関連情報にならないという理解でよいか。個人情報該当性の判断は、当事者ごとに相対的に判断されるものであり、受領者側から提供を受ける情報が、提供者にとって個人情報なのか、それとも個人関連情報なのかを知ることは容易でないし、提供者側と見解が異なるケースも想定される。このような問題は時系列的に ID ベースで取得される位置情報や、購買履歴等で生じうる。受領者側の確認記録義務の内容を、個人データの受領か、個人関連情報の受領かによって混乱を招かないような配慮を求める。</p> <p>⑤ 規則案 17 条 1 項 3 号イ「本人の同意」は、明示的な同意に限られず默示でもよいという扱いにされたい。事業者の負担増加のみならず、当事者本人のいわゆる「同意疲れ」のリスクの増加も懸念されるためである(総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書」[令和 2 年 2 月] 12 頁)。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」(改正後の法第 26 条の 2) という定義に照らして判断されます。</p> <p>⑤ 本規則案第 17 条第 1 項第 3 号イの「本人の同意」については、明示の同意が原則となると考えられます。</p>
406	規則(案) 第 18 条の 2	<p>規則案第十八条の二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供先の第三者における本人からの同意取得について、例えばウェブサイトにおいて必要な説明を行い、サービスの約款全般に関する包括的な意思表示をチェックボックスで求めるなど、本人の負担を軽減する方法を認めるべきである。 	<p>本規則案第 18 条の 2 の確認の方法については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。なお、本人の予測できる範囲において包括的に同意を取得することは可能であると考えられます。また、個人関連情報取扱事業者は、提供先の申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りると考えら</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・第1項における「その他適切な方法」は、提供元において本人からの同意を取得する場合を含むべきである。 ・提供元が提供先の第三者による申告の真正性を確認することには限界があるため、第2項における「適切な方法」は、一般的な注意力をもってすれば足りることとすべきである。 <p>【(一社)日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>	れます。
407	規則（案） 第18条の 2	<ul style="list-style-type: none"> ・個人関連情報の第三者提供における確認（規則案第十八条の二） <p>その他の適切な方法について様々な方法が考えられるところでもあり、ガイドラインで詳細が示されると想定しているが、細かく規定するのではなく原則を明確にし、事業者が原則に反するか否かを判断できるものとしていただきたい。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	本規則案第18条の2の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
408	規則（案） 第18条の 2第1項	<p>意見2 個人関連情報の第三者提供時の確認について (該当箇所)</p> <p>規則（案）第18条の2第1項 (意見)</p> <p>個人関連情報の第三者規制における本人同意の確認方法として「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法」と記載されているところ、個人関連情報の提供先である第三者から提供元の事業者に対する申告がいかなる根拠に基づき適法になるか（適法化根拠）を、ガイドライン等で明確にしていただく必要があると考えます。</p>	個人関連情報の提供先である第三者から提供元の事業者に対する申告に際し、ID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合がありますが、改正後の法第26条の2第1項の確認行為において必要となる情報のみを伝える場合には、法令に基づく場合（法第23条第1項第1号）に該当すると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由)</p> <p>個人関連情報の提供先である第三者から申告を受ける方法による場合、提供先の第三者から提供元の事業者に対し、提供先において本人から同意を取得済のID等を個人関連情報の提供元事業者に対し、提供する方法が想定されます。</p> <p>この場合、提供先から提供元へのID等の提供は、一般的には「個人データ」の第三者提供に該当し、原則として本人同意を必要とするものと考えられますので（法23条1項）、いかなる根拠により、提供先から提供元へのID等の提供が適法化となるのかを明確にしていただかなければ、規則（案）第18条の2第1項が定める方法によって本人同意の有無について確認をすることが難しいものと考えます。</p> <p>仮に、規則（案）第18条の2第1項を根拠として「法令に基づく場合」（法23条1項1号）として適法化されるとすれば、「提供元が保有する提供予定の個人関連情報に該当するID等」と「提供先が保有する本人同意を取得済のID等」が完全に一致することは想定し難いため、提供元が保有していないID等も含めて、提供先から提供元に規則（案）第18条の2第1項が定める確認方法に従い提供される全てのID等（提供元が保有していないID等も含む）に関する第三者提供を「法令に基づく場合」に該当するものと解していただくのが適当と考えます。</p> <p>【LINE株式会社】</p>	
409	規則（案） 第18条の 該当箇所：	<意見9>	本規則案第18条の2第1項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	2第1項	<p>第18条の2第1項</p> <p>意見内容 :</p> <p>個人関連情報の第三者提供を行う際、「個人関連情報の提供を受ける第三者からの申告を受ける方法その他の適切な方法」で確認を行うことか求められているが、提供元が本人から同意を取得することによってでも本人の権利利益の保護を図ることはできるため、その場合も適切な方法に含まれる旨を追記して明確にして頂きたい。</p> <p>理由 :</p> <p>(意見内容に含む)</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会】</p>	検討してまいります。
410	規則(案) 第18条の 2第1項	<p>【該当箇所】</p> <p>第18条の2第1項</p> <p>以下の①、②の方法は、第18条の2の「その他の適切な方法」に該当するか。</p> <p>①個人関連情報の提供先において、本人から同意を得ている旨の提供先ホームページの記載を確認する方法</p> <p>②提携先との契約の表明補償条項等において、本人の同意が得られていることを確認する方法</p>	本規則案第18条の2第1項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【(株)ローソン銀行】	
411	規則（案） 第18条の 2第1項	<p>【該当箇所】 第18条の2第1項</p> <p>法第26条の2第1項第1号の「当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること」の確認を行う方法については、以下①②の観点から、個人関連情報を取得する提供元事業者において本人の同意を得るといった方法も規則第18条の2第1項の「その他適切な方法」として又は解釈上許容され得ると考えられるが、この点を確認させていただきたい。</p> <p>①提供元事業者のサービスや個人関連情報の取得の形態によっては、例えば提供元事業者が自身のウェブサイト、アプリ又は店舗等において個人関連情報を取得する際に、個人を識別すること無くして本人の同意を取得することは理論上は可能である。</p> <p>②法の趣旨に鑑みても、提供元事業者が個人関連情報を取得する際に、提供先事業者である第三者を明らかにしたうえ、当該提供先事業者に個人関連情報が提供されること及び個人関連情報が個人データに紐づけられることを本人に認識させたうえで同意を取得するのであれば、本人の権利利益は図られている。</p>	<p>本規則案第18条の2第1項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
412	規則（案）	ア 提供元における本人同意の確認方法について（規則案18条の2第1	「申告を受ける方法その他の適切な方法」として、

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第18条の 2第1項	<p>項) 提供先から「申告を受ける方法その他の適切な方法」(規則案18条の2第1項)とされているが、「その他適切な方法」として、たとえば、口頭での申告も含むとの理解でよいか。</p> <p>【経営法友会】</p>	口頭で申告を受ける方法も含まれると考えられます。
413	規則(案) 第18条の 2第1項	<p>【該当箇所】 規則(案) 第18条の2第1項</p> <p>【意見】 「法第二十六条の二第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認」とあるが、個人関連情報取扱事業者としてどの程度の当該確認が必要かについて基準を明確化いただきたい。</p> <p>【理由】 同条同項第1号は、個人関連情報が、第三者に個人データとして取得される場合に、本人の同意が取得されていることを、個人関連情報取扱事業者として確認することを規定している。概して、第三者との契約締結時等に、第三者において同意を取得する体制が整っていることの確認をもって、当該事項を確認したとみなすことが可能か、あるいは個人関連情報の提供にあたり、前もって実際に同意が取得されていることの記録(ログ等)を、個人関連情報取扱事業者において第三者から提供を受け確認することが必要となるのかにつき、いずれの基準となるかを明確化いただきたい</p>	本規則案第18条の2第1項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>第三者において同意に係る記録が保存され、個人関連情報取扱事業者は、望むタイミングで、第三者に対しいつでも記録確認を要請が可能であることをもって同意取得の体制が整っているという基準であることが望ましい</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	
414	規則（案） 第18条の 2第1項	<p>【該当箇所】 規則（案）第18条2第1項</p> <p>【意見】 「…個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他適切な方法とする」とあるが、提供を受ける第三者が、個人情報と切り離す等、個人関連情報に不可逆な措置を講じている場合は、そもそも第三者提供とはならず、法第23条第5項で定める業務委託として整理することが望ましい。</p> <p>【理由】 顧客基盤を持つ事業者やDMP事業者、DM配送事業者等は、複数事業者とのデータ連携を行うことが事業運営上定常に発生しており、また自身でも顧客データを保持するケースも多いため、会社単位で本規制を適用するのは現実的ではなく、業務単位で、業務の内容に合わせて本規制は適用すべきと考えられるため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	改正後の法26条の2の適用については、提供先において個人データとして取得することが想定されるかどうかを判断することになりますが、提供先が直接個人データに紐づけて個人関連情報を活用しないものの、保有する個人データとの容易照合性が排除できない場合にまで同条の規定が適用されるものではないと考えられます。
415	規則（案）	【該当箇所】	本規則案第18条の2第1項の「第三者から申告を

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第18条の 2第1項	<p>規則（案）第18条の2第1項</p> <p>【意見】 「提供を受ける第三者から申告を受ける方法」の具体的な内容（例：同意を取得していることを表明保証させる等の方法など）について、ガイドライン等で明確化いただきたい。</p> <p>【理由】 明確化のため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	「受ける方法」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
416	規則（案） 第18条の 2第1項	<p>規則案の第18条の2 第1項 (意見)</p> <p>「第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法」には、相手先からメールや口頭での回答も含まれるか。なお、申告については、内容を一般的な注意力をもって確認すれば足り、特段の事情のない限り、真正性や正確性まで独自に調査をする必要はないとの理解でよいか。</p> <p>(理由) データ提供契約における表明保証、誓約書の提出等が望ましいと考えるが、相手先からメールや口頭での回答しか得られない可能性もあるため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	前半については、「第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法」として、メールや口頭での申告も含まれると考えられます。 後半については、御理解のとおりです。
417	規則（案） 第18条の	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第18条の2第1項</p>	本規則案第18条の2第1項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	2第1項	<p>(意見)</p> <p>提供元にて本人から個人関連情報の提供に関する同意を取得した上で提供している場合には、提供先にて同意を取得する必要はないことをガイドラインに明記していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「本人関与の機会を確保する」という目的は、提供元における同意の取得によっても達成されうるし、この機会は第三者提供が行われた後ではなく、事前に与えられるべきものである。提供元における同意の取得が可能である場合には、提供元において同意を取得した上で提供することも認められるはずであり、むしろ、個人にとってもその方が良いのではないか。提供元において同意を取得することが不可能なケースはあるが、一方で提供先における同意の取得も非常に困難であるケースが想定される。同意の取得は提供元・提供先双方のいずれかが行えばよいことを明確にすることで、事業者による対応のハードルを下げつつ、本人関与の機会を確保する意味でもより意義のあるものにすべきである。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	検討してまいります。
418	規則（案） 第18条の 2第1項	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第18条の2第1項</p> <p>(意見)</p> <p>提供元から個人関連情報を取り扱う業務の一部の委託を受けている場合における委託元から委託先への個人関連情報の提供は個人関連情報の第三者提供には該当しないことをガイドラインに明記いただきたい。</p>	個人関連情報の提供につき、法第23条第5項各号に相当する例外規定はないため、改正後の法第26条の2の適用の有無については、提供先において個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由)</p> <p>個人関連情報においても委託や事業継承による提供が第三者提供にあたらぬことは、個人情報と同様となるはずであるが、委託による提供の解釈は特に事業に与えるインパクトが大きいため、明確にしていただきたい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	
419	規則（案） 第18条の 2第1項	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第18条の2第1項</p> <p>(意見)</p> <p>提供先が個人関連情報を取得するにあたり、本人から同意を取得するために提供先のウェブサイト等に提供元の事業者の名称等を列挙する際、その提供元事業者が増減した場合には、あらためて本人から同意を取得し直すことが必要になると想定される。しかし、提供先による提供元からの個人関連情報の取得を本人が後からオプトアウトできる仕組みを設けている場合には、それをもって本人関与の機会を確保するものとし、提供元事業者の増減の都度同意を取得しなおすことは不要とする、など、事業者にとって規制の内容を実行しやすくなる方法をガイドラインに示していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>提供元の事業者が増減するごとに本人からの同意をし直す場合、同意を得られる数が安定せずバラつきが出てしまい、また、同意した者・同意しない者を区別するためのリストもその都度新たに作成する必要が生じるなど、事業者にとって、適正な運用が非常に困難な状況が生じる。これを緩和する施策が必要である。</p>	<p>改正後の法第26の2第1項の本人の同意の取得方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人新経済連盟】	
420	規則（案） 第18条の 2第1項	<p>該当箇所 (個人関連情報の第三者提供を行う際の本人同意の確認) 第十八条の二 第一項 第二号 法第二十六条の二第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。</p> <p>意見内容 仮に提供先が事前に本人の同意を得られていなかった場合でも、提供元が提供先に代わり本人の同意を得られる方法も許可いただきたく、本条項の「適切な方法」には、そのような場合も含まれるべきであると考える。また、提供元が申告を受ける際には、一般的な注意力をもって確認すれば足りることをご確認いただきたい。</p> <p>理由 タイミングによっては、提供元が提供先に代わって、提供先において個人関連情報として取り扱われることの同意を取得する方が効率的な場合が想定されるため。 また、提供元が提供先から受ける（同意を得られている旨の）申告内容について、提供元でその真正性を確認するには一定の限界があるため。</p>	<p>本規則案第18条の2第1項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、提供元が提供先から申告を受ける場合には、提供先の申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	
421	規則(案) 第18条の 2第1項	<p>該当箇所 第十八条の二第一項 意見内容 個人関連情報の第三者提供を行う際、「個人関連情報の提供を受ける第三者からの申告を受ける方法その他の適切な方法」で確認を行うことが求められているが、提供元が本人から同意を取得することによってでも本人保護を図ることはできるため、その場合も適切な方法に含まれる旨を追記して明確にしていただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	本規則案第18条の2第1項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
422	規則(案) 第18条の 2第3項	<p>【該当箇所】 第18条の2第3項 「当該事項の内容と当該提供に係る法第26条の2第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。」とあるが、ここに示す具体的な事例として、一度申告を受けた場合に、次回以降は、申告を受ける必要はなく、その記録を確認することで足りるということか。 また、上記の認識が違う場合にどのように解釈したらいいかご教授いただきたい。</p> <p>【(株)ローソン銀行】</p>	本規則案第18条の2第3項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、既に確認を行った第三者に対しては、作成された記録と確認事項が同一である場合、当該事項の確認を省略することができます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
423	規則（案） 第18条の 2第3項	<p>【該当箇所】 施行規則（案）第18条の2第3項</p> <p>【意見】 「当該事項の内容と当該提供に係る…同一であることの確認を行う方法とする」について具体例をガイドライン等で示していただきたい。</p> <p>【理由】 明確化のため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	本規則案第18条の2第3項の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
424	規則（案） 第18条の 2 関 係 (そ の 他)	<p>・提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。</p> <p>コメント： 蛇足ながら、「?情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。」のところは、「?情報の第三者提供について、事前に本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。」と、「事前に」を入れてより現場処理がしやすいような記述にすべきかと考えます。</p> <p>【個人】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
425	規則（案） 第18条の	<p>イ 提供元における記録義務について（規則案18条の3）</p> <p>① 法令に基づく場合等では、個人関連情報の第三者提供をしても確認記</p>	<p>① 御理解のとおりです。</p> <p>② 個人関連情報の提供につき、法第23条第5項各</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
3		<p>録義務はないという理解でよいか。</p> <p>② 個人情報保護法 23 条 5 項各号の委託、事業承継、共同利用（個人データの提供があっても「第三者」には該当しない）となる事業者間で個人関連情報を提供する場合には、仮に提供先で個人データと紐づく場合であれば、もしくは紐づくことが想定される場合であっても、提供元において同法 26 条の 2 の確認記録義務はなく、提供先においても同法 26 条 3 項および規則案 17 条 1 項 3 号の確認記録義務はないという理解でよいか。</p> <p>③ 仮に個人情報保護法 23 条 5 項各号に記載の事業者間でも確認記録義務が生じうる場合、たとえば、委託者から Cookie 等のデータ分析（公開情報との参照や機械学習による受託者独自のインサイトによる分析を含む）を受託した受託者が、個人関連情報となる分析結果を委託者に納品する場合に、委託者側において分析結果について個人データとの容易照合性があれば、受託者側に本人同意の確認記録義務があるのか。</p> <p>④ 自社サイト閲覧者の Cookie 等の個人関連情報を、第三者のクラウドサービス等を利用するため第三者サーバーに送信する場合において、当該第三者は個人向けサービスを広く展開しており当該 Cookie 等に紐づきうる個人データを保有していることが客観的に明らかな場合には、仮にクラウドサービス提供事業者自身が当該 Cookie 等を個人データに紐づける意図がない旨の申告を受けたとしても、個人情報保護法 26 条の 2 の本人同意の確認記録義務が発生するか。</p> <p>⑤ A から B に個人関連情報を提供する場合、A は B から「個人データと結びつけない」旨の申告を受ければ、個人情報保護法 26 条の 2 の確認記録義務は発生しないか。B による申告だけでは足りないケースもあるのか。個人</p>	<p>号に相当する例外規定はないため、提供先において個人データとして取得することが想定される場合には、改正後の法第 26 条の 2 の規律が適用されます。</p> <p>③ 一般的に委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）に伴つて委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正後の法第 26 条の 2 の規律は適用されないと考えられます。もっとも、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法 26 条の 2 の規律が適用されると考えられます。</p> <p>④ 改正後の法 26 条の 2 の適用については、提供先において個人データとして取得することが想定されるかどうかを判断することになりますが、提供先が直接個人データに紐づけて個人関連情報を活用しないものの、保有する個人データとの容易照合性が排除できない場合にまで同条の規定が適用されるものではないと考えられます。</p> <p>⑤ 改正後の法 26 条の 2 の「個人データとして取得</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>データとの紐づけの有無について B から回答を得られない場合でも、「個人データとして取得することが想定される」特段の事情がなければ、A は B に個人関連情報を提供できるのか。</p> <p>⑥ A から B に個人関連情報を提供する場合で、A から受領した個人関連情報を B で個人データに紐づける場合、A では個人情報保護法 26 条の 2 の確認記録義務（個人関連情報の提供）がある一方で、B では同法 26 条および規則案 17 条 1 項 3 号の確認記録義務（個人データの受領）はあるのか。</p> <p>⑦ 規則案 18 条の 3 第 2 項ただし書に基づき継続的に／反復して第三者に個人関連情報を提供し、一括で記録を作成する場合、どのくらいの頻度で更新が必要か。第三者の商号変更や代表者の交代等があった場合は、記録の更新は不要と考えてよいか。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>することが想定される」について、提供先からの申告内容を確認する場合、一般的な注意力をもって確認すれば足りると考えられます。</p> <p>⑥ 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する側においては、法第 26 条及び本規則案第 17 条第 1 項第 3 号に基づく確認記録義務を履行する必要があります。</p> <p>⑦ 本規則案第 18 の 3 条第 2 項ただし書の記録の作成方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、本規則案第 18 条の 4 第 1 項各号の記録事項に変更が生じた場合には、記録を更新する必要があります。</p>
426	規則（案）第 18 条の 4、第 18 条の 5	<ul style="list-style-type: none"> ・個人関連情報の第三者提供における記録事項（規則案第十八条の四） ・個人関連情報の第三者提供における記録の保存期間（規則案第十八条の五） <p>個人関連情報を提供する側が記録するものとして当該個人関連情報の項目とあり、保存期間が規定されているが、実際に提供するデータはこの保存期間とは別に消去、削除してよいことを明確にしていただきたい。個人情報に紐づかない Cookie 等は短期の保有が推奨されおり、上記の規定により長期の保有を誤解あるいは正当化することのないよう注意喚起をすることを要望する。</p> 	<p>改正後の法において求められているのは、個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成及び保存であって、これと個人関連情報そのものの保存は異なります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】		
427	規則（案） 第18条の 4	<p>【該当箇所】 施行規則（案）第18条の4</p> <p>【意見】 提供先において個人データとして取得されない場合はかかる記録作成は不要という理解でよいか。</p> <p>【理由】 明確化のため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	「個人データとして取得することが想定される」（改正後の法第26条の2第1項）場合に該当しない場合は、提供元において個人関連情報の第三者提供に係る記録を作成する必要はありません。	
428	規則（案） 第18条の 4	<p>【該当箇所】 施行規則（案）第18条の4</p> <p>【意見】 法28条第5項の開示請求の対象となるのは提供元において個人データとして管理される場合のみであり、「個人」と紐づかない個人関連情報の第三者提供記録は開示対象に該当しないという理解でよいか。</p> <p>【理由】 明確化のため</p>	御理解のとおりです。なお、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した際に提供先において作成される記録は、第三者提供記録として、開示の対象となります。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【一般社団法人 全国銀行協会】		
429	規則（案） 第18条の 4 第1項	<p>提出意見 :</p> <p>委員会規則 第18条の4 1項</p> <p>「個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項」として示される「本人の同意が得られていることを確認した旨」については、提供先における「本人の同意」が、これまで委員会ガイドラインで示されてきた「本人の同意」で収まるものなのかご検討いただきたいと思います。</p> <p>そもそも「提供先における本人の同意」について、これまで委員会ガイドラインで示されてきた「本人の同意」を引用するとした場合、かなり厳しい基準となってしまうと考えます。</p> <p>これまで「本人の同意」を要するのは、「要配慮個人情報を取得する場合」「個人データを第三者に提供する場合」「目的外利用をする場合」に限られていたため、委員会ガイドラインで示す「本人の同意を得ている事例」は、「個別に同意を得る方法」を並べたものとなっています。</p> <p>この中に「利用規約による包括的な同意」は含まれていません。</p> <p>「個人関連情報を個人データとなることを想定して取得する場合」に、「要配慮個人情報の取得と同等程度の本人同意」を得ることを要求するのは、他のバランスを欠くものと思います。</p>	<p>改正後の法第26条の2第1項の本人の同意については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>	
	【シーピーデザインコンサルティング】			
430	規則（案） 第18条の 4	<p>第18条の4（個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項）（該当箇所）</p> <p>「本人の同意が得られていることを確認」（意見）個人関連情報が提供先で個人データとなることが想定される情報とはどのような情報かわかりずらい。</p>	<p>改正後の法第26条の2の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。なお、改正後の法第26条の2の規定は、クッキ</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>クッキー情報を活用することがある旨を明示し同意を得るような政令かガイドラインで提示してはどうか。</p> <p>【一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会】</p>	一情報そのものの取扱いを規制するものではありません。
431	規則（案） 第18条の 5	<p>規則案第十八条の五</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者への過度な負担を避けるため、個人関連情報に係る第三者提供の記録の保存は必要最低限の期間とすべきである。 <p>【(一社) 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>	個人関連情報の確認記録義務の各規定は、個人データの確認記録義務を踏まえていることから、本規則案第18条の5は、個人データを提供する際及び受領する際に作成する記録の保存期間と同様の保存期間を定めており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
432	規則（案） 第18条の 5	<p>該当箇所 (個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間) 第十八条の五 第三号 全二号以外の場合 三年</p> <p>意見内容 保存期間を6か月程度に短縮すべき。</p> <p>理由 個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間が、個人情報のそれと同期であるのは個人関連情報取扱事業者の負担が過大と考えるため。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	個人関連情報の確認記録義務の各規定は、個人データの確認記録義務を踏まえていることから、本規則案第18条の5は、個人データを提供する際及び受領する際に作成する記録の保存期間と同様の保存期間を定めており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
433	規則（案） 第18条の 6	<p>条文番号：18条の6</p> <p>項目：開示請求</p> <p>確認／意見：意見</p> <p>具体的な内容：「電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。」とあるが、「電磁的記録の提供による方法」については、電子メールによる送付・CD-ROM等の提供など様々な方法があるが、そのうち事業者が指定した方法でよいということを明確化いただきたい。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	<p>電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者が具体的な方法を決めることができますが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。</p>
434	規則（案） 第18条の 6	<p>(該当箇所)</p> <p>施行規則第18条の6</p> <p>(意見・質問)</p> <p>施行日以前に取得した保有個人データ（取引履歴や交渉記録等）について、本人が電磁的記録の提供を希望した場合、電磁的記録での開示義務が発生するか。</p> <p>また、そもそも、施行日以前に取得した保有個人データについて、電磁的記録での開示は可能なのか。</p> <p>(理由等)</p> <p>開示対応を明確化するため。</p>	<p>改正法の施行日前に取得した保有個人データであっても、改正法の施行日以後、保有個人データに該当すれば、開示に多額の費用を要する場合等を除き、個人情報取扱事業者は、本人が請求した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならないこととなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【日本貸金業協会】		
435	規則（案） 第18条の 6	<p>(該当箇所) 施行規則第18条の6</p> <p>(意見・質問) 「電磁的記録の提供による方法」であれば、事業者側の定める方法で問題ないか。</p> <p>(理由等) 「電磁的記録の提供による方法」は例えば、電子メールに画像ファイルを添付する方法、インターネット上で画像ファイルをダウンロードする方法等が考えられるが、その選択肢は事業者側の定めで問題ないか。</p>	電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者が具体的な方法を決めることができます、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。	
	【日本貸金業協会】			
436	規則（案） 第18条の 6	<p>(該当箇所) 施行規則第18条の6</p> <p>(意見・質問) 法第二十八条第二項において、本人が請求した方法が困難である場合、書面の交付による方法を可とする旨の記載があるが、困難と判断する基準は事業者側の判断で問題ないか。</p> <p>(理由等)</p>	困難であるかどうかの判断はまずは個人情報取扱事業者において行うこととなります、恣意的な判断が許容されるものではありません。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>書面交付に限定して情報開示に際して使用している書類は約40種類あり、すべて「電磁的記録の提供による方法」とする場合、相応の費用と期間を要するため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	
437	規則（案） 第18条の 6	<p>【該当箇所】 規則第18条</p> <p>本人が請求することができる開示の方法の「電磁的記録の提供による方法」の提供は、例えば、電磁的方法で開示希望の場合、会員専用サイト等で閲覧できる状態で提供と捉えてよいのか。 若しくはメールまたはダウンロードなどを行うことで提供になるのか。</p> <p>【(株)ローソン銀行】</p>	<p>電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者が具体的な方法を決めることができます、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。なお、電磁的記録提供の具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
438	規則（案） 第18条の 6	<p>本改正によって本人は「電磁的記録の提供による方法による開示」を請求できるようになるところ、この請求権は当該「電磁的記録」のファイル形式を指定できる権利まで含むものではなく、仮に本人による具体的な指定があったとしても、事業者はそれとは異なるファイル形式による電磁的記録の提供を行うことが可能であることを確認させていただきたい。</p> <p>【(株)ローソン銀行】</p>	<p>電磁的記録の提供による方法については、本人がさらに細かく方法を指定した場合であっても、個人情報取扱事業者はそれに応じる義務はなく、個人情報取扱事業者が具体的な方法を決めることができます、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
439	規則（案） 第18条の 6	<p>【該当箇所】 第18条の6</p> <p>規則第18条の6の定める保有個人データの開示の方法として、次の①②のような方法は許容されるか。例えば異なる法分野であるが、下請法の3条書面に関しては、書面の交付に変えて行う電磁的記録の提供の方法について、下請事業者が電磁的記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならないとされ、ウェブのホームページを閲覧させる場合はブラウザ等で閲覧した事項について別途電子メールで送信するかダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者のファイルに記録できるような対応が必要であることが関連規定等において示されているところ（下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則および公正取引委員会「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」令和元年5月14日改正）、本条の「電磁的記録の提供」の解釈はこれとは異なるものであることを確認したいものである。</p> <p>①事業者のホームページ上の本人のみが閲覧できる画面において本人の閲覧に供する方法（電磁的記録のダウンロードではできないが、スクリーンショット等により画像データとして保存し印刷することは可能）</p> <p>②①のホームページ上の閲覧に加え、本人の請求があった場合には書面で交付する方法</p> <p>【(株)ローソン銀行】</p>	<p>電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者が具体的な方法を決めることができますが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。なお、電磁的記録提供の具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、本人が電磁的記録の提供による保有個人データの開示を請求した場合は、個人情報取扱事業者は、開示に多額の費用を要する場合等を除き、当該方法に従って、開示しなければならないこととなります。</p>
440	規則（案）	【該当箇所】	改正後の法第28条第1項及び本規則案第18条の

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第18条の6	<p>規則（案）第18条の6</p> <p>【意見】 開示の方法に係る規則（案）第18条の6と法第28条第1項、第2項、第3項の関係性および当該改正法・規則による事業者の義務について明確化いただきたい。 あわせて、「電磁的記録の提供による方法」を具体的に示さず、事業者の判断に委ねた背景について教示いただきたい。</p> <p>【理由】 規則（案）第18条の6の規定に従うと、事業者が定めた方法の中で、個人は開示の方法を選択することとなり、法第28条第3項に規定する事業者の説明義務は発生しないとも読める。今次の改正の趣旨に則り、当該改正法・改正規則によって事業者にはどのような義務が課されるのか明確化いただきたいあわせて、例示列挙による方が、明確さの観点からは利があると思われるが、そのようにしなかった背景について説明いただくことで、当該改正規則の条項の解釈にも資する</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	<p>6の規定は、本人は、個人情報取扱事業者に対し、電磁的記録の提供、書面の交付、個人情報取扱事業者の定める方法のいずれかの方法による保有個人データの開示を請求することができるとしているものであり、改正後の法第28条第2項の規定は、個人情報取扱事業者は、開示に多額の費用を要する場合等を除き、当該本人が請求した方法により、遅滞なく、開示しなければならないこととしているものであり、同条第3項の規定は、個人情報取扱事業者は、当該本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないこととしているものです。</p> <p>電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者の負担等にも鑑み、個人情報取扱事業者が具体的な方法を決めることとしています。</p>
441	規則（案）第18条の6	<p>【該当箇所】 規則（案）第18条の6</p> <p>【意見】</p>	<p>一般的に、個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項として、開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法が規定されており、あらかじめ合理的な</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「電磁的記録の提供による方法」であるが、たとえば電子メールアドレスへの送付は、住所等と異なり本人確認ができないことから、本人ではない者への情報漏洩の懸念がある。本人確認がとれず情報漏洩リスクがある場合は「本人の権利利益を害するおそれがある」ものとして、書面による開示になったとしてもやむをえないとの理解でよいか（第18条の6が規定する「電磁的記録の提供」、「書面の交付」は例示であり、「当該個人情報取扱事業者が定める方法」（前2者以外の方法を含む。）で対応すれば足りると理解）。</p> <p>また、電磁的記録の提供による方法として、本人確認を求める方法を事業者側から提示した方法について、本人から謝絶があった場合、書面によることもやむをえないと判断してよいか。</p> <p>【理由】 明確化のため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	<p>本人確認方法を指定し、それに基づいて適切に対応することが求められます。</p> <p>また、個人情報取扱事業者が当該確認方法を定めたときは、本人は、当該方法に従って請求を行わなければならず、本人が当該方法に従わない場合、個人情報取扱事業者は当該請求を拒否できるものと考えられます。</p> <p>なお、本規則案第18条の6の規定は、本人が請求できる開示方法を定めるものであり、本人は、電磁的記録の提供、書面の交付、個人情報取扱事業者の定める方法のいずれかの方法を選択し、個人情報取扱事業者は、開示に多額の費用を要する場合等を除き、当該方法に従って、本人に対して、開示しなければならないこととなります。</p>
442	規則（案） 第18条の 6	<p>【該当箇所】 規則（案）第18条の6</p> <p>【意見】 「電磁的記録を提供する方法」として、仮に本人に対して、電子メールを送信する方法を探る場合は、開示請求時に公的書類等で本人確認ができるれば、開示請求の際に指定された電子メールアドレスに送信することでよいか。 指定された電子メールアドレスが相違していた場合や何らかの手段で本人以</p>	<p>一般的に、個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項として、開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法が規定されており、あらかじめ合理的な本人確認方法を指定し、それに基づいて適切に対応することが求められます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>外の第三者が開示請求をしてきた場合であっても、上記のケースにおいては個人情報取扱事業者は免責されることが望ましい。</p> <p>【理由】</p> <p>本人が指定したメールアドレスに相違やなりすましがあった場合、個人情報取扱事業者は事前にテストメールを送付したとしても、メールアドレスの相違やなりすましに気づくことは困難であるため</p> <p>【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	
443	規則（案） 第18条の 6	<p>第18条の6</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>「その他個人情報取扱事業者の定める方法」については、今後公表されるガイドライン又はQ&Aにより例示がされるという理解でよいか。なお、例えば、通話録音の音声データについて、事業者が指定する場所での視聴なども認められるのか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>個人情報取扱事業者の定める方法については、具体例等をガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、御指摘の例についても、個人情報取扱事業者の定める方法に該当すると考えられます。</p>
444	規則（案） 第18条の 6関係	<p>(3) 「法第28条第1項……の個人情報保護委員会規則で定める方法」(規則案18条の6)</p> <p>「書面の交付」による方法が適切ではない場合もあるため、電磁的記録の提供以外の方法については、事業者の判断に委ねる旨明確にされたい。なお、開示の方法に関しては、佐脇紀代志編著『一問一答 令和2年改正個人情報</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、改正後の法第28条の規定は、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が、電磁的記録の提供を含</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>『保護法』(商事法務、2020年)76頁において、「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ」(法28条2項2号)についての解釈が記載されているが、個別の事案により「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ」の解釈が難しい場合も考えられるからである。</p> <p>【経営法友会】</p>	め、開示方法を指示できるようにしたものです。
445	規則(案) 第18条の 6	<p>6-1-1-1なぜ、法28条は原則として開示は本人の選ぶ方法とし、例外的に本人が選ぶ方法では開示が困難であれば書面としているのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するもので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、改正前の法においては、開示の方法について、個人情報取扱事業者は、書面の交付による方法を原則としつつ、開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法により開示することとされていました。しかしながら、情報技術の進展により、開示請求の対象となる保有個人データが膨大な場合など、書面の交付による方法での開示では当該保有個人データの取扱い状況を十分に明らかにすることのできない場合も生じており、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が開示の方法について請求できることとしています。ただし、本人が請求した方法による開示に多額の費用を要する場合等もあるため、個人情報取扱事業者の負担等にも鑑みし、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			の交付による方法での開示でもよいこととしています。
446	規則（案） 第18条の 6	<p>6-1-1-2 大量のデータ等では検索性等がないし、それが音声や動画であれば内容を画面に再現すること自体が困難なケースもあるという制度改正大綱の趣旨からすれば、当該性質上電磁的方法の開示が適切なら、個人情報取扱事業者の判断で本人の同意がなくとも電磁的方法の開示をすることを認めるべきである。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の法第28条の規定は、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにしたものです。
447	規則（案） 第18条の 6	<p>6-1-2 規則案18条の6の「電磁的記録の提供による方法」は、メール送付、メディアに保存して送付等様々な方法があると思われるが、個人情報取扱事業者にて自由に決められるのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者が具体的な方法を決めることができます。開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。
448	規則（案） 第18条の 6	<p>6-1-3-1 規則案18条の6の「当該個人情報取扱事業者の定める方法」については、あくまでも本人の選択肢を増やすということであるから、方法に限定はないと理解していいか。</p> <p>6-1-3-2 規則案18条の6の「当該個人情報取扱事業者の定める方法」として、例えばアプリをインストールさせて、当該アプリ上で表示する方法等でもいいのか。</p>	御理解のとおり、特段限定はございません。なお、個人情報取扱事業者の定める方法については、具体例等をガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
449	規則（案） 第18条の 6	6-1-4-1 法28条において本人が方法を明示しない場合はどうなるのか。 6-1-4-2 法28条において本人が方法を明示しない場合、自動的に書面となるのか。 6-1-4-3 例えば、個人情報取扱事業者がプライバシーポリシーで、「明示がなければ、電磁的方法で開示する」と定めることで、法28条において本人からの方法の明示がない場合に、電磁的方法で開示するようにすることは可能か。	一般的に、開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、個人情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合は、当該個人情報取扱事業者が提示した方法での開示も可能と考えられます。
450	規則（案） 第18条の 6	6-1-5 動画ファイル等、社会通念上電磁的方法以外は開示が困難な場合に、書面での開示を請求された場合、個人情報取扱事業者は電磁的方法で開示することができると理解して良いか。 6-1-6 動画ファイル等、社会通念上電磁的方法以外は開示が困難な場合において、本人から書面での開示を請求された場合に「本人が請求した方法による開示が困難な場合」（法28条3項）として開示を拒絶できると解して良いか。	電磁的記録の提供にふさわしい動画ファイル等のデータを、本人が、業務を妨害するために、あえて書面で請求するような場合は、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、開示請求に応じる必要はない場合が多いものと考えられます。
451	規則（案） 第18条の 6	6-1-7-1 改正法28条2項括弧書きの当該方法による開示に「多額の費用」を要する場合とあるが「多額」とはいくら以上か。	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、個人情報取扱事業者の規模、使用するシ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>6-1-7-2 改正法 28 条 2 項括弧書きの当該方法による開示に「多額の費用」を要する場合として、例えば、ポータブル HD 等のメディアに入れることが適切な分量となり、そのポータブル HD の代金が約 5000 円するという場合は、「多額の費用」を要する場合か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	システムや開示の内容等によって、開示が困難となる費用は様々であるため、御意見にはお答えしかねます。
452	規則（案）第 18 条の 6	<p>6-1-8-1 改正法 28 条 2 項括弧書きの「その他の当該方法による開示が困難である場合」とは何か。説明および例示をされたい。</p> <p>6-1-8-2 例えば、特定の個人情報取扱事業者において電磁的方法による開示はメール送付を原則としているが、本人が要求した当該メールアドレスが会社の代表メールアカウント (info@example.jp 等) と思われ、このアドレスに送付すると本人以外も見ることができてしまうというのは、この「その他の当該方法による開示が困難である場合」に該当するか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、個人情報取扱事業者の負担等にも鑑み、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法での開示でもよいこととする例外条項を設けており、例えば、個人情報取扱事業者が開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合等が「その他当該方法による開示が困難である場合」に該当すると考えられますが、具体例についてはガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
453	規則（案）第 18 条の 6	<p>6-1-0 書面による開示に多額のコピー代等多額の費用を要する場合には、個人情報取扱事業者の判断により、電磁的方法で開示することはできるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、コピー代等の費用のみを理由として本人が請求した方法による開示を困難とすることはできない場合が多いものと考えられます。なお、個人情

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			報取扱事業者は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定め、徴収することが可能です。
454	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-2-1 法制局説明資料によると、理論的には、仮名加工情報には、以下の3種類のものが含まれ得ることであるが、その理解でよいか。</p> <p>① 他の情報との照合が可能であり、当該他の情報と照合すれば特定の個人を識別することができるもの</p> <p>② 他の情報との照合が可能であるが、当該他の情報と照合しても特定の個人を識別することができないもの</p> <p>③ 他の情報との照合が不可能であり、特定の個人を識別することができないもの</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>御意見に記載の①は、仮名加工情報（改正後の法第2条第9項）に該当し得るもの、②及び③は、通常、匿名加工情報（改正後の法第2条第11項）に該当するものと考えられます。</p> <p>なお、事業者において、仮名加工情報を作成する意図で、仮名加工情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものについては、それが客観的には匿名加工情報の加工基準を満たす場合でも、仮名加工情報として取り扱うことは可能です。</p>
455	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	1-2-2 仮名加工情報の典型例は法制局説明資料における①であるが、（結果的に②及び③に該当したとしても）その作成時において、あえて②又は③に該当するよう加工したものではない場合、つまり、個人情報取扱事業者の意図として、仮名加工情報を作成しようとしたところ、結果的に②又は③に該当した（その加工レベルが匿名加工情報といえるレベルに達した）という場合、これは匿名加工情報ではなく、仮名加工情報とするという理解でよいか。	法第36条第1項の「作成するとき」とは、匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、匿名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、仮名加工情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、匿名加工情報の取扱いに係る義務は適用されません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p> <p>456 規則（案）第18条の7、第18条の8、第18条の9 1-3-1-1 1つのデータベース上に、仮名加工情報と個人情報が含まれている場合(例えば、エクセルの顧客データベースについて、上半分は顧客名等を消して仮名加工情報とするが、下半分の最新のものは顧客名等を消す等の加工をしていない状況が想定される。)、そのデータベースは「個人情報データベース等でありかつ仮名加工情報データベース等である」という理解でよいか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>個別の判断となります。当該データベースが、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものとして本施行令案第5条に定めるものである場合は、「仮名加工情報データベース等」(改正後の法第2条第10項)に該当します。</p> <p>また、当該データベースが、個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの、又は②特定の個人を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして施行令第3条第2項で定めるもの(ただし、①②のうち、施行令第3条第1項各号に該当するものを除く。)である場合は、「個人情報データベース等」(法第2条第4項)に該当します。</p>
457	規則（案）第18条の7、第18条の8、第18条の9	1-3-1-2 仮名加工情報のデータベース上に、個人情報が1件でも含まれるとその瞬間に仮名加工情報データベース等ではなくなるということか、確認されたい。	「仮名加工情報データベース等」(改正後の法第2条第10項)の該当性は、当該データベースが、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	18条の9	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	るよう体的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるよう体的に構成したものとして本施行令案第5条に定めるものに該当するか否かにより判断されます。
458	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-3-2-1 個人情報データベース等については、「個人情報としてのそれぞれの属性に着目して検索できるように、構成されている必要があり、文字列検索でたまたま検索できるというだけでは、『個人情報データベース等』に該当するものではなく、特定の個人に関する情報を個人名等をキーにして抽出可能であってはじめて個人情報データベース等に該当すると PPC が現在解釈しているということでよいか、確認されたい（園部逸夫＝藤原靜雄編『個人情報保護法の解説（第二次改訂版）』79 頁参照）。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するもので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>なお、「個人情報データベース等」（法第2条第4項）の該当性は、当該データベースが、個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの、又は②特定の個人を容易に検索することができるよう体的に構成したものとして施行令第3条第2項で定めるもの（ただし、①②のうち、施行令第3条第1項各号に該当するものを除く。）に該当するか否かにより判断されます。</p>
459	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-3-2-2 仮名加工情報データベース等について政令案5条の「容易に検索」の意義を明らかにされたい。</p> <p>1-3-2-3 政令案5条の「容易に検索」において個人情報データベース等と同様に特定の個人に関する情報を個人名等をキーにして抽出可能であることが必要だと解釈されるか、回答されたい。</p>	本施行令案第5条の「特定の仮名加工情報を容易に検索することができる」とは、仮名加工情報に含まれる一定の記述等により、データベースの中から、特定の仮名加工情報を容易に検索できることをいいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>1-3-2-4 仮名加工をすると、まさにこれまでキーとなっていた個人名等が削除されてしまい、特定の個人に関する情報を抽出することができなくなってしまうと思われるが、そうすると、政令案5条の「容易に検索」において個人情報データベース等と同様に特定の個人に関する情報を個人名等をキーにして抽出可能であることが必要だと解釈してしまうと、仮名加工情報データベース等は理論上存在しなくなるように思われるが、この点についてどのように考えるべきかご教示いただきたい。</p> <p>1—3-2-5 政令案5条の「容易に検索」において例えば、販売日、販売した物品名等で検索できればこの要件を満たすか回答されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
460	規則（案）第18条の7、第18条の8、第18条の9	<p>1-4-1 衆議院内閣委員会2020年5月22日答弁からすると、仮名加工情報作成の際、住所や生年月日等、記述を組み合わせることにより個人が識別される場合にはこれらも削除する必要があると理解されるが、現在のPPCの理解もそのようなものだということでしょうか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>加工前の個人情報に含まれる記述等のうち、複数の記述等の組み合わせにより、特定の個人を識別することができる場合は、本規則案第18条の7第1号により、加工が求められます。</p>
461	規則（案）第18条の7、第18条の8、第18条の9	<p>1-4-2 仮名加工情報作成の際、住所や生年月日等、記述を組み合わせることにより個人が識別される場合にはこれらも削除する必要があることは規則案18条の7では明確ではないように思われる。規則案18条の7において衆議院内閣委員会2020年5月22日答弁の解釈は放棄されたと理解していいか、それとも、なお、住所や生年月日等、記述を組み合わせることにより個人が識別される場合にはこれらも削除する必要があるのか。</p>	<p>本規則案第18条の7第1号は、加工前の個人情報に含まれる記述等のうち、それ自体で特定の個人を識別可能な記述等、及び（それ自体では特定の個人を識別できないものの）複数の記述等の組み合わせで特定の個人を識別可能となる記述等の全部又は一部の削除又は置換を求めるものです。</p> <p>そのため、加工前の個人情報に含まれる記述等の</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>1-4-3 もし、衆議院内閣委員会 2020 年 5 月 22 日答弁の、仮名加工情報作成の際、住所や生年月日等、記述を組み合わせることにより個人が識別される場合にはこれらも削除する必要があるという解釈が PPC の現在の解釈なのであれば、その旨は規則案 18 条の 7 のどこから読み取ることができるか回答されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>うち、複数の記述等の組み合わせにより、特定の個人を識別することができる場合は、本規則案第 18 条の 7 第 1 号により、加工が求められます。</p>
462	規則（案）第 18 条の 7、第 18 条の 8、第 18 条の 9	<p>1-5-1 規則案 18 条の 7 第 2 号が個人識別符号の「全部」の削除を常に求めるに反対である。匿名加工情報と異なり、仮名加工情報であれば個人識別符号の「一部」削除も認めるべきである。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本規則案第 18 条の 7 第 2 号は、個人識別符号については、それ単体で特定の個人を識別できるものであることから、その全部の削除又は置換を求めていきます。</p>
463	規則（案）第 18 条の 7、第 18 条の 8、第 18 条の 9	<p>1-5-2 規則案 18 条の 7 第 3 号の「個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述」とは何か。</p> <p>1-5-3 規則案 18 条の 7 第 3 号の「個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述」にクレジットカード番号は含まれるか。</p> <p>1-5-5 規則案 18 条の 7 第 3 号の「個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述」に電話番号、メールアドレスや住所等、本人にコンタクトすることが可能となる情報が含まれるか。</p> <p>1-5-6 電話番号、メールアドレスや住所等、本人にコンタクトすることが可能となる情報が漏洩すれば、フィッシング詐欺等財産的被害が生じるおそれがあると思われるが、それが、規則案 18 条の 7 第 3 号の「個人情報に含</p>	<p>本規則案第 18 条の 7 第 3 号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」としては、例えば、クレジットカード番号等を想定しており、メールアドレス、電話番号、住所は想定していませんが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、本人に連絡等をするために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用することは、改正後の法第 35 条の 2 第 8 項、法第 35 条の 3 第 3 項により準用される法第 35 条の 2 第 8 項により禁止されています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述」としてそのような情報の全削除が必要であれば、仮名加工情報制度の趣旨が没却されるので、反対である。</p> <p>1-5-7 規則案 18 条の 7 第 3 号の「個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述」から、電話番号、メールアドレスや住所等、本人にコンタクトすることが可能となる情報を除くため、「個人情報に含まれる不正に利用されることにより直接財産的被害が生じるおそれがある記述」と「直接」を追加すべきである。(フィッシング詐欺等は本人にコンタクトすることが可能となる情報から直接生じる財産適宜被害ではなく、間接的な被害であるため。)</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
464	規則（案）第 18 条の 7、第 18 条の 8、第 18 条の 9	<p>1-6-1 規則 20 条と規則案 18 条の 8 を比較すると、匿名加工情報における加工方法等情報と、仮名加工情報における削除情報等の取扱いが同じ文言で規律されているということですか。</p> <p>1-6-2 規則 20 条と規則案 18 条の 8 で文言が同じであることからは、匿名加工情報における加工方法等と同一の水準の安全管理を削除情報等の取り扱いにおいても行なうことが法的に義務付けられていると理解ですか。</p> <p>1-6-3 （もし安全管理水準が同一の水準であれば）匿名加工情報と異なり、より緩やかな規制をすることが想定されている仮名加工情報について、匿名加工情報並の厳しい規制がされているのはどうしてか。</p> <p>1-6-4 （もし安全管理水準が同一の水準であれば）匿名加工情報と異なり、より緩やかな規制をすることが想定されている仮名加工情報について、匿名</p>	<p>匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置と、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置は、目的（当該情報の漏えいによる個人の権利利益の侵害を防止すること）、及び対象（加工前の個人情報から削除した情報や加工の方法に関する情報）が共通していることから、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準（本規則案第 18 条の 8）は、匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置の基準（規則第 20 条）と同様の内容とします。</p> <p>ただし、講ずべき安全管理措置の具体的な内容に</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>加工情報並の厳しい規制をすることには反対であり、より緩やかな規制とすべきである。</p> <p>1-6-5 (もし安全管理水準が同一の水準でなければ)具体的に匿名加工情報における加工方法等とどのような相違があるのか。</p> <p>1-6-6 (もし安全管理水準が同一の水準でなければ)具体的に匿名加工情報における加工方法等とどのような相違があるのかが分かるような規則の表現とすべきであり、現在の規則案18条の8の文言には反対である。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>については、当該情報が漏えいした場合におけるリスクの大きさを考慮し、当該情報の量や性質等に応じた内容とする必要があることから、匿名加工情報に係る加工方法等情報について講すべき安全管理措置の具体的な内容と、仮名加工情報に係る削除情報等について講すべき安全管理措置の具体的な内容は、情報の性質に応じて異なり得ると考えられます。</p>
465	規則(案) 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-7-1 個人情報を、個人情報である仮名加工情報(法35条の2)とする意図で加工した結果、規則19条の基準に該当すれば、個人情報である仮名加工情報(法35条の2)となると理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>基本的には御理解のとおりです。</p> <p>仮名加工情報を作成した事業者は、通常、加工前の個人情報や削除情報等を引き続き保有していることから、これらの情報との容易照合性の観点から、当該仮名加工情報は、通常、個人情報であると考えられます。</p> <p>なお、御意見中の「規則19条」は、本規則案第18条の7を意図されているものと理解しております。</p>
466	規則(案) 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-7-2-1 個人情報を、個人情報である仮名加工情報(法35条の2)とする意図で加工した結果、規則19条の基準に該当せず、それが個人情報であれば、それは個人情報であり、かつ仮名加工情報ではないと理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>仮名加工情報の作成にあたっては、改正後の法第35条の2第1項により、本規則案第18条の7に定める基準に従い、個人情報を加工する必要があります。個別に判断されますが、本規則案第18条の7に定める基準に従い、加工が行われていない場合につ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>いては、仮名加工情報に該当しないものと考えられます。</p> <p>なお、御意見中の「規則 19 条」は、本規則案第 18 条の 7 を意図されているものと理解しております。</p>
467	規則（案）第 18 条の 7、第 18 条の 8、第 18 条の 9	<p>1-7-2-2-1 個人情報を、個人情報である仮名加工情報（法 35 条の 2）とする意図で加工した結果、規則 19 条の基準に該当しないが、個人情報ではなくなった場合、それは規則 19 条の基準に該当しないから仮名加工情報ではないが、個人情報ではない以上、仮名加工情報制度に関する規制も、個人情報制度に関する規制設けないと理解していいか。</p> <p>1-7-2-2-2 もし、個人情報を、個人情報である仮名加工情報（法 35 条の 2）とする意図で加工した結果、規則 19 条の基準に該当しないが、個人情報ではなくなった場合に、仮名加工情報制度に関する規制をかけるのであれば、反対である。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>仮名加工情報の作成にあたっては、改正後の法第 35 条の 2 第 1 項により、本規則案第 18 条の 7 に定める基準に従い、個人情報を加工する必要があります。個別に判断されますが、本規則案第 18 条の 7 に定める基準に従い、加工が行われていない場合は、仮名加工情報に該当しないものと考えられます。</p> <p>また、本規則案第 18 条の 7 に定める基準を満たさない形で個人情報を加工した場合、加工後の情報は、加工前の個人情報や削除情報等との容易照合性の観点等も踏まえると、通常、個人情報に該当することが多いと考えられますので、ご留意ください。</p> <p>なお、御意見中の「規則 19 条」は、本規則案第 18 条の 7 を意図されているものと理解しております。</p>
468	規則（案）第 18 条の 7、第 18 条の 8、第	1-7-3-1 個人情報を、個人情報である仮名加工情報（法 35 条の 2）とする意図で加工した結果、規則 19 条の基準に該当し、かつ、個人情報ではなくなった場合であっても、当初の意図が、個人情報である仮名加工情報（法 35 条	仮名加工情報を作成する意図で、本規則第 18 条の 7 に定める基準に従って個人情報を加工した場合には、仮名加工情報となります。その上で、当該仮名加工情報が個人情報ではない場合に、事業者において、

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	18条の9	<p>の2)とする意図であれば、個人情報である仮名加工情報(法35条の2)となると理解していいか。</p> <p>1-7-3-2 それとも、個人情報を、個人情報である仮名加工情報(法35条の2)とする意図で加工した結果、規則19条の基準に該当し、かつ、個人情報ではなくなった場合客観的に個人情報ではなくなった以上、当初の意図と異なっても、非個人情報である仮名加工情報(法35条の3)となると理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>個人情報である仮名加工情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして取り扱うことは許容されるものと考えられます。</p> <p>なお、仮名加工情報を作成した事業者は、通常、加工前の個人情報や削除情報等を引き続き保有していることから、これらの情報との容易照合性の観点から、当該仮名加工情報は、通常、個人情報であると考えられます。</p> <p>改正後の法第35条の3における個人情報ではない仮名加工情報は、改正後の法第35条の2第6項又は法第35条の3第1項若しくは第2項により、仮名加工情報を第三者に提供した場合、当該第三者においては、通常、当該仮名加工情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる情報を保有していないことから、当該第三者にとっては、当該仮名加工情報は、通常、個人情報ではないということを念頭に置いたものです。</p> <p>なお、御意見中の「規則19条」は、本規則案第18条の7を意図されているものと理解しております。</p>
469	規則(案) 第18条の 7、第18条	1-7-4 個人情報を、個人情報である仮名加工情報(法35条の2)とする意図で加工した結果、規則19条の基準に該当せず、それが非個人情報であれ	仮名加工情報の作成にあたっては、改正後の法第35条の2第1項により、本規則案第18条の7に定める基準に従い、個人情報を加工する必要がありま

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	の 8、第 18 条の 9	<p>ば、それは非個人情報であり、かつ仮名加工情報ではないと理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>す。個別に判断されることとなりますが、本規則案第 18 条の 7 に定める基準に従い、加工が行われていない場合は、仮名加工情報に該当しないものと考えられます。</p> <p>また、本規則案第 18 条の 7 に定める基準を満たさない形で個人情報を加工した場合、加工後の情報は、加工前の個人情報や削除情報等との容易照合性の観点等も踏まえると、通常、個人情報に該当することが多いと考えられますので、ご留意ください。</p> <p>なお、御意見中の「規則 19 条」は、本規則案第 18 条の 7 を意図されているものと理解しております。</p>
470	規則（案）第 18 条の 7、第 18 条の 8、第 18 条の 9	<p>1-7-4 個人情報を、非個人情報である仮名加工情報（法 35 条の 3）とする意図で加工した結果、規則 19 条の基準に該当し、かつ非個人情報となれば、非個人情報である仮名加工情報（法 35 条の 3）となると理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>仮名加工情報を作成する意図で、本規則第 18 条の 7 に定める基準に従って個人情報を加工した場合には、仮名加工情報となります。当該仮名加工情報が個人情報ではない場合は、改正後の法第 35 条の 3 に基づく規律の対象となります。</p> <p>ただし、仮名加工情報を作成した事業者は、通常、加工前の個人情報や削除情報等を引き続き保有していることから、これらの情報との容易照合性の観点から、当該仮名加工情報は、通常、個人情報であると考えられます。</p> <p>改正後の法第 35 条の 3 における個人情報ではない</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>仮名加工情報は、改正後の法第35条の2第6項又は法第35条の3第1項若しくは第2項により、仮名加工情報を第三者に提供した場合、当該第三者においては、通常、当該仮名加工情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる情報を保有していないことから、当該第三者にとっては、当該仮名加工情報は、通常、個人情報ではないということを念頭に置いたものです。</p> <p>なお、御意見中の「規則19条」は、本規則案第18条の7を意図されているものと理解しております。</p>
471	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-7-5-1 個人情報を、非個人情報である仮名加工情報（法35条の3）とする意図で加工した結果、規則19条の基準に該当したが、個人情報のままである場合、個人情報である仮名加工情報（法35条の2）となると理解していいか。</p> <p>1-7-5-2 それとも、個人情報を、非個人情報である仮名加工情報（法35条の3）とする意図で加工した結果、規則19条の基準に該当したが、個人情報のままである場合、当初の意図が実現されていない以上、個人情報のままであって、仮名加工情報ではないということか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>仮名加工情報を作成する意図で、本規則第18条の7に定める基準に従って個人情報を加工した場合には、仮名加工情報となります。当該仮名加工情報が個人情報である場合は、改正後の法第35条の2に基づく規律の対象となります。</p> <p>なお、御意見中の「規則19条」は、本規則案第18条の7を意図されているものと理解しております。</p>
472	規則（案） 第18条の	1-7-6 個人情報を、非個人情報である仮名加工情報（法35条の3）とする意図で加工した結果、規則19条の基準に該当せず、かつ、個人情報のままで	仮名加工情報の作成にあたっては、改正後の法第35条の2第1項により、本規則案第18条の7に定

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	7、第18条の8、第18条の9	<p>ある場合、それは個人情報であり、かつ仮名加工情報ではないと理解しているか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>める基準に従い、個人情報を加工する必要があります。個別に判断されることとなりますが、本規則案第18条の7に定める基準に従い、加工が行われていない場合は、仮名加工情報に該当しないものと考えられます。</p> <p>なお、御意見中の「規則19条」は、本規則案第18条の7を意図されているものと理解しております。</p>
473	規則(案) 第18条の7、第18条の8、第18条の9	<p>1-7-7 個人情報を、非個人情報である仮名加工情報(法35条の3)とする意図で加工した結果、規則案19条の要件に該当し、かつ、非個人情報となれば、非個人情報である仮名加工情報(法35条の3)となると理解しているか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>仮名加工情報を作成する意図で、本規則第18条の7に定める基準に従って個人情報を加工した場合には、仮名加工情報となります。当該仮名加工情報が個人情報ではない場合は、改正後の法第35条の3に基づく規律の対象となります。</p> <p>ただし、仮名加工情報を作成した事業者は、通常、加工前の個人情報や削除情報等を引き続き保有していることから、これらの情報との容易照合性の観点から、当該仮名加工情報は、通常、個人情報であると考えられます。</p> <p>改正後の法第35条の3における個人情報ではない仮名加工情報は、改正後の法第35条の2第6項又は法第35条の3第1項若しくは第2項により、仮名加工情報を第三者に提供した場合、当該第三者においては、通常、当該仮名加工情報と容易に照合すること</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>により特定の個人を識別することができる情報を保有していないことから、当該第三者にとっては、当該仮名加工情報は、通常、個人情報ではないということを念頭に置いたものです。</p> <p>なお、御意見中の「規則 19 条」は、本規則案第 18 条の 7 を意図されているものと理解しております。</p>
474	規則（案）第 18 条の 7、第 18 条の 8、第 18 条の 9	<p>1-7-8 個人情報を、非個人情報である仮名加工情報（法 35 条の 3）とする意図で加工した結果、規則案 19 条の要件に該当しないものの、非個人情報となった場合、非個人情報であり、仮名加工情報ではないと理解していいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>仮名加工情報の作成にあたっては、改正後の法第 35 条の 2 第 1 項により、本規則案第 18 条の 7 に定める基準に従い、個人情報を加工する必要があります。個別に判断されることとなりますが、本規則案第 18 条の 7 に定める基準に従い、加工が行われていない場合は、仮名加工情報に該当しないものと考えられます。</p> <p>また、本規則案第 18 条の 7 に定める基準を満たさない形で個人情報を加工した場合、加工後の情報は、加工前の個人情報や削除情報等との容易照合性の観点等も踏まえると、通常、個人情報に該当することが多いと考えられますので、ご留意ください。</p> <p>なお、御意見中の「規則 19 条」は、本規則案第 18 条の 7 を意図されているものと理解しております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
475	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-7-9 個人情報を、個人情報ではなくなる程度まで加工し、結果として非個人情報としようとする意図で加工した結果として、結果的にたまたま規則19条の基準に該当してもそれは非個人情報（かつ非仮名加工情報）であって、仮名加工情報ではないと理解されるが、その理解で良いか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第35条の2第1項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、例えば、匿名加工情報を作成する意図で、個人情報の加工を行っている過程で、結果的に本規則案第18条の7に定める基準を満たす加工となった場合でも、加工後の情報は、仮名加工情報には、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。</p> <p>なお、御意見中の「規則19条」は、本規則案第18条の7を意図されているものと理解しております。</p>
476	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-8-1 仮名加工情報の第三者提供が認められないところ、制度改正大綱では、予め本人同意を得た上で、原データの他、原データを仮名化したデータを個人データとして第三者に提供することは可能としている。これは、現在のPPCの解釈ということで良いか確認されたい。</p> <p>1-8-2 「予め本人同意を得た上で、原データの他、原データを仮名化したデータを個人データとして第三者に提供することは可能」という意味は仮名加工情報としての本人関与回避、利用目的変更制限回避等を享受したいなら、その情報は第三者提供できないが、個人データであることを前提とした仮名化として、本人関与も利用目的規制も受ける前提なら第三者提供できるということと理解して良いか回答されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>御理解のとおり、仮名加工情報は、法令に基づく場合を除くほか、第三者提供が禁止されています（改正後の法第35条の2第6項、法第35条の3第1項）。</p> <p>他方で、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものを、本人の同意を得た上で、個人データとして第三者に提供することは可能です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
477	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-9-1-1 法35条の3第3項によれば、個人情報ではない仮名加工情報についても安全管理措置が義務付けられているようであるが、その理解で良いか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第35条の3第3項により読み替えて準用される法第20条に基づき、仮名加工情報取扱事業者は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります。</p>
478	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-9-1-2 個人情報ではない仮名加工情報につき、具体的にどのような管理をすれば良いのか回答されたい。</p> <p>1-9-1-3 個人情報ではない仮名加工情報二対数r安全管理については、個人情報ではない以上、個人情報と同程度の水準の安全管理ではなく、より程度が低くてもよいと理解されるが、その理解でよいか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第35条の3第3項により読み替えて準用される法第20条に基づき、仮名加工情報取扱事業者は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります。</p> <p>当該措置は、仮名加工情報が漏えいした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、仮名加工情報の取扱状況（取り扱う仮名加工情報の性質及び量を含みます。）、仮名加工情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とする必要があります。</p>
479	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	<p>1-9-2-1 法35条の2第6項及び法35条の3第1項によると、仮名加工情報の外国にある第三者への提供不可という理解でよいか。</p> <p>1-9-2-2 法令に基づく場合、委託、事業承継及び共同利用は、仮名加工情報であってもなお外国にある第三者への提供をして良いということか。</p>	<p>仮名加工情報は、原則として、第三者提供が禁止されています（改正後の法第35条の2第6項、法第35条の3第1項）。</p> <p>もっとも、法令に基づく場合、並びに改正後の法第35条の2第6項により読み替えて適用される法第23</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>1-9-2-3 (もし、法令に基づく場合、委託、事業承継及び共同利用は、仮名加工情報であってもなお外国にある第三者への提供をしても良い場合) 当該外国にある第三者は、法 24 条の要件(EU・英国・相当措置等)を満たす必要があるという理解で良いか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>条第 5 項各号に基づく場合及び改正後の法第 35 条の 3 第 2 項により読み替えて準用される法第 23 条第 5 項各号に基づく場合には、仮名加工情報を外国にある第三者に提供することが可能です。</p> <p>この場合、改正後の法第 24 条の適用はありませんが、仮名加工情報の取扱いの全部又は一部の委託に伴い仮名加工情報を提供する場合は、提供元の事業者は、提供先の第三者に対する監督義務を負います(法第 22 条、改正法第 35 条の 3 第 3 項により準用される法第 22 条)。また、提供先の第三者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、仮名加工情報を取り扱う場合は、提供先の第三者は、域外適用(改正後の法第 75 条)の対象となり得ます。</p>
480	規則(案) 第 18 条の 7、第 18 条 の 8、第 18 条の 9	<p>1-10-1-1 漏洩等の報告等に関する義務(法 22 条の 2)は仮名加工情報には適用されないと理解しているがそれでいいか。</p> <p>1-10-1-2 漏洩等の報告等に関する義務が課されるのは、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に限られる(規則案 6 条)と理解されるが、そうであれば、仮名加工情報であっても、個人の権利利益を害するおそれが大きい(要配慮個人情報が漏洩した場合等)限りにおいて、漏洩等の報告等に関する義務を課すべきではないか。</p>	<p>仮名加工情報である個人データは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工されたものであり、漏えい等発生時の個人の権利利益を害するおそれが必ずしも大きいとはいえないことから、漏えい等の報告等の義務の対象外とされています(改正後の法第 35 条の 2 第 9 項)。</p> <p>仮名加工情報と削除情報等が同時に漏えいした場合については、削除情報等が個人データに該当し、漏えい等の報告等の義務の対象となる要件を充足する</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>1-10-2-1 仮名加工情報と削除情報等が同時に漏洩した場合、事実上個人情報が漏洩したのと同じ結果になると思えるがそれでも漏洩等の報告等に関する義務は適用されないのか。</p> <p>1-10-3 もし、一定の仮名加工情報の漏洩について、漏洩等の報告等に関する義務を課すのであれば、そのような重要事項については、法に規定すべきであり、政令や規則で課すべきではない。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>場合には、改正後の法第 22 条の 2 に基づく報告及び本人通知の対象となります。</p> <p>なお、本人の権利利益の保護を確保する観点からは、削除情報等の漏えい等が発生したことに伴う報告及び本人通知の内容に、当該削除情報等に紐づいて仮名加工情報が作成された旨や、当該仮名加工情報に含まれる情報の項目を含めることが望ましいものと考えられます。</p>
481	規則（案） 第 18 条の 7、第 18 条 の 8、第 18 条の 9	<p>1-10-4-1 衆議院内閣委員会 2020 年 5 月 22 日答弁によれば仮名加工情報の削除情報等が漏洩した場合、その仮名加工情報を継続利用することは原則許されないとされているが、これは現在の PPC の解釈と同一か回答されたい。</p> <p>1-10-4-2 仮名加工情報の削除情報等が漏洩した場合、その仮名加工情報を継続利用することは原則許されない旨は、今回の法、政令案又は規則案のどこから読み取るのか。</p> <p>1-10-4-3 仮名加工情報の削除情報等が漏洩した場合、その仮名加工情報を継続利用することを許さない旨は重要な事項であり、そのような重要事項については、法に規定すべきであり、政令や規則で課すべきではない。ましてやガイドラインで定めるべきではない。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>例えば、氏名と仮 ID の対応表等の仮名加工情報に係る削除情報等が漏えい等した場合には、削除情報等の安全管理措置義務（改正後の法第 35 条の 2 第 2 項）や個人データである仮名加工情報の安全管理措置義務（法第 20 条）の履行を確保する観点から、当該仮名加工情報に含まれる仮 ID を振り直すこと等により仮名加工情報を新たに作り直す等の措置を講じることが必要になると考えられます。</p>
482	規則（案） 第 18 条の	1-11-1 委託者 A が受託者 B にデータの取扱いを委託したところ、当該データは受託者 B にとって非個人情報であるが委託者 A にとって仮名加工情報	仮名加工情報の取扱いの全部又は一部の委託に伴って当該仮名加工情報の提供を受けた事業者において

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	7、第18条の8、第18条の9	<p>という場合、Bにとって(客観的な性質上)非個人情報であっても、その取り扱いを受託した以上Bは仮名加工情報取扱事業者となり、個人情報ではない仮名加工情報に関する規律が適用されることになるという理解で良いか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>て、当該仮名加工情報が他の情報と容易に照合することで、特定の個人を識別できない場合には、当該仮名加工情報は、個人情報ではない仮名加工情報に該当し、改正後の法第35条の3に基づく規律の対象となります。</p>
483	規則(案) 第18条の7、第18条の8、第18条の9	<p>1-11-2 委託者Aが受託者Bにデータの取扱いを委託したところ、当該データは受託者Bにとっては非個人情報であるが委託者Aにとって仮名加工情報という場合、Bとしては、自分が仮名加工情報取扱事業者になることは、Aから告知されない限り分からずと思われるが、Aから告知されないがために、Bとして仮名加工情報取扱事業者になることを知らなくてもなお、Bに個人情報ではない仮名加工情報に関する規律が適用されることになるという理解で良いか。</p> <p>1-11-3 委託者Aが受託者Bにデータの取扱いを委託したところ、当該データは受託者Bにとっては非個人情報であるが委託者Aにとって仮名加工情報という場合、Aから告知をされてはじめてBに個人情報ではない仮名加工情報に関する規律が適用されることになるとすべきである。</p> <p>1-11-3 委託者Aが受託者Bにデータの取扱いを委託したところ、当該データは受託者Bにとっては非個人情報であるが委託者Aにとって仮名加工情報という場合における、AのBへの告知義務の有無は重要事項であって、法に規定すべきであり、政令や規則で課すべきではない。ましてやガイドラインで定めるべきではない。</p>	<p>仮名加工情報の全部又は一部の取扱いの委託に伴い当該仮名加工情報の提供を行った場合、委託元の事業者は、委託先の事業者に対する監督義務を負います（法第22条、改正法第35条の3第3項により準用される法第22条）。かかる監督義務に加え、委託元の事業者は、自己の仮名加工情報について安全管理措置を講ずる義務を負います（法20条、改正後の法第35条の3第3項により読み替えて準用される法第20条）。これらの義務の履行の確保の観点から、委託元の事業者は、委託先の事業者の仮名加工情報の取扱いにおいて、改正後の法第35条の2又は法第35条の3に違反する事態が生じることのないよう、委託先の事業者に対して、提供する情報が仮名加工情報である旨を伝える必要があると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
484	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	1-12-1-1 法35条の2第8項ダイレクトマーケティング禁止の「ために」は直接の利用関係に限るということでいいか、確認されたい。 1-12-1-2 仮名加工情報を利用して分析し、より有効なダイレクトマーケティングのための知見を得て、それをを利用してダイレクトマーケティングを行うことは禁止されないということを明らかにされたい。	例えば、仮名加工情報を用いて分析を行い、統計を作成した上で、当該統計により得られた傾向等を踏まえて、加工元前の個人情報をを利用して広告配信等を行うことは禁止されません。
485	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	1-12-2-1 規則案18条の9第1号はSMSのことと思われるが、その理解で良いか。	御理解のとおりです。
486	規則（案） 第18条の 7、第18条 の8、第 18条の9	1-12-2-2 例えばホムテルのように、据置型であるにもかかわらずSIMカードを挿入して携帯電話と同じモバイル回線を使用する端末が販売されていることに鑑みれば、規則案18条の9第1号の通信端末機器に「携帯して使用する」という限定を付することは不適切であるから、「携帯して使用する」を削除されたい。	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
487	規則（案） 第18条の 7、第18条	1-12-3 SMS（規則案18条の9第1号）も電気通信事業法2条1号の電気通信と理解されるので、規則案18条の9第3号は「前号に定めるもののほか」ではなく「前2号に定めるもののほか」ではないか。	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	の 8、第 18 条の 9	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
488	規則（案） 第 18 条の 7、第 18 条 の 8、第 18 条の 9	1-12-4 規則案 18 条の 9 第 2 号の「電子メール」を定義されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	「電子メール」の意義は、一般的に御理解いただけるものと考えております。
489	規則（案） 第 18 条の 7、第 18 条 の 8、第 18 条の 9	1-12-5-1 規則案 18 条の 9 第 3 号の「その受信をする者を特定して」とはどういう意味か回答されたい。 1-12-5-2 例えば、1 名をフォロワーとする SNS の鍵アカウント上で広告宣伝をしたら規則案 18 条の 9 第 3 号の「その受信をする者を特定して」に該当するのか。 1-12-5-3 例えば、5 名をフォロワーとする SNS の鍵アカウント上で広告宣伝をしたら規則案 18 条の 9 第 3 号の「その受信をする者を特定して」に該当するのか。 1-12-5-4 例えば、1 万名をフォロワーとする SNS の鍵アカウント上で広告宣伝をしたら規則案 18 条の 9 第 3 号の「その受信をする者を特定して」に該当するのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第 18 条の 9 第 3 号の「前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法」としては、例えば、いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能等を使用する方法が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
490	規則（案） 第 18 条の 7、第 18 条	1-12-5-5 また、例えば全世界に公開されるウェブサイト上の広告ではあるが、その広告の内容が閲覧者ごとに異なっているという場合には規則案 18 条の 9 第 3 号の「その受信をする者を特定して」といえるか。	個別に判断されることとなります。例えば、Cookie を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容の Web 広告を表示

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	の 8、第 18 条の 9	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	する方法は、本規則案第 18 条の 9 第 3 号の「前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法」に該当すると考えられます。
491	規則（案） 第 18 条の 7	<p>提出意見 :</p> <p>【該当箇所】 施行規則第 18 条の 7</p> <p>【意見】 改正施行規則第 18 条の 7 に「仮名加工情報の作成方法に関する基準」、同第 18 条の 8 に「削除情報等に係る安全管理措置の基準」について記載されている。これらの基準を含め、仮名加工情報取扱業者等の義務に関する事項の詳細については、個人情報保護法に関するガイドライン等に記載する予定はあるか（同ガイドラインの「匿名加工情報編」と同じようなものを作る予定があるか）。</p> <p>【一般社団法人 全国信用金庫協会】</p>	本規則案第 18 条の 7 に定める加工基準に従った加工の具体例等や、本規則案第 18 条の 8 に定める削除情報等に係る安全管理措置の基準に従った措置の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
492	規則（案） 第 18 条の 7	<p>提出意見 :</p> <p>以下のとおり、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に対する意見を述べます。</p> <p>仮名加工情報の加工方法について規定する規則案 18 条の 7 は、1 号から 3 号までの加工を規定しています。各号を簡単に要約すると 1 号は個人情報の削</p>	仮名加工情報は、その定義上、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できること自体は許容されています。そのため、御指摘のメールアドレス、電話番号、広告 ID、MAC アドレス等については、それ自体により、又は他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をも

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>除または置き換え、2号は個人識別符号の削除または置き換え、3号は財産的被害が生じるおそれのある記述の削除または置き換え、となっています。法2条9項の仮名加工情報の定義から、1号加工と2号加工が必要となることは当然です。3号加工が想定する情報は、おそらくクレジットカード番号等の情報であると思われますが、財産的被害が生じるおそれのある記述を削除して安全性を高めることも適切であると考えます。</p> <p>しかしながら、仮名加工情報について、漏えい等の報告等義務にかかる規定の適用が排除されている（法35条の2第9項）ことからすれば、これらのみでは不十分です。仮名加工情報は、それ単体では、特定の個人を識別することが不可能なものに加工されることにより、漏えい時におけるリスクの低下が図られています。この点に依拠して、漏えい等の報告等義務の対象外とされているのですから（佐脇紀代志編著「一問一答令和2年改正個人情報保護法」28頁）、漏えい時におけるリスクが確実に低下するような加工が行われる必要があります。</p> <p>のことから、規則案18条の7の1号ないし3号のほかに、4号として、「共用性のある識別子」の削除または置き換えを加えるべきです。ここに「共用性のある識別子」とは、複数の事業者が横断的に保有する個人または個人のデバイスに振られた識別機能を有する情報のことをいいます。その典型は、メールアドレス、スマートフォンの電話番号、広告ID、MACアドレスなどです。仮名加工情報にこのような情報が含まれている場合、漏えい後に仮名加工情報が簡単に個人情報に復元されてしまう高度の危険性があります。この危険性については、以下のことも考慮する必要があります。</p> <p>第一に、仮名加工情報は要配慮個人情報を含むことが許容されているため、</p>	<p>って、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものではない限り、必ずしも加工が求められるものではないと考えます。</p> <p>この場合でも、加工前の個人情報に係る本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合することは禁止されており（改正後の法第35条の2第7項、法第35条の3第3項により読み替えて準用される法第35条の2第7項）、また、本人に連絡等をするために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用することが禁止されていること（改正後の法第35条の2第8項、法第35条の3第3項により準用される法第35条の2第8項）等に鑑み、仮名加工情報にメールアドレス、電話番号、広告ID、MACアドレス等が含まれることによるリスクは、一定程度低減されていると考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>漏えい後に個人情報に復元されると、重大な権利利益の侵害につながるおそれがあります。第二に、内部利用に限り、利用目的の制限を受けない仮名加工情報が普及すれば、社内の複数のデータベースを加工した仮名加工情報を横断的に結合して、個人に関する様々な属性等を有する仮名加工情報を作成する運用が行われる可能性があります。このような多くの属性等を含む仮名加工情報が、漏えい後に個人情報に復元されれば、やはり重大な権利利益の侵害につながるおそれがあります（なお、このような仮名加工情報の横断的結合は識別行為の禁止義務（35条の2第7項）に違反するものとも考えられますので、その場合はその旨がガイドラインで明らかにされるべきです）。</p> <p>他方で、仮名加工情報に「共用性のある識別子」を入れておく意味はありません。第一に、「共用性のある識別子」に分類される情報は、通常、本人への連絡、本人確認または名寄せ等の機能しかなく、仮名加工情報について想定されるデータ分析やAIモデルの強化等のユースケースにおいて意味を持たない情報です。第二に、仮に仮名加工情報同士の横断的結合が許容されるとしても、結合用のIDは社内で専用に作成した仮ID、すなわち「共用性のない識別子」で足ります。「共用性のある識別子」は、危険であるのみならず、仮名加工情報にとって不要な情報でもあるのです。</p> <p>以上のとおり、規則案18条の7に4号を加え、共用性のある識別子を削除または置き換えることを加工方法とすべきです。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	
493	規則（案）	提出意見：	個別の事案については、お答えしかねますが、本規

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第18条の7	<p>委員会規則第18条の7 1項</p> <p>仮名加工基準について、委員会規則に定めるものとして挙げられている「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること」について、「氏名」の削除のみでは済まない場合があることを、委員会ガイドラインで詳しく説明していただく必要があると考えます。例えば、「1903年生まれ 女性」という情報があれば、日本人最高齢者の1名であることは容易に分かります。</p> <p>「1903年生まれ 女性」という情報は、「特定の個人を識別することができる記述」に該当することが分かるように、委員会ガイドラインで詳しく説明していただきたいと思います。</p> <p>=====</p> <p>既に提出している受付番号「240000067000000007」について追記します。</p> <p>例えば、「1903年生まれ 女性」という情報があれば、日本人最高齢者の1名であることは容易に分かります。</p> <p>そのため、「特異な記述」は「特定の個人を識別することができる記述」に該当するので、「特異な記述の削除又は置換」を加工基準に加えるべきと考えます。</p> <p>しかしながら、「特異な記述」の全てをその対象としてしまうと、当該データの統計処理により対象が1件となったデータも「特異な記述」に該当し、いわゆる個別プロファイルも該当してしまいます。</p> <p>そこで「公知情報と照合し特定の個人を識別できる特異な記述」をその対象として、削除又は置換を必要とすることが宜しいかと思います。</p>	<p>則案第18条の7第1号は、加工前の個人情報に含まれる記述等のうち、それ自体で特定の個人を識別可能な記述等、及び(それ自体では特定の個人を識別できないものの)複数の記述等の組み合わせで特定の個人を識別可能となる記述等の全部又は一部の削除又は置換を求めるものです。</p> <p>そのため、加工前の個人情報に含まれる「特異な記述」が、それ自体により、又は他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものである場合には、当該「特異な記述」は、本規則案第18条の7第1号により、加工の対象となります。</p> <p>他方、仮名加工情報は、その定義上、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できること自体は許容されていることから、加工前の個人情報に含まれる「特異な記述」が、当該個人情報に含まれる記述等以外の情報と組み合わせない限り、特定の個人を識別できない場合には、当該「特異な記述」は、必ずしも加工が求められるものではないと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【シーピーデザインコンサルティング】	
494	規則（案） 第18条の 7	第18条の7（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）（該当箇所）「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること」（意見）どこまで加工すれば仮名加工情報となるのかが不明確である。ガイドラインなどで仮名加工情報の具体例を提示すべきではないか。	本規則案第18条の7に定める加工基準に従った加工の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
495	規則（案） 第18条の 7	<p>規則案第18条の7 “仮名加工情報に関して法35条の2第1項に基づく、個人情報保護委員会規則に基づく加工基準について、</p> <p>規則案第18条の7では、「1 氏名等の特定の個人を識別できる記述等、2個人識別符号、3財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める」とされている。</p> <p>このうち、3は規則案では、 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000212500</p> <p>「三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）」と規定されている。</p> <p>法2条9号の「仮名加工情報」の定義では、「(・・・)の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報」とされているところ、1と2の加工</p>	<p>本規則案第18条の7第3号により加工が求められる記述等の典型例として、クレジットカード番号が想定されますが、クレジットカード番号は、一般的に個人と密接に関係する情報であり、他の情報と組み合わせることで特定の個人を識別できる可能性が類型的に高い情報であると考えます。</p> <p>また、仮名加工情報である個人データが漏えい等の報告等の義務の対象外とされている（改正後の法第35条の2第9項）のは、加工により漏えい等の発生時に個人の権利利益の侵害が生じるリスクが低減されていることを踏まえたものです。</p> <p>そして、クレジットカード番号等を含む仮名加工情報が漏えいした場合、それにより、個人の権利利益の侵害のおそれが特に高いと考えられることから、これを加工するよう求めることは、仮名加工情報の制度全体の趣旨に合致するものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>基準は、法の定義とも明確に合致するものの、3については、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除」することにより、必ずしも特定個人が識別できないことには直結しないのではないか、という点が疑問。</p> <p>また、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」があいまいであり、加工の基準としては不明確であると思料。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	<p>なお、本規則案第 18 条の 7 第 3 号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
496	規則（案） 第 18 条の 7	<p>規則案第 18 条の 7 仮名加工情報については、個人情報について一定の削除作業や置換作業を行った場合に当然に該当するものでなく、個人情報取扱事業者が、仮名加工情報を作成する意図を持って作成した場合に限って法規制が適用される類型として利用して良いか。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>改正後の法第 35 条の 2 第 1 項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。</p>
497	規則（案） 第 18 条の 7	<p>（意見）</p> <p>「個人情報」と「匿名加工情報」の中間的な制度として、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することが出来ないよう個人情報を加工した個人に関する情報である「仮名加工情報」を創設されたことは、医療分野でビッグデータの活用に向けた動きとしても評価します。ただ、仮名加工情報の</p>	<p>仮名加工情報の安全管理措置（法第 20 条、改正後の法第 35 条の 3 第 3 項により読み替えて準用される法第 20 条）や削除情報等の安全管理措置（改正後の法第 35 条の 2 第 2 項）については、取り扱う情報の性質等を踏まえ、漏えい等が生じた場合のリスクに</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>作成、維持管理、削除に当たっては、内容が要配慮個人情報である場合、特に扱い者が十分認識し、取扱いに配慮が必要なことを周知してください。</p> <p>(理由)</p> <p>個人の疾病的発見や予防、健康促進、新薬開発など幅広い分野での活用が期待できそうです。新型コロナウイルス感染症のような感染症対策にも役立つ可能性も高いと考えます。医療ビッグデータ活用に向けて、情報の蓄積などは担当医が行う患者への協力依頼がポイントになると考えます。その方法を検討していくことは、専門分野（例えば、医療情報システム開発センターなど）との協働なども考えられます。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	<p>応じた内容の措置を講ずる必要があると考えられます。</p>
498	規則（案） 第18条の 7	<p>(意見)</p> <p>新たな類型である仮名加工情報は財産的被害が発生する情報の削除・置換と、その後の削除・置換情報の、安全管理措置が企業内で適正に行われないと、内部分析利用の制限を緩和する意味がありません。情報元が適正に管理が行えるよう匿名加工情報、個人関連情報の違い、財産的被害が発生する情報とは何かなど具体的にわかり易く、ガイドラインで説明することを希望します。</p> <p>(理由)</p> <p>仮名加工した個人情報の管理は提供した個人にはできないことですので、情</p>	<p>仮名加工情報と匿名加工情報の差異等や、本規則案第18条の7第3号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」の具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>報元はデータ漏洩や個人が識別されるようなデータが残っていないよう、しっかりと置換・削除および個人情報の管理をして頂きたいです。個人が識別される情報にはクレジットカード情報、ID、PW、SNSのアカウント、写真・動画などが想定されます。財産的被害が生じる恐れのある情報の範囲を情報元が認識しやすいように示すことで適正に管理が出来ると考えます。</p> <p>【(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) NACS 消費者提言委員会】</p>	
499	規則（案） 第18条の 7	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案）の第十八条の七 (仮名加工情報の作成の方法に関する基準)</p> <p>意見：個人の権利に配慮しつつ、事業者のデータ利活用を推進する加工方法が示されたことを歓迎いたします。</p> <p>また、匿名加工情報との違いについて、よりわかりやすくガイドラインで明記いただくことを希望します。</p> <p>理由：</p> <p>世界各国と比較し、日本の事業者はパーソナルデータの利活用意欲が低く、また個人の企業に対する安心感も低い状況*です。今般の法改正は、適正な取扱いの規制を強化する面が強い中で、個人情報の有用性・利活用を促進する施策が盛り込まれたことを歓迎いたします。</p> <p>一方、匿名加工情報や、EUのGDPRで定義されている Pseudonymous data 等</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>仮名加工情報と匿名加工情報の差異等については、ガイドライン等で解説することを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>との違いがわかりにくい側面もあります。事業者が法令・規則の理念を正しく理解し、利活用を進められるよう、ガイドライン等でのわかりやすい説明を希望します。</p> <p>*H29 総務省「情報通信白書」P.100</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	
500	規則（案） 第18条の 7	<p>(1) 明確にされたい点</p> <p>① (匿名加工ではなく) 仮名加工情報の活用を認める意味は、仮名加工という安全措置を条件として規制を緩めて利活用を促進することにあると思われるが、この加工基準では企業としても、どこまで加工すれば十分かが必ずしも明確ではなく、必要な加工の判断が難しい場合もあり、結局保守的になり、活用されないことになる。企業が仮名加工情報を活用するためにも、より明確かつ容易に判断できる基準、匿名加工情報と仮名加工情報との差分（加工基準の差分）を明確に示されたい。</p> <p>解釈の違いにより違法となる可能性があるものであり、政令・規則においてももう少し対象を絞り込むべきではないか。もしくは、単に安全管理措置として仮名化を推奨するだけで十分であり、義務の適用除外等の緩和規定は不要ではないか。</p> <p>② 仮名加工の具体例や加工手順・手続のモデルケースを明確にされたい。具体的には、文字（テキストデータ）のみならず、画像や音声の場合における仮名加工化については、今後イノベーションが進む分野でもあり、具体的な加工方法や加工手順など詳細な手續を示されたい。</p> <p>③ 内部分析の範囲、変更後の利用目的の公表の粒度はどの程度のものな</p>	<p>① 仮名加工情報と匿名加工情報の差異等については、ガイドライン等で解説することを検討してまいります。</p> <p>② 本規則案第18条の7に定める加工基準に従った加工の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>③ 個人情報である仮名加工情報については、法第15条第1項により、その利用目的をできる限り特定することが求められます。</p> <p>④ 改正後の法第35条の2第1項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>のかを明確にされたい。</p> <p>時流に乗った情報の取扱いとするべく、企業が情報を得て、商品やサービスの向上に努めることを内部分析として判断できるようにしたいからである。</p> <p>④ 仮名加工情報は、「意図をもって」作成しなければ、客観的にその情報がたまたま仮名加工情報であっても、それは仮名加工情報として取り扱わないことも可能であることを明確に示されたい。</p> <p>⑤ 「個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」（規則案 18 条の 7 第 3 号）とは、クレジット番号、銀行口座などが想起されるが、具体的にどのようなものを想定しているか明確にされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>律は適用されません。</p> <p>⑤ 本規則案第 18 条の 7 第 3 号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」としては、例えば、クレジットカード番号等を想定しておりますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
501	規則（案） 第 18 条の 7	<p>(2) 解釈を確認したい事項</p> <p>① 個人情報取扱事業者がその保有する個人データについて加工基準に従った加工を行っても、当該個人情報取扱事業者が当該情報を個人情報として扱い続ける限り、仮名加工情報に関する規制は適用されないと理解してよい。</p> <p>② 仮名加工情報に関する規制は適用されないとした場合、当該加工後、原データである個人情報を削除した場合、当該加工情報は個人情報としても仮名加工情報としても取り扱わないとすることは可能なのか（法 2 条 9 項、35 条の 2、規則案 18 条の 7）。仮名加工情報自体が、個人の権利利益の侵害を引き起こす可能性が低い情報であるため、かかる整理も可能と思うため、</p>	<p>① 御理解のとおりです。改正後の法第 35 条の 2 第 1 項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。</p> <p>② 上記①により加工した情報について、元データ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>明らかにされたい。</p> <p>③ 仮名加工情報が仮に漏えい等をして、仮名加工情報取扱事業者が本人に対してその旨を通知した場合については、当該通知行為は、個人情報保護法35条の2第8項違反にならないという理解でよいか（規則案18条の9）。たとえば、「9313357@hotmail.co.jp」のように本人が特定できない連絡先を仮名加工情報取扱事業者が保有しており、本人に対して、消費者保護・個人情報保護の観点から漏えい等を通知することは、個人情報保護法の趣旨（法1条）に反するものではないため、適法となると考える。</p> <p>④ 規則案18条の7第1号の「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等」に該当するかどうかの判断も、結局、個別具体的な活用状況に応じて変わり、ビッグデータのような大規模なデータベースでの利用であればともかく、小規模なデータベースの場合、状況によって結局氏名等を削除しても本人が特定されてしまう可能性がある。</p> <p>個人情報保護法35条の2第1項には、「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように」加工があるが、個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」（平成29年2月16日〔令和2年9月1日更新〕）5頁のA1-16において、「特定の個人を識別することができる情報に割り当てられている識別子（例：顧客ID等）と共にものが割り当てられていることにより、事業者内部において、特定の個人を識別することができる情報とともに参照することが可能な場合、他の情報と容易に照合することができると解され得るものと考えられます。」とあることを考えると、事業者内においては、ほとんどの情報が個人情報に思われる。</p>	<p>である個人情報を削除した場合において、加工後の情報が、容易に照合できる他の情報と組み合わせることで特定の個人を識別できる状態にない場合には、当該加工後の情報は、個人情報でも仮名加工情報でもない情報になり得ると考えます。</p> <p>③ 仮名加工情報である個人データには、改正後の法第22条の2が適用されないため（改正後の法第35条の2第9項）、仮名加工情報が漏えいした場合について、本人への通知義務はありません。また、仮名加工情報に含まれる情報をを利用して、本人に連絡等を行うことは禁止されています（改正後の法第35条の2第8項）。このことは、漏えいに関する通知を行う場合であっても同様です。</p> <p>④ 本規則案第18条の7第1号は、加工前の個人情報に含まれる記述等のうち、それ自体で特定の個人を識別可能な記述等、及び（それ自体では特定の個人を識別できないものの）複数の記述等の組み合わせで特定の個人を識別可能となる記述等の全部又は一部の削除又は置換を求めるものです。</p> <p>⑤ 御理解のとおりです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>報にあたると考えられる（政令案5条）。</p> <p>⑤ 規則案18条の7第1号の「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること」の「等」とは、住所や生年月日等、単体では特定できなくとも組み合わせることによって特定できるものは仮名加工情報と考えてよいか。</p> <p>⑥ 規則案18条の7第1号かっこ書の「当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換える」ことをしている限り、当該全部または一部の記述等を復元することが仮にできたとしても、同号は満たすという理解でよいか。</p> <p>⑦ 加工の程度として「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」の削除・置換（規則案18条の7第3号）をも要求するのは事業者にとって著しく負担が大きく、イノベーションを促進する観点から仮名加工情報を新設した趣旨からしても適切ではない。また、どのような個人情報の利用であっても、その使い方によっては、財産的被害につながる「おそれ」はありうるため、結局すべてを対象とすることになりかねない。そこで、たとえば、当該文言が「不正に利用されることにより財産的被害（不正な預金の引き出し又は代金の決済等による金銭の損失をいう。）が生じるおそれがある記述等」のみを指すようにされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>⑥ 仮名加工情報（改正後の法第2条第9項）については、匿名加工情報（改正後の法第2条第11項）と異なり、加工前の個人情報を「復元できないよう」加工することまでは求められません。御指摘の本規則案第18条の7第1号括弧書きの「当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換える」は、加工の方法として、削除ではなく置換を行う場合は、当該置換を行う前の記述等が復元できないような方法を用いることを求めるものです。</p> <p>⑦ 本規則案第18条の7第3号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」としては、例えば、クレジットカード番号等を想定しておりますが、同号の考え方や具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
502	規則（案）第18条の7	規則（案）の第十八条の七 (ご意見) [仮名加工情報]	本規則案第18条の7に定める加工基準に従った加工の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>第十八条の七に規定されている基準は、仮名加工情報の作成方法を判断する上で有用であり、今後のガイドラインの中で、事業者が参考にできる例を貴委員会が提示するという理解であります。ガイドラインにおいては、「例」は例示的なものであることを明確にして頂き、追加情報を使用せずに特定のデータ主体に帰することができない限り、事業者が個人データを仮名化するにあたり、別の手段を採用し続けること可能にして頂くことを求めます。</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
503	規則（案） 第18条の 7	<p>規則案第十八条の七</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮名加工情報の活用が促進されるよう、作成に係る各号の基準をより具体的に示すべきである。 <p>【(一社)日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>	<p>本規則案第18条の7に定める加工基準に従った加工の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
504	規則（案） 第18条の 7	<p>該当箇所</p> <p>第十八条の七</p> <p>意見内容</p> <p>仮名加工情報に係る「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように」という基準について更なる明確化または具体的な例示を要望する。</p> <p>仮名加工情報に係る定義には、「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」ことが含まれる。非識別化／匿名化のための合理的な</p>	<p>本規則案第18条の7に定める加工基準に従った加工の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>なお、仮名加工情報（改正後の法第2条第9項）については、匿名加工情報（改正後の法第2条第11項）と異なり、加工前の個人情報を「復元できないように」加工することまでは求められません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>基準がなければ、この基準は再識別の可能性が完全に排除された場合にのみ満たされると解釈されるかもしれない。データサイエンスが絶え間なく進歩を続けていることを考えると、これは実際には満たすことが不可能な基準であるように思われる。このような基準は、イノベーションや、より広い経済に利益をもたらすその他の活動を抑制する影響を与える可能性がある。判断基準には、データが匿名化されたかどうかを判断する際に合理性の基準を適用すべきであることを明確にしているG D P R 備考 26 と同様に、処理時に利用可能な技術や技術開発を考慮し、また識別に要するコストや時間などの要素を考慮した上で、「合理性要件」を盛り込むべきである。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	
505	規則(案) 第18条の 7第1号	<p>規則案第18条の7第1号 どのような情報をどの程度削除した場合に、必要な削除を削除行ったと考えられるか、また許容される置換の内容が明確でないと思われる。匿名加工情報において、委員会レポートが作成され、毎年事例集が公表されていることを参考に、仮名加工情報について同様の具体的なガイドになる情報を公表して頂きたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech 協会】</p>	<p>本規則案第18条の7に定める加工基準に従った加工の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
506	規則(案) 第18条の 7第3号	<p>意見1 仮名加工情報の作成基準について (該当箇所)</p> <p>規則(案) 第18条の7第3号 (意見)</p> <p>いかなる情報が「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」としては、例えば、クレジットカード番号等を想定しておりますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ある記述等」に該当するのかを、ガイドライン等で明確にしていただく必要があると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>仮名加工情報の作成に当たり、削除又は置換の対象情報が明確化されなければ「仮名加工情報」の作成方法が明確にならず、仮に明確化されない場合、仮名加工情報の作成・利用に萎縮効果が生じるおそれがあるものと考えます。</p> <p>【LINE 株式会社】</p>	
507	規則（案） 第 18 条の 7 第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> ・仮名加工情報の作成の方法に関する基準（規則案第十八条の七） <p>第 3 号に「・・・不正に利用されることにより財産的損害が生じるおそれがある記述等を削除すること」とあるが、広範すぎて個人情報全般が該当し得る文言となっており、この基準で加工を求めるとき仮名加工情報が実務上利用できないものとなってしまうおそれがある。また、匿名加工情報の加工基準にもない条件が課されることで仮名加工情報の作成が匿名加工情報の作成よりも難しくなる場合も想定され、データ利活用を促進するために仮名加工情報が創設される趣旨を損なうものと考えられる。そのため、第 3 号は削除するか、第 3 号により削除すべき記述等の限定および明確化を求める。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>本規則案第 18 条の 7 第 3 号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」としては、例えば、クレジットカード番号等を想定しておりますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
508	規則（案） 第 18 条の 7 第 3 号	<p>第 18 条の 7 第 3 号</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等を削</p>	<p>本規則案第 18 条の 7 第 3 号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」としては、例えば、クレジットカード番号等を想定しておりますが、具体例等について、ガイドライン</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>除すること」とあるが、これは第6条の2第2号に掲げる「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある個人データ」と同義のものか。「財産的被害が生じるおそれのある」の範囲が明確にならなければ、例えば証券会社等の金融関連事業者においては、仮名加工情報を一切作成できないことにならないか。今後公表されるガイドライン又はQ & Aにより「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等」の定義や範囲を明確にしていただきたい。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>等でお示しすることを検討してまいります。</p>
509	規則(案) 第18条の 7 関係 (その他)	<p>4. データ利活用に関する施策の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。 <p>コメント：</p> <p>氏名等を削除した情報であっても、昨今のサイバー空間上の多種多様な情報と組み合わせることで、つまり、他の情報と照合等することで本人特定できる可能性が十分あると考えますが、そうした認識はないのでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>なお、御指摘のとおり、仮名加工情報は、他の情報と照合することで、本人を特定することができる情報であるため、本人の権利利益の保護の観点から、その利用を内部分析等に限定することとしており、仮名加工情報取扱事業者には、第三者提供の禁止(改正後の法第35条の2第6項、法第35条の3第1項)、本人を識別するための照合行為の禁止(改正後の法第35条の2第7項、法第35条の3第3項により読み替えて準用される法第35条の2第7項)、本人への連絡等の禁止(改正後の法第35条の2第8項、法第35条の3第3項により準用される法第35条の2</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			第8項) 等の規律が課されます。
510	規則(案) 第18条の 7 関係 (その 他)	<p>2 仮名加工情報について</p> <p>データとしての有用性を個人情報と同程度に保ち、イノベーションの促進を図るという目的は理解しますが、個人は、基本的に個人情報を取得されることを望んでいません。匿名加工情報、仮名加工情報については、そもそも、その加工技術のレベルについて不安があり、個人の特定が不可能になるとは限らないのではないかという懸念がぬぐえています。</p> <p>加えて、仮名加工情報は、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができる情報です。個人を識別できないようにする措置が不十分であったり、他の情報と照合して分析するなどして個人情報を復元するが技術的に可能であることから、実質的には大量の個人情報が流通することになります。プライバシー侵害を生ずる可能性があります。</p> <p>事業者が加工するに際して、一定以上のレベルに加工基準を保つこと、仮名加工情報に係る削除情報等の漏えいを防止するための安全管理措置の基準等を具体的に明確に定めること、さらに、加工方法や削除情報の取り扱いについての確認や評価、その結果に対しての必要な措置を厳しく講じていただくことを要望します。</p> <p>さらに、仮名加工情報に加工すれば個人情報ではなくなるため、内部分析等を条件に、利用目的の変更が可能となり、漏えい等発生時の報告義務の対象外、開示・利用停止等の請求対応もされなくなります。個人情報を取得する際に、仮名加工情報に加工すること、その場合には個人情報ではなくなることから、前述の個人情報の規制がなくなることを、具体的に説明することを</p>	<p>本規則案第18条の7に定める加工基準に従った加工の具体例等や、本規則案第18条の8に定める削除情報等に係る安全管理措置の基準に従った措置の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p> <p>また、当委員会としても、改正法の趣旨・内容について、積極的な周知・広報に取り組むとともに、改正法の施行後は、仮名加工情報制度の適切な運用がなされるよう、必要な助言・監督等に取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>義務付けしていただくよう要望します。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>	
511	規則（案） 第18条の 8	<p>【該当箇所】</p> <p>規則（案）の第十八条の八 (削除情報等に係る安全管理措置の基準)</p> <p>意見：社内利用にあたり、一般的に事業者内で利用している容易照合性のある個人データとの違いについて、ガイドライン等で明確化いただくことを希望します。</p> <p>理由：</p> <p>事業者において、個人データは番号管理されていることが一般的です。また、情報項目として個人識別できる項目を削除することを仮名化と呼び、容易照合性があるため個人データとして安全管理を行っています。</p> <p>そのようなケースと本「仮名加工情報」との違いが実務上、混乱する可能性があるため、事業者が、法令や規則の理念を正しく理解し、利活用を進められるよう、ガイドライン等でのわかりやすい説明を希望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>改正後の法第35条の2第1項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。</p> <p>この点については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
512	規則（案） 第18条の 8	22 第18条の8第2号 ご意見・ご質問	匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置（法第36条第2項、規則第20条）と同様に、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の内容

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「削除情報等の取扱いに関する規程類」とあるが、当該規程類に規定するべき内容について、今後公表されるガイドライン又はQ & Aにより明らかになるのか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>は、対象となる削除情報等が漏えいした場合におけるリスクの大きさを考慮し、当該削除情報等の量、性質等に応じた内容とする必要があります。そのため、削除情報等の取扱いに関する規程類の内容についても、事業者において、個別具体的な事情を踏まえ、検討していただく必要があります。</p>
513	規則(案) 第18条の 9	<p>第18条の9</p> <p>ご意見・ご質問</p> <p>各号に掲げる方法について、次のように理解すればよいか。</p> <p>第1号：いわゆるショートメールやメッセージと呼ばれる通信手段</p> <p>第2号：特定電子メール法第2条第1号に規定する電子メール</p> <p>第3号：チャット、LINE等</p> <p>そのうえで、以下についてお尋ねしたい。</p> <p>①CD-ROM等の磁気ディスクに焼き付けたものを交付する方法は認められないのか。</p> <p>②第2号で法令を規定せず、単に「電子メール」とされているのは理由があるか。</p> <p>③いわゆるSNSであって、顧客本人を特定して情報を送信する方法は、第3号に含まれると考えてよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>① 本規則案第18条の9第1号の「電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法」は、いわゆるショートメールを指します。改正法第35条の2第8項は、仮名加工情報に含まれる情報を、郵便等による送付や住居の訪問等のために利用してはならないとしていることから、CD-ROM等の磁気ディスクを本人に交付するために、仮名加工情報に含まれる情報を利用することは、通常、改正法第35条の2第8項により禁止されると考えます。</p> <p>② 「電子メール」の意義は、一般的に御理解いただけるものと考えております。</p> <p>③ いわゆるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能等を使用する方法は、本規則案第18条の9第3号の「前号に定</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法」に該当すると考えられます。
514	規則（案） 第 18 条の 9 第 1 項	<p>規則案の第 18 条の 9 第 1 項 (意見)</p> <p>「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているかガイドライン等で示していただきたい。</p> <p>(理由) 本規則では、第 2 号の「電子メール」とは別個に第 3 号として掲げられているため、どのような方法を想定しているのか明確化したいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	本規則案第 18 条の 9 第 3 号の「前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法」としては、例えば、いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能等を使用する方法が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
515	規則（案） 第 18 条の 9 第 3 号	<p>提出意見 :</p> <p>該当箇所</p> <p>規則案第 18 条の 9 第 3 号</p> <p>意見</p> <p>改正後法第 35 条の 2 第 8 項が「電話をかけ、郵便若しくは……信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法……を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先そ</p>	個別に判断されることとなります。例えば、C o o k i e I D を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容の W e b 広告を表示する方法は、本規則案第 18 条の 9 第 3 号の「前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「他の情報を利用してはならない」として禁止する行為には、例えば、Webサイトがその閲覧者に対して当該閲覧者の仮名加工情報に基づいて表示内容を出し分ける行為も、「電磁的方法を用いて送信」に当たるものとして含まれると理解したが、その理解でよいか。</p> <p>理由</p> <p>今般の改正で、仮名加工情報として取り扱えば法27条から34条の規定が適用外とされることになるのは、法目的の観点からして支障がないことによるものと理解している。すなわち、個人情報保護法が「個人の権利利益を保護することを目的」（法第1条）としている目的には、個人データに基づいて「個人を選別」（single out）する行為がもたらし得る個人の権利利益の侵害を未然に防止することが含まれると考える。それゆえに、本人には、自身の個人データがどのように処理されているかを確認し、不適正であれば是正を求めることができるよう、法27条から34条までの開示等（開示の他に訂正等及び利用停止等が含まれる）の請求権が与えられているところ、仮名加工情報が「個人を選別」するために用いられないことが、法により禁止されて保証されるならば、仮名加工情報に対する訂正等や利用停止等を求める必要性がなく、これに伴い開示を求める必要性もないことになるからこそ、これらの規定が適用外とされているものと理解している。</p> <p>ならば、例えば、Webサイトがその閲覧者に対して当該閲覧者の仮名加工情報に基づいて表示内容を出し分ける行為も、「個人を選別」する行為の一つであることから、改正後法第35条の2各項の規定のいずれかにより、そのような行為は禁止されていて然るべきである。</p> <p>その点、同条第7項が、「当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係</p>	<p>定する電気通信をいう。) を送信する方法」に該当すると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。」と規定していることから、前記「Webサイトがその閲覧者に対して当該閲覧者の仮名加工情報に基づいて表示内容を出し分ける行為」が「本人を識別するために」行われる「照合」に当たると解されるのであれば、同項がそのような行為を禁止していることになる。</p> <p>しかし、一般に、Webサイトがその閲覧者を区別する手段にはcookieに格納したランダム生成の識別子が用いられるのが通常であり、そのような手段による閲覧者の識別に伴って蓄積される閲覧者毎の閲覧履歴が、現行法の通常の解釈において氏名等が紐付けられていない限りは個人データに該当しないとされていることからすれば、前記の行為が「本人を識別するために」行われる「照合」に当たるとは言えないと解される余地がある。</p> <p>同条第8項が、前記第7項とは別に、電話や郵送その他のために仮名加工情報に含まれる「連絡先その他の情報」を利用することを禁止しているのも、電話番号やメールアドレスが、改正後規則（案）第18条の7第1号の「特定の個人を識別することができる記述」に該当せず、それらを利用して電話をかけ、メールを送信する行為が直ちに「本人を識別するために」行われる「照合」を伴うものと言えないからこそであろう。</p> <p>そうすると、前記「Webサイトがその閲覧者に対して当該閲覧者の仮名加工情報に基づいて表示内容を出し分ける行為」についても、前記第7項で禁止されていないことになるのであれば、第8項で禁止されて然るべきものと言える。</p> <p>第8項は、利用を禁ずる場合として、「電話をかけ、郵便若しくは……信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（……）</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>を用いて送信し、又は住居を訪問する」ことを列挙しており、そのうち「電磁的方法を用いて送信」の内容が、本件意見募集対象であるところの、改正後施行規則（案）第18条の9に委任されているところ、同条1号はSMS等の送信を、2号は電子メールの送信を規定し、3号で「前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（…）を送信する方法」を規定しているわけであるが、この「送信」に、前記「Webサイトがその閲覧者に対して当該閲覧者の仮名加工情報に基づいて表示内容を出し分ける」ことが該当するのかが問題となる。</p> <p>その点、Webサイトが閲覧者にコンテンツを表示することは、「電気通信」によりHTTPレスポンスを「送信する」ことに他ならず、cookieの識別子を用いてコンテンツを出し分けることは「受信をする者を特定して」行われるものであり、当該識別子が「連絡先その他の情報」に該当するものと解釈されるべきである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究TFパブコメ検討WG】</p>	
516	規則（案）第23条の2	<p>10-1 規則23条の2の「業務の内容の実質的な変更」とは何か。単なる法49条の2第1項の「軽微」性の言い換えに思われるが、何を持って実質的といえるかの具体的基準を示されたい。そもそも実質的な変更がないなら、そもそも法49条の2第1項の要件である、その認定に係る業務の範囲の変更 자체がないのではないか（あえて、認定を受けた業務範囲を変更せずとも、業務を追加できるのではないか）。業務の範囲の変更はあるが、業務の内容の実質的な変更が伴わない具体例を示していただきたい。</p>	<p>業務の内容の実質的な変更が伴わないものとしては、例えば、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や取り扱う商品やサービスの内容に変更があったとしても、公示されている認定業務の範囲からみて、通常、本人が苦情を申し出る範囲と齟齬がないものが考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
517	規則（案） 第23条の 2	10-2 政令案19条1項4号は「法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあっては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲」とするが、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類に限らず、業務範囲を自由に切り出すことが可能となるということでいいか。例えば、要配慮個人情報保護団体を作り、要配慮個人情報の取扱の向上に関する業務のみを行うことは可能か。またプロファイリング関係個人情報保護団体を作り、プロファイリングに関する個人情報の取扱の向上に関する業務のみを行うことは可能か。	御理解のとおりです。	
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】		
518	規則（案） 第28条	該当箇所 第二十八条 意見内容 広範な法の域外適用に関連し、必ずしも法令違反とはならない件（注意、警告等）に係る公表については、悪質な違反等のごく限られた状況下で行われることを明確にしていただきたい。個人情報保護委員会の命令が司法審査の対象であることを考えれば、裁判所の判断でその命令が覆される可能性があるため、公表することが早まったものになるおそれがある。 特に、外国の取扱事業者に対する事業所への立入検査については、当該データ処理業務が日本国内で行われていない場合には、ごく限られた状況でしか行われないことを明確にしていただきたい。	当委員会が指導等を行った事案について、公表を行うか否かは、国民への注意喚起の必要性等を踏まえ、当委員会において個別に判断いたします。 また、改正後の法第40条第1項に基づき、外国の事業者が国内に有する営業所や事業所等に対して立入検査を実施するか否かは、個別の事案に応じ、当委員会において判断いたします。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	
519	規則(案) 第27条	8-1-1 改正法42条4項で「個人情報保護委員会は、前二項の命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。」としているが、公表だけであれば全く実効性はなく、国内企業とのイコールフッティングという意味でも問題があるのでないか。真の実効性ないしイコールフッティング確保のためにには、日本居住者に関する個人情報に関する国内サーバ保存義務付けや代理人・国内代表者設置義務等が必要ではないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、命令違反の公表については、名宛人となる事業者の社会的信用を低下させる可能性があることから、命令違反に対する一定の抑止効果が期待できると考えます。
520	規則(案) 第27条	8-1-2 規則案27条1号2号において3号と異なり根拠となる法令の条項を明示しなくていいというのはなぜか、送達を受ける個人情報取扱事業者としては根拠となる法令の条項を明示されないと防御のしようがないのであり、3号と同様に、明示されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本規則案第27条第1号及び第2号は、各権限行使に際して送達する書類に、当該権限行使の「内容及び理由」を記載することを求めているところ、これらにより、名宛人となる事業者が各権限行使に対応するために必要な情報は提供されることになると考えます。
521	規則(案) 第28条	8-1-3 規則案28条2文の「外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。」とはどういうことか。裁判所の掲示板等への掲示はせず、通知をするだけなら、「公示送達」はない以上、論理的に「公示送達があったことを通知」することはできないと思われる。仮に通知を公示送達と	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、公示送達については、改正後の法第58条の4第2項に基づき、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を当委員会の掲示

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>みなすなら、「通知をもって公示送達とみなす」とすべきではないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>板に掲示することにより行います。</p> <p>その上で、本規則案第28条は、公示送達の名宛人たる事業者の了知を担保するため、当委員会が、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することとし、また、外国においてすべき送達に関しては、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知できる旨を定めるものです。</p>
522	別記様式	<p>提出意見 :</p> <p>別記様式 記載要領</p> <p>用紙の大きさは「日本産業規格 A4 とすること」とあるが、「A列4番」ではないか。</p> <p>【匿名】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
523	別記様式	<p>提出意見 :</p> <p>規則案</p> <p>別記様式</p> <p>報告事項欄における「事態の概要」において、「発生事案」の種別として「漏えいのおそれ」等と記載されている。規則案6条の2等の趣旨を踏まえると、報告対象はアクシデント関連（漏えいが発生した、又は発生したおそれがある事態）であり、インシデント関連（漏えいが発生する予兆・脅威を感知した事態等）は含まれないとと思われるが、この表現だと誤読される可能性がある</p>	<p>本規則案別記様式第一による報告は、本規則案第6条の2の規定を踏まえて行われるものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>記載要領において直通電話番号である旨記載しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>本規則案第6条の2各号の「おそれ」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>るため、様式上も「漏えいしたおそれ」等としたほうが良いのではないか。</p> <p>また、「事務連絡者の氏名」欄における「電話」であるが、後記されている「記載要領」によれば直通番号を記載するよう指示しているが、緊急時の迅速な報告を必要とする様式という性質を踏まえれば、「電話（直通）」といった欄を設ければ誤記載が少ないと考えられる。その場合、「記載要領」において、直通番号の記載させる意図や取扱い（個人情報保護委員会が直接電話する、事業所管大臣からも直接連絡される場合がある等）を明記した方が良いのではないか。</p> <p>なお、個人の権利利益を害する「おそれ」があってそれが大きい場合の「おそれ」と、漏えい、滅失若しくは毀損が発生した「おそれ」がある事態における「おそれ」は異なるものであるため、何の「おそれ」が生じたどの段階で、本人への通知等が求められるのか、事業者に正しく理解されるように、今後ガイドライン等において明確にされたい。</p> <p>【東京都 生活文化局広報広聴部情報公開課】</p>	してまいります。
524	別記様式 第1	<p>No. 5</p> <p>【該当箇所】</p> <p>規則（案） 別記様式第一（第六条の三第三項関係）3.（2）</p> <p>【意見】</p> <p>3. 報告事項（2）のリード文に該当する現行の漏えい等事案報告フォーマットでは、「漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容」として加工方法を含んでいるが、加工方法は報告対象とならないという理解で良いか。</p> <p>【理由】</p>	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>『平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応について』では加工方法が含まれるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	
525	別記様式 第 1	<p>規則案の第 6 条の 3 第 3 項 (意見)</p> <p>別記様式第 1 報告書記載事項関係における「続報」の運用は、新規案件ではなく、速報や確報でもないときに報告することとなるのか、運用が明確でないため、ガイドライン等において整理いただきたい。</p> <p>(理由) 適切な業務運営の確保のため</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	本規則案別記様式第一の続報の運用については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
526	その他	<p>提出意見 :</p> <p>個人情報保護法案改正ですが、みずから SNS などで個人情報を公開している人もいます。自分は SNS などはしていませんが、facebook などは、もう会うこともないだろうと思う人の、婚姻や学歴、会社名までも公表しています。そういう人たちが、個人情報の被害にあい、個人情報保護の対象にあったばあいも、法律で保護するのは難しいことです。SNS の事業者は、定期的にこういうトラブルがありましたと利用者に通知する義務を行なうなど、ニュースにはならない小さなトラブルなども利用者に通知するのは、SNS が楽しくなくなり、あまりいい考えではないですかね。</p> <p>【個人】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
527	その他	<p>提出意見 :</p> <p>私は都内で不動産業を営む代表者です。先日、調査会社を名乗る者から携帯電話に、個人情報含め根掘り葉掘り資産状況等を聴取しようとする電話を受けました。</p> <p>不審な点多々であったため、逆にこの携帯電話番号含め、弊社及び個人の情報をどこで得たか等、聞き出したところ、都庁HPでの宅建業者情報閲覧からだとのことでした。</p> <p>非常に驚き、直後都庁HPの該当ページから担当部署宛に問合せの電話をしたところ、宅建業法で業者情報は閲覧に付すことが法令で定められているため、それに従って閲覧開示しているまであるとの回答でした。</p> <p>しかしながら、この法令自体、前時代的なものをそのまま漫然と運用しているのではないか?、都庁に届けた業者情報は、あくまで宅建免許申請時、国及び都による免許申請に係る資格審査用のためであって、用途も不明な不特定多数一般への、しかも情報の範囲限定もなく、開示を承諾しているものではない。申請時の届け出情報の中には、法人の情報のみならず、代表者の個人情報、本籍含む、所謂要配慮個人情報以上の内容も多々含まれているところ、この運用は明らかに個人情報保護法からしても違法と思われます。また、昨今激増している特殊詐欺、押し込み強盗的凶悪犯罪等の観点からも、悪意の者に対して情報垂れ流し、犯罪の温床にもなりかねない非常に危うい情報開示運用がなされていると思う旨、都庁担当者の方にも述べたところ、確かにその懸念、可能性は否定できない旨の言葉もありました。他の同様な問合せやクレーム等も受けることはないのか?との問い合わせにも、時々あるとのこと。ただ、国の法令に従って閲覧手続に応じているため、都としてはどうにもで</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>きない、国と話してくれ、とのことでした。管轄は国交省だが、そちらに言ってくれということか?と聞くと、そうだとのこと。都としても、そのような意見があったことは、国交省との会合等の場面で話は挙げるとのことでしたが、実際して頂けるかは甚だ心もとない反応でした。</p> <p>そのような経緯あり、国交省また行革大臣の河野大臣の目安箱（休止中ですが）宛等にもご相談させて頂こうと考えつつ、非常に不安に思っていたところ、本意見募集がなされていることを知り、意見提出させて頂く次第です。</p> <p>宅建業者として過去に行政処分等を受けたり、また法人、個人として、破産等の経歴ある者なら、注意喚起のための一般情報公開はあっても、取引先や消費者保護観点から、業者情報閲覧開示は相当かと考えますが、そのようなことは何らない業者、またその代表者個人情報（しかも限定範囲でなくセンシティブ情報含む内容まで）、利用目的チェックも行われないまま、また、本人承諾のプロセスも何ら講じられていないまま、国、都道府県等がその情報垂れ流しを率先して行っている事実は甚だ遺憾であると思います。</p> <p>個人情報の第三者提供の基本に抵触どころか、非常に危うい環境を行政自ら作り出しているに他ならないと考えます。</p> <p>今現在の閲覧開示システムの運用のままでは、資産状況、本籍地等も開示されており、当方自身の自宅のみならず老親のみ生活している実家の情報すら垂れ流しされており、犯罪標的にならないか、非常に危惧しております。</p> <p>どうかこの点、早期に改善をして頂きたく、切にお願い申し上げます。</p> <p>【個人】</p>	
528	その他	5. ペナルティの在り方	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>改正概要全般に関し。</p> <p>コメント :</p> <p>罰則が強化されていることに関しては、流出等した個人情報による犯罪が多発していると考えられることや、GDPRとの関係から当然のことと存じますが、GDPRの示す制裁規定に比べるとバランスが取れていない感が否めません。何故、GDPRレベルの罰則の強化の見える化をしないのでしょうか。今回の罰則強化が段階的強化の第一歩ということなのでしょうか。その点が不明瞭と感じます。</p> <p>【個人】</p>	<p>するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正法において、個人情報の取扱いに係る違反事案が増加傾向にあること等を踏まえ、罰則の法定刑を類似する他の経済事犯と同等のレベルまで引き上げることとしています。</p>
529	その他	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>1 国は、「本人が破産、民事再生その他の倒産事件に関する手続（以下「破産等手続」という。）を行ったこと」に関する情報（官報に掲載される範囲の情報をいう。以下同じ。）について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）上の「要配慮個人情報」に当たるものとして、政令（個人情報の保護に関する法律施行令（以下「個人情報保護法施行令」という。））で定めるべきである。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1 破産者マップ事件等におけるプライバシー等の侵害</p> <p>(1) 破産者マップ事件の概要</p> <p>2019年3月、インターネット上に破産者の個人情報を掲載した「破産者</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、今回の法改正で、個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないこととしており、適切な運用に努めてまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「マップ」と称するウェブサイトが開設されていることが広く知られるに至った。破産者マップは、2018年12月2日には開設されており、官報の破産関係の記載を情報源として、これを包括的・網羅的に収集し、データベース化した上で、インターネット上で地図にプロットして公開したものである。なお、公開されていたのは当初10年分、後に3年分の情報であった。掲載された本人から弁護士等への相談も相次ぎ、破産者マップのようなサービスは個人のプライバシー等の人格的利益を侵害するものであるとの批判が相次いだ。このような事態を受けて、個人情報保護委員会は、2019年3月15日以降、個人情報保護法における「本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」（同法第23条第1項柱書）等の規定に違反するおそれがあるとして、破産者マップに対して行政指導を行った。また、同年3月18日には、弁護士有志60人により、個人情報保護委員会に対して、破産者マップに対する個人情報保護法上の緊急命令を求める処分等の求め（行政手続法第36条の3第1項）の申出が行われた。結果として、破産者マップは同年3月19日に閉鎖されたが、運営者の自主的な閉鎖によるものとみられ、特定の法的手段の効果によるものではない。</p> <p>(2) 破産者マップ事件以降の状況</p> <p>破産者マップのようなウェブサイトによって「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報が拡散されると、現時点では拡散した情報の全てを削除する有効な手立ては皆無である。実際、2020年7月現在も、破産者マップ自体は閉鎖されたものの同種のウェブサイトが複数存在し、同様の情報を拡散している状況にある。また、破産者マップの基となったデータと思われるものが匿名掲示板に投稿されている状況も確認されている。国外のホスティ</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ングサービスやドメイン登録サービスを使用された場合、民事上の発信者情報開示請求によって運営者を特定することも事実上困難である。</p> <p>実際に、破産者マップ類似のウェブサイトの中には、官報に掲載された「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報を毎日更新して、テキスト形式でアップロードした上で、住所についてはインターネット上で地図にプロットしているものがある。ここでの更新は、無料インターネット版官報が公表されてから間もなく行われていることから、プログラム等により無料インターネット版官報を自動的にテキスト化し、アップロードしている可能性が高い。また、同ウェブサイトは、上記テキスト化したデータを膨大な年数分にわたって、圧縮した上でダウンロードできるようにもしている。さらには、国外のホスティングサービス、ドメイン登録サービス等を使用して構築されており、民事上の発信者情報開示請求によって運営者を特定することは非常に困難である。</p> <p>(3) 「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の拡散についての従来の問題</p> <p>官報に掲載された情報が転載され、さらには自由に閲覧可能な状態で公開されるといった問題は、破産者マップ事件以前にも発生している。</p> <p>ある地方都市では、地元の経済誌が、管内の破産者等の情報を官報から転載し、紙面に破産者等の氏名や住所等の情報を掲載している。地方都市では人口が少なく、当該雑誌から破産等手続を行ったことが誰かに知られるだけでも、すぐに情報が人づてに伝播し、周辺住民の多くにその事実を把握される可能性が高い。実際に、法律相談をしただけでも人の噂になってしまうことから、債務整理の相談のために法律事務所に行くことすら躊躇する債務者も</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>多いと言われており、破産者等の情報が広く公開されることで、経済的更生の機会を得ることが事実上困難になるおそれがある。</p> <p>この事態を重く受け止め、2008年頃から、全国青年司法書士協議会がその中止を求めて申入れを行い、その後、弁護士会及び司法書士会の消費者関連委員会や関連団体からも申入れ等を行ったが、当該雑誌発行会社は、官報掲載情報をそのまま掲載していることなどを理由に破産者等の情報を官報から転載することをやめなかった。現在も、破産者等の情報が同誌に掲載される状況が続いている。</p> <p>つまり、「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の拡散に伴う問題は、同情報がデジタル化され、又は容易にデジタル化できることによってより深刻化しているが、同情報自体はデジタル化以前から存在しており、デジタル化された情報についての歯止めだけでは問題は解決しない。</p> <p>2 破産法等に基づく官報公告の目的</p> <p>破産法第10条は、破産手続における公告の具体的な方法や効果を定め、同条第1項では、公告は官報に掲載してすることと定めている。破産事件等においては利害関係者が多数に及ぶため、関係者に対する裁判の告知や書面の送付を速やかにかつ経済的に実施するため、簡便な方策として公告という方法を採用したものである。これは民事再生法第10条も同様である。</p> <p>破産法等において、公告は、多数当事者に対して裁判を告知する（破産法第32条、第216条、民事再生法第35条、第222条第2項、第244条、会社更生法第43条等）、裁判の告知を受けた利害関係者の権利行使の機会を保障する（破産法第32条、第136条、第197条、民事再生法第115条第4項、第169条第3項、会社更生法第115条第4項等）、裁判の告知</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>を受けた利害関係者の権利行使の期限を画する（破産法第251条等）、公告による告知で当該事実についての悪意を推定する（破産法第51条、民事再生法第47条、会社更生法第59条等）といった効果を有している。この趣旨及び効果からすると、破産手続等における公告の意義は尊重されるべきであり、その際、費用、労力、時間をかけない簡便な方法として官報に掲載することはやむを得ない面がある。</p> <p>しかし、債権届出期間や異議申立期間が経過すれば、公告の目的は達せられており、その後の情報の拡散は法的には不必要である。</p> <p>3 「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の残存と拡散が法の想定外であったこと</p> <p>破産等の手続を選択したことは、通常、広く一般には知られたくない情報である。官報に掲載される破産等に関する情報には、事件番号はもちろん、破産者等の氏名（名称）・住所といった個人を識別する情報が含まれており、極めてデリケートな個人情報と言える。</p> <p>官報掲載が公告方法として選択された当初は、官報は紙で閲覧するものであり、破産等に関する情報を得るには、官報を購入する又は官報の保管場所に赴くなどある程度の費用や労力を割く必要があり、そのようなことをするのは特定の者に限られていた。現在は、内閣府から委託を受けた独立行政法人国立印刷局が運営している無料インターネット版官報において、一定期間（直近30日分）は誰でも簡単に官報の内容を閲覧できるようになっており、破産者等の情報が容易に収集・転載及び拡散され、かつ半永久的に残り得る状態になっているが、これは想定されていなかった状況である。</p> <p>このように、官報に掲載された破産者等の情報が転載され、いつまでも拡散</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>され得る状況を放置すれば、多重債務者に破産等の手段を探ることを委縮させ、経済的更生の機会を奪うことにもなりかねないし、破産等の情報が拡散することによって事実上の不利益な取扱いを受ける可能性も高く、経済生活の再生の機会の確保を図るという破産法の趣旨（同法第1条）等を没却する。それだけでなく、本人を特定することが可能な情報が公開され、これが拡散し続ける状態を放置することは、プライバシーを侵害し、ドメスティック・バイオレンスや犯罪被害者等の情報が加害者等に知られる危険までも生じさせかねない。</p> <p>したがって、「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の取扱いに適切な規律を設ける必要がある。</p> <p>4 「本人が破産等手続を行ったこと」を個人情報保護法上の「要配慮個人情報」として定めるべきこと</p> <p>前述のとおり、経済誌が紙の官報から転載していたこと、紙の官報をOCR等でデータ化することも容易であることに鑑みると、「本人が破産等手続を行ったこと」に関し、デジタル化された情報についての規律だけでは不十分である。事業者が本人の同意なしに情報を取得すること自体を規律する必要があり、当該情報は個人情報保護法上の「要配慮個人情報」（同法第2条第3項）とされるべきである。この際、「本人が破産等手続を行ったこと」の拡散が、破産者等のプライバシー等の人格的利益の侵害を引き起こし、本人にステイグマを与えていているという実態に鑑みれば、同項の「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」に当たると言えるから、個人情報保護法施行令第2条において定めることができると解される。</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>なお、債権届出期間や異議申立期間の存在に鑑みれば、これらの期間を経過した後の情報のみを要配慮個人情報とする考え方もあり得るが、そのような取扱いの採否は今後の運用実態との関係で判断されるべく、監督機関である個人情報保護委員会に委ねられるべきである。</p> <p>したがって、一定期間の経過を要件にするとしても、個人情報の保護に関する法律施行規則への再委任の中で判断されるべきものと考えられる。</p> <p>要配慮個人情報に当たるとすることにより、個人情報保護法第17条第2項の例外事由に該当しない限り、個人情報取扱事業者は、本人の同意なしには「本人が破産等手続を行ったこと」の情報を取得することができなくなり、また、オプトアウトによる第三者提供が禁じられる（個人情報保護法第17条第2項、第23条第2項）。「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の取得及び第三者提供が直ちに違法となることによって、抑止的効果が期待できるほか、個人情報保護委員会がより積極的に監督権限を行使できることとなる。</p> <p>なお、「本人が破産等手続を行ったこと」が要配慮個人情報に当たることになったとしても、（紙の）官報公告により情報を取得することは、法令に基づく場合（個人情報保護法第17条第2項第1号）又は国の機関により公開されている場合（同項第5号。なお、独立行政法人国立印刷局は「国の機関」ではない。）に該当するので、許容される。また、個人情報保護法が規律している対象は個人情報取扱事業者のみであって、個人が情報を取得することについての規制は存在せず、過剰な規制にはならない。さらに、信用情報機関の法令上の取扱いについては、法令に基づく場合（個人情報保護法第17条第2項第1号）として許容される。</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ところで、2020年6月12日に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」では、オプトアウト規制の強化のため同法第23条第2項が改正され、「ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第17条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。」とのただし書きが加えられ、また、新たに第16条の2として、「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」との条項が加えられた。これらの法改正により、「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報について、オプトアウトで取得した情報のオプトアウトによる提供が禁じられるため、いわゆる名簿屋間でのやり取りがなされることに規律が及び、オプトアウトの手続を履践したとしても、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用は許されなくなるため、破産者マップと同種のウェブサイトを公開するような行為についても一定の規律が及ぶものと思われる。</p> <p>しかし、破産者マップの運営者は、もとよりオプトアウト等の第三者提供に係る手続を完全に無視してサイトを運営していたものであり、上記の規制がなされたからといって、類似サイトを作成しようとする者が従うとも思われない。</p> <p>したがって、この法改正に加えて、政令が改正される際に、「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報を要配慮個人情報として定め、情報の取得及び第三者提供の強い規制の対象であることを明確にすることで、現在発生し</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ている情報の拡散によるプライバシー等の人格的利益の侵害の被害拡大を早期に防止すべきである。</p> <p>6 結語 以上のとおりであるから、国は、「破産等手続を行ったこと」に関する情報について、個人情報保護法上の「要配慮個人情報」に当たるものとして、個人情報保護法施行令で定めるべきである。</p> <p>【日本弁護士連合会】</p>	
530	その他	<p>(1) 個人情報保護法 16 条の 2 における不適正な方法による利用の禁止について 破産者マップ事件のような、相当悪質なケースが想定されているというが、条文の文言上はその規制対象が明確ではなく、広範な意味に解釈できる懸念もある。したがって、ある事業行為が「不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」であるかどうかを判断する基準を明確にされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。不適正利用に該当すると考えられる具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
531	その他	<p>(5) 個人情報保護法 30 条の利用停止・消去の権利について 当該停止等を対応する上で、事業者側に多額の費用が生じる場合、代替措置をとることが認められているが、「多額の費用を要する場合」について具体的に示されたい。 たとえば、一定以上の規模の企業であれば、複数の営業部署、マーケティング部署が存在し、かつ、それぞれが複数のデータベースを保有しているこ</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の法第 30 条第 6 項ただし書の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ともある。そして、安全管理措置（法 20 条）の観点からは、それらの個人情報等データベースを名寄せしない方が望ましいという考え方もありうる。複数のデータベースに分けておくことで、仮に ID やパスワードが漏えい等した場合でも漏えい等をする保有個人データの範囲を限定でき、本人に及ぶ個人の権利利益への侵害のリスクを減らしうるからである。そして、そのような取扱いをした場合、個人の氏名やメールアドレスを把握できるだけでは、それらのデータベースに含まれる保有個人データの有無および内容を社内では容易には確認できない場合が多い。このように、社内の役職員が多くの時間をかけて対応しなければ、保有個人データの有無を確認できないことがあり、こうした場合も「多額の費用を要する場合」に該当する旨を明確にされたい。</p> <p>また、上記のように複数のデータベースが存在する場合に、それらをすべて名寄せして 1 つのデータベースに統合すること自体に多額の費用や時間がかかるが、統合しようとすると多額の費用がかかる場合も「多額の費用を要する場合」に該当する旨を明確にされたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	
532	その他	<p>(6) 個人の請求権の拡張全般について</p> <p>今回の改正により、種々の情報提供義務、開示請求対応義務、そして当該請求の結果によって個人情報の利用等停止が認められることが、事業者によるデータの取扱いを大きく阻害する要因になりかねないという懸念もあり、その点を考慮されたい。</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【経営法友会】	
533	その他	<p>該当箇所 その他 意見内容 法十六条の二における「不当な行為」及び「誘発するおそれがある方法」という表現は意味が広すぎる。このため、偶発的または意図しないデータ利用が個人情報保護委員会により規制されてしまうと、取扱事業者は個人情報の取り扱いを控えることになり、結果として個人データの利用が減少してしまうことになりかねない。こうした指摘を踏まえ、ガイドラインで明確にするべきではないか。個人情報保護委員会の見解を明らかにしていただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。不適正利用に該当すると考えられる具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
534	その他	<p>該当箇所 その他 意見内容 法第三十条第六項中「多額の費用を要する場合」に関連し、取扱事業者がデータ主体の要求を拒否することが許される場合の例をガイドラインにおいてより十分に示していただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の法第30条第6項ただし書の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
535	その他	【総論】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>今般の政令及び委員会規則については、度重なる改正により極めてわかりにくい構成となり、特に参照関係が複雑になって読み解くのに大きな労力が必要なものとなっている。次回の改正では、内容だけではなく法令の構成や構造を一から見直していただきたくお願いすると同時に、少なくとも本改正に伴うガイドラインでは、逐条的なものだけでなく、構造が一目でわかり、また関連するものは一つにまとめるような構成にしていただくこと、及び逆引きを含む索引等の付属文書の作成を強く要望する。</p> <p>内容全般については、国際的なプライバシー保護の潮流とは異なる日本独自の手続きの詳細化がさらに進んでいるように思われ、ともすれば本来の目的を忘れたチェックシートとしての使い方になるのではないかと危惧している。ガイドラインでは、我が国の「プライバシー保護」の原理原則を明示し、それとの関係性を表すような対応を求める。特に我が国が進めるD F F T (Data Free Flow with Trust) に資することに留意して、仮名加工情報と匿名加工情報の国際的な定義や活用方法との差異を示し、有効な利用が可能となるよう配慮を求める。</p> <p>また、現在進められている個人情報保護法の行政や地方自治体との一本化やEUとの十分性認定との整合性にも鑑み、政府、行政機関、地方自治体等の公的機関からの個人情報の提供依頼について、国民の不信や事業者の負担等を招くことが無いよう一定の指針を示すと同時に個人情報保護委員会による監視・監督を明確にすることを強く要望する。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>す。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
536	その他	<p>6-2-1 法制局資料ではこれらの請求権が本人が自己に関する情報に関するところで、個人情報の適正な取り扱いを確保するという手段でもあるところ、請求権自体も法によって保護される重要な個人の権利利益であることが確認されているが、これが現在の PPC の見解ということでよろしいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
537	その他	<p>6-2-2-1 改正法 16 条の 2(不適正な利用の禁止)の規定に違反して取り扱われている場合(改正法 30 条 1 項)の利用停止等というのは具体的にどのような場合か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
538	その他	<p>6-2-2-2 なぜ改正法 16 条の 2 違反の場合における本人の権利について、オプトアウト禁止・第三者への提供の停止が追加されず、利用停止だけなのか、その合理的な区別の理由を説明されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
539	その他	<p>6-2-2-3 改正法 16 条の 2 違反の場合に、個人情報取扱事業者から本人への通知義務が必ずしも課せられないという理解でよいか。</p> <p>6-2-2-4 改正法 16 条の 2 違反の場合に、個人情報取扱事業者から本人への通知義務が必ずしも課せられないならば、どうやって本人は権利行使するのか回答されたい。</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
540	その他	6-2-3-1 改正法 30 条 5 項の当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合の利用停止等又は第三者への提供の停止というのは具体的にはどのような場合のことか。	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
541	その他	6-2-3-2 改正法 30 条 5 項の当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合の利用停止等又は第三者への提供の停止を定めることは、法 19 条が努力義務であることと矛盾しないか。 6-2-3-3 改正法 30 条 5 項の当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合の利用停止等又は第三者への提供の停止を定めるなら、法 19 条を法的義務にする改正をしないと平仄があわないのでないのではないか。	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、法第 19 条の努力義務は、本人の権利行使にかかわりなく事業者に求められる規定であり、本人の請求を要件とする改正後の法第 30 条第 5 項とは前提が異なります。
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
542	その他	6-2-3-4 改正法 30 条 5 項の当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合の利用停止等又は第三者への提供の停止でいう「必要がなくなった」というのは、法 19 条の「利用する必要がなくなったとき」と同義か。	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
543	その他	6-2-3-5 改正法 30 条 5 項の当該本人が識別される保有個人データを当該個	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合の利用停止等又は第三者への提供の停止に関し、利用目的にマーケティングのための分析が含まれる場合に、将来取得されるデータとあわせてマーケティングのための分析を行いたいので、そのために保管しておきたいというのは、なお「必要」があるといえるか(それが言えないとすると、過去のデータの蓄積と結合させた分析が事実上できなくなると思われる。)。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
544	その他	<p>6-2-3-6 改正法 30 条 5 項の当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合に、個人情報取扱事業者から本人への通知義務が必ずしも課せられないという理解でよいか。</p> <p>6-2-3-7 改正法 30 条 5 項の当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合に、個人情報取扱事業者から本人への通知義務が必ずしも課せられないならばどうやって本人が権利行使するのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
545	その他	<p>6-2—4-1 改正法 30 条 5 項の改正法 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が生じた場合の利用停止等又は第三者への提供の停止というのは具体的にどのような場合か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の法第 30 条第 5 項の「第 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態」については、本規則案第 6 条の 2 各号の事態をいいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
546	その他	<p>6-2-4-2 改正法 30 条 5 項の改正法 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が発生した場合、かならず本人への通知義務が発生するか。</p> <p>6-2-4-3 改正法 30 条 5 項の改正法 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が発生した場合に必ずしも本人への通知義務が発生しないなら、通知されない本人はどうやって権利行使するのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
547	その他	<p>6-2-5-1 改正法 30 条 5 項のその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等又は第三者への提供の停止というのは具体的にどのような場合か。</p> <p>6-2-5-2 改正法 30 条 5 項のその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等又は第三者への提供の停止としては、本人の意思に反してダイレクトメールが繰り返し頻繁に送付されるような場合が想定されている(参議院内閣委員会 2020 年 6 月 4 日答弁)ということでいいか。</p> <p>6-2-5-3 改正法 30 条 5 項のその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等又は第三者への提供の停止としては、個人データ漏洩発生後再発防止策が取られていない場合も含まれる(法制局資料)ということでいいか。</p> <p>6-2-5-4 改正法 30 条 5 項のその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等又は第三者への提供の停止に関し、料金の支払いを免れる目的で</p>	<p>本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>あるとか、係争となった場合に本人にとって不利な証拠を消去するというの は正当な利益にならないということでいいか(参議院内閣委員会 2020 年 6 月 4 日答弁)。</p> <p>6-2-6 改正法 30 条 5 項の「その他当該本人が識別される保有個人データの 取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」 については、法制局資料によれば、法目的に照らして保護に値する正当な利 益が、一般人の認識を基準として、客観的にみて侵害されるおそれがあるこ とをいい、法目的に照らして保護に値しない不当な利益が侵害されている場 合や、それが単なる主觀的なものにとどまる場合には、請求が認められな いとされているが、それが PPC の現在の見解でいいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	
548	その他	<p>6-2-5-1 参議院内閣委員会 2020 年 6 月 4 日答弁で開示等の請求権を放棄す る合意が無効であることが明らかにされたが、これは PPC の見解で良いか。</p> <p>6-2-5-2 個人情報保護法上、これ以外に強行法規はあるか。</p> <p>6-2-5-3 例えば、情報提供に関する規定(法 26 条の 2 第 1 項 2 号)、通知に 関する規定(法 22 条の 2 第 2 項)等について、本人から不要であるとの明示 的同意を得ることで、適用を回避できるという理解でよいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に關 するものですので、本意見募集の対象外と考えます。 なお、例えば、事前に本人からの同意を得た場合であ っても、改正後の法第 22 条の 2 第 2 項は適用され、 本人への通知は必要と考えられます。
549	その他	14-1-1 不適正利用の禁止(法 16 条の 2)について、衆議院内閣委員会 2020 年 5 月 22 日答弁では、破産者マップのような「公告等により散在的に公開さ れている、しかし、差別を誘発されるおそれがあるような個人情報について	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に關 するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と 考えます。不適正利用に該当すると考えられる具体

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>集約化して、データベース化、インターネット上で公開するようなケース」や、名簿屋へのデータ提供のような「違法行為を営む事業者に個人情報を提供する」といったケースが挙げられているが、PPCも同じ理解で良いか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
550	その他	<p>14-1-2 不適正利用の禁止(法 16 条の 2)について、法制局説明資料によれば、「違法行為」としては、突然接触てきて平穏な生活を送る権利を侵害するような違法行為が想定される旨や、暴力団員、総会屋、クレーマー等の名簿をみだりに開示したり、暴力団等に提供したりすることも含まれるとされているが、PPCは現在も同じ理解で良いか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。不適正利用に該当すると考えられる具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
551	その他	<p>14—1-3 参議院内閣委員会 2020 年 6 月 4 日答弁によれば、「相当悪質なケースを念頭に置い」ているとされているが、何を持って相当悪質なのか、その境界線を具体的に示されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。不適正利用に該当すると考えられる具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
552	その他	<p>14-1-4 例えば、プライバシーポリシーの記載が不親切という程度で法 16 条の 2 に違反するのか。また、名簿屋を営み、そのために個人情報を利用することは直ちに法 16 条の 2 に違反するのか。個人情報の利用を過度に萎縮させないという観点から、何が法 16 条の 2 に違反するのか具体的に示されたい。</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。不適正利用に該当すると考えられる具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
553	その他	<p>14—2-1 課徴金制度の導入は見送られ、制度改正大綱において継続的な検討課題とされ、我が国の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていくこととなっているが、PPCとしては課徴金制度を導入したいということか、それとも、PPCは課徴金制度に反対なのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
554	その他	<p>14-3-1 プロファイリング規制の導入が個人情報保護委員会で議論されているようであるが、法令、最低でも政令・規則レベルですべきではないか。なぜ、ガイドラインで重要なプロファイリング規制を入れるのか。そのようなガイドラインにはなんら法令上の根拠はなく、単なる「お願い」ではないのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
555	その他	<p>14-3-2 利用目的は過程を問題とするのではなく結果ないし到達(しようとする)点を問題とするという理解でいいか確認されたい。すなわち、園部逸夫＝藤原靜雄編『個人情報保護法の解説(第二次改訂版)』137頁は「利用目的」を「特定」するとは、個々の取扱プロセスごとにその目的を特定することを求める趣旨ではなく、あくまでも個人情報取扱事業者が一連の取り扱いにより最終的に達成しようとする目的を特定することを求める趣旨であるとするが、この理解は PPC の現在の理解と同一であるか確認されたい。</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
556	その他	<p>14-4-1 公益目的による個人情報の取り扱いに係る例外規定の運用の明確化も、規則レベルであるが予定されている第127回個人情報保護委員会資料「個人情報保護を巡る国内外の動向」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191125_shiryou1.pdf)とされているところ、今回規則案に規定が存在しないということは、そのような規定は設けないことになったという理解でよいか確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。